

**テレビニュースに表象される女性被害者**  
**～内容分析による男性被害者との比較研究～**

博士号請求論文

武蔵大学

提出日：2014年2月4日

小林直美

# テレビニュースに表象される女性被害者 ～内容分析による男性被害者との比較研究～

## 目次

序章	1
第1章 事件報道の娯楽化と報道被害	4
1 ニュースの娯楽化	4
2 テレビジャーナリズムの理念と法	9
3 テレビニュース制作システム	13
4 犯罪報道と報道被害についての問題点の変化	18
5 報道被害の法的側面	24
6 犯罪被害者の報道被害	30
7 匿名報道の増加	32
第2章 女性被害者と事件報道	40
1 女性被害者の報道被害史	41
2 事件報道とジェンダー研究	50
3 男性中心のジャーナリズム	56
4 日本のジャーナリズムにおける諸問題	64
5 ジャーナリズムにおけるジェンダー・バイアス	69
第3章 テレビニュース内容分析1(量的分析)	72
1 仮説	73
2 調査方法	73
3 量的分析の結果	75
第4章 テレビニュース内容分析2(質的分析)	98
1 調査方法	98
2 質的分析の結果	101
3 女性被害者報道の特徴と問題点	125

第5章	テレビニュースが表象する女性被害者	135
1	ニュースの中のジェンダー・バイアス	136
2	テレビニュースの送り手	137
3	メディア組織とニュース制作過程	138
4	制度面	139
第6章	報道被害の救済とジェンダー	141
1	司法による救済	142
2	行政による救済	143
3	日本のマスメディアによる救済システム	144
4	海外のマスメディアにおける救済システム	157
第7章	ジェンダー・センシティブな報道～教育とケア～	163
1	ジャーナリスト教育	164
2	ジャーナリストの「ケア」	166
3	社会の各セクターにおける自主的な取り組み	172
4	ジェンダー・センシティブな女性被害者報道	177
終章		181
資料1	テレビニュース被害者分析シート	184
資料2		185
1	放送倫理基本綱領	185
2	日本民間放送連盟 放送基準	186
3	日本民間放送連盟 報道指針	191
4	誘拐報道の取り扱いについて	193
5	集团的過熱取材問題への対応について	194
6	報道・著述分野における個人情報保護に関する基本的な考え方	195
7	裁判員制度下における事件報道について	196
8	裁判員裁判の取材にあたっての申し入れ	197
9	「桶川女子大生殺害事件」取材についての要望	198
10	「秋田県能代地区における連続児童遺体発見事件」取材についての要望	199
11	「犯罪被害者等基本計画」に関する BRC 声明	200
12	犯罪被害者の権利宣言	201
参考文献		202

## (謝辞)

本博士号請求論文は、筆者が武蔵大学大学院人文科学研究科社会学専攻博士後期課程在学中、および単位取得退学後に調査したデータをまとめたものである。

本研究に関し終始ご指導ご鞭撻頂きました武蔵大学小玉美意子名誉教授に心より感謝いたします。思えば、筆者がテレビニュースとジェンダーに関する研究を始めるきっかけは、学部生時代に受けた小玉教授の講義でした。ご指摘頂いたすべての点を改善できなかったかもしれませんが、今後の研究に必ず活かしたいと思います。

また、本論文をご精読頂き有用なコメントを頂きました武蔵大学小田原敏教授、同千田有紀教授、同山下玲子教授、和光大学井上輝子名誉教授に深謝いたします。小田原教授には審査途中より主査をご担当頂きましたこと、重ねて御礼申し上げます。

充実した研究環境を提供して頂いた十文字学園女子大学および教職員の皆様に深謝いたします。十文字に奉職し、教育と研究に携わった経験が本論文執筆の原動力となりました。

そして、忙しい合間をぬってインタビュー調査にご協力頂いたジャーナリスト・番組制作者の方々にも謝意を表します。現場の声を聞き、本論文がジャーナリズムに貢献する実証研究となりました。

なお、本論文の内容分析調査の一部は、メディア総合研究所若手研究者研究助成によります。助成によって長期間にわたる調査期間を設けることができました。

最後に本論文執筆中、様々な形で励まし、支えてくださったすべての方々に感謝を捧げるとともに、本論文で取り上げた被害者のご冥福をお祈り申し上げます。

2014年2月

小林 直美



# テレビニュースに表象される女性被害者

## ～内容分析による男性被害者との比較研究～

### 序章

日本のジャーナリズムにおいて「報道被害」という言葉が使われ問題視され始めてから久しい。報道被害とはまさに報道によって何らかの被害を受けることであるが、その報道内容や被害者の形は様々である。たとえば政治家や公務員といった公人や、有名人などの準公人に対するプライバシーの侵害や名誉毀損、あるいは誤報による私人への「報道加害」、事件・事故の被疑者・被害者に対する報道被害など、時と場合、対象が様々に存在する。これに加え今日、「集团的過熱取材」（あるいは「メディア・スクラム」）と呼ばれる事件・事故等の取材や報道段階に生ずる問題によってマスメディアは批判されている。

社団法人日本民間放送連盟は、「集团的過熱取材への対応について」（2000年）を公表して、取材上の留意点や対応策を示し、多メディア間との連携を図るべきであるとした。一方、政府の「犯罪被害者等基本計画」（2005年12月閣議決定）では、「警察による被害者の実名発表、匿名発表は犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく」こととしている。

このように、犯罪被害者やその遺族等を含む国民全体の個人情報の保護を求める考えと、国民の知る権利と報道の自由を重視する考えとの両方がジャーナリズムに求められている。さらに裁判員制度実施（2009年）に伴い事件・事故報道の適切性はその重要性を一層増してきた。

筆者がこの問題に注目しはじめたのは、1997年に起きたいわゆる「東電 OL 殺人事件」（東電女性社員殺人事件）からであった。この事件は殺害された被害者が一流企業のエリート会社員という側面と、プライベートにおいては売春を行っていたという事実が社会の注目を集めた事件である。この女性被害者の二面性が、マスメディアによる事件の原因説明の一方で、犯人逮捕に必要なないプライバシーに関わる情報を氾濫させた。このようなプライバシー侵害報道によって、亡くなった被害者とその遺族は「報道被害」という二次被害を受けることになった。この時の報道は、被害者の人権を無視した、センセーショナルで覗き趣味的報道であると識者から厳しい批判をあげた。

事件取材に関しては、地元メディアのみならず時には全国の新聞・テレビ・雑誌等の記

者・カメラマンが、事件や災害の情報を被害者本人や家族・親族、現場周辺住民や関係者から得ようと当該地域に大挙して押し寄せる結果、集団的過熱取材となってしまうことがある。事件の被害が深刻なほど、集中豪雨型報道によって同じ内容の報道が多くメディアによって繰り返されることが多い。被害者が女性の場合、特に被害は深刻になる。この現象は上記のような改善の努力はありながら、なお続いている。なぜであろうか。

本研究に先立ち、筆者は『テレビニュースにおける女性犯罪被害者報道』（武蔵大学大学院修士論文 2004）において、日本の夕方から夜のニュース番組である『NHK ニュース 7』『筑紫哲也 NEWS23』『ニュースステーション』の女性被害者報道の内容分析を行った。この研究において女性被害者報道の傾向と問題点、および機能が明らかとなった。すなわち殺人事件と性的犯罪が報道の約 8 割を占め、被害者の年齢が 10 代～20 代の若年層に集中し、その職業や身分が学生、教師、水商売に偏り、被害者が死亡した場合には実名写真付きで報道すること。報道内容は新奇性、物語性に富み、受け手の感情喚起をしやすく、性役割意識が報道により培養・再生産される可能性等を指摘した。

本研究では、事件報道分析用に改良した内容分析にインタビュー調査（テレビニュース制作者など）を加え実証的に調べると同時に、男性被害者を比較対照に設け、被害者報道を相対的かつ包括的に分析する。

そこで本研究の目的は大きく 3 つに分けられる。第一にジャーナリズム、およびジェンダーの視点から、テレビニュースにおける女性被害者報道の傾向と問題点を男性被害者報道と比較することによって明らかにすることである。第二に、女性被害者報道の報道様式（映像・語り・被取材者など）を分析し、その問題点の解明を行うこと。第三に、女性被害者の報道被害防止と救済について被害者学の視点を取り入れ考察する。

これらの目的を遂行するために本稿は次のような構成にした。第 1 章では、ニュースの娯楽化が世界的に進んでおり、事件報道におけるニュース・バリューがニュース制作に関わる諸要因や諸力の相互作用の過程によって定まることから、それらの力関係に支配されている現在のメディア制作環境について述べる。そして被害者学の知見から日本のテレビジャーナリズムの法と理念の下で起きた報道被害は、現実を受けた被害に次ぐ二次被害であり、「メディアによるパワー濫用」の被害と定義されていることを述べる。その上で報道被害に関する問題点の変化を時系列に沿って説明し、日本のマスメディア・ジャーナリズムにおいて報道スタイルが変化する契機となった事件について分析し、犯罪被害者との関連を指摘する。また事件報道の特徴について、ジャーナリスト、弁護士・法学者、ジャーナリズム学者の立場から考察する。さらに、名誉毀損、プライバシーの侵害、肖像権の侵害、集団的過熱取材についての判決や事例を概観し、被害者や遺族への報道被害実態調査によって当事者たちは報道の何が問題であると感じているのかを明らかにしていく。

第 2 章では、女性被害者報道について取り上げる。日本のフェミニズム、ジェンダー、人権の視点から、1980 年代より問題となっている女性被害者報道が繰り返される原因について、内外の理論や実証研究、現場の声や調査をふまえて問題点を指摘していく。それによ

り内容分析において検証すべき仮説を設ける。

第 3 章では、3 つの日本のテレビニュース番組（『ニュースウォッチ 9』『筑紫哲也 NEWS23』『報道ステーション』）を対象に内容分析（調査期間 2007 年 10 月 1 日（月）～2008 年 2 月 29 日（金）の計 20 週間）を行い、その中から女性および男性被害者報道を抽出し、両者を量的に比較分析する。そしてその結果を第 2 章で設けた仮説を検証する。検証すべき仮説は 2 つある。第一にテレビの送り手側に、ニュース制作・報道の各過程において、ジェンダーに配慮した報道がしにくい産業構造、ジャーナリズム環境がある。第二に、テレビジャーナリズムは、事件の女性被害者を被害内容と被害者の属性によってカテゴライズするジェンダー別報道パターンがある、である。この検証を通じ、女性被害者報道の特徴、報道様式、問題点を明らかにする。

第 4 章では、調査期間内に報道されたテレビニュースを事例に、映像・画像素材・テロップ・音の演出・音声内容の項目について質的内容分析を行う。被害者報道の質的表現と提示様式について明らかにした結果と先行研究、および第 3 章の量的分析結果をもとに、被害者報道を 3 つのタイプに分類し、その特徴を指摘する。これらをふまえ、第 2 章でまとめたジャーナリズムにおけるジェンダー・バイアスと第 3 章で設けた調査課題について質的分析結果から考察し、テレビニュースで表象される女性被害者についてまとめる。最後に、テレビニュースにおける女性被害者が視聴者に対し果たす機能について指摘する。

第 5 章では、起きてしまった報道被害の救済について司法、行政、マスメディアの立場から検討していく。特に日本のマスメディアの自主規制による救済システム（メディア・アカウンタビリティ制度、MAS）の中から倫理綱領やガイドライン・社内の第三者機関、番組向上機構（BPO）について検討し、報道被害の救済について考察する。また、諸外国の倫理綱領・ガイドライン、諸制度を参照し、ジェンダーと人権に配慮したジェンダー・センシティブな報道について検討する。

第 6 章では、ジェンダー・センシティブな女性被害者報道への転換に必要な社会の各セクターによる取組みについて考えていく。意識改革、環境整備、ジェンダー・バイアス是正の取組み、被害者への理解が必要であることを述べる。特にジャーナリスト教育にジェンダーの視点や被害者学を取り入れること、ジャーナリスト自身の精神のケアがひいては被害者のケアにつながり報道環境の向上に役立つことを提起する。

終章では、女性を報道の客体とするジェンダー観と、ジェンダー・バイアスが構築する“かわいそうな女性被害者”と、社会規範から逸脱した“悪女”に見られる「歪んだ」女性被害者報道から脱構築したジェンダー・センシティブな女性被害者報道の可能性について述べる。

なお本稿の研究対象メディアはテレビニュースであり、主たる研究対象は犯罪の女性被害者である。その際、戦争やテロの犠牲者、自然災害や公害などの被害者は含めない。また、本稿における「被害者」とは何らかの被害を受けたその本人のみとする。これは第 3 章で行う内容分析の主たる対象が「被害者」本人であるためである。日本語の「被害者」とい

う言葉には被害を受けた当事者とその家族（遺族）双方を示す言葉として慣用的に使われていることがあるからである。これを明確に分類するために、家族（遺族）に言及する際には「被害者の家族（遺族）」と表記する。

また本稿で「犯罪被害者」と述べる時は、被害者学の被害の定義の中でも犯罪全般の被害を範囲とする狭義の被害に遭った者である。「被害者」と述べる時は、被害を広義に捉え、犯罪被害だけでなく何らかの違法行為、あるいはすべての被害を含めたものとする。広義の被害概念事例としてセクシャル・ハラスメントや悪徳商法、プライバシー侵害などがある。

# 第1章 事件報道の娯楽化と報道被害

本章の目的は、報道被害発生の要因に事件報道の娯楽化があることを明らかにすることにある。また、事件報道娯楽化の重要な要素である犯罪被害者について報道被害の様々な側面から明らかにしていく。

そのためにはじめに、犯罪ニュース成立に関わる理論を参照し、ニュース・バリューやニュースに記者や番組制作者の価値観が反映されていることを指摘する。さらにニュースが娯楽化した要因を①市場のプレッシャー、②メディア間の競争、③人権意識の向上による法律の制定、メディアの自主規制、④技術の発達、⑤番組制作会社・フリーランスの視点から考察する。次に日本メディアの倫理綱領とテレビニュース制作システムを取り上げ、現在の記者や番組制作者の教育、長時間労働、ニュース制作体制が、報道被害を生じやすい状況にあることを明らかにする。

それらをふまえて報道被害に関する問題点の変化について、その契機となった事件について分析し、事件報道の特徴と女性被害者との関連について、ジャーナリスト、弁護士・法学者、ジャーナリズム学者の立場から考察する。さらに、社会の人権意識の発達と個人情報保護法により、取材・報道環境が困難な状況にあることを確認する。

## 1 ニュース判断に関する先行研究

### (1) 犯罪ニュース成立条件

犯罪や事件に関する情報はマスメディアによって毎日のように報道されている。日本では刑法犯の認知件数は1996年から毎年戦後最多を更新し、2002年には3,693,928件を記録した。しかし翌2003年より減少に転じ2011年には2,139,725件、特に殺人の認知件数は1,051件と戦後最低レベルとなった(法務省2012:3)。

犯罪報道はオーディエンスに対して、犯罪を可視化させる。犯罪の可視化とは、テレビや新聞が画像と音声などによって犯罪事件を伝えることのみを意味するのではない。記者・編集者などが特定の枠組みのもとで情報源機関などとの様々な相互行為により編集して生み出した犯罪の社会的「リアリティ」を意味づけしてオーディエンスに示すことである。何が犯罪であるかは、法に基づき警察などが判断する。その犯罪はストーリー化されてニュースとなる。その際登場人物(容疑者・被害者など)が類型化され、様々な事実が一定の犯罪イメージのもとで再構成される(大庭絵里2011:121-122)。

この編集して生み出された犯罪の社会的「リアリティ」は、市民がイメージする犯罪被害の種類に影響を及ぼす一因であることが指摘されている。「重犯罪の犯罪被害者等」といえば「殺人・傷害等の暴力犯罪」が約8割(84.3%)、「強姦強制わいせつ等性犯罪」(9.0%)、

「交通事故等の犯罪」(5.3%)が市民によってイメージされる(内閣府 2008a)。しかし同年の刑法犯認知件数は、「自動車運転過失致死傷等」(29.1%)、「殺人・強盗・傷害等」(2.9%)、「強姦・強制わいせつ等」(0.5%)と、実態と乖離していることがわかる<sup>1)</sup>(法務省 2008)。この乖離の一因がマスメディアによる報道であるならば、マスメディアの記者・編集者が特定の枠組みに基づき、何を報道するか判断することは重要である。

この枠組みや報道の判断基準については様々な研究がなされている。日本のマスメディアにとって事件報道のニュース・バリューは高い<sup>2)</sup>。ニュース・バリュー (news value) とは「マスメディア組織において作り出される主要な新聞や放送のなかで、ニュース項目を選択、構成、表現する際に使用される職業的なコード」である。これは産業化されたニュース組織の制作上の必要から存在している。しかし、組織内にフォーマルな専門職業的なコードが明示的に存在しているわけではない。「価値あるニュースの条件」としてあげられるのは、①常軌を逸していること、②目立っていること、③感情を沸き立たせること、④議論的となること、⑤タイムリーであること (Shoemaker and Danielin and Brendlinger 1992) とされる。

事件報道に特化してみると S・チャーマックはアメリカの新聞記事およびテレビニュースにおける被害者報道を調査した結果、報道される掲載面・量、報道順・報道時間によってニュース・バリューを測ることができるとし、三面記事的ニュース、ストレートニュース、トップニュース、世界的トップニュースに分類している。そこから導き出される被害者報道のニュース・バリュー決定要因として①罪の重大さ、②事件の関係者、③事件を報道する人、④珍しい事件、をあげている (Chermak 1995)。

朝日新聞は司法的な罪の重さとともに、社会性の大きさも合わせて大きく報じる必要がある事件を先例から、①死傷の被害者数の多い事件、②社会的な広がり強い事件、③文明的、国際的な広がりのある事件、④動機や態様が特異な事件、⑤当事者の属性が注目される事件に分類している (朝日新聞事件報道小委員会 2012: 25-27)。

文化論的アプローチをとる R・ファウラーによると、ニュースの取捨選択を決定付ける中心的要素は「国や社会、そして個人がこういうものであるという価値観」である (Fowler 1991: 16)。したがって社会的価値観が共有される出来事がよりニュースとして報道されやすくなる。

こうした観点から見ると、事件・事故のニュースは「社会の規範的枠組みを示す主要な情報源であり、我々にこれ以上は超えてはいけない善悪の境目を知らせている」(Cohen and Young 1973: 431)。上記の文化論的アプローチでは、ジャーナリストたちは「文化的に埋め込まれた価値観」に基づいて記事を書いており、その価値観は文化の中から取り出されているのと同時に、それ自身がまた文化を表現しているのだとする (Bird and Dardenne, 1988: 344)。つまり、ニュースというものは「単に世界中で起きている事象そのものではなく、ある出来事とそこにある象徴的な社会秩序との関係なのである」(Sahlins, 1985: 153)。

## (2) ニュースの娯楽化

上記のニュース制作にかかわる諸要因や諸力の相互作用の結果として、ニュースの娯楽化が世界的に指摘されている。この変化の要因として筆者が考えるのは①市場のプレッシャー、②メディア間の競争、③人権意識の向上による法律の制定、メディアの自主規制、④技術の発達、⑤番組制作会社・フリーランスの利用である。

まず①市場のプレッシャーとは、放送では視聴率に言い換えることができる。視聴率の高低によって放送局の収入源である広告料金が決まるため、視聴率獲得を優先する「視聴率至上主義」に放送局は陥りやすい。市場の論理に報道が影響されるという証左として欧米ではニュース・バリューとニュース形式に変化が生じニューザック (Newszak) が登場した<sup>3)</sup>。アメリカでは Infotainment (インフォテイメント)<sup>4)</sup> が盛んとなり、日本でもワイドショーや情報番組が発展した。つまり、公共の利益に基づくニュースよりも、人々の関心を引くニュースがより報道されるようになった (Franklin, 1997:4) のである。

ジェンダーはこの変化と密接に結びついており、それは女性の「性」に関連したニュースの増加に見て取れる。フェミニズム第二の波から 10～15 年経過した時点の調査では、女性の身体は不当に扱われており、近年では再びニュースが性的特色を帯びていると指摘されている。イギリスやドイツの大衆紙は裸や裸に近い若い女性が挑発的ポーズをとった写真を必ずたくさん掲載している。この傾向は出版業界、テレビに広まり、ポップスターや政治家に関わらず、すべての女性の身体的魅力を評価するまでになっている (Rosalind Gill 2007:147-149)。

②メディア間の競争とは、「特ダネ」と「特オチへの恐れ」である。特ダネとは、ある記者や取材グループだけがつかんだ事実であり、そのメディアだけが報道するニュースであり、本来報道されなければ表面化しないようなニュースのことである。特ダネを他社に先駆け報じることは、当該メディアと記者の存在意義を高め、視聴者に奉仕することにつながるため分野を問わず重視される。逆に、あるメディアだけが他社共通のニュースを報じないことを特オチという。特オチはあってはならないことのため、そうならないようメディア間の競争が激しくなるのである。

③人権意識の向上による法律の制定といえ、桶川女子大生ストーカー殺害事件をきっかけに成立した「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」(2000 年施行)、「児童虐待の防止等に関する法律 (児童虐待防止法)」(2000 年施行)、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV 防止法)」(2001 年施行)、「犯罪被害者等基本法」(2005 年施行)、「個人情報保護に関する法律 (個人情報保護法)」(2005 年施行) が相次いで成立・施行されている。後述するが、マスメディアによる人権侵害が 1989 年から問題視されていたが、自主規制や第三者機関等の取組みが加速されたのもこの頃からである。

④技術の発達面では、1970 年代にテレビに ENG が導入され、機動性、記録・編集機能が高まり、衛星放送による速報性・同時性が強化されると、テレビニュースにとって映像

は一層重要となった。さらに、1990年代後半からインターネットが盛んになると、速報性に拍車がかかった。21世紀になると新聞社や放送局のサイトでもニュースを閲覧でき、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末で無料かつ場所や時間を選ばずニュースに接することができる時代が到来した。カメラ付き携帯電話やデジタルカメラ、家庭用ビデオカメラで個人が撮影した映像がマスメディアで取り上げられるようになった。同時に、デジタル技術によって映像編集や加工、発信が容易となった。2008年に起きた秋葉原無差別殺傷事件では、事件現場にいた個人が新聞やテレビを介さずインターネットで事件を生中継し議論となった(小堀龍之 2008)。このように技術の発達によってかつては大勢の人の手を経て作られていたニュースや素材が、取材、映像撮影、記事執筆、編集まで一人で制作できるようになったことが、組織に属さないビデオジャーナリストやフリーランスの人々の活躍につながっていく。

⑤番組制作会社、フリーランスについては、日本のテレビ番組は1960年代までは自局制作中心であったが、1970年代にテレビ専門の制作会社が誕生し、現在ではテレビ番組編成に欠かせない存在となっている。民放における番組制作は自社制作番組の中に番組制作会社から派遣されて携わる人もいれば、番組ごとにフリーランスの者が個人で契約する場合もある。また番組制作会社への外注番組や、番組制作会社から購入する番組もある。

しかし、放送局にとって制作会社は基本的には制作体制の合理化とコスト縮小の手段として位置づけられてきた(メディア総合研究所編 2004; メディア総合研究所 2011)。このような下請け構造は、契約、番組制作費や著作権問題において制作会社にとって不利が多い。それらの改善と放送番組の質的・制作倫理向上、番組の顕彰を求めて ATP(現在の社団法人全日本テレビ番組製作社連盟)が1982年に設立されている<sup>5)</sup>。

リーマンショック後、2010年7月に実施された ATP による制作費削減アンケート(2009年10月~2010年4月期)によれば、この期間に制作費の削減を要請されたことのある会社は56.3%。その減額の度合いは、レギュラー番組が前期比マイナス15%、単発シリーズ番組はマイナス12%。さらに番組制作にかかる時間の減少も指摘されている(柏井信二 2010: 22-23)。

この流れはテレビニュースの取材・制作にも及んでいる。「3 テレビニュース制作システム」で後述するが、かつて局の正社員のみで構成されていた取材組織の記者も、現在は様々な契約形態の人材で構成されている。

欧米では、近年のジャーナリズムにおける劇的な変化の1つに、制作コスト削減のための産業構造変化があげられる。たとえばテレビではニュースや情報番組の多くが番組制作会社や、大勢のフリーランスのジャーナリストやカメラマン等によって作られている。ジェンダーの視点からは、フリーランスの女性コラムニストの増加が指摘されている。メディア産業に従事する女性の増加は期待されているため、一見歓迎すべき現象のように思える。しかし組織に所属しない「フリーランス」、「女性」は賃金や福利厚生面、編集等で弱い立場にある。そのため安い賃金で雇用でき、不要な場合はすぐに契約を切ることができ



る便利な人材なのである。また、PRの発展とメディアの関係が密接なものになり、新商品の広告のようなニュース内容も見受けられるようになった。これらの変化は、メディア間の過酷な競争、市場の再編、メディア規制の緩和、技術の発達により人々のメディア環境が急速に変化した結果によるものである。技術の変化で最も重要な役割を果たしたのは、ネットワーク間の競争と公共への奉仕よりも娯楽にニュース・バリューを移行させた衛星放送とケーブルテレビである。その代表例がCNNであり、CNNの登場によってアメリカの三大ネットワークの視聴率は10%低下し、放送内容は人々の日常生活に根付いたものに変化し視聴率競争が始まった（Gill 2007:131-132）。

A・マンクは報道ニュースのショー化という現象が世界的に広まっていることを「情報の見せ物化」と指摘している。その背景として、テレビニュースの経費増大、視聴率アップ、ニュース・キャスターの登場、機材の進歩、編集技術の発達をあげている。このような受け手を引きつけるニュース表現は①わかりやすい、②面白く見せる、というのがポイントである。代表的な例は、湾岸戦争時にCNNが見せた報道スタイルである。すなわち①現場から中継されればされるほど「現実」となる、という信念にささえられた「現地中継主義」。②画一的な視点から表現される、繰り返しの映像。③高い視聴率を保証すると信じられている「センセーショナルなもの」への誘惑、「思いがけない」「独占スクープ」「驚くべき」といった題材を多用する手法。そしてマンクは世界に流布する「見世物としての情報」が、政治、司法、経済界、および知的世界に逸脱した波及効果を生み、見せ掛けの情報過剰と決定的な実質的情報不足の事態をもたらすと述べている（Mink 1993=1998）。

K・グリーンはニュースのタブロイド化はポストモダンと密接に結びついていると述べている。その特徴の1つとして、現代のテレビニュースは事実があいまいで、フィクションに満ちていることを指摘している。近年この傾向はレポートにBGMをつけたり、考えるより感じることを視聴者に促すニュースなどに見受けられる（Glynn 2000）。

この他にマスメディアの取材方法や報道における人権問題、メディア企業やその社員による度重なる不祥事等によって、メディアは市民からの厳しい視線にさらされているがこれについては後述する。

### （3）デニス・マクウェール：メディアの社会的機能

受け手の視点からみたマス・コミュニケーションの社会的機能についてD・マクウェールは以下のように整理している（マクウェール 1983=1985）。

上記のマス・コミュニケーションの社会的機能について新聞とテレビで比較すると、新聞は主にⅠ～Ⅲを提供するのに優れたメディアといえよう。テレビはⅠ～Ⅲの提供も果たしているがⅣの娯楽を提供するのに向いたメディアである。それはテレビのメディア特性として映像性、同時性、速報性を有しているからである。新聞は、西洋において近代市民社会が成立するにあたり市民の言論機関としての機能を果たした。その後も普通選挙制度など市民の権利の獲得に寄与した。このような過程で欧米型の新聞はジャーナリズム思想と

その実践へと結びついていく（島崎哲彦 2009：3-6）。その結果メディアの社会的機能として①正しい情報の正確な伝達、②社会的事象の評論と解説、③市民による議論の場の提供、④社会改革（社会改良）の推進、⑤人間社会の潤滑油としての娯楽の提供、といったことがあげられている。また民主主義国家においてジャーナリズムは、社会や権力の監視機能批評・論評・啓蒙し、現在・過去・未来を定義、または再定義する役割を担っている。このような役割は、マスメディアが「社会の木鐸」といわれるゆえんである。

#### I 情報

- (1) 身近な環境や社会や世界における、重要な出来事や状況を見つけ出す。
- (2) 実用的な事柄についての助言や、意見や意思決定についてのアドバイスを求める。
- (3) 好奇心や一般的興味を満足させる。
- (4) 学習と自己啓発。
- (5) 知識を通して安心感を得る。

#### II 個人のアイデンティティ

- (1) 個人的な価値を強化する。
- (2) 行動のモデルを見出す。
- (3) （メディアのなかの）重要な他者と同一化する。
- (4) 個人のアイデンティティについての洞察力を得る。

#### III 統合と社会的相互作用

- (1) 他者の置かれている境遇についての洞察力を得る—社会的共感。
- (2) 他者と同一化し、集団への所属感を得る。
- (3) 会話や社会的相互作用のための素材を見出す。
- (4) 実在の交友関係の代用物を得る。
- (5) 社会的役割の遂行を助ける。
- (6) 家族、友人、社会との結びつきを可能にする。

#### IV 娯楽

- (1) 悩みごとからの逃避または息抜き。
- (2) 休息。
- (3) 独特の文化的、美的楽しみを得る。
- (4) 暇つぶし。
- (5) 情緒的解放。
- (6) 性的興奮。

## 2 日本メディアの倫理綱領

マスメディアは取材・報道の自由を守り、読者・視聴者の信頼を得るために様々な自主規制を設けている。

### (1) 日本新聞協会

日本新聞協会は 1946 年に「新聞倫理綱領」を制定していたが、2000 年に新しい「新聞倫理綱領」を制定した。新綱領では、「人権の尊重 新聞は人間の尊厳に最高の敬意を払い、個人の名誉を重んじプライバシーに配慮する。報道を誤ったときはすみやかに訂正し、正当な理由もなく相手の名誉を傷つけたと判断したときは、反論の機会を提供するなど、適切な措置を講じる」（日本新聞協会 2000）としている。

### (2) 日本雑誌協会

日本雑誌協会は 1997 年に「雑誌編集倫理綱領」を改定している（日本雑誌協会 1997）。5 条で構成される倫理綱領の中で本稿に関わる部分では、下記のような条項をあげている（2 条 1、2、3 項、4 条 2、4 項）。

表 1-1 雑誌編集倫理綱領

<p>2. 人権と名誉の尊重</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 真実を正確に伝え、記事に取り上げられた人の名誉やプライバシーをみだりに損なうような内容であってはならない。</li><li>(2) 社会的弱者については十分な配慮を必要とする。</li><li>(3) 人種・民族・宗教などに関する偏見や、門地・出自・性・職業・疾患等に関する差別を、温存・助長するような表現はあってはならない。</li></ul> <p>4. 社会風俗</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(2) 性に関する記事・写真・絵画等は、その表現と方法に十分配慮する。</li><li>(4) 殺人・暴力など残虐行為の誇大な表現はつしまなければならない。また、犯罪・事故報道における被疑者や被害者の扱いには十分注意する。</li></ul>
---

(出所) 日本雑誌協会 1997

### (3) 日本民間放送協会

放送では 1996 年に社団法人日本民間放送連盟（以下、民放連）により制定された『放送倫理基本綱領』が存在する。「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない。放送人は、放送に対する視聴者・国民の信頼を得るために、何者にも侵されない自主的・自立的な姿勢を堅持し、取材・制作の過程を適正に保つことにつとめる」と述べ、この放送倫理基本綱領を尊重し遵守することを放送に携わるすべての人々に対し求めている。また、1997 年に制定され 2003 年に追加された『日

本民間放送連盟『報道指針』において報道や取材時の姿勢や人権の尊重、報道表現について規定している（資料 2-3 参照）。同指針において犯罪・事件報道に関わる項目について次のように規定している（3 条 1、2、3、4、5 項、4 条 1、2、3 項）。

表 1-2 日本民間放送連盟 報道指針

<p>3. 人権の尊重</p> <p>取材・報道の自由は、あらゆる人々の基本的人権の実現に寄与すべきものであって、不当に基本的人権を侵すようなことがあってはならない。市民の知る権利に応えるわれわれの報道活動は、取材・報道される側の基本的人権を最大限に尊重する。</p> <p>(1) 名誉、プライバシー、肖像権を尊重する。</p> <p>(2) 人種・性別・職業・境遇・信条などによるあらゆる差別を排除し、人間ひとりひとりの人格を重んじる。</p> <p>(3) 犯罪報道にあたっては、無罪推定の原則を尊重し、被疑者側の主張にも耳を傾ける。取材される側に一方的な社会的制裁を加える報道は避ける。</p> <p>(4) 取材対象となった人の痛み、苦悩に心を配る。事件・事故・災害の被害者、家族、関係者に対し、節度をもった姿勢で接する。集团的過熱取材による被害の発生は避けなければならない。</p> <p>(5) 報道活動が、報道被害を生み出すことがあってはならないが、万一、報道により人権侵害があったことが確認された場合には、すみやかに被害救済の手段を講じる。</p> <p>4. 報道表現</p> <p>報道における表現は、節度と品位をもって行われなければならない。過度の演出、センセーショナリズムは、報道活動の公正さに疑念を抱かせ、市民の信頼を損なう。</p> <p>(1) 過度の演出や視聴者・聴取者に誤解を与える表現手法、合理的理由のない匿名インタビュー、モザイクの濫用は避ける。</p> <p>(2) 不公正な編集手法、サブリミナル手法やこれに類する手法は用いない。</p> <p>(3) 資料映像・音声を使用する場合、現実の映像・音声と誤解されることのないようにする。視聴者・聴取者に理解されにくい手法を用いた際は、その旨を原則として明示する。</p>
---

(出所) 日本民間放送連盟 2003

より具体的なものとして民放連は『日本民間放送連盟 放送基準』を設けている。放送基準は 1951 年に制定、その後 2004 年に改正されている。18 章で構成され、人権と報道の責任の項目では下記のように規定されている。

この他に、後述するが各放送局には独自の報道基準や記者ハンドブックが存在している。

しかし、一方で女性を含め報道被害はなくなる。マスメディアはその職責に由来する権利を濫用しているのではないだろうか。また数多くの報道被害から学んだ教訓・反省を活かした倫理綱領を遵守していないのではないかとこの疑問が生まれてくる。しかしこ

のような疑問に対し、報道の送り手側からは「読者・視聴者のニーズがあるから」という反論が返ってくるであろう。

表 1-3 日本民間放送連盟 放送基準

<p>1 章 人権</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 人命を軽視するような取り扱いをしない。</li><li>(2) 個人・団体の名誉を傷つけるような取り扱いをしない。</li><li>(3) 個人情報取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような取り扱いをしない。</li><li>(4) 人身売買および売春・買春は肯定的に取り扱わない。</li><li>(5) 人種・性別・職業・境遇・信条などによって取り扱いを差別しない。</li></ul> <p>6 章 報道の責任</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(32) ニュースは市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づいて報道し、公正でなければならない。</li><li>(33) ニュース報道にあたっては、個人のプライバシーや自由を不当に侵したり、名誉を傷つけたりしないように注意する。</li><li>(34) 取材・編集にあたっては、一方に偏るなど、視聴者に誤解を与えないように注意する。</li><li>(35) ニュースの中で意見を取り扱う時は、その出所を明らかにする。</li><li>(36) 事実の報道であっても、陰惨な場面の細かい表現は避けなければならない。</li></ul>
--

(出所) 日本民間放送連盟 2004

新聞や雑誌と異なり「放送は制度的メディアである」といわれる。新聞や雑誌といった他のメディアは、憲法やその他一般法に服するものの、当該メディアが法によって規制されることはない。これに対して放送は電波法と放送法という大きく 2 つの法規制下にある。電波法は放送設備等を有する放送局に対して免許交付・更新に関する法律である。放送法は番組内容に関与する法である。法規制の根拠は、放送が電波（周波数）という有限な資源を使用するメディアであること（周波数の希少性）と、社会的影響力が極めて大きなメディアであるという 2 つの理由による。

それでは、テレビは放送法によってどのように規制されているのであろうか。日本国憲法第 21 条の言論表現の自由から、国民の知る権利を委託され、プレス取材・報道の自由が保障され、適用されている点は、活字メディアと変わらない。放送法第 3 条では「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」と定められている。しかし放送の特殊性（電波の公共性）から正当化される限りでのみ例外を認めるという視点から、第 4 条 1 には以下の 4 つの項目が設けられている。

表 1-4 放送法第 4 条 1

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>一 公安及び善良な風俗を害しないこと。</li><li>二 政治的に公平であること。</li><li>三 報道は事実をまげないですること。</li><li>四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。</li></ul> |
|---|

(出所) 放送法

いわゆる「番組編集準則」といわれる規定である。このような項目が存在するために放送法は言論法的要素を持つ法律とされる。しかしながら当初は「法の実際効果としては多分に精神的規定の域を出ない。要は、事業者の自立にまつほかない」（郵政省 1964「放送関係法制に関する検討上の問題点とその分析」臨時放送関係法制調査会『答申書 資料編』）とされていた。

ところが 1993 年、選挙報道についてテレビ朝日の取締役報道局長の発言が問題となった椿事件に関連して、郵政省は一定の条件のある場合には番組編集準則違反を理由に、電波法第 76 条に基づき放送局の運用停止を命じることができるとした。また 1995 年には、TBS のワイドショー番組のスタッフが、オウム真理教を批判するインタビュー映像を放送直前にオウム真理教幹部に見せたことが一連のオウム真理教事件の発端となったとされる TBS ビデオ問題を機に、番組編集準則違反を理由とする「嚴重注意」や「注意」といった行政指導が繰り返されるようになった。そして 2007 年の『発掘！あるある大事典Ⅱ』事件において総務省は「報道は事実をまげない」という番組編集準則等違反を理由として、「行政指導としては最も重い『警告』を行い、再発防止措置やその実施状況について報告を求めた上、今後の再発には『法令に基づき厳正に対処する』として、電波法 76 条の適用可能性を示唆」するまでに至っている（鈴木秀美 2007）。このように官の影響を受けやすい理由として、放送局が使用する電波の使用は国（総務省）による免許制であることがある。

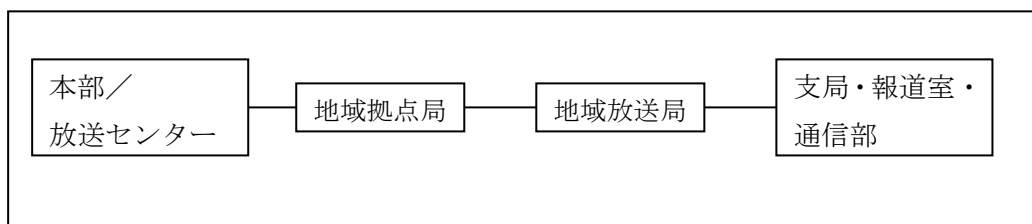
### 3 テレビニュース制作システム

民放連の『放送倫理基本綱領』は、放送に携わるすべての人々に対し、この倫理綱領を尊重し、遵守することを求めている。しかし倫理綱領が存在しても守られていないのはなぜだろうか。そこにはテレビニュースが作られる制作システムにもその原因の 1 つが隠されている。この節では、ニュースの娯楽化や報道被害を生み出すテレビニュースの制作過程に踏み込んでいく。

## (1) ニュース・ネットワークとネットワーク報道

日本のテレビは大別すると公共放送である NHK と民間放送（以下民放）の二元体制である<sup>6)</sup>。放送法によって全国放送を定められている NHK は、全国にニュースを放送するために図 1-1 のような国内ネットワークを持っている。NHK の本部は東京、地域拠点局は札幌・仙台などの中核都市にあり、各県県庁所在地に地域放送局がある。さらに記者が数名常駐する支局が存在する（放送センター 1、地域放送局 53、支局 14）。NHK は全国に存在するこれらの局を活用しニュース収集・放送を行っている。

図 1-1 NHK のニュース・ネットワーク

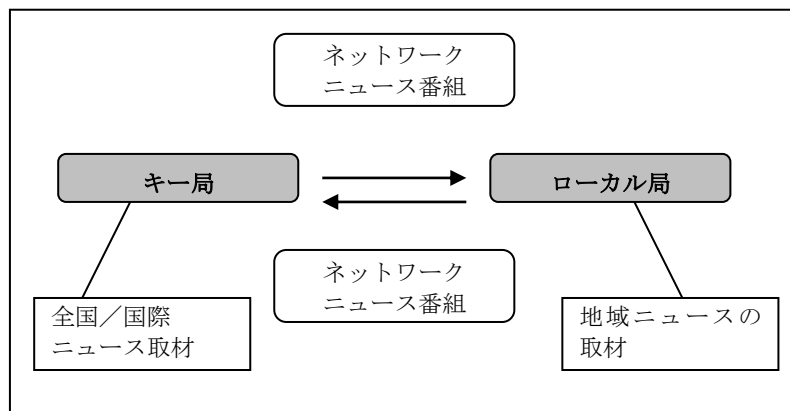


（出所）大石裕・岩田温・藤田真文 2000: 110

民放は、県単位のエリアをカバーする地域放送局が原則であるため、キー局と準キー局を中心にニュース・ネットワークを形成し、それぞれニュース協定を結び各県で取材したニュース素材を交換している<sup>7)</sup>（日本民間放送連盟編 2010）。これにより各地域の重要ニュースをピックアップした全国ニュース番組の制作を可能にしている（図 1-2 参照）。

また、ローカル局は独自の番組枠を持っており、地域のニュースを取り上げるニュース番組、その他ジャンルのローカル番組を制作し、放送している。

図 1-2 民間放送ニュースネットワークにおける  
キー局とローカル局の役割分担

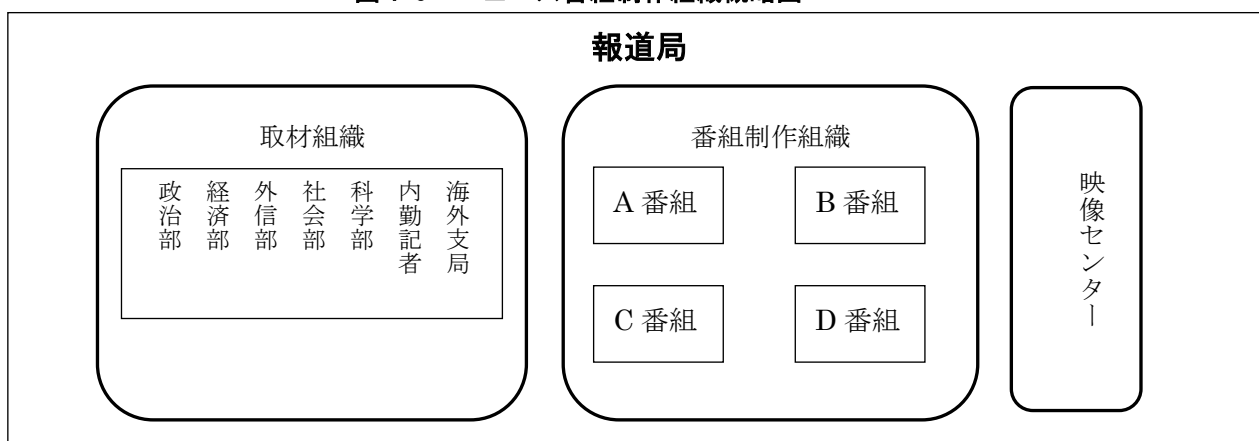


（出所）大石裕・岩田温・藤田真文 2000: 111

## (2) 番組制作体制

一般的に、ニュース番組の制作体制は、取材部門と番組制作部門に大きく分かれる。NHK には報道局の下に取材センターと制作センターが別々にある。たとえば『NHK ニュース 7』は報道局によって制作されている。民放も報道局の中に取材と番組制作部門を独立して設けており、協力しあってニュース番組を制作している(図 1-3)。ワイドショーや情報番組は、ニュースとは別組織の情報局が制作していることが多かった。

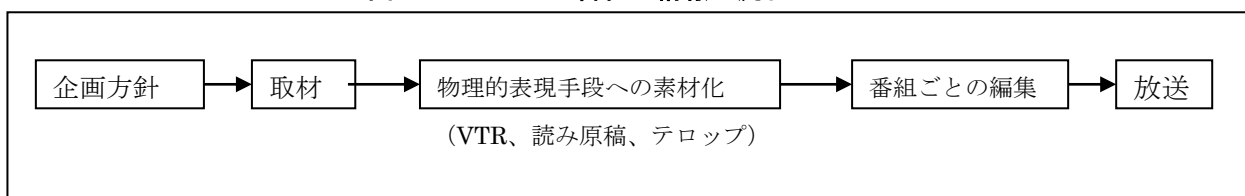
図 1-3 ニュース番組制作組織概略図



※インタビューをもとに筆者が作成

しかし、現在はニュース番組とワイドショーや情報番組の境界があいまいになっており、テレビ朝日は報道局と情報局を統合し取材・制作している。日本テレビの『NEWS ZERO』は全局体制で制作しており、芸能情報も報道が担当している。また、報道局制作のニュース番組に、番組制作会社が制作協力している場合もある。このように局や番組によって制作体制に違いはあるが、一般的にニュース番組は報道局に所属する記者がニュースを取材し、それを受けて各番組の制作組織が追加／独自取材、編集・加工を行う。

図 1-4 ニュース番組の情報の流れ



(出所) 天野勝文他編 2001: 91

ニュース制作を行う報道局の人員は、取材組織と番組編集組織等を合わせて民放キー局で200～250人、地方局では20人程度、NHKは東京の記者・カメラマンで400人、地方にも1000人以上所属している。



取材組織は新聞と同様に政治部、経済部等取材対象テーマ別の部があり記者とカメラマンが所属する。またニュース素材交換のために国内のニュース・ネットワークの他に海外支局、通信社、提携放送局、現地コーディネーター、技術スタッフを擁している。

番組制作組織には、当該番組担当のプロデューサー・ディレクター、キャスター、番組構成者、取材組織のデスク、スポーツ担当スタッフ、映像ライブラリー、CG 制作者、映像、音声、照明美術、番組送出部門等の技術を駆使して放送を行う。これらの組織が図 1-4 の各箇所を担当し、1 つのニュース番組を作り上げている。

かつて報道局の取材組織は局の正社員が記者として所属し、契約社員、派遣や嘱託、番組制作会社からの人員はほとんどいなかった。しかし、現在では各部の記者、内勤記者にも様々な契約形態の非正社員が働いている。

一方、報道局の番組制作組織も人材は大きく正社員と非正社員に分けられる。正社員は、報道局の取材組織から異動した正社員と同じ社内の報道局以外からの異動した正社員のパターンがある。非正社員は、フリー、あるいは番組制作会社からの派遣に大別できる。職種は記者（レポーター）やディレクター・AD、技術職等で大勢活躍している。これら報道局の記者・番組制作者の教育は、一律に行われるわけではない。報道局記者、または制作者として 1 からすべて教育を受けている者もいれば、正社員・非正社員に関わらず、報道局に入るまで、一度も報道に関する教育を受けていない者もいる。その教育の差によって報道被害が生じることがある。この記者・制作者の教育については第 5 章で詳しく述べる。

ニュース番組やワイドショー・情報番組の取材や報道の多くで番組制作会社や非正社員が制作に参加していることとは、放送局の売り上げや広告費、視聴率の低下と関連しており、必要な時にだけ必要な人材を雇用できる非正社員によって人件費を抑える側面がある。また、人気のあるフリーの記者（レポーター）、アナウンサー・キャスター、コメンテーターの出演は番組の視聴率を上げる効果もある。

### （3）テレビのニュース制作過程<sup>8)</sup>の事例

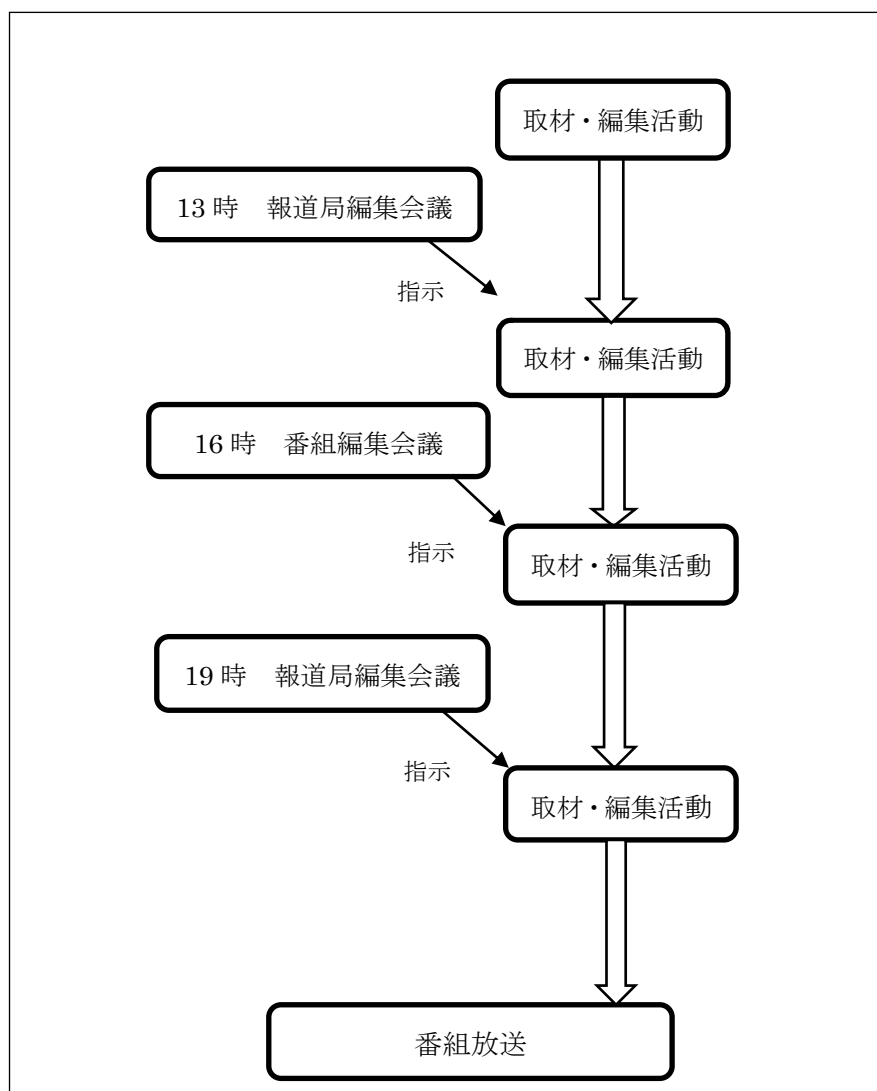
ある民放キー局のニュース番組の場合、番組制作組織の中に当該番組の制作チームがあり、番組責任者として編集長、その下にプロデューサーたちがいる。プロデューサーたちは個々のストレート・ニュース、またはフィーチャー・ニュース（企画もの）等の制作を担当する。彼ら彼女らは担当ニュースのチームリーダーである。そしてプロデューサーの下に、プログラムディレクター（PD）がいる。プログラムディレクターは担当ニュースが放送される際にサブ・コントロールルームに入って映像や音声の指示を出す役割を担う。その他にアシスタントディレクター（AD）、番組放送時に携わる技術職等がいる。

たとえば夜のニュース番組は図 1-5 にあるようなスケジュールを経て放送される。報道局の取材組織は 365 日 24 時間体制で取材活動を行っている。それと並行してニュース番組は放送時間に合わせて活動する。

まず、13時の報道局編集会議に夜のニュース番組の編集長やプロデューサーも参加する。この会議では各取材部デスクがその日の出来事、取材したこと、これから取材することをその場で報告する。ちなみにこの会議は夕方のニュース番組向けであり、当該番組のプロデューサーはこの会議で質問等をして放送に向けニュースを制作する。夜のニュース番組は、この会議を参考に、16時の番組編集会議までにその日に放送するニュース項目を大まかに決める。そして追加取材等の指示を各担当プロデューサーに出す。そして19時の報道局編集会議は夜のニュース番組向けに開かれる。当該番組のプロデューサーがこの会議で質問をし、放送に向けニュース原稿、映像を完成させる。

このように、局の取材組織と番組制作組織が並行してそれぞれ取材、撮影、編集をし、協力・補完して1つのニュース番組を放送している。このような制作体制と過程ゆえに、大事件が起きれば同じ局の記者だけでなく、番組ごとに取材クルーが派遣され、他局や他メディアの記者やカメラマンたちと一体となって集团的過熱取材を生じやすくしているのである。

図1-5 夜のニュース番組放送までの1日のスケジュール例



※インタビューをもとに筆者が作成

取材内容については、取材組織に所属する記者は政治部や社会部等に配属され、特定分野のニュースを扱う。一方、番組のプロデューサー等は、出勤後にその日の取材対象テーマが割り振られ担当したり、自らが企画したテーマを取材・担当する。夜のニュース番組の場合、記者が取材・執筆したニュースがそのまま放送されることは少ない。多くの場合、記者の取材や原稿をもとに夜の番組のプロデューサー等は内容をふくらませて放送する。

いずれにしても、その日起きた出来事や取材したニュースがすべて報道されるわけではない。記者が取材したニュースを各デスクが取捨選択して編集会議で報告する。各番組の編集長らは編集会議の内容を受けて、各番組の特色や視聴者を考慮した上でニュース項目を決定していく。

このように、番組放送ギリギリまで取材し、原稿執筆、映像編集作業と変更・修正が続けられて 1 本のテレビニュースが放送される。この時間的余裕が無い中で記者やディレクター・プロデューサー、編集長らは瞬時にニュースを取捨選択し、制作する。既に述べたように、犯罪報道は送り手にとって選択基準が明快で、人々の関心を引くニュースを制作しやすい。それゆえに報道被害が起きやすいといえよう。また、1990 年代後半より問題となった集団的過熱取材は、局の記者と番組ごとに取材クルーを出す体制が、他局や他メディアの記者やカメラマンたちと一体となって過熱取材に拍車をかけたといえよう。

これらをふまえ次節では、日本の犯罪報道の特徴と、報道被害とされたニュースの問題点の変化について取り上げ、女性被害者との関連を述べていく。

## 4 犯罪報道と報道被害についての問題点の変化

### (1) 犯罪報道

日本弁護士連合会（以下日弁連と略す）は、犯罪報道に関する被害者の人権侵害に焦点をあて、『犯罪報道の現在』において法学的視点から報道の問題点を指摘している。その中で山口政紀は犯罪報道を以下のように定義している。

「犯罪報道とは、捜査当局＝権力機関から与えられた情報をもとに、捜査当局の影響を色濃く受けた経験的判断基準にもとづいてニュース価値を判断し、慣習化された事件の解釈枠組み、パターンに則して、社会の支配的価値観をもつ多数者としての読者の共感を得る形でニュース・ストーリーを構成し、提示していくものである」（山口 1990:103）。

山口が指摘するように犯罪報道では捜査当局、つまり警察発表の情報や捜査関係者への夜討ち朝駆けによるリーク情報による報道の問題が指摘されている。それは記者クラブ問

題とも重なる。

犯罪報道の実証研究では、五十嵐二葉による犯罪報道の日米比較があげられる。この調査では『朝日新聞』と『ニューヨークタイムズ』の比較をし、日本の『朝日新聞』の方が犯罪事件報道の件数が多いという分析をしている。また五十嵐は犯罪事件報道を発生・捜査・裁判と三段階に分けた場合に、日本の報道は捜査段階の記事が最も多いと結論づけている（五十嵐 1991）。

また、アメリカ・日本・イギリス・ブラジルのテレビニュースの国際比較では、日本のNHK『ニュース 7』は「社会」に関するニュースが最も放送時間が長くその中でも「事件・事故」が最も長く放送されているのが特徴であった。特に調査期間中に起きた「奈良女児誘拐殺人事件」は、トップニュースに 3 回取り上げられ、事件の続報が繰り返し取り上げられていた（小玉美意子・小田原敏・アンジェロ・イシ・中正樹・鈴木弘貴・小林直美・沈成恩・黄允一 2006 : 194）。

小玉美意子はテレビニュースを伝える人のジェンダーについて国際比較し、BBC のニュースはジェンダーによって担当分野に偏りがあることを指摘している。女性レポーターの多くは「社会」を担当しており、特に「裁判」に関するものがもっとも多かった。その背景には、BBC のニュースでは、政治・社会を問わず事件や事故が起こったその時だけでなく、裁判でのプロセスがかなり詳しく伝えられる（小玉 2006 : 42-43）ことがある。

矢島正見は犯罪社会学的視点から新聞報道に関して統計的手法を用いて研究している。矢島は犯罪報道の持つ基本的特性を「罪種」、「容疑者」、「被害者」に分けている。特に「罪種」の分析において、「殺人」と「強盗」が他の罪種の発生件数に比べ報道率が非常に高いことを指摘している。また犯罪報道は、社会的弱者への犯罪に対する「社会的使命」から導かれた“ニュース価値”だけでなく、ある種の楽しみの面も有しており、子どもや女性が被害者である方が、ニュース価値が高いとされている（矢島 1991）と述べている。

これに関連して大庭絵里は「犯罪報道におけるニュース決定」において、全国紙・地方紙の記者、デスク 22 人のインタビューを通して、記者の中に内面化されている犯罪報道におけるニュース決定の価値判断構成要素を 4 つにカテゴリー化した。それは①誰でもがまきこまれるおそれのある犯罪という意味での「一般性」、②犯罪事件の「刺激性」「衝撃性」、③社会の流行現象が事件の背景にあるもの——流行現象との「適合性」、④同種事件が重なって起こっているという「連続性」である（大庭 1988 : 223-232）。

犯罪報道の影響に関する問題について、犯罪社会学の領域においては実際の犯罪統計との比較から、頻度別犯罪類型に関して両者の間に大きな差異があること、具体的には殺人、傷害事件がメディアでは多く取り上げられるが、統計上は他の犯罪類型に比べると少ないことが明らかになっている（Jack Katz 1987 : 57-61）。

犯罪報道における批判の 1 つにセンセーショナリズムがあげられる。センセーショナリズムにはニュースの題材、執筆のスタイルの 2 つの側面がある。前者は人々が興味を持つ暴力や犯罪、金銭、セックス、悲劇、スキャンダルなどの要素を含む内容を取り上げるこ

とである。後者はニュース内容の非日常的な側面を強調したり、派手な見出しをつけるなど、受け手の興味を引くような伝え方をすることである（大井眞二 1993 : 57-58）。

事件報道に関して新聞とテレビにみられる独自の文法の違いについて藤竹暁は、伝統的ジャーナリズムの手法である主題中心の取材システムにおいては、人間よりもむしろ犯罪の原因、仕組み、経過そして本質などの解明に主眼が置かれる。これに対してエピソード中心の取材システムのテレビでは、事件の当事者ないしは主要関係者の言動に焦点を当て、これらの人物がいつ、どこで、何をしたかを、その現場において映像化し、視聴者にみせることに力点が置かれがちである。したがってナマ中継あるいは現場取材の録画が多用され、印象に残るカットが反復して使用されると指摘している（藤竹 1996 : 7）。

以上、日本の犯罪報道の特徴をまとめると、以下のようになる。受け手が興味を持つ内容（暴力や犯罪、金銭、セックス、悲劇、スキャンダル）、特に罪種では「殺人」と「強盗」の報道率が高く、対象者では子どもや女性が被害者となった事件のニュース価値が高い。それらは警察発表に依存する捜査段階の情報を多く取り上げ、派手な見出しをつけ、テレビでは事件の当事者・主要関係者の言動に焦点を当て、生中継や現場取材の録画が多用され印象に残るカットが反復される。

## （２）犯罪報道における報道被害についての問題点の変化

犯罪、事件、事故等によって生じる実質的被害に続いて二次被害が生じることがある。諸澤英道は二次被害を「ある被害に付随して生じる被害を言い、最初の被害と付随する被害との間に因果関係が認められるもの」と定義している（諸澤 1998 : 133）。つまり、報道されることによって二次被害が生じている。

被害者学においては、報道被害を「メディアによるパワー濫用」<sup>9)</sup>の被害として捉えている。国連の「犯罪およびパワー濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」は、パワー濫用による被害者を「刑事法に違反する作為または不作為によって、身体的・精神的傷害、感情的苦しみ、経済的損失または基本的人権に対する重大な侵害などの危害に（個人的または集団的に）苦しめられている人」と定義している（警察庁犯罪被害者支援室 2000）<sup>10)</sup>。

「パワー濫用による被害」という言葉は、当初、権力や権限をもつ者が作り出すものにより受ける被害という意味（狭義の概念）に使われていたが、今では、概念が広がり、単に「力」を持つ者による被害という意味（広義の概念）で使われることが多くなってきた（諸澤 1998 : 367）。

報道被害救済に弁護士の立場から関わる梓澤和幸は、報道被害を「テレビ、新聞、雑誌などの報道によって伝えられた人々がその名誉を毀損されたり、プライバシーを侵害される人権侵害のことで、生活破壊、近隣や友人からの孤立をもたらすもの」（梓澤 2007 : 22）と定義している。

酒井安行は報道被害者の実態を 5 つ（被疑者・被告人とその家族、被害者とその家族、

犯罪報道以外の報道)に分類している。まず被疑者・被告人である(a)本人。これは生い立ち、経歴、性格等にこと細かに踏み込んだ報道がなされる。これによる本人のダメージは大きく、被疑者や被告人としての権利主張の意欲を失うことすら少なくなく、また、進行する捜査、裁判においては大きな不利益となり、特に、手錠・腰縄付きの連行写真等を見る者に強烈な印象を与え、拭いようのない犯人視、本人の屈辱感を招くといわれる。次に被疑者・被告人の(b)家族。家族に被害が及び、就職、結婚、融資等の社会生活上の重要時において不利益を被り、脅迫電話等に悩まされたり、転居を強いられることも多い。特に少年事件の場合、性質上、家庭環境に矛先が向きやすいとされる。また近年注目されている間接的な被害として、被疑者・被告人、被害者の周囲の者に対する報道被害があげられる。これが3つ目の報道被害者の実態(c)その他職場・学校等、である。これは「報道」されること自体による被害と並んで、激しい取材攻勢による被害が問題となり、特に、事件直後に多数のメディア関係者が押し寄せることによる平穏な生活、業務等への影響は多大なものがあるとされる。4つ目は犯罪の(d)被害者。最後にあげられているのは、報道被害という場合、犯罪に関する報道の被害に限られるわけではないという意味で、(e)犯罪以外の報道、である(酒井 2002 : 59-60)。

梓澤は弁護士としての実務経験や複数の調査に基づいて、報道被害者の被害の実態を4つに分類している。それは、①無実であるのに犯人として報道されてしまった場合(いわゆる犯人視報道)、②完全に冤罪ではないとしても一方的な情報に偏っていたり、過度に社会的制裁をもたらす被害、③プライバシー侵害、④犯罪被害者の報道被害である。この分類は犯罪報道によって人権侵害が生じたケースを中心に述べられている(梓澤 2002)。

①の代表例は、報道被害との関連でいえば府中三億円事件の別件逮捕で後に無実とされた事件。「ロス疑惑」報道での三浦和義氏、松本サリン事件の被害者であるのに犯人視報道された河野義行氏、その他冤罪事件もこれに含まれる。

②の代表例は1998年に起きた「和歌山カレー事件」である。この事件では夏祭りでカレーを食べた67人が吐き気や腹痛を訴え病院に搬送され4人が死亡した。当時、犯行を疑われた女性被疑者に対する集団的過熱取材や犯人視報道が問題となった。

③プライバシー侵害については後述するが、公人・準公人の場合と私人の場合は大きく異なる。

④犯罪被害者の報道被害の主な事例と、報道被害について考える契機となった事件と問題点の変化については、表1-1を参照されたい。今日、報道被害というと、被害者側に焦点が当てられることが多いが、1980年代前半までは冤罪や被疑者の犯人視報道を筆頭とする人権侵害が問題となっていた。こうした状況をふまえて1984年、産経新聞が初めて裁判前の被疑者を報道する際に「容疑者」という呼称を用いて報道した。これは「疑いがかかってはいるが、犯人と断定されてはいない」というニュアンスを含む言葉である。またそれまで呼び捨てにしていた被疑者の名の後に「容疑者」をつけることで、呼び捨てを避けることもできた。

これに続いてNHKも採用し「〇〇容疑者」という報道スタイルが日本に広まった。この背景として1983年の免田事件、1984年財田川事件、松山事件の死刑囚の再審無罪判決が相次いで下され、警察・検察に対する捜査・取り調べ手法が批判され、その矛先はそれらを犯人視報道したマスメディアにも向けられたためであった。

同年、浅野健一は『犯罪報道の犯罪』において、犯罪報道による人権侵害防止の観点から、公人による権力犯罪を除き被疑者・被害者とも匿名を原則にすべきという匿名主義を提唱した。また、浅野はマスコミを「ペンを持ったおまわりさん」と比喻し、興味本位ののぞき趣味的犯罪報道に対し警鐘を鳴らした（浅野1984）。

**表 1-1 報道被害について考えるきっかけとなった事件と問題点の変化**

1958年	「小松川高校女子生徒殺人事件」を受け新聞協会が少年法 61 条の取り扱いの方針を定める
1983年	「免田事件」で死刑囚の再審無罪判決が下される
1984年	「財田川事件」、松山事件の死刑囚の再審無罪判決が下される
1984年	産経新聞が裁判前の被疑者に対し「容疑者」呼称を用いて報道する 「ロス疑惑」報道
1985年	報道陣の目の前で詐欺事件の容疑者が刺殺された「豊田商事会長刺殺事件」 「日航ジャンボ機墜落事故」で犠牲者家族にマイクを突き付ける取材が批判を浴びる
1986年	朝日新聞が事件原稿執筆方法の原則千葉方式を決める
1987年	エイズ女性患者死亡報道
1989年	「女子高生コンクリート詰め殺人事件」で被害者の名誉・プライバシーが問題となる 「連続幼女誘拐殺人事件」によって被害者遺族への過熱取材が問題となる
1994年	「松本サリン事件」で犯人視報道が問題となる
1995年	阪神淡路大震災で取材、報道における問題が指摘される
1996年	TBS ビデオ問題 TBS のワイドショー番組のスタッフが、オウム真理教を批判するインタビュー映像を放送直前にオウム真理教幹部に見せたことが一連のオウム真理教事件の発端となったとされる
1997年	「東電女性社員殺人事件」で被害者の名誉・プライバシー、遺族への配慮が問題となる 「神戸連続児童殺傷事件」で周辺住民、子どもへの取材に対する苦情と批判、また犯人探しの集中豪雨的報道が批判される
1998年	「和歌山カレー事件」で集团的過熱取材、犯人視報道が問題となる
1999年	「桶川女子大生ストーカー殺人事件」で被害者の名誉・プライバシーの侵害が問題となると同時に集团的過熱取材、警察発表に依存した報道が批判される

1984 年は、後に「ロス疑惑」報道として日本中の注目を集めた「疑惑の銃弾」が『週刊文春』に連載された年でもある。事件は 1981 年、日本人観光客夫妻が米・ロサンゼルスで何者かに銃撃され、女性は意識不明のまま帰国後死亡したことから始まる。銃撃によって足を負傷し、当初悲劇の主人公として報道された夫の三浦和義氏は保険金殺人を疑われ、報道による名誉毀損やプライバシー侵害に対する救済を求めてマスメディア等を訴えた。三浦氏が提訴した事件の総数は 520 件余り、その勝率は 8 割近かった。これらの訴訟は、日本の犯罪報道の在り方を問い直す契機となっただけでなく、名誉毀損やプライバシー侵害の分野における判例の形成と理論の発展に貢献した。例えば、警察が被疑者を報道カメラの前で引き回すことは控えられるようになり、被疑者の手錠・腰縄付きの姿が報道されることもなくなった。これは、三浦氏が逮捕された際、警視庁本部庁舎到着時に警察官が同氏を護送車から降ろさせ、手や手錠を隠すことなく、約 500 人の報道陣で挟まれた通路をゆっくりと玄関まで歩かせ、写真撮影させたことが違法とされたからである（鈴木秀美 2011 : 90-91）。

1985 年、悪徳商法で数万人の被害者が出たとされる豊田商事の会長が大勢の報道陣の目の前で刺殺された「豊田商事会長刺殺事件」が起きた。この時、部屋の中で起こった事件（殺傷される様子は見えない状況）をテレビは生放送した。その日会長が逮捕される予定とのことで、会長の自宅玄関前には大勢の報道陣がいたが、会長を刺殺した男性二人を止めず、事件後の血まみれの加害者の様子を報じたマスメディアは、社会から非難された。同年、日航ジャンボ機墜落事故で犠牲者家族にマイクを突き付ける取材が批判を浴び、事件の被害者およびその家族に対する報道被害が徐々に注目されるようになる。

1989 年、報道被害の焦点が容疑者から被害者へ変わる「女子高生コンクリート詰め殺人事件」と「連続少女誘拐殺人事件」が起きる。「女子高生コンクリート詰め殺人事件」は加害者が複数の未成年であることと、被害者が監禁された上で強姦され殺害されるという事件の異常性によって、被害者のプライバシーと名誉を傷つけるセンセーショナルな報道がなされた。一方、「連続少女誘拐殺人事件」は劇場型犯罪によって社会の耳目を集め、殺害された少女の両親宅は取材を求める大勢の報道陣が殺到する事態が生じ、遺族は取材を拒否した。この 2 つの事件を契機として被害者の報道被害に焦点が当てられていくこととなる。

1994 年に発生した長野県松本市でオウム真理教によるサリン散布によって死傷者 11 人が出た松本サリン事件の第一通報者である河野義行氏は、その事件の被害者でありながら容疑者であるかのように 1 年にわたって報道された。無罪が判明した後、各メディアは河野氏に対して謝罪を表明した。日本の犯罪報道史上最も深刻な誤報だったといえよう。

1990 年代後半になると、犯罪被害者遺族や周辺住民が報道被害について声を上げ始める。1997 年、「東電女性社員殺人事件」が起き、犯罪被害者遺族が報道機関に対し報道自粛を求める手紙が話題となった。また同年、当時中学 1 年生の少年による「神戸連続児童殺傷事件」が起き、猟奇的な事件をセンセーショナルに報じるマスメディアの犯人探しの取材攻



勢に、被害者遺族と地元住民が声を上げた。

2000年代は集団的過熱取材への対応が焦点となり現在に至る。上記の変遷を経て、事件の被害者に対する名誉やプライバシーを含む人権、取材・報道時の問題に対する関心が高まっていった。

このようにして、報道被害には様々あるものの、その焦点は起こった事件と時代背景によって容疑者→被害者→集団的過熱取材と変化している。そのように社会的問題として提起されることにより、報道被害は刑法や民法によって裁かれるようになった。次節では報道被害の各要点を法的側面から検証していくことにする。

## 5 報道被害の法的側面

### (1) 名誉毀損

名誉とは、人の社会的評価である。何人であってもその社会的評価を低下させるような報道は、真偽を問わず名誉毀損にあたる。ただしそのすべてが法的に保護される訳ではない。刑法や民法で名誉毀損行為が法的責任追及の根拠となるのは、個人の人格的利益を保護する人格権とされている。

刑法 230 条では、名誉毀損の罪は①他人の社会的名誉（人に対する社会一般の評価）が、②不特定または多数が認識しうる状態で、③具体的事実を告げることにより、害される危険性が生じた場合に成立する。この場合 3 年以下の懲役、もしくは禁錮または罰金となっている。

民法では、③の要件は、意見または論評による表明でもよいとされている。民法上では名誉毀損的表現に対し不法行為として損害賠償（709、710 条）と、慰謝料や名誉回復の手段（謝罪広告、反論文の掲載、事前差止め等）（723 条）を求めることができると規定されている。また民法の解釈論において物権的請求権が認められ、その効果として差止請求権が解釈上認められているが、この法理は人格権にも当然及ぶとされ、人格権に基づく差止請求権も認められている。これは不法行為に基づく差止請求権と異なり、侵害者の故意又は過失を要件としない長所があるため、訴訟において広く用いられている。

近年、報道による名誉毀損訴訟における慰謝料は上昇傾向にある。1960年代では公人・私人を問わず 50～100 万円程度で、裁判で勝っても名誉毀損で被った損害は回復できなかった。ところが近年の慰謝料は私人の場合でも 400～500 万円程度となっている。準公人である元プロ野球選手清原和博氏が「週刊ポスト」記事で小学館を訴え損害賠償を求めた裁判では、東京地裁は 2001 年 1000 万円の支払いを命じた<sup>11)</sup>。

このように報道において個人の名誉を保護することは、憲法 21 条で認められた「表現の自由」と結果的には対立することになる。情報の送り手側である報道機関にとっては「報道の自由」「取材の自由」が、情報の受け手にとっては「知る権利」が制限されるのである。

そこで戦後改正された刑法では、真実証明による免責の条項が加えられた。民法の名誉毀損も判例を通じて、同様の免責の原則が確立した。刑法 230 条 2 項では、「真実の証明」として下記 3 点を免責の条項としてあげている。

- ①名誉を毀損する行為が公共の利害に関することで、公益を図る目的でなされたと認められるときはその内容が真実であると証明されれば処罰対象とされない
- ②起訴される前（逮捕前も含む）の容疑者の行為に関することは公共の利害に関することと認める
- ③政治家やその候補者、公務員に関することは、公共性を問うまでもなく、真実であると判断されれば処罰されない

つまり、報道が名誉毀損に相当しても、前述した公共性、公益性、真実性の要件を満たす場合には、違法性がなく、不法行為は成立しない。また、報道の対象が公務員、あるいは公選公務員の候補者である場合にも、真実性を立証して免責になる。犯罪報道も公共の利害事項とされ、真実証明による免責の対象になる。

しかし、取材過程では真実と思って書いたことが後に虚偽と判明したり、たとえ報道が真実だとしても挙証責任はメディアに課されているので、メディアは事実関係を立証しなければならない。記者が真実を証明するために取材源を明かすことは、取材源の秘匿という報道倫理に反するため困難な場合が多い。したがって報道機関やジャーナリストは名誉毀損裁判で負け続ける可能性があり、報道の萎縮、真実追究への尻込みが懸念された。

1960 年代半ば、最高裁は民事・刑事の両方について「その事実を真実と信ずるについて相当の理由があるとき」（真実相当性）は、真実の証明があったものとみなす判例を確立した。この相当性基準によって、通常、妥当とされる取材によって記者が真実と認識した報道についてはたとえ事実と結果的に異なっても名誉毀損が免責されることになった<sup>12)</sup>。

## （2）プライバシーの侵害と自己情報コントロール権

「国民の知る権利」の対極にあるのがプライバシーの権利である。日本で民法の不法行為として認められたのは、三島由紀夫の『宴のあと』でモデルとされた人物が、作者と出版社をプライバシーの侵害として訴え、東京地裁の判決が出た1964年以降である。プライバシー権は、当初19世紀末アメリカで「一人でそっとしておかれる」権利を意味した。今日では、私的な事項を同意なしに公表されないこととされ、不法な侵害に対して法的救済が与えられるまでに高められた人格的な利益とされている。この私的な事項とは日本では個人の住所、年齢、生年月日、異性関係、健康状態や病歴、思想・心情、前科・前歴・非行歴、資産状態や資産形成方法、出身地や学校・学歴、家族関係、趣味・嗜好等にあたる。これらの情報について①私生活上の事実または事実らしく受け取られるおそれがあり（私事性）、②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないである

うと認められ(秘匿性)、③一般の人々にいまだ知られていない(非公然性)ものであって、公開されたことによって本人が不快・不安の念を覚えた場合に、プライバシーの侵害となる。

この考え方は前出の「宴のあと」事件の東京地裁判決で示された。これは著名な元政治家をモデルとした小説において、妻への暴力、寝室での行為等が描かれていたことが、プライバシー侵害にあたるとして損害賠償等が請求された。東京地裁は、公人、公職の候補者であっても無制限に私生活の公開が許されるわけではないとして損害賠償等の請求を認めた。

また、プライバシーの権利は積極的には「自己情報コントロール権」として解釈されるようになってきている。アメリカで1967年に制定されたプライバシー法では、この積極的に個人情報コントロールする権利を確立している。さらに、コンピューターやインターネットの発達によって、国際社会の情報化が進むにつれて、個人情報が知らないうちに流出することが多くなった。OECDはこれに関し「プライバシー及び個人情報流出防止のためのガイドライン」(Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data)を作成した<sup>13)</sup>。このOECDの勧告を受け、日本でも2003年に個人情報保護法が制定された。ここでいう個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できるものである。目的は個人情報を不正使用や流出から守ることにある。ただし、報道機関が報道目的で取り扱う個人情報については、罰則を伴う義務規定の適用除外とされている。

自己情報コントロール権では、①本人の同意なしに自己の情報が収集されず、②収集目的を超えた利用や開示を許さず、③本人による自己情報の開示・閲覧が可能で、④正当な理由のない自己情報の削除や訂正を求めることができる。

自己情報コントロール権関連の判例では早稲田大学江沢民講演会名簿提出事件で最高裁がプライバシーに係る情報の法的保護という観点から、本人の同意なき当該情報の警察への提供行為が原告のプライバシーを侵害するものであり不法行為を構成するものとした(鈴木秀美・山田健太編著2011:128-129)。

### (3)肖像権の侵害

報道によって肖像権が侵害される場合もある。肖像権とは、何人も、みだりに自己の容貌や姿態を撮影され、撮影された肖像写真を公表されない権利であるが、肖像権は法律で明文化されていない。ただし、民事上では人格権または財産権の侵害として差止請求や損害賠償請求が認められた判例が存在する。人格権侵害の場合は、許可条件に違反するデモ行進の進行状況を警察官が写真撮影したことに関して、撮影された学生が本件撮影はプライバシー権の1つとして構成される肖像権の侵害であると主張した、京都府学連事件(最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625号)。財産権侵害の場合は、人の氏名や肖像を利用する際に生じる経済的な価値を排他的に支配するパブリシティ権にあたる。日本で初め

てこの権利を承認したのは、有名子役の肖像と氏名が無断でテレビCMで流されたことが問題となったマーク・レスター事件の判決（東京地判昭和51年6月29日判時817号23頁）である。

ちなみに盗撮行為を罰する法的根拠は「肖像権の侵害」ではなく「わいせつ罪」や各地方公共団体が定める「迷惑防止条例」などによる。

事件報道において関係者の写真掲載や放映が果たす一定の役割は否めない。これらは憲法21条の表現の自由による保護を受けるため、肖像権保護には表現の自由との調整が必要となる。この点、(a) 事実の公共性、(b) 目的の公益性、(c) 手段の相当性の3要件を満たす場合には肖像権の侵害が認められる。容疑者の肖像権侵害事例として有名なものは、1985年9月、ロス疑惑で逮捕・連行された三浦和義氏を撮影したものがあげられる。これは人権に対する重大な侵害として、三浦氏から抗議された（鈴木・山田編著2011：100-101）。

犯罪事件の容疑者が未成年の場合、少年法 61 条は下記のような報道を禁じている。

家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であること推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。（少年法 61 条）

少年法では未成年者には成人同様の刑事処分を下すのではなく、原則として家庭裁判所により保護更生のための処置を下すことを規定している。そのため、社会復帰後の影響を考慮し上記の規定を設けている。しかし、事件の重大性や年齢によって61条の問題は議論的となる<sup>14)</sup>。

このように、被害者のプライバシーをはじめとする人権と、公共性の高い犯罪事件について国民の知る権利に応えるという報道の責務とは対立する場合がある。

刑事被告人の人権と報道の自由も対立する。その代表例は裁判所の廷内撮影である。裁判所における廷内撮影については、戦後自由に行われていた。1950年代半ば頃になると許可制となり、1987年には廷内の写真撮影が解禁され開廷直前に新聞とテレビの代表者が撮影することになった。しかしそれはあくまで廷内の撮影であって、刑事裁判の被告の撮影は許されていない。したがってテレビニュースなどでは法廷の様子や被告人をイラストレーターがスケッチし報道している。

刑事裁判被告の撮影が禁止されている理由は3点あり、第一に被告人が望まない、第二に被告人ができるだけ平穏な気持ちになれる環境を作る必要があること、第三に撮影を認めると被告人の防御行使権に影響を与えることがあげられている。

最後に、事件報道などにおける死者の肖像権の扱いについてみる。刑法 230 条 1 項で「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損したものは、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは、禁錮又は罰金 50 万円以下に処する」としているのに対し、2 項は「死

者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない」としている。

肖像権侵害に対する保護を民法上認めた事例として指摘しなければならないのは1987年に日本で最初にエイズ女性患者が死亡した際の報道である。この時、写真週刊誌は盗み撮りした遺影と女性患者があたかもプレイガールであるかのように書いた記事を掲載した。その後「エイズ報道パニック」が起こった。女性患者の両親は「娘の肖像権や娘と両親の名誉、プライバシーなどが侵害された」として各メディアに対し訴訟を起こした。1989年、大阪地裁は「故人に対する両親の敬愛追慕の念を著しく侵害した」と述べその保護を認めた。またたとえ死者であっても、女性患者の写真や実名は報道によって公表されるべきではなく、その名誉とプライバシーは守られるべきだという考え方がこの報道被害によって生まれた。これは「死者の肖像権」として認められている。

また、児童売春・児童ポルノに関する事件は、児童売春・ポルノ禁止法13条が、被害児童が推知される報道を禁じている<sup>15)</sup>

#### (4) 集団的過熱取材

集団的過熱取材とは、「大きな事件、事故の当事者やその関係者のもとへ多数のメディアが殺到することで、当事者や関係者のプライバシーを不当に侵害し、社会生活を妨げ、あるいは多大な苦痛を与える状況を作り出してしまいう取材」のことをさす（日本新聞協会 2002：94）。

集団的過熱取材は「メディア・スクラム」ともいわれ、2種類に分類される。まずは「同時的な」過熱取材であり、例としてあげられるのは通夜や告別式の取材、加害者や被害者が所属する組織の正門前の取材である。もう1種類は「時間差的な」過熱取材である。具体例としては死亡者や容疑者の顔写真集め、プロフィール取材、遺族や本人への取材等があげられる。

集団的過熱取材に共通した問題点は3つあげられる。第一に、心のケアが必要な事件関係者に対し集中豪雨的な取材が行われること、第二に遺族感情への配慮がかけた取材、第三に事件が発生した地域の住民への迷惑（取材マナー、不法駐車、住民のプライバシー侵害）である。

このような状況を、井上泰浩はサメの群れ（記者やカメラ・クルー）が一匹のか弱い獲物（市民）を食い物にすること（人権侵害）に譬え、「狂食」（feeding frenzy）であるとする。また、加熱取材ではなく、集団狂乱取材という言い方が適当であるとする。さらに、被害者の心情を無視して執拗な取材をすることをメディアによる被害者の「再被害化」（re-victimization）と指摘している（井上 2002：62）。

リクルート事件など政治家が関わる事件報道は、「同時的な」過熱取材や集中豪雨型報道がなされても問題とはならないのに対し、私人が当事者となる事件・事故報道において、事件の異常性や容疑者について著しく詳細かつ大量に報じる場合、批判が高まる傾向を示

している。とりわけ、子どもや若い女性が被害者となるケースで顕著である（鈴木・山田 2011 : 68-69）。ジャーナリストの原寿男は、権力から法的圧力をかけられ、市民からは様々な人権侵害報道などに対し厳しい批判を受けている状況について、「権力と市民から挟撃されるメディア」と表している（日本評論社編 1988）。

これに対し放送界の第三者機関である放送倫理・番組向上機構（BPO）の放送人権委員会（旧放送と人権等権利に関する委員会（BRC））は過去二度 2 つの事件に対し、取材の際注意すべき要望を表明している。一度目は 1999 年、同年発生した桶川女子大生殺害事件でテレビ局の執拗な取材に自粛を求める被害者母親及び親族からの訴えが同委員会に寄せられ、委員長談話として『「桶川女子大生殺害事件」取材についての要望』を公表した。その内容は被害者及び家族のプライバシーを侵害することのないよう節度をもって取材に当たることを要望するものであった（資料 2-9 参照）。二度目は 2006 年、被害者母親からの訴えにより放送各社に発表された『「秋田県能代地区における連続児童遺体発見事件」取材についての要望』である。委員会が要望を表明した 2 事案は、前述した 3 つの問題点を含む集团的過熱取材の典型例といえよう。テレビ界ではこの改善策について、2001 年に社団法人日本民間放送連盟・報道委員会〔当時の委員長＝氏家 齊一郎・日本テレビ放送網会長〕が発表した「集团的過熱取材問題への対応について」<sup>16)</sup>が存在している。

この発表では、集团的過熱取材による被害の防止や問題解決のために、各社共通の取材上の留意点を現場取材者に徹底するなどの対応策を取ることで、またこの問題は、全てのメディアが一致して取り組まなければ、実効性がないことから、新聞界や雑誌界<sup>6)</sup>などとの連携を図っていくことを述べている。

具体的にはまず、1 つの放送局内で複数の取材クルーを現場に派遣する現状を改善するために各放送局内、あるいは各系列内で取材クルーの人数調整をすることをあげている。第二に、現場に集まった記者やディレクターなどがメディアの枠を超えた話し合いによって問題解決のための方法を模索し、被害の回避に努めること。記者クラブがある場合には記者クラブを中心に協議すること。第三に、現場レベルでの解決が困難な場合は、民放連・報道問題研究部会<sup>17)</sup>が窓口となり、関係の報道部長会などと協力しながら調整することを提案している。しかしそれでも解決が困難な場合は新聞協会や雑誌と連携を計っていくこととしている。この取組みが実際の現場で行われ、なおかつ一定の改善が得られた例は「北朝鮮拉致被害者報道」である。

しかし大阪教育大付属池田小児童殺傷事件（2001 年）では事件発生直後、現場を低空飛行するマスコミのヘリの騒音により無線情報が正確に伝わらず、電話取材で電話回線がパンク状態となり、必要な情報も伝わりにくかった（酒井肇・酒井智恵・池楚聡・倉石哲也 2004 : 44-46）。鳥インフルエンザ（2004 年）、福知山線脱線事故（2005 年）等でもこの問題は再発し、和歌山カレー事件では裁判で報道の問題が指摘された（朝日新聞社事件報道小委員会 2012 : 122）。

## (5) 集中豪雨型報道

集中豪雨型報道とは、「一つのテーマ・現象・事件に関し、大量に、繰り返し、長時間にわたって集中的に報道すること」（渡辺・山口・野原編 2011：94）である。欧米では「スタンピード (stampede) = (家畜などが) 驚いてどっと集団暴走すること、(人が) 右往左往して逃げまどうこと、殺到)」とも言われる。事例としてあげられるのは国民の生活と密接で重要な関連があるニュース等である。

批判点は大きく 2 つあり、1 つは重要性や位置付けをめぐって価値観の対立、あるいは評価が異なるテーマの場合起きる、集中・大量報道はそのテーマに沿う関心だったり、重要性を認めない人には「一方的な押しつけ報道」であり、他の重要なニュースの排除や軽視と受け止められる。もう 1 つの批判は、過熱に伴い報道から冷静さと質の高さが失われがちな点である。

集中豪雨型報道に対するマスメディア側の見解は、事件の重大性や公共性・公益性を理由に「視聴者・読者の関心に応えるため」とされ、刑法や民法による訴訟対象にはなりにくい、大きくはそれ以外のことに関する国民の知る権利の侵害とも捉えられる。興味本位でのぞき趣味的、犯人探しの報道は、人権侵害や誤報、報道倫理違反等につながりやすくなる。

## 6 犯罪被害者の報道被害

犯罪被害者への報道被害については、財団法人「犯罪被害者救援基金」研究会報告書（宮澤浩一・田口守一・高橋則夫編 1996）が参考になる。この調査は対象者を次の 3 つに分けて行われた。1.被害者本人調査 2.受給遺族調査 3.財産犯遺族調査がそれぞれ行われ、犯罪被害者の実態を包括的に知ることができる。この調査の中に報道被害に関する質問があり、その結果をまとめると、殺人事件の被害者家族の約 35%がマスコミからの報道被害を受けていると感じていることが明らかにされている。そして、「記事内容が事実と違っていた」、「氏名を報道された」、「事件を世間に知られた」、「取材が強引だった」、「知られたくないことが世間に知られた」という点については、重傷害被害者（被害者本人の中で、重傷を負った者）、受給遺族、財産犯被害者のどれもが高い割合で被害を受けていることが判明している（宮澤・田口・高橋編 1996）。

内閣府では、平成 18 年および 20 年に『犯罪被害者等に関する国民意識調査』を行っている。この調査では犯罪被害者等の置かれた状況に関する国民の理解の程度や必要な配慮の程度、心無い言動からくる二次的被害に対する認識等について調査を行い、同時に犯罪被害者等を取り巻く状況について実態の把握を行った。

この調査では被害者・家族が「報道関係者からしつこく取材をうけているかどうか」について経年調査を行っている。結果は平成 18 年調査で「あてはまる」「ややあてはまる」

と答えた人の合計が 7.3%、平成 20 年調査の合計は 2.2%であった。被害遭遇後の周囲の言動・態度による精神的被害について「報道関係者の言動態度」からは平成 18 年調査で合計 6.1%、平成 20 年調査で 6.8%。平成 20 年からの新しい調査項目をみると、「加害者の状況や供述を中心とする報道をされた」8.2%。「間違った報道をされた」7.0%。「事件に直接関係のないプライバシーに関する報道をされた」6.1%であった。平成 18 年調査では「事件に直接関係のないプライバシーに関する報道をされたり、正確さを欠いた報道をされている」の合計が 8.2%で、経年比較することはできないが、しつこい取材については改善されたようだが、それ以外についての改善は見受けられない（内閣府 2008a）。

しかしながら、この結果を財団法人「犯罪被害者救援基金」研究会報告書の結果と比較して改善と結論付けるのは早計である。なぜならば、平成 20 年調査対象の被害者・家族の約 80%は事件経過後 3 年を経過している人たちであり、殺人事件の被害者・家族に特化したデータは不明だからである。

市民は犯罪被害者とその家族がどうメディアに対応しているとみているのだろうか。「報道関係者からしつこく取材をうけているかどうか」に対して「あてはまる」、「ややあてはまる」の合計が平成 18 年調査では 82.5%、平成 20 年調査では 81.9%にのぼる。ここから市民のマスメディアに対する厳しい認識がみてとれる。また平成 20 年調査では「犯罪の被害者にも過失や原因がある場合がある」は「あてはまる」、「ややあてはまる」の合計が 31.8%であった。平成 18 年調査では「重犯罪被害者の犯罪・事件に対する過失や原因の有無」について「被害者に過失や原因は必ずある」もしくは「ある場合が多い」の合計が 5.0%、「ある場合もある」は 57.6%であった。この結果は、平成 18 年調査の直前に発生した歯科医師の両親を持つ兄が妹を殺害し死体損壊した「渋谷区短大生切断遺体事件」、外資系企業勤務の夫から DV を受けていた妻が夫を殺害した「渋谷夫殺害事件」の影響もあるとみられている（内閣府 2006）。経年比較をするためには、調査の継続が望まれる。

前節において様々な被害者がこれまで遭ってきた報道被害は、「国民の知る権利」や「取材・報道の自由」によって報道することの正当性が主張されることもある。それらは個々の事例によって状況や被害の程度は異なるが、「国民の知る権利」や「取材・報道の自由」によって正当化できる問題ばかりではない。場合によってはメディアの権利の濫用であり、被害者の人権を侵害している。日弁連はこれらの問題に対する解決策としてマスコミ各社への様々な申し入れや、報道基準の提案、報道被害や苦情申し立て解決のための第三者機関設置の提案を行ってきている（日本評論社編 1988；日本評論社編 1990；日本弁護士連合会人権擁護委員会編 2000）。

第 5 章で述べるが、マスメディアも業界、各社で倫理綱領やガイドライン等を設けそれに則して記者を教育し、第三者機関の設置や集团的過熱取材への対応策を講じている。

30 年前と比較し状況はだいぶ改善されてきたが、メディアの中には弱者を攻撃する傾向のあるものがあり、これは、弱者に対する「悪質な報道」であると非難されることもある。犯罪容疑者（またはその家族）、犯罪の被害者（またはその家族）、悲嘆に暮れている遺族、



重傷を負っているけが人など自己防衛ができない状況にある者の名誉・プライバシーを無視し報道をするのである。これらの中には、葬式の準備、治療、裁判などで忙しいなど多様な理由によって、報道に対し反論したり、訴訟を起こしたりする余裕がない者も多いとジョン・ミドルトン<sup>1</sup>は述べている（ミドルトン 2010：21）。

このように、被害者本人とその家族に対する報道被害は一部改善に留まる状態である。他方、市民は被害者やその家族が「報道関係者からしつこく取材をうけている」と約 8 割が捉えている。このような報道被害に関する認識はマスメディアの取材活動に支障をきたす状況を生み、匿名報道の増加につながっている。次節では、社会や加害者・被害者の人権意識の向上と個人情報保護法によって増加した匿名報道と、被害者報道の関連について言及する。

## 7 匿名報道の増加

マスメディアでは、1984 年に産経新聞が「容疑者」呼称を導入後、他のマスメディアも採用し、「〇〇容疑者」という報道スタイルが日本に広まり、報道における人権やプライバシーへ配慮をするようになってきた。一方、数々の報道被害や訴訟を契機として、犯罪被害者については 2000 年に自助組織である全国犯罪被害者の会が設立され、犯罪被害者の権利確立に向けた活動が活発となった。2004 年には犯罪被害者等基本法が制定され、犯罪被害者や遺族は国から様々な支援が受けられるようになった。そして 2005 年、犯罪被害者等基本計画が閣議決定される。この基本計画では犯罪・事件報道について以下の重要な項目が明文化された。

「警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望をふまえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく」

### （1）警察による匿名発表

2005 年に決定された犯罪被害者等基本計画により、各警察本部が匿名・実名発表に対する基本方針を定めるようになった。日本新聞協会の調査によれば、2003 年 5 月調査で、過去 1 年間に 1 件以上、事件・事故の被害者名を匿名で発表したことのある警察は 27 都道府県。被疑者の匿名発表は 20 都道府県、事件・事故そのものを一時的にせよ発表しなかったケースは 20 都道府県。2004 年 7 月調査では、被害者の匿名発表は 44 都道府県、被疑者の匿名発表 27 都道府県、事件・事故そのものを発表しなかった警察は 36 都道府県と増えた。2005 年 5 月の調査では、被害者の匿名発表は 28 都道府県、被疑者の匿名発表は 20 都道

府県、事件・事故そのものの未発表も 27 都道府県にのぼり増加傾向にある（日本新聞協会編集委員会 2006：14-15）。

匿名発表のパターンは大きく2つに分類することができる。1つ目は「消極型」。このケースは、家族や被害者からの要望で匿名発表の選択がなされる。2つ目は「積極型」。このケースはさらに①過剰配慮型、②独善型、③身びいき型、④事実加工型に分類される。①の過剰配慮型としては2004年、熊本県水俣市のショッピングセンター内のトイレで小学6年の女兒が高圧電流銃を持った男に襲われ、けがをした事件で、県警がショッピングセンターの名前を匿名発表にした事例。また2005年、熊本県人吉市で、63歳の妻が介護疲れから62歳の障害のある夫を絞殺した事件で、妻は殺鼠剤で自殺を図ったものの未遂に終わり、回復後に逮捕され、県警は夫婦ともに匿名で発表した事例。②の独善型は2006年、北海道天塩町に止めた車内で練炭自殺を図った夫婦が見つかった事件で、警察は一命を取り留めた夫を実名、死亡した妻は匿名にして発表した。2005年、青森県八戸市で女性の理容師が殺害される事件があり、重要参考人の男性が凍死体で発見された。翌年になって、捜査本部はこの男性の犯行と断定、被疑者死亡として書類送検したが、この時の発表が匿名であった。②のタイプの匿名発表は基準が混乱していると指摘されている。③は身内をかばう身びいき型としている。この事例として徳島県警は2005年に、異性関係で信用失墜行為があったとして男性警察官一人を戒告処分としたが、詳しい事実関係や、職員の氏名・所属は明らかにしなかった。警察庁の処分公表の指針に、匿名にする条件として「被害者や関係者のプライバシー保護のためやむを得ない場合」という項目があるのを適用したとされる。④事実加工型は、2005年、山梨県塩山署は、知り合いの主婦から現金を脅し取ろうとしたとして、大月市内の男を恐喝未遂で逮捕した。同署はその日に容疑者逮捕を発表するが、被害者の主婦は匿名とした上で、実際は30歳代であったのに、46歳と虚偽の年齢を発表し、県議会で「県民の信頼を失いかねない」と追及された。同署の言い分は「プライバシーの保護」であったが県警が陳謝した事例である（日本新聞協会編集委員会2006：20-31）。

上記のような警察による匿名発表選択のポイントは、被害者の名誉を守るためと、捜査の妨げになるかどうかである。警察による被害者匿名発表の法的根拠は刑法 196 条と犯罪捜査規範第9条に依拠する。

#### 刑法 196 条

「検察官、検察事務官及び司法警察職員並びに弁護士その他職務上捜査に関係あるものは、被疑者その他の者の名誉を害しないように注意し、かつ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない」

## 犯罪捜査規範（国家公安委員会の規則）第9条

「捜査を行うに当たっては、秘密を厳守し、捜査の遂行に支障を及ぼさないように注意するとともに、被疑者、被害者その他事件の関係者の名誉を害することのないように努めなければならない」

このように警察の匿名発表増加が、マスメディアの匿名報道の一因となっているので、マスメディアは警察に対し実名発表を求めている。その理由をメディア側は、実名を知ることが①事実の核心であり、②取材の起点であり、③現実性の担保にあるとしている（日本新聞協会編集委員会 2006：44-46）。

このような主張の根拠は、刑法第230条2の2「公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす」とあり、裁判に至っていない犯罪や事件についての様々な情報は、公共性の高い報道されるべき事実と認められているからである。また先に述べた個人を特定できる情報の流出防止を目的とした個人情報保護法は報道機関には適用除外されている。

## （2）個人情報保護法による取材の制約

マスメディアと社会が報道における人権の尊重を重んじるようになった結果、取材や報道に生じた変化について調査がなされている。ここでは①新聞協会編集委員会（新聞・通信・放送各社の編集・報道局長で構成）による「個人情報保護法の運用に関する実態調査」（以下新聞協会調査）（2007年実施）（赤城孝次 2008）、②NHKの「記者、カメラマンアンケート調査」（以下NHK調査）（2007年実施。調査対象は全国の取材現場を持っているつまり実際に現場に出て取材活動をしている）NHK記者、カメラマン1123人に対して職場を通じてアンケート用紙を配布・回収し、60.6%にあたる681人（記者385人、カメラマン260人、職種不明36人）、③「ジャーナリスト1000人調査」（以下日大調査）（2007年実施）からその実態をみている。

取材規制について②のNHK調査では、「取材や報道の自由が規制されていると感じることがあるか」という問いに対し、「よくある」と「ときどきある」の合計が72%に達し、「ほとんどない」と「まったくない」の合計は26%であった（富樫豊・小俣一平 2008a：6）。

また、同じくNHK調査では「個人情報の取材が難しくなったと感じますか」という問いに対し、「難しくなった」と「やや難しくなった」の合計が83%という結果が出た。取材が「難しくなった」の回答の取材対象をみると、1位は医療機関（73%）、2位が行政機関（71%）、3位が教育機関（69%）、4位が警察検察裁判所（58%）であった。一方、取材の難しさが「ほとんどない」と「まったくない」の合計は26%という結果であった。

③の日大調査では日本のメディア環境の変化が、日本のジャーナリズム活動にどのような影響を与えたかについて尋ねている。その結果、「大きな影響がある」と認識されたのは、1位「個人情報保護法の制定」（66.2%）、2位「日常生活へのインターネットの普及」（56.4%）、

3位「読者・視聴者の減少」(43.2%)、4位「制作現場のIT化」(35.3%)、5位「報道被害への社会的注目」(35.0%)、6位「Webジャーナリズムの発展」(33.6%)と続いた。このデータを因子分析した結果、5つの因子が抽出され第4因子に報道における取材のあり方に影響を与える要因として「個人情報保護法の制定」「報道被害への社会的注目」が確認されている(大井眞二 2008: 36-37)。

総じて、マスメディアの取材、報道環境は非常に厳しくなったことが明らかとなっている。

### (3) 匿名発表による報道への影響

表1-2は調査から筆者が各機関の匿名発表の例をまとめたものである。これによると、匿名発表の増加によって弊害が生じている。第一に、匿名発表による情報隠しである。特に組織の不祥事や事故が発生した場合、あるいは職員・従業員が犯罪加害者となった場合に、情報隠しを目的とした匿名発表が多い。第二に、理由のない制約があげられる。これは消防署などが火事現場の住所を教えない、医療機関がけが人の問い合わせに応じないなどがあり、取材拒否の口実に個人のプライバシーや人権の尊重が使われている。

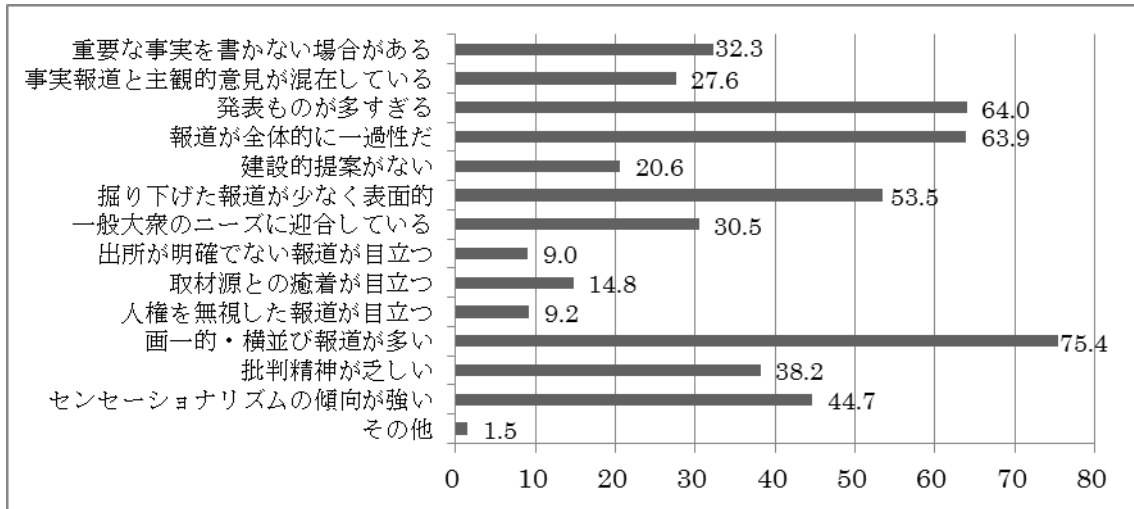
表 1-2 各機関の匿名発表の例

	匿名発表の内容
警察	被疑者・被害者の匿名発表 「警察が『被害者が止めてくれといっている』と言っておきながら、実は被害者本人に確認もとっておらず取材拒否の口実に使われた」(近畿 20 代記者)
消防	火事の現場住所を教えない
官公庁等行政	職員の懲戒処分の発表時匿名
教育	「セクハラで懲戒処分を受けた教員の勤務校について『被害者が特定されるおそれがある』として県教委が校名を発表せず」(中国 40 代記者) 自殺、殺人事件の場合、教育委員会による規制 「専門家の意見を聞きたいと大学に先生の連絡先を聞いたがすぐには教えてくれなくなった」(東北 30 代カメラマン)
医療機関	「けが人などの問い合わせに応じてくれない」(首都圏 20 代記者、北海道 20 代カメラマン)
企業	・2007 年関東つくば銀行の行員が顧客の預金約 3000 万円を着服していた事案を公表した際、行員を匿名発表、所属を「栃木県内支店」と表記。 ・企業から個人情報が流出した際、担当者の匿名発表事例が目立つ

(出所) 富樫・小俣 2008b (「NHK 調査」) より筆者が作成

大井は「日大調査」と「新聞協会調査」で問われた項目を比較し考察した結果、「この10年間、日本のジャーナリズムにおいては、横並び・画一的で、表面的な報道の問題が悪化し、また事実と意見が混在する報道も以前より問題視されるようになったが、他方で大きく改善されたのは取材源との癒着であり、人権を無視した報道であり、出所の不明確な記事は減少し、建設的な提案が増えた」(大井 2008: 51-52)としている(図 1-6 参照)。

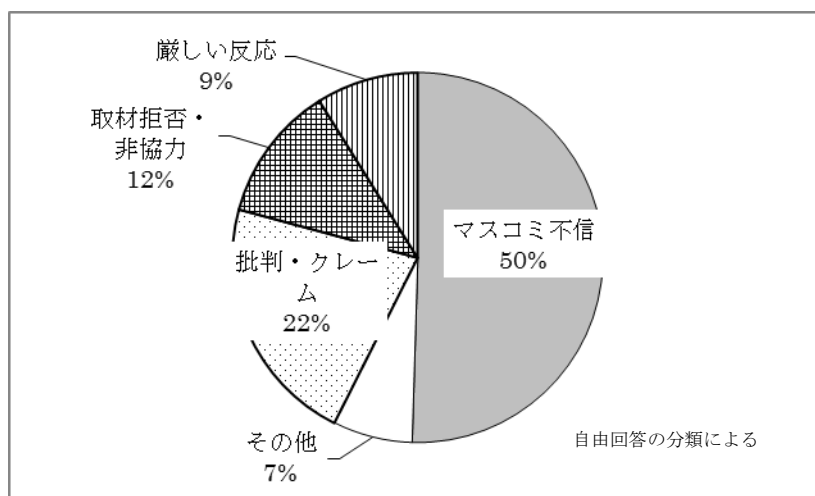
図 1-6 現在のジャーナリズムの問題点



(出所) 大井眞二 2008 : 51 (「日大調査」)

次に「取材をめぐる現状の変化」についての回答を NHK 調査から多い順にみていくと、1 位「個人情報取材しにくくなった」(75%)、2 位「プライバシーや肖像権などの人権意識の高まり」(71%)、3 位「報道機関への社会の目が厳しくなった」(65%) があげられている。3 位「報道機関への社会の目が厳しくなった」と回答した人に、「具体的にどのようなときに社会の目の厳しさを感じるか」を自由回答で尋ねたところ、その回答は図 1-7 に示された内容となった。これについて調査は次のように結論づけている。「社会の目が厳しくなった背景には、『人権意識』『個人意識』の高まりと軌を一にして発生したマスコミ界の不祥事で、『信頼の崩壊』や『権威の失墜』に拍車がかかり、マスコミの持つ他を批判、糾弾する”欺瞞性”と『自分のことは棚に上げて他を取材する』といった自家撞着的な側面を多くの人が意識するようになってきたからに他ならない。いまや倫理や正義が求められるのはマスコミ自身であり、信頼できない報道機関に協力することがためられる現実が自然とつくり出された」(富樫・小俣 2008a : 6)。

図 1-7 具体的にどのようなときに社会の目の厳しさを感じるか（記者） n=233



(出所) 富樫・小俣 2008a : 3 (「NHK 調査」)

今日、ニュースの娯楽化によって事件・事故報道は被害の内容や程度の深刻度、被害者が女性や子どもといった要因によって読者・視聴者の興味・関心・同情を引くことが重視されている。特にテレビニュースにおいては、被害者の顔写真や動画、関係者のインタビュー映像等「画になる映像」が求められる。しかし、繰り返される報道被害やマスコミ界の不祥事、人々の人権意識の高まりによって上述したようにマスメディアの取材・報道活動に対する社会の厳しい目が向けられている。

事件・事故報道において、警察発表の匿名化は、女性被害者報道に深刻な影響を与えている。たとえば性犯罪の発生情報である<sup>18)</sup>。ある地域で強姦事件が連続して発生し加害者が逮捕されていない場合でも、被害者・家族による匿名希望に加え、警察の過剰配慮により報道ができない。被害者のプライバシー保護と報道被害防止は重要であるが、現在進行形の未解決事件は当該地域の住民・視聴者にとって犯罪から身を守るために必要な情報である。この点は警察発表に改善が望まれる。

テレビニュースは放送法の遵守、報道倫理、取材・報道内容の改善と実践、第三者機関の設立によって視聴者のニーズに応えるニュースを報道しようとしている。だが、ニュース内容におけるジェンダーへの配慮は不十分であり、記者・制作者のジェンダーの偏りが顕著である。次章では、日本のマスメディアにおける女性被害者報道を取り上げ、その問題点とジェンダー研究の関連について検討していく。

## [注]

- 1) この年の認知件数1位は「窃盗等」(59.0%)であった(法務省2008)。
- 2) たとえばブラジル、イギリス、アメリカ、日本の夜のテレビニュースを比較した結果 Globo は「経済」、BBC は「政治」、CBS は「軍事」と「科学・技術」、NHK は「社会」の中でも「事件・事故」の割合が高いのが特徴であった。各番組が最も時間を割いたニュースで NHK の1位は奈良の小学校1年生女児の誘拐殺人事件であった(小玉美意子・小田原敏・アンジェロ・イシ・中正樹・鈴木弘貴・小林直美・沈成恩・黄允一2006)。
- 3) その特徴は、①調査報道および「ハード」なニュースから、より「ソフト」な消費者生活様式の情報といった好まれる分野のニュースへ。②情報よりも娯楽に焦点を当てることで「インフォテイメント」になる。③ジャーナリストは、公益よりも人々の興味をそそることを優先する。④ニュース報道は、慎重な判断よりもセンセーショナルリズムによって特徴づけられる。⑤公共的な重要性のある重大事件よりも、メロドラマやスポーツ、そして重要なニュースよりもくだらないニュースが優先される。⑥国際問題が無視され、国内問題は犯罪ばかりが前面に押し出されて報道される(Franklin, 1997:4)。
- 4) インフォテイメントとは、受け手の数と範囲を増やし、事実に基づく番組をより気軽なものにするため、ニュースや時事番組の内容を娯楽や情報と混ぜ合わせる傾向を受けて、2つの語「インフォメーション(情報)」と「エンターテイメント(娯楽)」を組み合わせて作った新語である(Franklin, 1997:4)。
- 5) 2012年7月1日現在正会員121社加盟(最終確認2012年9月23日取得, <http://www.atp.or.jp/member/index.html>)。
- 6) 地上波放送を行う事業者はテレビジョン放送とラジオ放送とあり、そのうちテレビジョン放送は、公共放送である特殊法人日本放送協会、民間放送局、そして1985年から放送を開始した放送大学学園が存在する。放送大学学園は放送法第4章第89条によってその放送を義務付けられている。NHKとは別体制ではあるが「第2の公共放送」ともいわれている。
- 7) たとえばTBSテレビを中心とするJNN(28局)、日本テレビ放送網を中心とするNNN(30局)、フジテレビジョンを中心とするFNN(28局)、テレビ朝日を中心とするANN(26局)、テレビ東京を中心とするTXN(6局)が存在する。その他に独立U局が存在する(日本民間放送連盟編集2010:607)。ニュース協定は①他のネットワークの放送局にはニュース素材を提供しない、②他のネットワークのニュース番組は放送しない等を明記している。
- 8) この部分については、2013年7月31日にキー局正社員のA氏(50代・男性)より口頭で教示を得た。A氏の主な経歴は、キー局社会部記者、社会部デスク、海外特派員を経てニュース番組プロデューサー、編集長である。
- 9) マリア・デラ・ルチ・リマ・マルビードは「パワー濫用の被害」として次の5つをあげている。1 コミュニケーション・メディアによるパワー濫用、2 軍隊など武装集団によるパワー濫用、3 マイノリティーに対するパワー濫用、4 移住者に対するパワー濫用、5 環境に対するパワー濫用。
- 10) 国連宣言の全文については、以下のサイトを参照のこと(最終確認2013年4月15

日取得, <http://www.npa.go.jp/higaisya/data/sengen.htm>。

- 11) 上告した東京高裁判決は週刊ポスト側に 600 万円の支払いを命じ、清原氏の勝訴が確定した。
- 12) 最高裁の名誉毀損の免責判例としては、1966 年、民事裁判において「報道に公共性、公益目的があれば、内容の真実性が証明されなくても、報道側が真実だと信じる相当の理由があると認められれば、不法行為は成立しない」との判決が下された。一方 1969 年、刑事裁判において「真実であると証明できない場合でも、報道側が真実であると誤信するのも無理ないと言えるような確実な資料、根拠があれば、名誉毀損罪は成立しない」との判決が下された。
- 13) OECD Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data (最終確認 2012 年 9 月 23 日, [http://www.oecd.org/document/18/0,3343,en\\_2649\\_34255\\_1815186\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/document/18/0,3343,en_2649_34255_1815186_1_1_1_1,00.html))。
- 14) 代表的事例は神戸児童連続殺傷事件の少年 A である。
- 15) 「児童売春・ポルノ禁止法」第 13 条 第 4 条から第 8 条までの罪に係る事件に係る児童については、その氏名、年齢、職業、就学する学校の名称、住居、容貌等により当該児童が当該事件に係る者であることを推知することができるような記事若しくは写真又は放送番組を、新聞紙その他の出版物に掲載し、又は放送してはならない。
- 16) 2001 年 12 月 6 日、日本新聞協会編集委員会も同様の見解を出している（日本新聞協会 2002:93-96）。
- 17) 報道問題研究部会は、報道委員会の下部組織で在京テレビ 5 局の報道局次長クラスで構成されている組織である。
- 18) この点については、2013 年 8 月 10 日にキー局正社員の B 氏（30 代・女性）より口頭で教示を得た。B 氏の経歴は、キー局社会部記者を経て現在ニュース番組プロデューサーである。



## 第2章 女性被害者と事件報道

第1章では、ニュースの娯楽化が世界的に進んでおり、犯罪報道におけるニュース・パブリックがニュース制作に関わる諸要因や諸力の相互作用の過程によって定まることから、それらの力関係に支配されている現在のメディア制作環境について指摘した。日本の犯罪報道の特徴は、受け手が興味を持つ内容（暴力や犯罪、金銭、セックス、悲劇、スキャンダル）、特に「殺人」と「強盗」の報道率が高く、子どもや女性が被害者となった事件のニュース価値が高い。それらは警察発表に依存する捜査段階の情報を多く取り上げ、派手な見出しをつけ、テレビでは事件の当事者・主要関係者の言動に焦点を当て、生中継や現場取材の録画が多用され印象に残るカットが反復される。このような犯罪報道によって各種報道被害は発生している。

日本のテレビジャーナリズムの法と理念の下で起きた報道被害は、被害者学によって「メディアによるパワー濫用」の被害と定義されている。報道被害に関する問題点は、容疑者→被害者→集団的過熱取材へと変化し、各々の段階で社会的問題となり、報道被害は刑法や民法によって裁かれるようになった。また報道被害から日本のマスメディア・ジャーナリズムにおいて報道スタイルが変化する契機となった事件や、さらに、社会の人権意識の向上により個人情報保護法やストーカー規制法が制定されるに至る。個人情報保護法によって、メディアは犯罪報道の取材時に制約を受けるようになった。また取材対象となる各機関の匿名発表、取材対象者がプライバシーの保護等の人権意識の向上によって取材は困難なことが多くなった。このようなメディア組織への不信感と批判は、繰り返される不祥事や報道被害に起因している。メディア組織は放送法、報道倫理の遵守、取材・報道内容の改善と実践により自主規制を行っている。またテレビ界は第三者機関設立（BPO）によって報道被害の防止と回復を試みているが、状況は厳しい。

本章の目的は、上述した状況にある日本のマスメディアが表象してきた女性被害者とその研究について検討し、次章の内容分析における研究枠組みと仮説を提示することである。そのために、1980年～2010年までの約30年間で女性被害者の報道が問題となった事件を取り上げる。そしてフェミニズムやジェンダー研究の成果から、女性被害者報道の問題点を明らかにしていく。

第二波フェミニズムの多くの研究にとって、メディア文化は女性たちの身体性や女性たちの表象を、男性たちの消費財や商品として搾取するための巨大なイデオロギー装置であると考えられていた。そうした主流メディアによるイデオロギー装置に対抗するために、ミニコミやオルタナティブメディア、パブリックジャーナリズム、ICTの利用・発展が期待され、同時にメディア制度に対する政治的介入による性差別撤廃が目標とされた。

その精神は男女共同参画社会基本法（1999年）にも盛り込まれ、第三次男女共同参画基本計画（2010年策定）でも施策として「メディアにおける男女共同参画の推進」が定められた。その内容は女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援、国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進、メディア分野における女性の参画の拡大を掲げている。しかし、1章で指摘したように一定の改善はあるものの報道被害は繰り返されている。次節では女性被害者の報道被害の歴史を振り返り、問題点を整理し考察を加える。

## 1 女性被害者の報道被害史

本節において、女性被害者がマスメディアによって報道被害を受けた事例について先行研究をふまえて考察していく。1980年～2010年までの約30年間で報道が問題となった女性被害者の主な事件は表2-1の通りである。以下、それぞれの事件について簡単に解説する。

表 2-1 女性被害者の報道が問題となった主な事件

①	1979年「貝塚事件」
②	1986年「西船橋駅酔っぱらい男性墜落死事件」
③	1986年「教え子殺害事件」
④	1987年「男性・主婦連続殺人事件」
⑤	1989年「女子高生コンクリート詰め殺人事件」
⑥	1989年「連続幼女誘拐殺人事件」
⑦	1994年「筑波母子殺害事件」
⑧	1995年「沖縄少女暴行事件」
⑨	1997年「東電女性社員殺人事件」
⑩	1997年「逆恨み殺人事件」
⑪	1999年「伝言ダイヤル事件」
⑫	1999年「桶川女子大生ストーカー殺人事件」
⑬	1999年「光市母子殺人事件」
⑭	1999年「音羽幼稚園女児殺人事件」
⑮	2000年「新潟女性監禁事件」
⑯	2000年「英国人女性失踪殺人事件」
⑰	2001年「池田小児童殺傷事件」
⑱	2005年「広島小1女児殺害事件」
⑲	2006年「秋田連続児童殺害事件」

### ① 1979年「貝塚事件」

1979年1月22日、大阪府貝塚市にある南海本線の線路沿いにあるビニールハウス内で若い女性が死んでいるのが発見された。大阪のメディア各社は、この現場に大勢の報道陣を送り込んだ。読売新聞社は地上だけでも記者・カメラマン10人、それに加えてカメラマンを乗せたヘリコプターが出動した。

この事件報道の問題点は、性的好奇心に基づく見出しである。たとえば1月22日、朝日新聞の夕刊見出しは「全裸の女性死体」であった。確かに殺害された女性は首を絞められた跡があり、強姦もされていたため着衣は乱れていた。しかし実況見分では、女性の下半身には着衣は無く上半身は胸までははだけていたが両袖にはシャツ、カーディガン、オーバーを着ていた。このような見出しは誤報であり、男性読者の注意を引くために意図的に歪曲したとしか思われぬ。読者、特に男性を意識して作られている（法学セミナー増刊1990：181-194）。

### ②1986年「西船橋駅酔っぱらい男性墜落死事件」

1986年1月、総武線西船橋駅で起こったもので、酔った男性が近くにいた女性にしつこく絡んだので、女性が男性を押しつけたところ男性はよろよろしてホームから線路に転落した。そこへ電車が入ってきたため男性が死亡したという事件である。この女性は傷害致死罪に問われ、裁判が行われたが全面的に男性の非が認められ、女性は無罪となった。はじめに加害者とされ、後に被害者であるとされたこの女性の職業がストリップショーのダンサーであったため、その報道の見出しには「ダンサー」とつけられた。一方、酔って絡んで死亡した男性の職業は高校教師であった。この2つの職業の社会的信用度、地位の差からこの事件報道には常に、女性が男性をそそるような態度や服装をしていたのではないかという先入観があった。また、ちょっとした嫌がらせぐらい女は我慢すべき、あるいは逃げればよかったのだというような書き方をするものもあった。この事件報道では、女性被害者の名誉・プライバシーを侵害しただけでなく、被害者の家族に関する報道もなされた（小玉1991：39-42）。

### ③1986年「教え子殺害事件」

1986年10月、元教え子（22・女性）と交際していた男性高校教諭が、この女性から多額の金銭を受け取った上で同棲するよう強く迫られたことに困り、親しかった別の女性と共謀し、元教え子を殺害した事件である。この報道では、被害者の元教え子がかつてソーブランドに勤めていたことが繰り返し報じられた。また「男性関係が複雑だった」「交際相手に暴力団員風の男がいた」などと報じられた。しかし、容疑者の教諭が逮捕されると取材・報道の焦点は男性教諭に移っていった（日本評論社編1988：62-63）。

#### ④1987年「男性・主婦連続殺人事件」

1987年5月、北海道札幌市内のラブホテルで男性(27)が首を刺されて死んでいるのが見つかった。その直前、ひとりで立ち去った同伴の女性が殺したものとみられたが手がかかりはなく、警察の捜査は難航した。翌年の10月28日、同市内のアパートの一室で若い女性がガス中毒死しているのが発見された。当初はこの部屋の住人で病院に入院中のA子さん(24)が病気を苦に自殺したものとみられた。遺体発見翌日、A子さんと信者仲間だった同市内の主婦B子さん(27)の捜索願が、夫から警察に出されたことがきっかけで、ガス中毒死したのはA子さんではなくB子さんだったことがわかった。しかし、遺体は既に火葬されていた。その後警察はA子さんを前出の男性とB子さんの連続殺害容疑で起訴した。1989年に札幌地裁で開かれた初公判で、A子さんは2人の死に関与したことは認めたものの、殺意については「よくわからない」と述べた。1991年、札幌地裁はA子さんに無期懲役の判決を言い渡した。

新聞、テレビのワイドショー、週刊誌までその報道内容はセンセーショナルだった。容疑者のA子さんへの報道は、信仰を持つ若い女性が、テレホンクラブで知り合った男性を男女関係のもつれからラブホテルで計画的に殺した上、1年半後に信者仲間で親友の女性を殺し、自殺を装ったということで、異常で冷酷、無残な犯罪であることを強調した。また親友であった女性被害者B子さんをはじめB子さんの両親、2人が知り合った宗教団体やその責任者らは実名で報道された。そのため宗教団体の責任者に対して、指導性を疑問視したり、非難、中傷が行われた。さらに、この宗教団体が経営する幼稚園では新入園児の応募が定員を下回る結果となった(日本評論社編1990:139-141)。

この被害者報道では、被害者の家族に加え、関係者・関係組織にまで報道被害が及んだ点で、性にまつわる女性被害者報道の影響力の大きさが伺える。

#### ⑤1989年「女子高生コンクリート詰め殺人事件」

東京都、綾瀬に住む4人の少年が女子高校生を誘拐し、長期間監禁して暴行を加えた上、殺害し、遺体をコンクリート詰めにして遺棄した。この事件の被害者は監禁中、強姦を含め数々の屈辱的かつ残酷な仕打ちを少年らから受けた。全国紙をはじめテレビ・週刊誌など多くのマスメディアで、被害者の実名・顔写真入りの報道が集中豪雨的に繰り返された。

このような性的な被害を受けた被害者は、特に名誉やプライバシー、個人情報を守る必要性が高い。したがって報道においては被害者を匿名で報道し、顔写真の報道も見合わせるべきであった(日本弁護士連合会人権擁護委員会編2000:136-138)。

さらにこの事件報道では、被害者があたかも過失を犯したような表現で報道された。中山千夏等は新聞、テレビや雑誌などの各報道の問題点を告発し、各マスコミに対し当該事件報道についての質問文書を送る活動をして一定の成果を得ている(中山・丸山1990、1991)。

この事件は、マスメディアが性犯罪被害者に対する報道のあり方、プライバシーや名誉について考えるきっかけとなった。しかしこれ以後も、下記のように被害者の過失を問う報道は続けられた。

#### ⑥1989年「連続幼女誘拐殺人事件」

1988～1989年、東京・埼玉で4歳～7歳の幼い少女4人が誘拐されたうえ、猟奇的な方法で強姦、殺害された。捜査が難航する中、被害者家族の自宅に遺骨等が届く。その後、犯人からの犯行声明文が新聞社に郵送され、非常に注目された事件である。1989年7月に容疑者が別件逮捕されると大規模かつセンセーショナルな報道にエスカレートしていった。この間、被害者の遺族に対して大勢の取材陣によって繰り返し取材が行われた。また被害者の写真や実名を何度も掲載・放送し、遺体の状況などを詳細に報道した。このような報道に対し「人権と報道連絡会」はマスメディア各社（新聞、通信社、テレビ計14社）に「抗議・質問文」を送った。この「抗議・質問文」の中では、被害者家族への報道被害に触れている。この質問に対する回答は、6社（朝日新聞・読売新聞・毎日新聞・産経新聞・東京新聞、時事通信）から得ている。その中でたとえば読売新聞は「抑制すべきとの意見が強く出た結果、申し合わせができ、代表取材することになっている」（日本評論社編1990：212）と答えている。

この事件では、後に集団的過熱取材と呼ばれる取材陣が殺到する事態と、それによる被害者遺族のプライバシー侵害について問題提起がなされた。

#### ⑦1994年「筑波母子殺害事件」

1994年11月、神奈川県横浜港で母親と2人の子どもが他殺死体となって発見された。後にこの女性の夫が、女性関係のもつれから3人を殺害し、横浜港に遺棄した嫌疑で逮捕された。この事件報道では、犯行の背景を探るために夫婦のプライバシーや、被害者の女性の経歴（18歳での離婚歴）などが報じられた。また女性の洋服の嗜好（ブランド好き）や経済面での問題（消費者金融での借金）について報じられ、あたかも殺害の原因は被害者の女性にあるような報道がされた。特にテレビでは、事件の本筋とは関係ないと思われる、被害者がランジェリーパブで働いている映像を繰り返し報道した。このような興味本位、のぞき趣味的な報道と、被害者の実名、顔写真、映像の繰り返し使用は死者の尊厳を傷つけ、遺族を苦しめた（日本弁護士連合会人権擁護委員会編2000：212）。

#### ⑧1995年「沖縄少女暴行事件」

1995年9月、沖縄本島北部で米兵による小学生の強姦事件が起きた。被害を受けた少女の人権を配慮して、事件の重大さに反比例して現地のメディアは小さい扱いを行った。しかしこの事件が安保・基地問題へと発展し東京のメディアが注目し始めると、女性のなかでも特殊な「少女」が、「米兵」によって強姦されるというショッキングな事件を東京の

メディアはセンセーショナルに報じた。

高里鈴代は沖縄メディアが第一報を 4 日遅れて報道したことについて「強姦事件を暴力事件・人権侵害として捉える確固たる姿勢が沖縄には欠けていた」と述べ、さらにそれは東京のメディアも同様であるとしている（高里 1996:25）。

しかしここで重要な点は、沖縄メディアは少女の人権に配慮して被害者が特定されないよう記事の表現を工夫したりしたが、東京のメディアは大挙して被害者宅へ押し寄せ集団的過熱取材を行い、集中豪雨型報道を行ったことである。特にテレビのワイドショーでは興味本位に取り上げられた。

### ⑨1997 年「東電女性社員殺人事件」<sup>1)</sup>

3 月 19 日、東京都渋谷区円山町のアパートで、東京電力株式会社に勤務する女性が殺害、発見された。いわゆる「東電 OL 殺人事件」である。この事件は被害者が高学歴で、昼は管理職として会社に勤務しながら、夜は街娼をしていたという二面性を持っていたことから、その私生活が非常に大きな話題となった（酒井あゆみ 1997）。また、捜査がなかなか進まなかったことから多くのマスメディアはストレートニュースが減るのに反比例して、被害者のプライバシーをセンセーショナルに暴露する傾向が増加した。日本弁護士連合会人権擁護委員会編『人権と報道』では、この事件のテレビ報道の問題点を週刊誌と同様の切り口とし、「被害者の実名、顔写真の報道、勤務先、学歴、交友関係、家族関係、自宅、葬式の映像や被害者の夜の行動についての興味本位で覗き見的情報を主としていた」と指摘している（日本弁護士連合会人権擁護委員会編 2000：161-164）。

この事件では、被害者の母親からマスメディア各社に送られた報道の自粛を求める手紙によって、被害者のプライバシー保護が提起され、遺族の報道被害による苦しみが社会に認識された。

### ⑩1997 年「逆恨み殺人事件」

1989 年に女性を強姦し、それをネタに現金を脅し取ろうとした加害者男性は婦女暴行容疑などで逮捕され、懲役七年の刑で服役していた。出所後の 1997 年 4 月、男性はこの女性がかつて警察に通報したことを逆恨みし、東京都江東区内でこの女性を刺殺した。この事件に対し、新聞報道では被害者の女性の落ち度を問うた。

### ⑪1999 年「伝言ダイヤル事件」

この事件は、容疑者の男性が伝言ダイヤルで知り合った若い女性に薬物を飲ませ、昏睡させて 2 名を死亡させたのをはじめ、その他にも死亡に至らない複数の被害者を出した。犯行の手口が性犯罪、もしくはそれに類似するものだったので、被害者の報道にあたっては匿名の要求されるべきものである。しかしこの事件を朝日新聞以外の全国紙はすべて実名で報道した。またその論調は、無防備に見知らぬ相手と会った被害者を非難するもので

あった。この事件において、伝言ダイヤルへの警告が、女性被害者への非難という文脈の中で行われた。同時期男性が被害者となった昏睡強盗事件が相次いだ、男性被害者の落ち度を非難する報道はみられなかった。（日本弁護士連合会人権擁護委員会編 2000：166-173）。

#### ⑫1999年「桶川女子大生ストーカー殺人事件」

1999年10月、埼玉県桶川市で21歳の女子大学生が、一定期間交際後別れた男性から度重なるストーカー行為を受けた末、この男性によって刺殺された事件。刺殺される前、被害者の女性は、本人と家族への数々のストーカー行為に身の危険を感じ、地元の警察署に捜査を願い出ていたが、何の手続きも捜査も行われなかった。そのミスを隠蔽するために、警察自らがマスメディアに対し、殺害の原因が女性にあるかのような情報提供を行った。またマスメディアは女性が居酒屋で数日アルバイトしただけなのを「風俗で働いていた」、洋服の嗜好を「ブランド好き」などと報道し、中傷文書の内容や顔写真を集中豪雨的に報道した。

この事件では、ジャーナリストの鳥越俊太郎と取材班が「桶川女子大生ストーカー殺人事件」において警察の捜査や発表、メディアの報道を覆す事件・被害者像をテレビでどのように報道したかということについて記している。そこには被害者の遺族が、マスメディアによって、「水商売」に従事していたかのように被害者を報じられたことに対する精神的苦痛が述べられている。また大勢の報道陣に囲まれて外出もままならない、集团的過熱取材（メディア・スクラム）に悩む遺族の様子が克明に綴られている。本事件では、警察発表に依存するマスメディアの発表ジャーナリズムの問題点が明らかとなり、事件報道における調査報道、事実確認の重要性が指摘された（鳥越 2000）。またこの事件はメディアによって被害を受けたと同時にメディアによって警察の問題点が暴露され、被害者家族が救済されたことが注目される。

#### ⑬1999年「光市母子殺人事件」

1999年4月、当時18歳の少年が山口県光市の社宅アパートに水道検査を装って居間に侵入したが、女性の激しい抵抗を受けたため、女性を殺害し、続いて娘（生後11カ月）を窒息死させた。そして女性の遺体を押し入れに、娘の遺体を天袋に押し込み、居間にあった財布を盗んで逃走した。殺人容疑で少年が逮捕後、強姦目的だったことが判明した。

少年による性犯罪であったために、大きく報道された。死亡した女性被害者の夫・本村洋さんは少年の死刑判決を希望し積極的に取材に応じ、発言している。本村さんは事件が強姦殺人事件であったことの明記と、被害者の実名報道を要請している（高橋シズエ・河原理子 2005：65-83）のが注目される。

#### ⑭1999年「音羽幼稚園女児殺人事件」

1999年11月、東京都文京区にある幼稚園で当時2歳の女児が、女児の兄の同級生の母親に殺害された事件。事件の発生した現場が名門私立幼稚園だったことから、メディアは事件を「お受験殺人」とし、あたかも事件の背景に過熱したお受験ブームがあるかのようなイメージを作り上げた。それらの中には被害者母親にも殺人事件の責任があるかのような報道が含まれていた。さらに、被害者遺族の自宅や親族の家取材を求める多数のマスメディアが訪れメディアスクラムとなった。これに対し、被害者の祖父・松村恒夫さんから遺族が名誉毀損による損害賠償と謝罪広告を求める訴訟を起こした。刑事裁判によって加害者の動機は一方的な思い込みによるものであり、被害者母親とは関係がないことが明らかとなった（読売新聞社編 2003：243-245；藤井誠二 2011：180-216）。

#### ⑮2000年「新潟女性監禁事件」

9年前に下校途中で行方不明になった少女（当時9歳）が、2000年1月、男性の自宅の部屋に監禁されていたのが発見され、保護された。この事件は、女性被害者への報道被害に関する人権配慮が比較的上手くいった例といえよう。このケースは被害者が生存していたため、報道によって女性被害者の人権やプライバシー、心身に苦痛を与えないため、報道には細心の注意を払うことが求められた（読売新聞社編 2000：39-61）。

#### ⑯2000年「英国人女性失踪殺害事件」

2000年7月、元英国航空客室乗務員で東京・六本木のクラブで働いていた英国人女性が突然行方不明になった。その後、この英国人女性の周辺で、別の外国人女性2人が行方不明になっていることが発覚した。同年10月、別の外国人女性に対し、薬物などを飲ませわいせつ行為をした事件の準強制わいせつ容疑で、不動産管理会社社長の男が逮捕された。容疑者は同様の手口でわいせつ行為を繰り返していたことが次々と判明し、英国人女性を含む女性10人に対する強姦または強制わいせつ、その内2人の女性（英国人女性とオーストラリア人女性）を死亡させたとして立件された。2001年2月、容疑者が部屋を所有する神奈川県三浦市内のリゾートマンション近くの洞窟内で、英国人女性の遺体が見つかった。

この一連の事件は「英国人女性失踪・殺害事件」と呼ばれ、被害者が外国人女性ということで、一層「特殊」な扱いと注目を集めた。また当初は失踪事件だったこともあり、事件が進展して女性が強姦され殺害されたことが判明した後も、顔写真と実名は繰り返し報道された。

#### ⑰2001年「池田小児童殺傷事件」

2001年6月、大阪教育大学附属池田小学校に凶器を持った男が侵入し、次々と同校の児童を襲撃した。児童8名（1年生1名、2年生7名）が殺害され、児童13名・教諭2名が重軽傷を負う惨事となった。男は校長や別の教諭にその場で取り押さえられ、現行犯逮捕された。



事件発生直後から事件現場となった小学校にマスコミが取材に殺到し、負傷者の病院搬送、保護者による安否確認に支障をきたし、死亡した児童の通夜・葬儀にも取材陣が訪れ集团的過熱取材が問題となった（酒井肇・酒井智恵・池埜聡・倉石哲也2004：72-99）。

#### ⑩2005年「広島小1女児殺害事件」

2005年11月、広島市安芸区で、下校途中だった小学1年生の女子児童（7歳）が学校を出てから行方不明となり、同日17時頃に路上に放置されていた段ボール箱の中から遺体となって発見された。死因は絞殺による窒息死だったが、遺体には性的暴行の跡が認められた。その後、近くに住んでいたペルー国籍の男が容疑者として逮捕された。当初死亡した女子児童は実名報道されていたが、マスメディアは性的暴行が認められた時点で匿名報道に切り替えた。しかし、その後、被害者遺族が実名報道を行うことと、性犯罪の事実を報道することを各種報道機関に要請したため、実名報道および性犯罪に関する報道も再開された。

この事件の被害者遺族は上記の要請をした理由は、事件の風化を防ぎ事件解決を願う気持ちと、再犯予防、そして亡くなった女子児童を忘れないでほしいという気持ちからである。「光市母子殺人事件」と同様に、性犯罪の被害者の遺族が積極的に意見表明をしたことが注目される。

#### ⑪2006年「秋田連続児童殺害事件」

2006年4月、小学校4年生の女子児童（9）が、自宅から約10km離れた川で水死体となって発見された事件。当初警察は事故と判断していたが、5月に、死亡した女子児童の近所に住んでいた男子児童（7）が約12km離れた川岸で遺体で発見された。その後死亡した女子児童の母親が容疑者として逮捕された。

集团的過熱取材が発生し、放送と人権等権利に関する委員会委員長が「『秋田県能代地区における連続児童遺体発見事件』取材についての要望」を出した（資料2-10参照）。

### 死者の尊厳

最後に、いわゆる犯罪報道ではないが女性についての報道の仕方が問題となった事例を2つあげる。まず、前述した1987年に日本で最初にエイズ女性患者が死亡した際の報道である。裁判によって死者の肖像権が遺族の敬愛追慕の念として認められた画期的な事例である。これにより死者といえども報道において名誉やプライバシーは守られるべきという先例ができた。

死者の肖像権が認められた背景には、1986年～1987年、「エイズ報道パニック」ともいわれる3人の女性患者に関するエイズ報道合戦があった。当時、エイズに関する日本の関心は低く、正しい知識も普及していなかった。エイズは男性同性愛者や血友病患者に限定されたものであり、アメリカでのエイズの流行は対岸の火事とされていた。それが、日本

においてエイズが異性間でも感染することが明らかにされ、最初に発見された女性キャリアが日本で水商売等に従事するフィリピン女性、いわゆる“ジャパゆきさん”であったために、フィリピン人女性が働いていた店探し、二次感染者探しにと報道が過熱した。

2人目は日本で最初にエイズ女性患者が死亡した事例である。「初の日本女性エイズ患者 神戸の29歳 100人以上と“交渉”7年前、外人と同せい」（読売新聞 1987年1月18日朝刊）を筆頭に、女性患者の身元割り出し競争によって週刊誌が女性患者の学生時代の写真や葬儀の様子を報道した。記事の中では女性の経歴、交際があったとされる男性の職業、年齢、交際などが掲載された。この女性患者の両親は週刊誌三誌を名誉棄損などで損害賠償訴訟を起こし、上述した死者の肖像権が遺族の敬愛追慕の念として認められた事例となった。

3人目は、エイズに感染した妊婦が出産を希望していることを報じた事例である。この事例では、女性の通う病院を特定した記事、女性の異性関係、感染源となった男性の憶測記事が掲載された。

いずれも、女性と性に関連付けた興味本位のセンセーショナルな報道が優先され、女性のプライバシー保護やエイズの正しい知識に関する報道には消極的であった（日本評論社編、1988：73-77）。

2つ目の事例は、2001年9月、44名の死者が出た「新宿歌舞伎町雑居ビル火災」報道である。出火したビルの4階はいわゆるキャバクラで、多くの従業員や客が犠牲者となった。読売新聞は、翌日の朝刊で身元が判明している死者の実名報道を行った。しかし二日目の報道からは匿名報道となり、犠牲者の顔写真の掲載もなかった。読売新聞の記述原則によると、被害者名は「原則として実名で書く。ただし、重要犯罪とまではいえず、被害や事件に社会的広がりが見えないうちは、一般私人の場合は匿名を選択できる」としている。実名、匿名どちらの選択もありえるこの判断基準を読売新聞は以下のように述べている。

今回の死亡現場、特に四階は、報道により他人に知られたり、記録として残った場合、一般の社会通念に照らして「不名誉な死に場所」と言えるのではないか。「不名誉な死に場所」での肉親の死を報道されることは遺族にとっても二重の苦しみになるのではないか。

しかし一方で犠牲者が四十四人にも及んだ重大特殊事件であり、可能な限りありのままを伝える必要がある。しかも、不慮の出来事とはいえ客は自らの意思でそうした場所に接近していったわけで、そのような事情を総合すると、たとえ「不名誉な死」であっても匿名とするまでの積極的事由はみいだせないのではないか。（読売新聞社編 2000：102-103）

その結果、次のような結論となり、読売新聞は実名報道から匿名報道に切り替わった。

- ◎順次判明していく身元の中には、キャバクラで働く女性、時には未成年の少女も含まれていることが想定される。職業に貴賤なしとはいえ、実名で報道することは死者をもむち打ち、遺族の悲しみを倍化させることは間違いない。
- ◎一方客の方も、キャバクラの客か、マージャンゲーム店の客かが区別されておらず、そうした形で実名を掲載すれば、いわれなき誤解を受ける人が多数であることも想定される（読売新聞社編 2000：102-103）

また、新聞の犯罪報道において女性が報道される場合、1章で述べた犯罪報道の問題に加え、被疑者の場合も被害者の場合も、女性特有の報道のされ方があり、それはジェンダー規範の伝達につながる（四方由美 1996）ことが指摘されている。

本節において問題となった“女性被害者報道”を取り上げたところ、報道に共通項が見受けられた。それは、殺人や性にまつわる犯罪の、幼い少女／若い女性被害者のプライバシー（実名、住所、顔写真、職業、学歴・経歴、趣味、交友関係）が報じられ、侵害される点である。また、それらの情報が被害者に過失があるかのように事件に関連付けられ、センセーショナルかつ興味本位に、繰り返し報じられる。特に、女性の職業が「水商売や性産業」、医師や教師等「高い職業倫理が求められる職業」、または学歴が高い「エリート」は報道されやすい。家庭が裕福である場合は「セレブ」とされる。これらは報道の客体として、女性の「性」を強調し商品化しているということができよう。その一方で女性被害者報道の問題は、被害者のプライバシーや名誉の問題と深い関わりがあることが指摘できる。

また女性被害者報道の時系列変化という視点から四方は、新聞の犯罪報道における女性について経年比較を行い、インターネットの情報流出など近年のメディア状況の変化にともない問題がより深刻になっている（四方 2007）ことを指摘している。これらの特徴がテレビの女性被害者報道にも当てはまるかどうかについては、3章・4章で内容分析を行い検証する。

## 2 事件報道とジェンダー研究

前述したように繰り返される女性被害者への報道被害を受け、フェミニズムやジェンダーの視点をを用いる研究がなされている。そこで本節では日本におけるメディアとジェンダー研究を概観し、テレビニュースが内包する事件報道の問題点をジェンダーの側面から考察する。

英語圏では第二波フェミニズムがメディアのセクシズム（性差別主義）を証明し、受動的で劣等的な女性イメージをより主体的で現実的なものへと置き換える意図を持っていた。

女性雑誌やテレビのドラマ、トーク・ショー、映画、広告、スポーツが描く女性像など、活字、視聴覚メディアを通じたメディアの広範なジャンルにわたる内容分析を通じて、女性が妻、母としての家庭的な性役割を強調され、若さや美しさが重視され、家父長制のもとに男性の性的視線の対象としてポルノグラフィーの客体となってきたことが批判されてきた。

事件報道においては女性に対する強姦や性暴力報道のセンセーショナル化が注目されてきた。今や刑事裁判において強姦は重要な犯罪として評価されている。そしてその再評価は法律、裁判手続き、証拠収集、危機カウンセリング、被害者ケア等に劇的な変化をもたらす多方面で成功を収めた。一般社会においても理解は進みつつあるが報道における強姦神話<sup>2)</sup>が調査によって見出されている (Carter1998; Gill 2007)。しかし 21 世紀の性犯罪報道には、社会問題として被害を取り上げ、性暴力に対する偏見を是正し、啓発する報道もあることが指摘されている (Gill 2007 : 135-147)。

日本におけるメディアとジェンダー研究の多くは、リベラルフェミニズムの立場から、マスメディアのジェンダー・バイアスを取り上げたものが多い。それらは新聞・雑誌・テレビなどのマスメディアが男性中心の組織で送り手に女性が少ないため、女性の視点が排除され、ステレオタイプな女性性を再生産しているという問題意識のもと研究が行われてきた。マスメディアは受け手に規範的な女性像を提示し、ジェンダー構築に大きな影響を与えている。特に主流メディアは当該社会の支配的価値を反映した情報を流通させる傾向にあるため、権力を握る男性の価値観に沿った情報が流布するというものであった<sup>3)</sup>。これらの研究は加藤春恵子 (1992) により①性別分業批判、②らしさ固定批判、③性的対象物批判、そして松田美佐 (1996) による④差別語の使用批判、に分類される。

ニュース、ジャーナリズム分野でメディアに描かれる女性像に関して、小玉はテレビニュースの報道内容の性的偏向について量的研究と質的研究を行い、送り手のジェンダーバランスの偏りやメディア内容における以下の問題点を指摘している。それは、a メディア内容の主演は誰か—アウトサイダーとしての女性、b ニュースの伝え手—限定役割での登場、c 女性は特殊、d 社会進出への反撃、の 4 点である。さらに小玉は上記の分析結果から、ジャーナリズムが描く女性を、1 人類の亜種としての女性 (a メディアの枠組み b 記事の選択 c 表現方法)、2 客体としての女性 (a 映像素材 b 記事の文脈)、3 従属的存在としての女性 (例：用語)、4 低能力者としての女性、5 家に閉じ込められる女性と分類し、全体として 6 画一的な女性描写が多いとしている (小玉 1991)。

田中和子・諸橋泰樹は、新聞紙上に現れた具体的な表現の中から、女性の存在や行動・役割について、男性のそれとは非対等に扱った記事表現の量的分析を行い、女性を男性から区別して表現する主要な方法として、①女性強調<sup>4)</sup>②女性隠し<sup>5)</sup>③女性に対するダブルスタンダード<sup>6)</sup>使用の 3 つをあげている。

上記のこれまで行われてきたメディアの中の女性研究については、松田がリスベット・ファンゾーネンの分析を整理し、第一波フェミニズムの立場から展開されているというこ

と、またメディア内容の分析とメディアの担い手分析に終始しているという 2 点について批判的に検討している。その上でメディアがジェンダーを社会的に構成していくメカニズムに焦点を当て、ジェンダーの観点からのメディア研究というものを再構築している（松田 1996）。

田中東子はさらにジェンダー概念を構築主義アプローチから捉え直し、ジュディス・バトラーの研究成果を基に本質主義アプローチとの対立による差異を浮き彫りにする次の 3 点から検討している。すなわち「セックス」と「ジェンダー」概念の各定義、両概念の節合から「女性」というカテゴリーがどのように定義されているか。第二に、メディアメッセージを記号としてとらえ、それを解読するプロセスに重点をおく「コミュニケーションの記号論モデル」に依拠しながら、女性像の表現を単に「歪められている」とする従来のステレオタイプの女性像研究の限界の指摘。第三にメディアが消費される実際の社会的文脈のなかでメディアの役割を考察していこうとするアクティブ・オーディエンス論について（田中 2012）である。

第 1 章で事件報道はあるストーリーに基づき犯罪を可視化させるが、犯罪の認知件数と国民の犯罪に関するイメージには乖離がみられることは既に述べた。そしてその一因と考えられるのがマスメディアの報道において、男性が標準で女性はその亜種であるというような女性観が、犯罪発生率と比較して女性の犯罪報道件数が多いことや、扱いが大きいこと（四方 1996 : 101-102）につながっているのである。

このように、メディアが現実を歪めているという批判から、「ポスト性差別主義研究としてのジェンダー研究は、女性像・男性像の歪みを凝視し脱構築して、新たな人間像と対等な関係性、さらには新たなジェンダー秩序の構築をめざす」（加藤春恵子 1996 : 39）という主張が展開される。

## （1）事件報道に見る女性

上記のようなメディアにおける女性の表象は、事件報道においても同様である。事件報道において男性と比較すると女性は異なる部分が強調される傾向にあるとされる。それらについて本節では女性、次節では男性を取り上げ異なる点を明らかにしていく。

### ①女性被害者

女性被害者は、実名、住所、年齢、学校・職業などを報道され、顔写真も大きく掲載される場合がある。事件報道における容疑者の人権、未成年の容疑者のプライバシーは保護され、全体的な傾向として報道は個人情報やプライバシーに配慮する方向に変化しつつある。しかし被害者のプライバシー保護についてはまだ十分ではない。特に、性犯罪事件の女性被害者の報道においては、被害者にスキがあった、被害者の方から誘ったなどと、悪かったのは被害者であるとするアダムとイブ症候群や強姦神話の言説が見受けられる（四方 2012 : 136-137）。

四方は読売、朝日、毎日の三大新聞における 1988 年から 1992 年までの 5 年間の犯罪報道件数をカウントして女性が犯罪報道に登場する場合について調査している。その結果「猥褻」事件の被害者のほとんどが女性であることを発見した（四方 1996 : 101-102）。「女性の被害者、中でも特に強姦事件の被害者に関する報道については、①落ち度を問われる、②容姿に言及される、③生活の様子、男性関係、交友関係などプライバシーに言及される」（四方 1996 : 91）と述べている。

たとえば「女子高生コンクリート詰め殺人事件」は被害者の落ち度について報道した。「東電女性社員殺人事件」では、女性会社員が昼間は有名企業の管理職として働き、夜は街娼をしていたことから、興味本位で被害者の家族や私生活、顔写真やヌード写真などが報じられ、被害者の落ち度を印象付けた。「桶川女子大生ストーカー殺人事件」では、被害者がアルバイトでソーブランドに勤め、ブランド好きという誤った報道により、被害者が元交際相手に殺されても仕方ないという印象を読者・視聴者に印象付けた。

「連続少女誘拐殺人事件」では、被害者の落ち度を問うものは見られなかったが、幼い女児が誘拐され猟奇殺人の犠牲者となったことで、犯人捜しの手がかり、犯人憎しの感情を増幅させ、読者・視聴者の同情と我が子にも起きるかもしれないという恐れを煽るための「かわいそうな」被害者情報が取り上げられた。また、連続した捜査段階の報道は推理小説のように娯楽的側面を有しており、被害者のプライバシーが「読み物」として提供される。これらの報道の背景には「強姦神話」や「性のダブルスタンダード」がある。

このように、犯罪報道は、女性被害者の性関係に必要以上に言及し、報道する傾向にある。性関係の暴露や強調は、犯罪において被害者に非があったかのように伝わるだけでなく、プライバシーの侵害でもある。他方、犯罪の被害という場面で伝えられることは「魔女狩り」的な側面をもち、女性の性に厳しい性規範が報道されているといえよう。

しかし近年、被害者遺族が報道被害に声を上げる事例がある。性犯罪の被害者は匿名報道が望ましいとされ、被害内容を「いたずら」「性的暴行」と表現されることが多いが、あえて実名報道を望み、「強姦」と報道するよう被害者の遺族が依頼する「光市母子殺人事件」の例もある。このような事例は被害の明確化、加害者に対する厳罰化という側面に焦点があてられがちであるが、社会に存在するジェンダー・バイアスや被害者への偏見を修正するという側面もあるといえよう。

## ②女性被疑者

被害者と同様に、女性被疑者もプライバシーを侵害されている。ここでは四方（2012 : 99-149）の新聞分析をもとにその特徴をみていく。まず、女性被疑者は事件の加害者（＝犯人）とみなされ、被害者よりもさらに詳細に私的な情報が伝えられる傾向にある。加えて、被疑者の場合、性役割に関してネガティブな側面からの情報が多く報道される傾向もみられる。また、性役割やジェンダー規範が孕む問題が彼女らの犯罪行為の背景にあったとしても、その点に言及する報道はほとんどなく、あったとしても被疑者の立場を代弁す

るには至っていない。

たとえば「秋田連続児童殺害事件」では、「虐待行為」や容疑者の異性関係や生活についての情報が多く報道され、子育てに無責任な母親という印象が強調された。しかし、育児の孤立化、貧困など、加害者を追い詰める背景を追わずに当事者（被疑者）だけを責めるような報道は、被疑者の人権という観点からも、再発防止という観点からも大きな課題があるといえる。

また、母親が虐待の加害者として報道されることが多いことが指摘されている。実際に児童虐待で摘発された保護者のうち女性は26%（男性69%）であるが、メディアで児童虐待の加害者として報道された女性は全体の54%であった。

2006年12月に起きた「渋谷夫殺害遺体切断事件」は、女性被疑者が夫からのドメスティックバイオレンス（身体的暴力等、以下DV）や浮気が殺害の動機であると主張しているのに対し、「結婚後も別の男性と関係を続け」と被疑者の身勝手さを強調し、裁判報道においても「ついに心からの謝罪はなく」とされている。被疑者は夫のDVについて専門窓口にご相談し、支援を受けた経歴があったが、DV被害者として扱う報道は皆無であった。

このように、女性被疑者は、母性神話や、子育ては女性の仕事とする性別役割分業感、厳しい性規範という見方にそって報道されていることがわかる。このような犯罪報道における女性の描かれ方の背景には、新聞報道における女性の扱われ方の特徴に加え、社会規範と密接に関わる性に関する言説にそった記事作りがあると考えられる。

## （2）犯罪報道に見る男性被害者

過去に男性被害者の報道が問題になった事例は大きく4つに分類できる。1つ目は、劇場型犯罪の被害者や事故等の被害者／遺族への集団的過熱取材（例：「神戸連続児童殺傷事件」）。2つ目は、猟奇的事件被害者の身体描写（例：「商社マニラ支店長誘拐事件」いわゆる「若王子さん誘拐事件」（1986年）、「藤沢バラバラ事件」（1987年））。3つ目は事件被害者の犯人視報道（例「ロス疑惑報道」の殺害された女性の夫、「松本サリン事件」被害者）である。これらは人権問題や取材・報道におけるジャーナリズムの問題として取り上げられている。

「神戸連続児童殺傷事件」報道は、少年事件報道や報道被害等の多くの問題が指摘された事例である。その中で「劇場型犯罪」とマス・コミュニケーションの構造解明を実証的に行った調査がある（小城英子2004）。

ジェンダーの視点から男性被害者報道を分析した唯一の事例として、雑誌における女性被害者（「東電女性社員殺人事件」）と男性被害者（「学習院大男子学生殺人事件」）の事例を比較研究した『雑誌における女性被害者報道の分析』（小玉美意子・中正樹・黄允一 1999）が存在する。この中で分析対象となった「学習院大男子学生殺人事件」は、東京・世田谷区の路上で学習院大男子学生が女性に刺され死亡した事件である。被害者が名門大に在学し、大手企業に就職が内定していること、学生という本職以外に風俗に関わる仕事をして

いることから、「東電女性社員殺人事件」の被害者と似たような条件が揃っていた。

この調査結果では、男性被害者の個人情報約 3 割であったのに対し、女性被害者の個人情報一般紙、女性誌それぞれ約 6 割、7 割にのぼることが明らかとなっている。プライバシーに関する記述では、父母や生育環境について女性被害者は詳細に報じられたが、男性被害者の場合は簡単な住所と居住環境の説明と「大学卒業写真」が 1 社で報道された程度であった。男性被害者の場合はむしろ、男子学生よりも、加害者である女性の生育環境や顔写真が多く掲載された。唯一男性被害者の写真を掲載した『週刊新潮』も、風俗誌に載った女性加害者の下着写真とセットにして掲載していた。

また、女性誌と一般紙では誌面構成が異なり、それぞれ異なるメッセージを発していることに注目している。「東電女性社員殺人事件」の女性被害者に対しては、女性誌的視点では女性として落伍者であり「売れ残り・モテない女」。一般紙からするとエリートで高収入や資産があっても「独身 OL」、「東電 OL」または只の「OL」であり、身体を売る「街娼」、「売春婦」、「夜の女」、「立ちんぼ」という男性の性的対象なのである。

一方、「学習院大男子学生殺人事件」に対して女性誌は記事に取り上げていてもあまり関心を示していない。これは女性誌のターゲットとする読者像からは外れているからである。一般誌では女性加害者の下着姿の写真、加害者が働く風俗での仕事ぶりに関してインタビューを掲載する等、女性加害者への報道は性的なものに満ちているが、男性被害者への関心は低い。一般誌読者の大多数を占める男性にとって、男性被害者の性行為やスカウトマンのアルバイトはさほど関心のある事柄ではない。何故なら男性の“買”春を暗黙的に求める雰囲気は日本社会にはあるからである。

性格等に関する記事内容では、男性被害者の場合「キャバクラの腕利きスカウトマン」（『週刊新潮』1997年11月6日号）など、同じ被害者でも男性の場合、風俗で働くことに肯定的な表現が多い。一方、女性被害者は売春で何人客を取っても肯定的な表現はなく、また東京電力の管理職であった女性被害者は「できる女ほど堕ちる」といった論調で報じられたが、学習院大生について同様の主旨で報道した雑誌はなかった。

これらから、被害者の個人情報、その中でも特にプライバシーの侵害は、男性被害者よりも女性被害者の場合が著しいこと、そして被害者、加害者という区分よりは、むしろ、女性と男性の違いが大きいことが指摘されている。また、加害者、被害者を肯定・否定するインタビュー内容と情報源の数、誰にどのように取材するかという報道の姿勢には、結果的に「男性に甘く、女性に厳しい」性のダブル・スタンダードを生み出している。

そして小玉らは、被害者を事件の経過と雑誌メディアの展開、量的・質的な内容構成、情報源の特定等、メディアの一般的原理を明らかにすることにより事件報道の問題点を以下のように指摘している。



- ①被害者の個人情報、中でもプライバシーは、男性被害者よりも女性被害者の場合が著しく侵害されている。
- ②一般誌と女性誌が同じ事件に関して異なる報道の仕方をする理由は、異なる暗黙の読者像を持っているからである。
- ③大量・長期報道の背景には編集者によって作りだされる派生記事がある。
- ④被害者写真の乱用は女性の性の商品化として用いられている。これは女性という属性のニュース価値を示している。
- ⑤多くの記事は数少ない情報源の言説によって構成されたものであり、記事の内容が偏りがちであり、その客観性が疑われる（小玉・中・黄 1999）。

上記から、男性と女性被害者のメディアにおける表象は、特にプライバシーの点で異なり、女性被害者の写真の乱用は性の商品化として用いられている。メディアや事件内容は違えど、女性被害者が事件報道でプライバシーを侵害されやすい要因には「性」があり、「女性」という属性に被害者の他の要因（若さ、職業、容貌、犯罪内容）が加わるとスキャンダラスに取り上げられるといえよう。

### 3 男性中心のジャーナリズム

ここまで、事件報道における女性被害者、またその取り上げられ方、報道被害の内容について男性被害者との比較も交え論じた。その被害を生じさせる原因の 1 つとしてニュース制作過程に関与するジェンダーの本節ではニュース制作とジャーナリズムについてジェンダーの視点から問題点を述べていく。

欧米の新聞市場は大衆化と商品化の過程を経て、メディアを受動的に享受する「オーディエンス」を生み出していった。そのようなメディアの商品化過程において重要な役割を果たしたのが女性たちだった。経営者たちは、経営という視点から消費者行動の主体として「女性」というテーマに取り組むことになり、やがて経営者たちは女性記者を採用する動機を持つようになる。女性記者たちによる女性向けの記事を増やすことによって、女性マーケットを開拓した。そして欧米の新聞市場は高級紙、タブロイド紙という 2 つのセグメントに枝分かれしていった。ゴシップや生活記事等の娯楽モノを主体にしたタブロイド紙で女性が存在感を増していくことになる。日本の新聞も、こうした西欧の社会の動向とほぼ足並みを揃えていた。つまり、女性は、記者であれ、読者であれ、新聞が企業化され、市場に基盤をおくようになる過程でメディア産業に引き込まれていった（林 2012 : 125）。

歴史的にみると、マスメディアは男性に支配されてきた。ヨーロッパ、特にイギリスでは女性が活躍するのは、メディア産業の中でもロー・ステータスの職場（地方紙や女性雑誌）と、決まった役割（管理部門やアシスタント等）で占められている。女性は男性と比べるとヒエラルキー的に低い位置を占め、収入も女性の方が男性より低いことが指摘され

ている。近年、メディア産業で働く女性数は多いが、男性と比較すると女性は結婚している割合が低く、子どもがいる割合も低い。つまり、男性は仕事しながら家族を持つことができるが、女性にはそれが難しいのである。その理由の 1 つは、ジャーナリズムが「男性の世界」であって、女性のグラビアも扱われるので女性が入りにくい／入ってほしくない領域でもある。したがって、女性たちはダブル・スタンダードに直面しており、彼女たちは男性のように働き／振舞うべきか、あるいは女性としての戦略を立てて、男性ができない仕事をするべきだとされる(Gill 2007 : 121-124)。

### (1) 報道部門における女性記者・制作者の少なさ

2001 年、39 カ国について IFJ (International Federation of Journalist) が調査したところによると、ヨーロッパの女性ジャーナリスト比率は平均で 40%であったが、日本を含むアジア・太平洋地域の平均は 12%であった (Perters2001 : 4)。

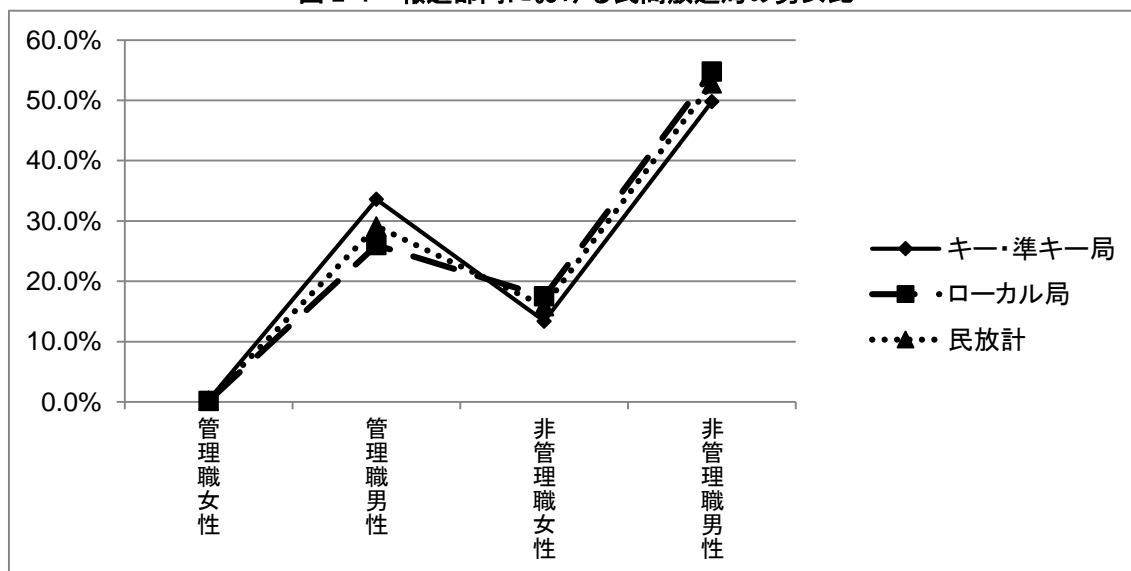
2010 年、日本調査に筆者も参加した IWMF (INTERNATIONAL WOMEN'S MEDIA FOUNDATION, IWMF) による『報道メディアにおける女性の地位に関する世界レポート (Global Report on the Status of Women in the News Media)』は、世界 59 カ国の 500 以上の報道機関 (新聞社、テレビ局、ラジオ局) の女性の数、地位、処遇、男女平等に関する指針などを調査したものである。その結果によると、各職階・職種の女性比率世界平均は 35.1%であったのに対し、日本の報道機関 (調査対象 8 社) の各職階・職種の女性比率の平均は 15.2%、下から 3 番目の 57 位であった (表 2-2)。1995 年調査では、上位管理職の女性比率世界平均は 12%であったのが、今回の調査では 27.3%に躍進しているが、3 割には達していない。意思決定に関わる者の約 4 分の 3 が男性で占められており、59 カ国中 20 カ国で「ガラスの天井」に直面していると指摘されている。女性やマイノリティの昇進を阻む、能力や成果に関係のない障壁である「ガラスの天井」は、上位管理職と中位管理職においてみられると指摘されている (Global Report on the Status of Women in the News Media2012 : 9)。しかし、日本の女性ジャーナリスト比率は、管理職以前に記者や編集者などの「専門職」(22.0%) が、世界平均 (36.1%) と比較すると非常に低い。先進国の中では最下位である (表 2-2)。

表 2-2 各職階・職種女性比率

職階	世界平均	日本
経営トップ（株主、オーナー、役員など）	25.9%	16.0%
上位管理職（報道局長、次長、編集長・幹部編集者）	27.3%	1.4%
中位管理職（報道部長・次長、デスク、論説委員）	38.7%	4.8%
下位管理職	28.7%	5.7%
上位専門職（ニュース収集・編集・執筆）	41.0%	17.9%
専門職（記者、編集者など）	36.1%	22.0%
制作・美術	34.4%	11.2%
技術職	26.8%	5.4%
営業、経理、総務	35.6%	20.0%
その他	32.9%	11.6%
各職階・職種女性比率 合計	35.1%	15.2% (57位/59カ国)

(出所) Global Report on the Status of Women in the News Media 2012 より筆者が作成

図 2-1 報道部門における民間放送局の男女比



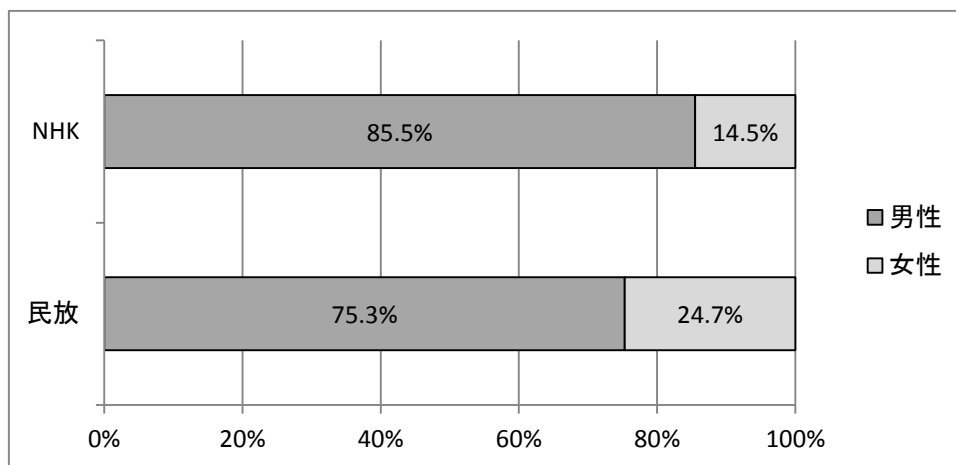
(出所) 日本女性放送者懇談会編 2005 より筆者が作成

日本の国内のローカル局、キー局・準キー局を調査した「放送ウーマン 2004」調査によると、図 2-1 にあるとおり民放、ローカル局、キー局・準キー局の管理職女性と非管理職女性の合計は 20%未満である (図 2-1) (日本女性放送者懇談会編 2005)。

2012 年新規採用の女性数をみると、NHK は 27.8% (放送総数 (26.9%)、放送技術

(31.3%))、民放は 30.4%と女性の採用に積極的になってきている（『総合ジャーナリズム研究』No.224：48-49）。ただし、長期にわたる少数採用の影響で、2012年の全体の女性従業員比率はNHK14.5%、民放 24.7%にとどまる。この数字には、報道職以外の部門も含まれているが、依然として日本の女性ジャーナリストは非常に少ないことに変わりはない（図 2-2）。加えて、(2) で述べた長時間労働が慣習化している職場環境から女性の中途退職率が高いことから、女性のキャリア形成がいまだ困難であることが示唆される。

図 2-2 2012 年 NHK・民放の女性従業員数



(出所)『総合ジャーナリズム研究 No.224』より筆者が作成

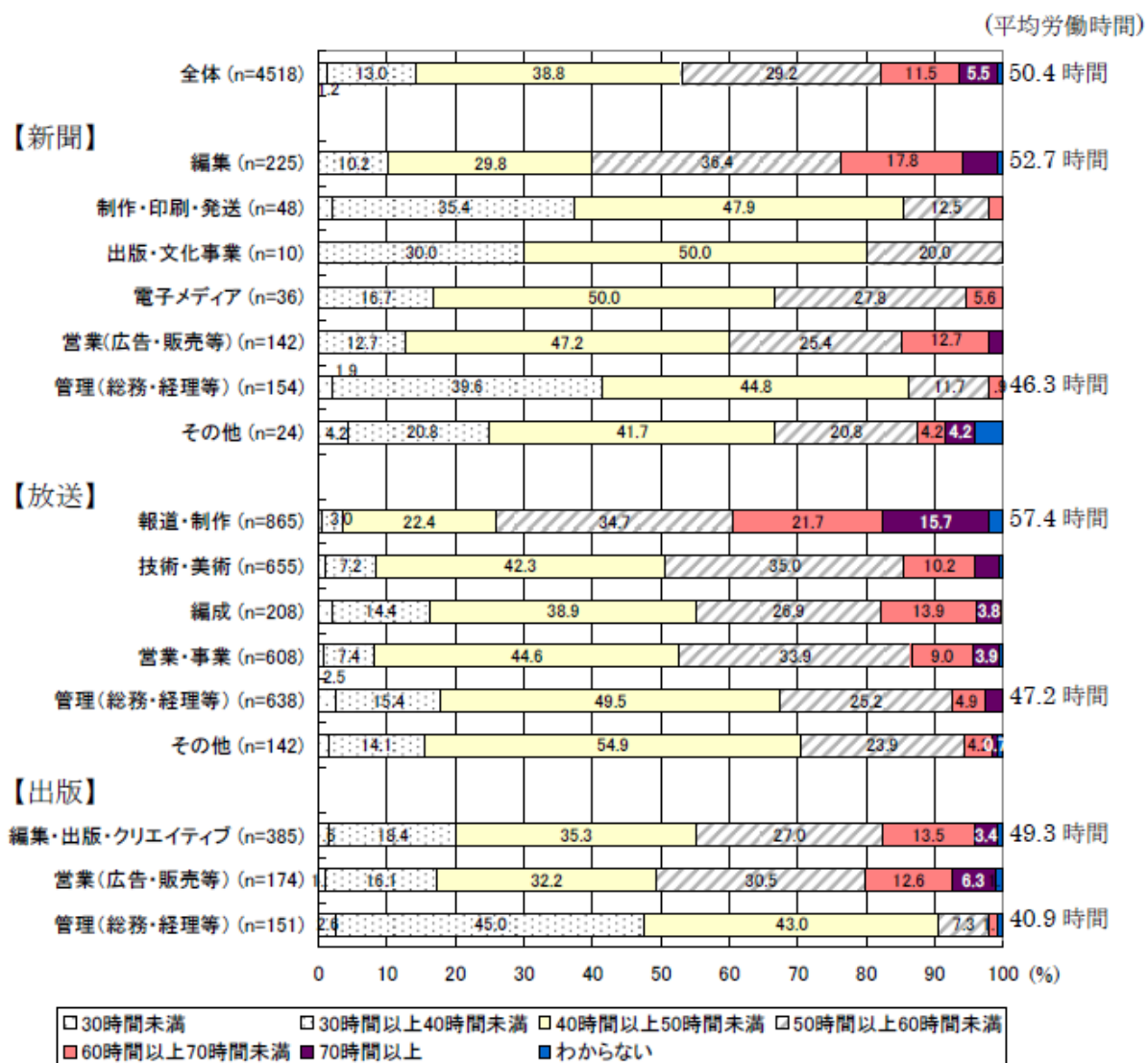
## (2) 長時間労働とワーク・ライフ・バランス

日本の内閣府男女共同参画局による『メディアにおける女性の参画に関する調査』によると、新聞・放送・出版の3業界の中でも放送の「報道・制作」担当者の1週間の平均労働時間は57.4時間、「50時間以上～60時間未満」の労働が1位(34.7%)となっており、3業界のどの職種より長時間労働が当たり前となっている(図 2-3)(内閣府男女共同参画局 2011：25)。

また、同調査の職種別1か月の深夜労働日数を各選択肢の中央値をとって換算してみると、最も多いのは放送の「報道・制作」7.3日、次いで新聞の「編集」6.1日、新聞の「制作・印刷・発送」が5.4日であった(内閣府男女共同参画局 2011：34)。

職種別週あたりの休日日数の結果でも、放送の「報道・制作」担当で「1.5日」と最も短く、次いで新聞の「編集」1.64日、新聞の出版・文化事業1.65日であった。最も長く週あたりの休日を取得する出版の「営業(広告・販売等)」は1.96日と差が生じている(内閣府男女共同参画局 2011：38)。

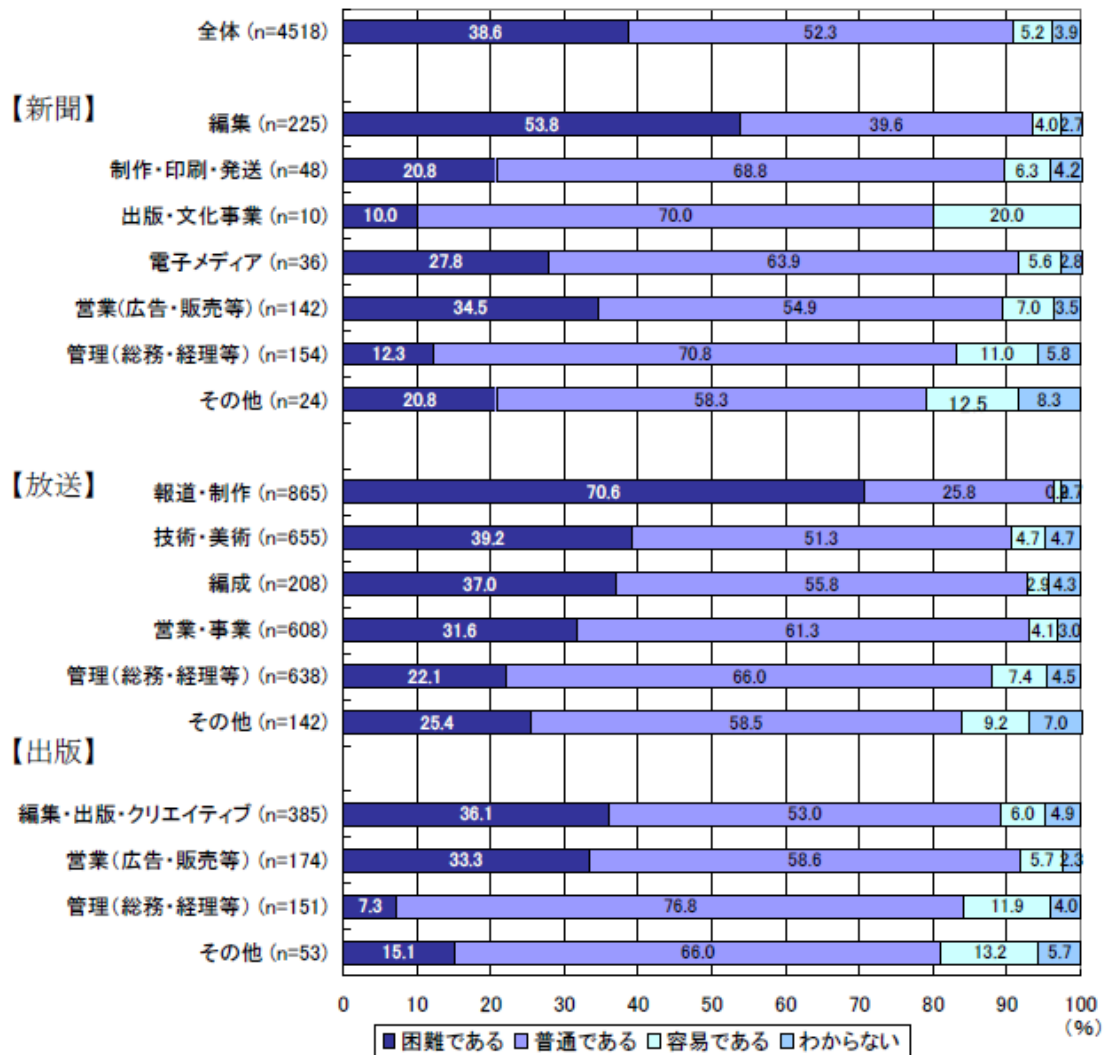
図 2-3 職種別 1 週間の平均労働時間



(出所) 内閣府男女共同参画局 2011:25

上記から、放送の記者・ニュース番組制作者はメディア業界の中で最もワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)がとりにくい職種であるといえよう。このため、図 2-4 にあるとおり放送の「報道・制作」部門は、仕事と生活の調和が「困難である」(70.6%)が他業種、職種を含めて 1 位という結果となっている(図 2-4)。

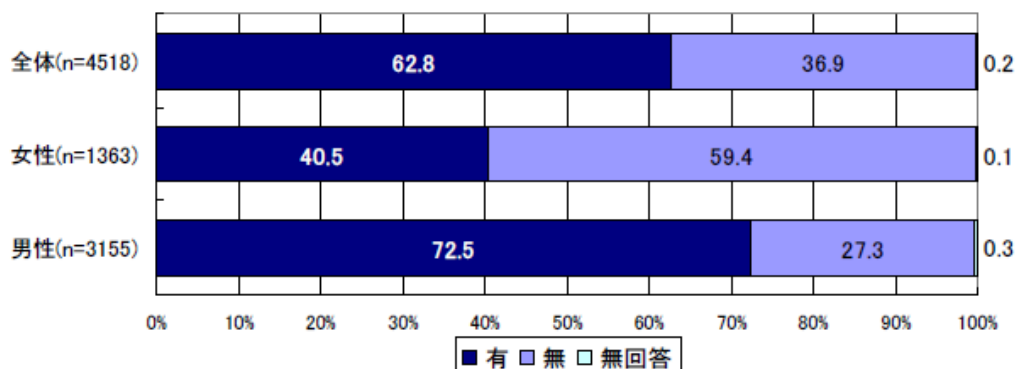
図 2-4 職種別 仕事と生活の調和は困難か



(出所) 内閣府男女共同参画局 2011:59

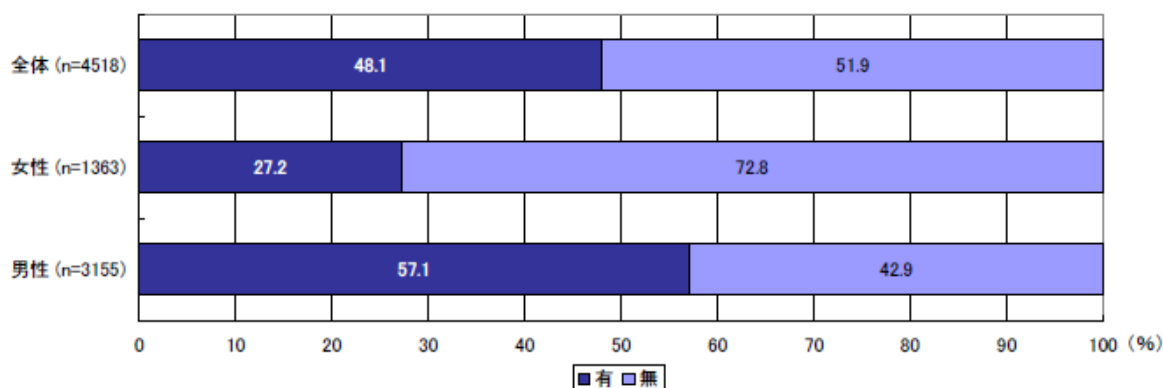
上記のワーク・ライフ・バランスの偏りが、配偶者と子どもの有無に関わるジェンダー問題を生じさせている。具体的には、配偶者「有」の女性(40.5%)に対し男性(72.5%)は約1.8倍、子ども「有」の女性(27.2%)に対し男性(57.1%)は約2.1倍の差が生じている(図2-5、6)。

図 2-5 配偶者の有無



(出所) 内閣府男女共同参画局 2011:17

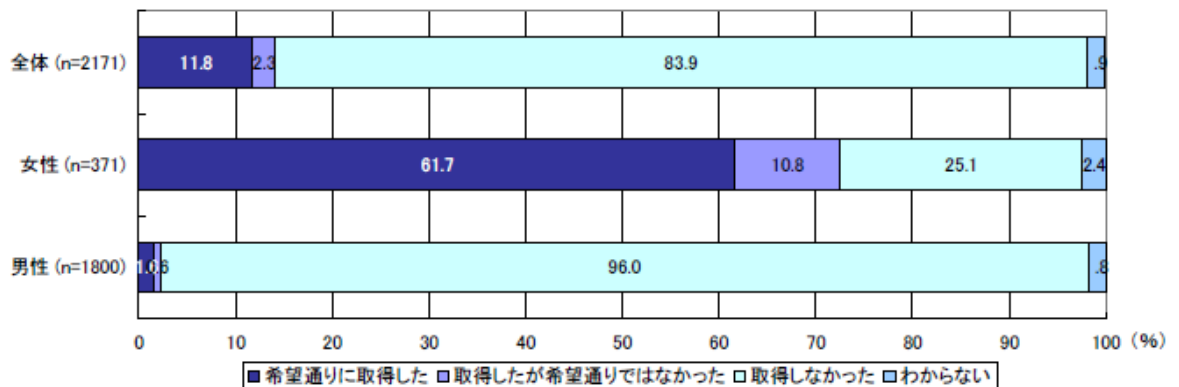
図 2-6 男女別子どもの有無



(出所) 内閣府男女共同参画局 2011:80

長時間労働で深夜残業もあり、休日の少ない放送の「報道・制作」であるが、労働時間や休日等での男女差は、ほとんどない。男女共に厳しい労働環境の中で、女性が結婚、子どもの妊娠・出産を経て職場に継続就業し、キャリアアップをするには厳しい環境にある。図 2-7 は、新聞・放送・出版業界の育児休業取得率を示したものである。「希望通りに取得した」女性 (61.7%) が約 6 割に対し、男性 (1.6%) は 1% 台である。業界別でみると「希望どなりに取得した人」の内、女性は新聞 (74.5%)、出版 (60.0%)、放送 (59.3%) と放送業界の女性の取得率が最も低い (図 2-7)。厚生労働省「平成 23 年度雇用均等基本調査」によると、平成 23 年度に出産した女性の育児休業の取得率は 90.1% で、配偶者が出産した男性の育児休業の取得率は 3.7% となっている (厚生労働省 2012 : 20)。一般企業全体と比較しても放送業界の女性の育児休業取得率が低いことがわかる。

図 2-7 男女別育児休業の取得



(出所) 内閣府男女共同参画局 2011:81

前出の IWMF の日本調査では、調査対象は 8 社と限定的であるが全社で出産・育児休業制度の整備が進み、復帰しやすくなった。またすべての会社で男女平等に関する指針を持っていると回答している。

確かに、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法整備による後押しと充実によって女性にとって働きやすい職場づくりはメディア組織においても進んできたようである。今後は、男女ともにそれらを活用することができる環境を整え、運用していくことが次の課題といえる (四方 2012 : 88-89)。

### (3) ニュース制作過程と内容におけるジェンダー

しかし、イギリスの事例で明らかのように、必ずしも女性のマスメディアへの参画が女性記者たちの地位向上やジェンダー・センシティブな報道につながるとは限らない。欧米の調査では、ジェンダーよりも記者の出自や社会階層、政治的立場などの個人的属性や、ニュースルームの雰囲気などが報道の中身やニュースの価値基準により影響を及ぼしているという結果が出ている (Chambers et al. 2004:104)。

一方で、やはり女性が作るニュースは男性が作るニュースとは異なるという調査結果も出ている。たとえば女性はニュース制作で人間、健康、教育、家族に重点を置くという。特に読者のニーズに重点を置き、出来事よりも人間に重点を置き、出来事の背景や文脈、その影響を説明する傾向にある (Gill 2007 : 124-125)。

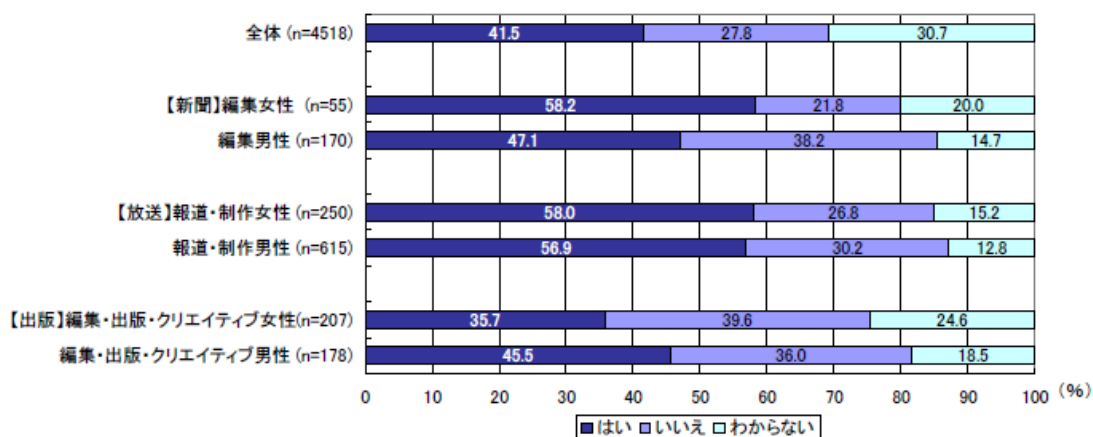
国広陽子は、大規模に組織化されたマスメディアであるテレビの場合、送り手組織全体のジェンダー構造、分析単位としての特定番組の制作集団のジェンダー構造など、送り手の様々なレベルが分析対象になるとする。その際、組織の男女構成比といった比較的単純なジェンダー構成の量的側面ばかりでなく、組織内の権力構造に踏み込んだジェンダーの検討が必要であると指摘する。国広は学校放送番組の制作現場の参与観察において、主婦



というカテゴリーがどのようにテレビ的現実として構成されるかについて注目した結果、「制作過程において主婦という社会的カテゴリーについてのステレオタイプ像が自明視され、これが訂正されなかった」と結論づけている（国広 2001：196）。

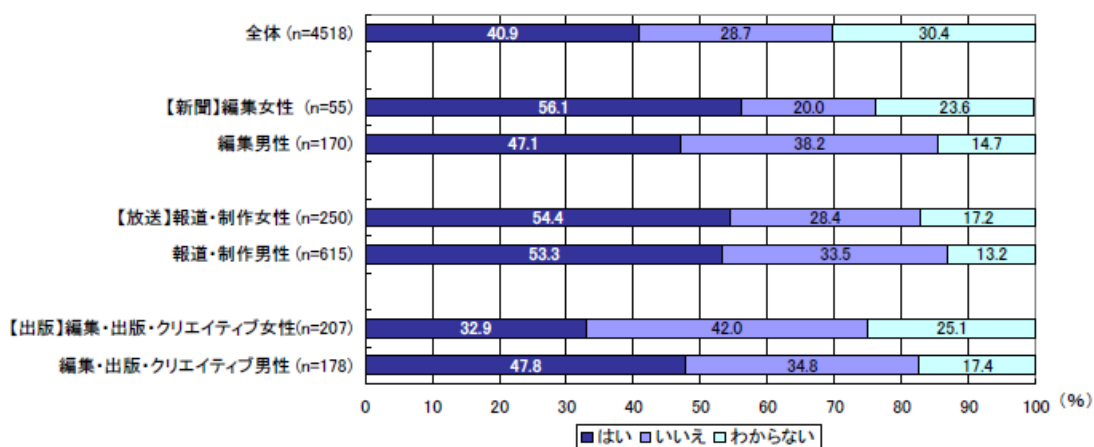
事件・事故ニュース制作組織の権力構造におけるジェンダー一面を検討する第一歩として、「記事や番組の素材選択に性差による意見の違いはあるか」という問いに対し、性差の違いが「ある」との回答が、放送の「報道・制作」の女性（58.0%）／男性（56.9%）では全体平均（41.5%）より高い結果となった（図 2-8）。また「記事や番組の表現方法に性差による意見の違いはあるか」については、放送の「報道・制作」女性（54.4%）／男性（53.3%）が性差の違いが「ある」とし、全体平均（40.9%）より高い結果となっている（図 2-9）（内閣府男女共同参画局 2011：132-137）。

図 2-8 「記事や番組の素材選択に性差による意見の違いはあるか」



（出所）内閣府男女共同参画局 2011:134

図 2-9 「記事や番組の表現方法に性差による意見の違いはあるか」



（出所）内閣府男女共同参画局 2011:137

筆者が事件・事故報道の担当者（経験者）にインタビューした中で、最も性差があるのは厚労省ネタであるという意見があった。厚労省が関連するニュースは健康・医療、子ども・子育て、福祉・介護、雇用・労働、年金等多岐にわたるが、大きくは人の「命」と「生活」に関わるニュースと分類することができる。そのようなニュースを女性記者・制作者は自分の問題に置き換えてニュースを制作する。また、そのニュース原稿の特徴として、視聴者にわかりやすい言葉を選ぶ傾向にあるという<sup>7)</sup>。あるいは子どもを持つ親（男女）は「命」に関わるニュースを取り上げるといった意見もあった<sup>8)</sup>。

ただし、日本の女性ジャーナリストの「質」を論じるには、あまりに「量」が少ない。女性ジャーナリストを増やすことは、日本のメディア組織において最優先事項の1つであるといえよう。

## 4 日本のジャーナリズムにおける諸問題

1章、2章ではテレビニュースの法・理念、制作・労働環境、送り手と受け手、報道内容について述べてきた。ここでそれらに内蔵されるジェンダー視点の欠如を指摘しつつ、テレビニュースの問題点を筆者の考えとしてまとめてゆく。

### ①視聴率至上主義

日本において事件・事故報道は視聴率がとれるとされている。日本では年間 1,200 件前後の殺人事件が発生しているが、このうちの 9 割までは容疑者もすぐに割り出され、メディアに取り上げられることもない。残り 1 割の、事件記者の立場からは社会性のある殺人事件が「よい殺し」とされる。一般市民の治安が脅かされたり、記事の書き手も読み手も自分の身に降りかかるかもしれないと感じる事件。さらに勧善懲悪だけでは割り切れない、加害者側の心情に理解の余地があるような事件、被害者側に特別な事情がある事件や有名人が関与している事件などもそうである（三木賢治 1999 : 67-68）。その中で被害者が子どもや女性の場合は取り上げられやすい。

### ②特ダネ主義と特オチへのおそれ

被害者報道における特ダネ競争はいかに早く被害者の顔写真や詳細なプライバシーに関する情報を入手するかに大きな力が注がれている。このような特ダネ主義がしばしば「他局にさきがけて」というライバル意識を誘発し、入手した情報が被害者の人権を侵害し、報道基準を破るものであっても報道してしまう。

また特オチ（他局がある特ダネを報道しているのに、その情報を入手できず報道できないこと）を恐れる気持ちから集団的過熱取材になるケースも多い。それは「他局は報道して

いるかもしれない、ウチだけ報道していないのは…」という判断が働くからである。

たとえば「筑波母子殺害事件」では、夫の医師が女性関係のもつれから妻と子ども2人を殺害し、3人の遺体を海に捨てたとして殺人等の容疑で逮捕された。事件の背景を探る過程で、事件とは関係ない、被害者の妻がランジェリーパブで働いている映像が各局で放送された。TBSでは放映後社内で問題となり、早期にビデオの使用禁止措置が取られた（杉尾秀哉 1999：101-102）。

この過程に、特オチへのおそれが見える。TBSでは映像入手後、そして放送前に「他局は報道しても、TBSは報道しない」という判断は働かなかったからである。

### ③発表ジャーナリズム

事件報道の情報源のほとんどは警察発表である。国、地方自治体、警察や裁判所などの公共組織はメディアのための記者クラブ、記者室、記者席を用意し、専用のスペース、専任の職員、電話等設備を用意し、一般人と区別された情報アクセスを提供している。メディアの記者は、主体的に取材する局面よりも、国・地方自治体・警察等の行政関連の記者会見などにおいて相手側の主導のもとに取材する受け身の取材活動を行うことが多くなる。また一斉に発表を受け、ブリーフィング（背景説明）を受けるために、メディア各社の独自のアングルをもった記事が表れにくくなる。これらが同一の情報源を使い、同じ問題を取り上げ、同じ結論に達する「横並び報道」とも呼ばれるパック・ジャーナリズムを生む原因となっている。

「桶川女子大生ストーカー殺人事件」では、被害者の女性と家族は、女性が刺殺される前に地元警察署に何度も相談し告訴状を提出していた。しかし地元警察署は捜査をせず、告訴状の取り下げを家族に対し求めていた。事件後、地元警察署はこのミスをマスメディアに公表しないまま、女性被害者に関する情報提供を行った。その結果、警察署の発表に依存したマスメディアは女性被害者にも非があるような論調の報道を行った。この問題は写真週刊誌『フォーカス』の記者による調査報道によって発覚した（鳥越 2000）。

### ④センセーショナルリズム

センセーショナルリズムにはニュースの内容とその提示の仕方の2つの側面がある（大井 1993）ことは既に述べた。内容面では暴力や犯罪、性、スキャンダルなどの人々が興味を持つ要素のあるニュースを取り上げること。ニュースの提示の仕方は派手な見出しをつけるなどである。たとえば「美人〇〇」、「女子大生××事件」等の派手な見出しである。内容面で犯罪や性の絡む事件の女性被害者は取り上げられやすいといえよう。

宮田加久子は、センセーショナルな報道を生み出す送り手側の姿勢や意識として、報道関係者の慣習化された思考方法、事件をイベント化しようとする感覚、正確さより速さを重んじる報道姿勢、受け手の理性に訴えるより効果の大きさを求める姿勢、を指摘している（宮田 1986）。誘拐や連続殺人事件などのような大事件、飛行機・列車などの大事故である

ほど、センセーショナルリズムによる多くの問題が発生する。

そのような冷静ではない状況の中で、たとえば殺人事件の被害者の顔写真を報道しようと強引な取材をしたり、十分な裏付けのないまま報道することなどがある。顔写真集めについて小林弘忠は下記のように述べている。

「ひところは顔写真集めは、新聞記者のきわめて重要な、だがかなりつらい仕事のひとつであった。とりわけ犠牲者の顔を集めるには、当事者の家庭を訪れなければならず、亡くなった人の遺族から個人の写真を拝借してくるのだから強心臓を要した。それに顔写真を借りてくるかどうかで記者の資質が問われた時代がいまから数年前までつづいていたので、違法すれすれの行為をすることもあったのだ。たとえば最近までは、殺人事件の被害者の顔写真は、なくてはならない新聞の材料だった。女性や子どもはなおさら記事には不可欠の存在で、記者は原稿を書き終わると、締切間ぎりぎりで顔写真集めにかけずりまわらなければならなかった」(小林 1998: 4-5) (下線筆者注)

#### ⑤報道基準・倫理綱領の不徹底

マスメディアは、報道する際に注意すべき点やルール、基準を定めている。それは業界共通のもの、各企業が独自に定めたものもあるが、基本的にその企業で働く人は正社員、派遣等契約形態に関わらず守るべきものとされている。しかし、これらが設けられていても女性被害者報道で問題が繰り返される要因は大きく2点ある。1点目は、時間的余裕のなさである。小玉は放送における『NHK 国内番組基準』と『日本民間放送連盟放送基準』が、現場でどのように活用されているかインタビューを行ったところ、「比較的時間に余裕のある管理職や半現場の人がより研修に参加し、倫理綱領等にも目を通してしている。本当に番組づくりに追われている人たち、あるいは若いのもっと経験に代わる知識が必要な人たちは、倫理について考えたり、本を手にする時間がないようだ」(小玉 2000: 44) と述べている。テレビのニュース番組は毎日、何度も締切があり、記者や制作者は番組の放送時間に合わせて取材、原稿執筆、映像編集をこなす。この時間的余裕のなさが、放送倫理に関する研修や各種基準を学び、考える機会を奪っている。

2点目は、前出の2つの基準における希薄なジェンダー意識(小玉 2000: 40)である。両基準とも基本的人権の尊重をうたっているが、それ以上の詳しい記述はない。なお、性表現に関し民放連の放送基準では「(76) 性的犯罪や変態性欲・性的倒錯を表現する場合は、過度に刺激的であってはならない」とし、わいせつ表現を戒めている。NHKの基準でも視聴者が不快に思う表現はしないとしている。

また本章3節において述べたように、記者・制作者・技術職を含む放送局職員は偏ったジェンダー構成となっている。「日本の番組の多くを支配する在京テレビ局における主流の人々の平均的な属性は、日本人、男性、健常者、大学卒、20-50歳代、東京および近郊居住者である。(中略) テレビ番組の多くはその人たちの価値観を反映し、他の人たちのこと

は他者の視点で描かれることが多い」のである（小玉 2000 : 40）。

基準を学ぶ時間的余裕のなさ、ジェンダー意識が希薄な基準、男性主流の送り手などの要因によって、女性への差別や偏見が生じる用語や表現を内包した報道が繰り返されているのである。

#### ⑥報道制作における構造上の問題

業界統一の基準、自社のガイドラインが徹底されず、報道に様々な問題が生じてきた大きな一因は、所属や契約形態も多様なスタッフ（契約社員や嘱託、番組制作会社からの派遣社員、フリー）にそれらの教育を受ける機会がほとんどないことである。このような人々を対象に、前出の民放連の基準や倫理綱領、自社基準の研修、またこれらに関連するジェンダーについての学習機会が必要である。

現在、多くの番組が番組制作会社、または自局の正社員以外のスタッフによって制作されており、問題となった番組もある。放送界における第三者機関である放送と人権委員会は、「外部プロダクションの担当者により取材過程で生じた権利侵害や倫理違反については、テレビ局がその素材を使って放送した場合は原則として全過程において責任を負うものと理解すべきである」（右崎正博 BRC 委員監修，編 BRC 事務局 2008 : 60）、と判断を下している。

#### ⑦犯人探しの手がかりとしての被害者報道

犯罪や事件が起きて、すぐに容疑者が逮捕、あるいは指名手配されることはあまりない。しかし現実に事件は起きているので、その社会的重大性や新奇性・衝撃性によってその事件を伝えなければならないとき、被害者は事件を語る上で重要な情報となる。たとえば被害者の性格、職場や学校、地域での態度や友人関係、交友関係など、被害者のプライバシーは事件に関わりがあってもなくても、名前や住所、年齢、職業や顔写真などが報道の正確性を保つために用いられる。そして事件の悲惨さや残酷さ、犯人への憎悪をかきたてるためにドラマチックに報道される。特に女性被害者の場合、素行の悪さ、異性との交際、水商売・性風俗に従事、服装の趣味が派手であったりすると、それが犯人を捕まえる手がかりになるかのような報道や、それゆえに犯罪に巻き込まれたといわんばかりの報道がなされるのである（小玉ほか 2000 ; 四方 2012）。

#### ⑧ニュースの価値判断基準

ニュースの価値判断基準は、男性主導によるマスメディアにおいて、男性視点が働いてきたと思われる。そのため一般的なニュース・バリューの他に、女性の犯罪について、「女の事件は必要以上に大きく報道され、しばしば猟奇的、あるいは身の下の取り扱われ方をする」（玉川しんめい 1985 : 193）のである。

## ⑨報道パターン

現在の日本のテレビニュースの表現形式を顧みると、ニュース番組と情報番組やワイドショーの境界が曖昧となり、インフォテイメントの現象が日本でも起こっている。

たとえば「東京電力女性社員殺人事件」では、事件発生当初の報道は、事件との関連を伺わせそうな被害者の行動について報じられていた。ところが、次々と明らかになる被害者の奔放な行動が、事件との関連性から離れて彼女のプライバシーそのものの暴露へと次第に報道を転化させていく。犯人がすぐには判明せず、「ストレートニュース」が少なくなっていくのに反比例して、ワイドショーのプライバシー報道が前面に出るようになった（杉尾 1999 : 99-100）。

このように女性被害者報道の問題は、ニュース番組だけの問題ではない。ワイドショーや情報番組ではニュース番組より好奇心やのぞき趣味を露にした取り上げ方がされている。そこには「視聴者が見たい」と送り手側が考える女性被害者のニュースが見受けられる。

また、同じ局でもニュース番組とワイドショーの取材クルーは別々の場合もある。マスメディアが注目する大事件となると、同じ局から取材クルーが複数である場合もある。それらと他局、他メディアの取材が重なればメディアスクラムとなってしまうのである。

## ⑩「夜討ち朝駆け」による捜査関係者のリーク情報

記者が警察の捜査関係者から非公式な捜査情報を得ようと帰宅時と出勤時に捜査関係者の自宅に通うことを「夜討ち朝駆け」という。「桶川女子大生ストーカー殺人事件」では、県警担当者に対する夜討ち朝駆け時に得たとされる情報をもとに、女性被害者のアルバイトが風俗であったかのような報道、ブランド好み、といった女性被害者に落ち度があるかのような報道がなされた。後に誤った情報だと指摘され修正されたが、マスメディアだけの問題とされた（鳥越 2000）。つまり警察関係者のリークや女性被害者に対する偏見は問題視されなかったのである。この点については 6 章で触れることとする。

## 5 ジャーナリズムにおけるジェンダー・バイアス

これまで叙述してきた報道する際にみられるジャーナリズムのジェンダー・バイアス問題をここでまとめる。

- ・送り手のジェンダーバランスの偏り
- ・女性被害者を表すステレオタイプの言語・映像
- ・女性被害者の過失を問う報道
- ・女性被害者を従属的で特殊、または客体とする報道
- ・女性被害者の「性」と「プライバシー」を結び付ける報道

以上のように、先行研究や女性の被害者が報道被害を受けた例の概観から、筆者はテレビニュースにおける女性被害者報道について以下のような仮説を設けた。

第一に、テレビの送り手側に、ニュース制作・報道の各過程において、ジェンダーに配慮した報道がしにくい産業構造、ジャーナリズム環境がある。

第二に、テレビジャーナリズムは、事件の女性被害者を被害内容と被害者の属性によってカテゴライズするジェンダー別報道パターンがある。

この 2 つの仮説の検証を、テレビニュースの内容分析により行う次章以下で行うこととする。

## [注]

- 1) 2003年、最高裁で上告が棄却されネパール人容疑者の無期懲役が決定したが、2011年東京高裁の再審請求審において実施されたDNA鑑定結果により、容疑者の有罪立証が疑わしくなり2012年再審開始される予定。
- 2) 報道による強姦神話は目撃者／被害者を信用しない、強姦はセックス（取るに足りない望まないセックス）、強姦犯人は黒人／下層階級、加害者の動機は性欲、報復のために強姦をでっちあげる女性、強姦犯人は狂ったよそ者（Gill 2007:139-145）である。日本の刑事犯罪としての強姦神話は以下である。1.「嫌（いや）よ嫌よも、いいのうち」2.「強姦なんて、自分には関係ない」3.「強姦犯人の目的はセックスである」4.「強姦は、見知らぬ者同士で起こる」5.「夫婦間のセックスは、当然合意のもとで行われる」6.「なぜ抵抗しないのか」7.「事実であれば、覚えているはず」（諸澤 2001）。
- 3) 各マスメディア研究についてはたとえば女性雑誌（井上輝子・女性雑誌研究会編 1989）、ドラマ（村松泰子・ヒラリア・ゴスマン編 1998）、新聞（田中和子・諸橋泰樹編 1996）参照のこと。
- 4) 「女性強調」の表現は第一に a 「女店員」「女性信者」「女子高生」のように当事者の職業に「女」「女性」「女子」などの「女性冠詞」をつけてその人が女性であることをことさらに強調する表現、第二に、b 性別役割分業を前提に「OL」や「主婦」のような女性専用の職や役割を表す言葉を用い、女性の役割を強調する表現、そして第三に c 女性の外見、行動、性格、心理特性などに関するステレオタイプにもとづく表現などに分類している。
- 5) 「女性隠し」の場合は、前出の「女性強調」とは反対に、私領域を元来の棲みかともみなされている女性が、紙面上でその存在や役割を無視されたり、後方に退けられたりする表現方法である。その代表的事例に社会面等における事件・事故報道などに際し、主として男性の姓名が使用され、女性はその後方に隠される表現をあげている。このような女性を隠す表現方法には、a 家族や親の代表者として男性名（夫・父親名）がもっぱらフルネームで使用され、女性（妻・母親）の姓名が全く登場しないもののほか、b 「○Bさんの妻」などと、姓名を持った独立した個人・主体としてではなく、もっぱら夫との関係で表現されるものがある。
- 6) 「ダブルスタンダード表現」は、女性と男性とで異なるものさしを当てはめて当事者を描写する方法である。a.男性と同じ業績を上げ、同じような地位にあっても、そこで活躍に関してストレートに語られるのではなく、容貌やファッション、家族役割やプライベートな事柄に不必要に言及されるのがその典型である。b.女性と男性に対する敬称の使い分けがあげられている（田中・諸橋 1996）。
- 7) この点については、2013年8月16日にキー局正社員のC氏（20代・男性）より口頭で教示を得た。C氏の経歴は、キー局社会部記者を経て現在情報番組のディレクター



---

である。

- 8) この点については、2013年8月10日にキー局正社員のB氏(30代・女性)より口頭で教示を得た。B氏の経歴は、キー局社会部記者を経て現在ニュース番組プロデューサーである。

### 第3章 テレビニュース内容分析1(量的分析)

日本の犯罪報道の特徴は、受け手が興味を持つ内容（暴力や犯罪、金銭、セックス、悲劇、スキャンダル）、特に「殺人」と「強盗」の報道率が高く、子どもや女性が被害者となった事件のニュース価値が高いことにある。それらは警察発表に依存する捜査段階の情報を多く取り上げ、派手な見出しをつけ、テレビでは事件の当事者・主要関係者の言動に焦点を当て、生中継や現場取材の録画が多用され印象に残るカットが反復されるように演出されている。このような犯罪報道が各種報道被害を発生させている。被害発生背景の1つとして、ニュースの娯楽化があることを第1章で指摘した。ニュースが娯楽化した要因には①市場のプレッシャー、②メディア間の競争、③人権意識の向上による法律の制定、メディアの自主規制、④技術の発達、⑤番組制作会社・フリーランスの利用が考えられる。つまり視聴率を取るためにセンセーショナルな犯罪報道になり、メディア間の競争が激しくなった。その結果、様々な人権侵害が報道で起こった。報道被害には様々あるものの、その焦点は起こった事件と時代背景によって容疑者への人権侵害→被害者への人権侵害→集团的過熱取材へと変化している。そのように社会問題として提起されることにより、報道被害は単なるモラルの問題でなく刑法や民法によって裁かれるようになった。法的側面では名誉毀損、プライバシーの侵害、個人情報保護、犯罪被害者の権利保護が行われ、報道被害の回復が試みられた。メディア組織は放送法、報道倫理の遵守、取材・報道内容の改善と実践により自主規制を行っている。またテレビ界は第三者機関設立（BPO）によって報道被害の防止と回復を試みている。

さらに、社会の人権意識の発達と個人情報保護法成立によりメディアは取材時に制約を受けるようになった。また取材対象となる各機関の匿名発表、取材対象者のプライバシー等の人権意識の発達によって取材は困難なことが多くなった。

第2章で叙述したように、報道被害をジェンダー面から検討していくと、女性の「性」に関連したニュースとニュースの娯楽化が密接に関わっていることが明らかとなった。たとえば女性被害者は、殺人や「性」にまつわる犯罪において、幼い少女／若い女性被害者の「プライバシー」（実名、住所、顔写真、職業、学歴・経歴、趣味、交友関係）や名誉に関する問題が報じられ、侵害されている。また、女性被害者の過失を問う報道、ステレオタイプの言語や映像、女性被害者を従属的で特殊、報道の客体とする報道がそれに関わるものである。

上述したジェンダー・バイアスが確認された女性被害者報道は、テレビの送り手のジェンダー・バランスに偏りが存在し、女性記者・制作者数が諸外国と比較し少ない（Global Report on the Status of Women in the News Media 2012 : 9）中で取材・制作されている。またテレビの「報道・制作」という職種は、長時間労働で深夜残業があり、休日が少ないためワーク・ライフ・バランスが取りにくい（内閣府男女共同参画局 2011 : 38 ; 林香里・

谷岡理香編著 2013) ことが指摘されている。

テレビジャーナリズム面からのジェンダー・バイアス報道の背景や要因として、1章で既に述べた視聴率至上主義や特ダネ主義と特オチへのおそれ、発表ジャーナリズムやセンセーショナルリズム、報道規準・倫理綱領の不徹底 (a 時間的余裕のなさ b 希薄なジェンダー意識 c 制作者の偏ったジェンダー構成)、犯人探しの手がかりとしての被害者報道、ニュースの価値判断基準、報道パターン (事件関係報道からプライバシー報道)、「夜討ち朝駆け」による捜査関係者のリーク情報があげられる。また報道制作における構造上の問題として報道局の正社員以外で活躍する所属や契約形態が多様なスタッフへの教育機会の提供がある。

これらの特徴がテレビの女性被害者報道に当てはまるかどうかについては、3章で取り上げる内容分析結果から、2章で設けた仮説の検証をする。

## 1 仮説

2章において、上述した先行研究等をふまえ2つの仮説を設けた。第一の仮説は「テレビの送り手側に、ニュース制作・放送の各過程において、ジェンダーに配慮した報道ができにくい産業構造、ニュース文化がある」。第二の仮説は「テレビジャーナリズムには、女性被害者を、被害内容と被害者のジェンダーによってカテゴライズする報道パターンがある」。本節では、テレビニュースの量的内容分析によって上記の仮説を検証するために研究課題 (リサーチ・クエスチョン, RQ) を以下のとおり設定する。

RQ1 : NHK と民放の被害者報道量

RQ2 : 被害者報道の情報源

RQ3 : 女性被害者と男性被害者の報道量

RQ4 : 報道される犯罪の種類と被害者の性別

RQ5 : 女性被害者と男性被害者の報道様式

上記5つの研究課題には、以下の調査目的がある。「RQ1 : NHK と民放の被害者報道量」の調査目的は、放送制度の違いによって被害者報道量に違いが生じるか調べる研究課題である。これはニュースの娯楽化と関連する。「RQ2 : 被害者報道の情報源」は、ニュース制作過程を調べる研究課題であり、テレビニュースの産業構造に関わる。「RQ3 : 女性被害者と男性被害者の報道量」は、被害者のジェンダーに注目し、ジェンダーにより報道量に差があるか調べる研究課題である。「RQ4 : 報道される犯罪の種類と被害者の性別」の調査目的は、被害者のジェンダーと被害内容の関係について調べることにある。「RQ5 : 女性被害者と男性被害者の報道様式」の調査目的は、被害者のジェンダーによる報道様式の違いについて調べる研究課題である。

3章では、これらの研究課題を検証するためにテレビニュースの量的内容分析を行う。各課題に対応する調査結果から仮説を検証し、女性被害者報道の特徴、問題点、報道様式を明らかにする。

## 2 調査方法

### (1) 分析対象番組の選定

上記の研究課題を検証するために、テレビニュースが被害者をどのように報道したかについてニュースの内容分析を行う。調査対象として、平日夜に毎日放送されていること、1時間あるいはそれ以上の放送時間枠を有しているニュース番組という条件で選択した。情報番組やワイドショーの犯罪・事件報道は問題視されることも多いが、平日夜のニュース番組の視聴率の方が高い<sup>1)</sup>。その中から最も多く見られている3番組を選んだ結果、対象とする番組はNHKの『ニュースウオッチ9』<sup>2)</sup>、TBSの『筑紫哲也NEWS23』(以下『NEWS23』と略す)<sup>3)</sup>、テレビ朝日の『報道ステーション』<sup>4)</sup>を取り上げることにした。

3番組の調査期間は、2007年10月1日(月)～2008年2月29日(金)の計20週間、99日である。調査期間内における各番組のニュースを対象とし、そのニュース本数(単位:本)、放送時間(単位:「秒」)を計測した。調査対象サンプルと合計放送時間量については表3-1を参照されたい。

表 3-1 調査対象サンプルと調査総時間量

番組名	放送時刻	合計ニュース項目数(本)	合計放送時間量(秒)
『ニュースウオッチ9』	(月～金) 21:00～22:00	1,938	360,722
『NEWS23』	(月) 22:54～24:25	1,893	254,358
	(火～木) 22:54～23:30		
	(金) 23:30～24:35		
『報道ステーション』	(月～金) 21:54～23:10	1,321	350,832

### (2) 分析のための分類項目

先行研究(小玉美意子・白水繁彦・武山昭子・吉田文彦・小田原敏 1986; 小玉美意子・白水繁彦・武山昭子・吉田文彦・小田原敏・音好宏・Anne Cooper-Chen, 1996; 小玉美意子・小田原敏・アンジェロ・イシ・中正樹・鈴木弘貴・小林直美・沈成恩・黄允一 2006)をもとに、分析対象とした番組ごとに「テレビニュース被害者分析シート」(資料1)にコーディングを筆者が行った。シートの分類項目は次のとおりである(表3-2)。

表 3-2 内容分析調査項目

・番組名
・放送順位:当該ニュース番組の中での伝達順位
・内容(要約)と日付
・所要時間:当該ニュースの放送時間量
・分野
・被害者報道:ニュースの中に犯罪や事件の被害者が登場した場合、「被害者報道」とし、それ以外のニュースや被害者不在の犯罪・事件ニュースと区別
犯罪分類:身体的犯罪、性的犯罪、経済的犯罪、その他
報道段階:犯罪や事件の発生、捜査、裁判等の段階を区分
性別:性別に関する言及、表示の有無
年齢:年齢に関する言及、表示の有無
名前:名前に関する言及、表示の有無
職業:職業に関する言及、表示
生死:被害者の生死についての言及
被害者映像:被害者の映像の有無
情報源:警察、企業等、ニュース作成のもとになる情報の入手先
スタジオ言動:犯罪・事件に関するスタジオ内での対話、論評・評論等の有無
インタビュー対象:一般人や識者、当事者・関係者のインタビュー・会見の有無
出演者の顔出し:各ニュースでテレビ画面に出演して内容を伝える主たる伝達者とその属性
出演者の声出し:各ニュースで中心となってニュース原稿を読む、解説等職種
音の演出:BGM、ブリッジ音、効果音等の演出の有無
画像素材:各ニュース項目で使用されている VTR、生中継、写真、CG・テロップ等の有無

### (3) コーディング

3番組を通じ筆者がコーダーを務め、サブ・コーダーは立てなかった。コーディングに際しコーディングマニュアルを作成し、このマニュアルを基にニュースの項目分けから上記の分類を行った。判断に迷った場合は一時的に「判別不能」を設け、最終的にデータ全体を見て改めてコーディングを行った。すべてのコーディングを筆者が行うことで複数のコーダーによる信頼度低下の問題を避け、統一的な判断をするようにした。

### 3 量的分析の結果

#### (1) 番組の全体的な報道傾向

##### ①全ニュースの報道傾向

各番組の全ニュース本数と時間、1日に報道される平均ニュース本数は、3番組中すべてにおいて1位は『ニュースウオッチ9』（1,938本、360,722秒、19.6本/日）であった。他2番組の特徴として『NEWS23』は短い時間内で多くのニュースを取り上げ、『報道ステーション』は1つのニュースを長く報道しているため本数は少ない（表3-3）。

表3-3 「全ニュース」の報道本数と時間量

	『ニュースウオッチ9』	『NEWS23』	『報道ステーション』
ニュース本数（本）	1,938本	1,893本	1,321本
放送時間（秒）	360,722秒	254,358秒	350,832秒
平均ニュース本数/日（本）	19.6本	19.1本	13.4本

##### ②被害者報道の報道傾向

同様に被害者報道のニュース本数と放送時間、1日に報道される平均ニュース本数を調べた結果、被害者を最も取り上げたのは『NEWS23』（232本）、最も長く報道したのは『報道ステーション』（38,474秒）であった。全ニュースに被害者報道が占める割合の1位はニュース本数では『NEWS23』12.3%、時間量では『報道ステーション』11.0%であった（表3-4）。

表3-4 「被害者報道」の報道本数と時間量

	『ニュースウオッチ9』	『NEWS23』	『報道ステーション』	合計	平均
ニュース本数(本)	176本	232本	136本	544本	181.3本
放送時間(秒)	34,948秒	27,384秒	38,474秒	100,806秒	33602.0秒
平均ニュース本数/日(本)	1.8本	2.3本	1.4本		1.8本
被害者報道本数/全ニュース(%)	9.1%	12.3%	10.0%		10.0%
被害者報道時間/全ニュース(%)	9.7%	10.8%	11.0%		10.0%

##### ③被害者報道の放送時間

各番組の全ニュースと被害者報道の放送時間を3つに分類した結果が表3-5である。1本の放送時間が「1～30秒」のものはニュースフラッシュ型で、当該ニュースの概要のみが報道されるニュースである。放送時間「31～90秒」のものは標準ニュース型である。これは当該ニュースの概要に加え、その背景や原因、影響、進展等について簡単な説明があるニ

ニュースである。放送時間「91 秒～」は重点ニュース型である。これは当該ニュースについて多角的視点から報道するニュースで、インタビュー等も多用される。表 3-4 によれば、全ニュースの傾向として『ニュースウオッチ 9』は「91 秒～」のニュースが約半分（55.4%）を占め、「1～30 秒」のニュースは 3 番組中最も少ない（5.9%）。『報道ステーション』は「91 秒～」ニュースが最も多い（62.0%）。各番組の全ニュースの放送時間の傾向と被害者報道の放送時間の傾向は同様の傾向を示している（表 3-5）。

表 3-5 「被害者報道」の放送時間 単位：本

	『ニュースウオッチ 9』		『NEWS23』		『報道ステーション』	
	全ニュース	被害者報道	全ニュース	被害者報道	全ニュース	被害者報道
1～30 秒	115 本 5.9%	10 本 5.7%	359 本 19.0%	34 本 14.7%	217 本 16.4%	18 本 13.2%
31～90 秒	749 本 38.6%	69 本 39.2%	799 本 42.2%	114 本 49.1%	285 本 21.6%	26 本 19.1%
91 秒～	1074 本 55.4%	97 本 55.1%	735 本 38.8%	84 本 36.2%	819 本 62.0%	92 本 67.6%
合計	1938 本 100.0%	176 本 100.0%	1893 本 100.0%	232 本 100.0%	1321 本 100.0%	136 本 100.0%

#### ④犯罪種類による報道傾向

次に、犯罪の中でどのような種類が多く報道されているかを調べ 4 つに分類した結果が表 3-6 である。「身体的犯罪」とは主に傷害や殺人などの人間の体に傷つける犯罪を指している。「性的犯罪」は強姦や痴漢、セクシュアル・ハラスメントなど、性にまつわる犯罪や事件である。「経済的犯罪」とは、主に詐欺や横領など金銭に関わる犯罪である。3 番組ともに 1 位「身体的犯罪」（『ニュースウオッチ 9』63.1%、『NEWS23』66.8%、『報道ステーション』70.6%）。続く 2 位「経済的犯罪」、3 位「その他」、4 位「性的犯罪」であった。このように、どの番組も「身体的犯罪」が最も多い結果となった（表 3-6）。

表 3-6 犯罪分類 単位：本

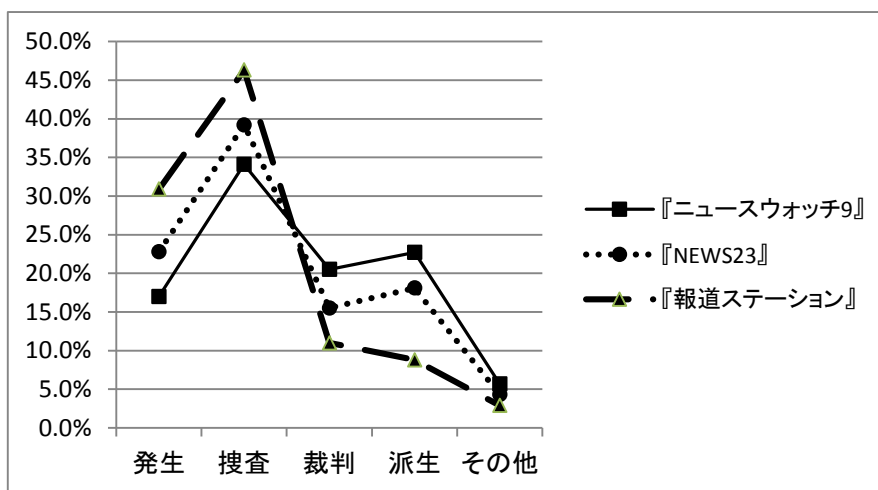
	『ニュースウオッチ 9』		『NEWS23』		『報道ステーション』	
身体的犯罪	111 本 63.1%	155 本 66.8%	96 本 70.6%			
性的犯罪	17 本 9.7%	22 本 9.5%	11 本 8.1%			
経済的犯罪	23 本 13.1%	31 本 13.4%	19 本 14.0%			
その他	25 本 14.2%	24 本 10.3%	10 本 7.4%			
合計	176 本 100.1%	232 本 100.0%	136 本 100.1%			

#### ⑤被害者報道の段階

図 3-1 は被害者報道を、事件の発生から時系列によって 5 段階に分類したものである。段階別にみて最も多く報道されたのは「捜査」段階で『ニュースウオッチ 9』34.1%、『NEWS23』39.2%、『報道ステーション』46.3%であった。各番組を比較した場合、「発生」

段階を最も多く報道したのは『報道ステーション』で30.9%、「裁判」については『ニュースウオッチ9』20.5%、事件の「派生」情報については『ニュースウオッチ9』の22.7%であった。番組によりニュース本数に違いはあるものの、「捜査」段階のニュースが中心であることがわかる（図3-1）。

図3-1 報道段階 単位：本



### ⑥被害者報道の情報源

次に事件を知るきっかけとなった被害者報道の主な「情報源」について調べた。情報入手先として多いのは各番組とも「官公庁等」で『ニュースウオッチ9』(86.4%)、『NEWS23』(90.9%)、『報道ステーション』(91.2%)であった。犯罪ニュースであってもほとんどが発表に偏っており、独自取材が少ないことが明らかになった（表3-7）。

表3-7 情報源 単位：本

	『ニュースウオッチ9』		『NEWS23』		『報道ステーション』	
	本数	割合	本数	割合	本数	割合
官公庁等	152本	86.4%	211本	90.9%	124本	91.2%
企業・団体等	16本	9.1%	8本	3.4%	6本	4.4%
局独自	8本	4.5%	11本	4.7%	5本	3.7%
判別不能	0本	0.0%	2本	0.9%	1本	0.7%
合計	176本	100.0%	232本	99.9%	136本	100.0%



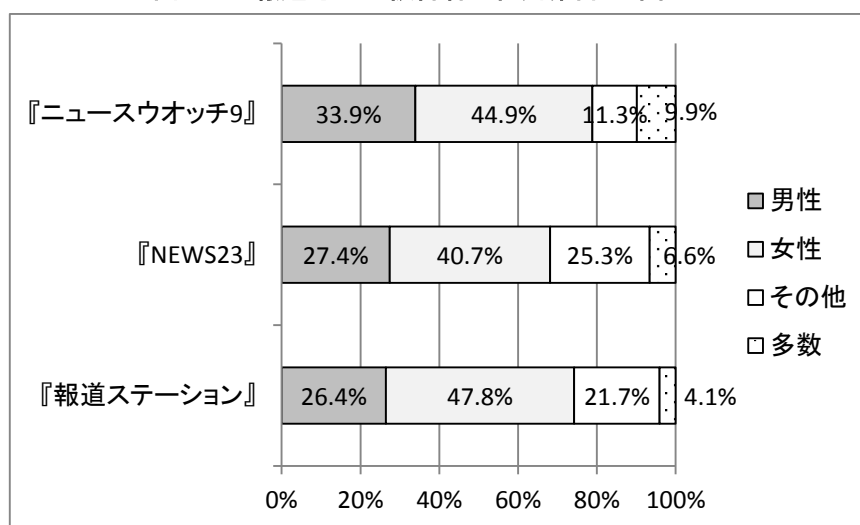
## (2) 被害者報道のジェンダー調査結果

以上の調査結果をふまえ、被害者報道の各項目においてジェンダーに着目すると次のような傾向が明らかとなった。

### ①被害者の性別

ニュースで提示された被害者の性別累計結果は図3-2のようになった。3番組ともに「女性」が1位で（『ニュースウオッチ9』44.9%（133人）、『NEWS23』40.7%（190人）、『報道ステーション』47.8%（141人））4割を超えていた。これは「男性」の（『ニュースウオッチ9』33.9%（88人）、『NEWS23』27.4%（128人）、『報道ステーション』26.4%（78人））1.5倍に相当する。3位は「その他」であるが、『NEWS23』が25.3%（118人）と突出している。「その他」に分類されたニュースには被害者の性別に言及や提示がなかった不明が多くを占めており、『NEWS23』の場合は112人となっているのが特徴である。「多数」の項目は、被害者が大勢いる場合で被害者数・性別に言及しないニュースがここにあてはまる（図3-2）。

図3-2 報道された被害者の性別累計 単位：人



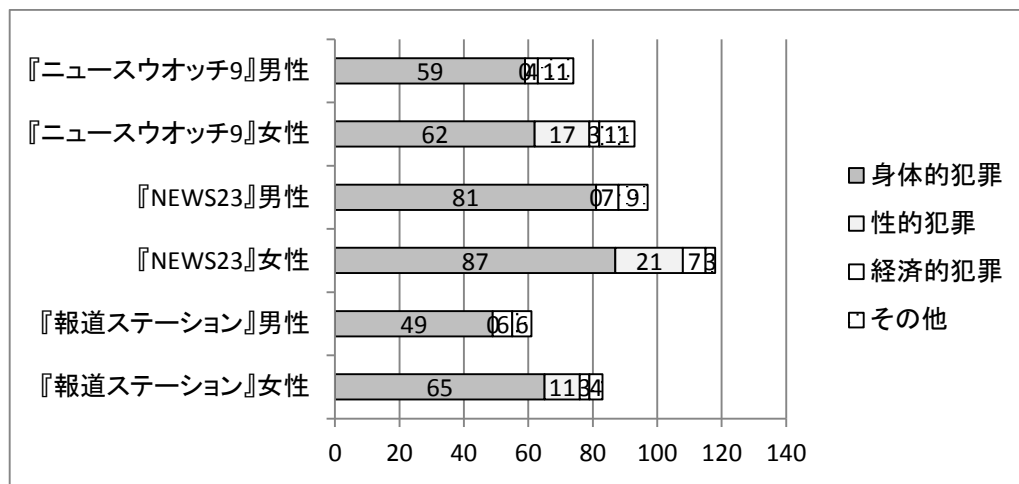
上記の結果より、3番組の「男性」「女性」被害者をそれぞれ合計してみると、「女性」被害者は、「男性」の1.5倍報道されていることが明らかとなった（『ニュースウオッチ9』1.51倍、『NEWS23』1.48倍、『報道ステーション』1.8倍）。

一方、犯罪被害認知件数（罪種別被害者の年齢・性別認知件数（危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷を除く））は身体的犯罪（男51,274名、女23,741名）、性的犯罪（男248名、女9,357名）、経済的犯罪（男762,393名、女413,154名）である（警察庁2009）。実際の認知件数では男性被害者が多いのに報道されないのは、女性被害者の「身体的犯罪」「性的犯罪」にニュース・バリューがあると送り手側が考えていると推測される。

## ②犯罪分類とその性別

さらに、この期間に取り上げられた被害者報道を犯罪分類ごとに性別で表示したのが図 3-3 である。3 番組共通して女性被害者が多く取り上げられていた。「性的犯罪」に関し、3 番組とも男性被害者報道回数は 0 であった。これらから、「身体的犯罪」「性的犯罪」で女性被害者の報道が極めて多いことが明らかになった（図 3-3）。

図 3-3 犯罪分類と性別 単位：回

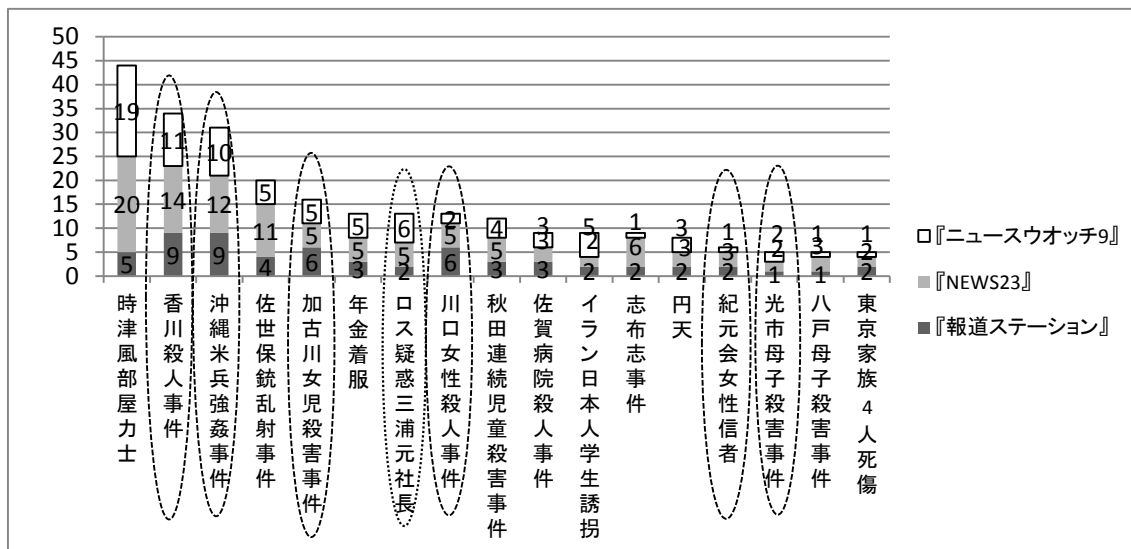


## ③事件別報道回数

この期間に起きた事件の中から、3 番組合計報道回数が 5 回以上の事件を抽出したものが図 3-4 である。事件別報道回数 1 位は相撲部屋の若い力士が親方と兄弟子から暴行を受けて死亡した「時津風部屋力士急死事件」の 44 回。2 位は祖母と孫娘 2 人が祖母の義理の弟によって殺害された「香川殺人事件」の 34 回。3 位は沖縄に駐留する米兵により女子中学生が強姦された「沖縄米兵少女強姦事件」の 31 回であった。被害者の性別でみると男性のみ被害者の事件は 3 件（「時津風部屋力士急死事件」「佐賀病院殺人事件」「イラン日本人学生誘拐事件」）であるのに対し、女性のみ被害者の事件は 7 件（「香川祖母姉妹殺人事件」「沖縄米兵強姦事件」「加古川女兒殺害事件」「ロス疑惑三浦元社長逮捕」「川口女性殺人事件」「紀元会女性信者リンチ事件」「光市母子殺害事件」）であった。

つまり、女性が被害者となった事件の捜査過程が繰り返し報道されることが明らかになった（図 3-3）。

図 3-4 事件別報道回数 単位：回



※点線で囲まれた事件は女性のみが被害者の事件

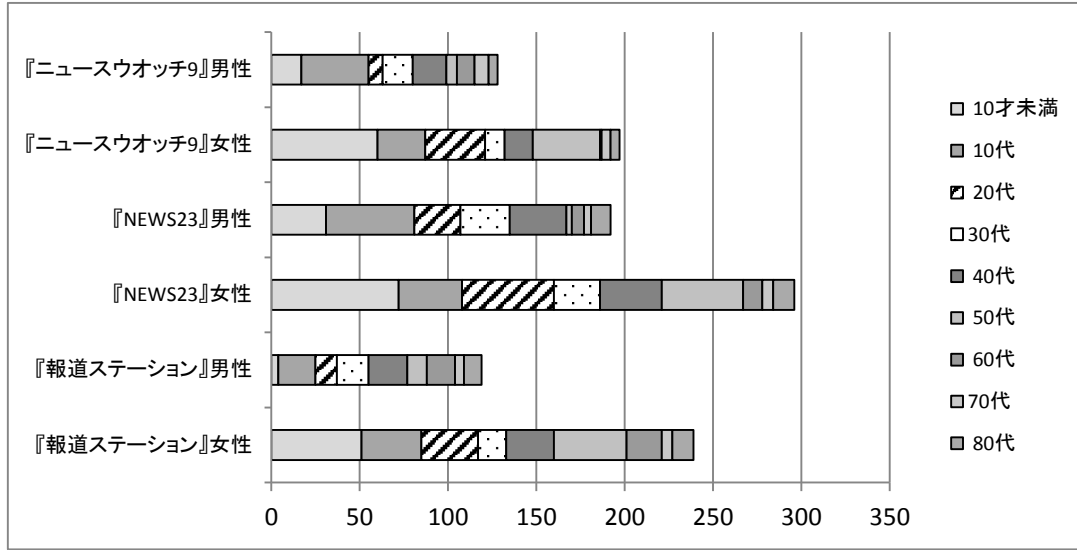
#### ④被害者の年齢と性別

次に、ニュース原稿またはテロップ等で被害者の年齢と性別についての言及を調べたところ、年齢「不明」を除くと図 3-5 になった。3 番組平均では女性被害者は男性被害者の 1.7 倍年齢が報道されたことが明らかになった（『ニュースウオッチ 9』男性合計が 128 人、女性合計 197 人、『NEWS23』は男性合計 192 人、女性合計 296 人、『報道ステーション』男性合計 119 人、女性合計 239 人）（図 3-5）。年齢「不明」は 3 番組平均で 14.8%（男性 83 人、女性 120 人）。

また全体的な傾向として「10 才未満」、「10 代」の男性／女性被害者と、「50 代」の女性被害者が多く報道された。特に「10 才未満」の女児は男児に比べ『ニュースウオッチ 9』3.5 倍、『NEWS23』は 2.3 倍、『報道ステーション』は 12.8 倍報道された。「10 代」の男性被害者が多く報道されたのは、「時津風部屋力士急死事件」の報道回数が多かったためである（図 3-3）。「50 代」の女性は男性に比べ『ニュースウオッチ 9』6.3 倍、『NEWS23』は 15.3 倍、『報道ステーション』は 3.7 倍報道された。

どの番組も 0 才～19 才の子どもと若者の報道が多く、女性の年齢表記は男性の 1.7 倍であることが明らかになった（図 3-5）。

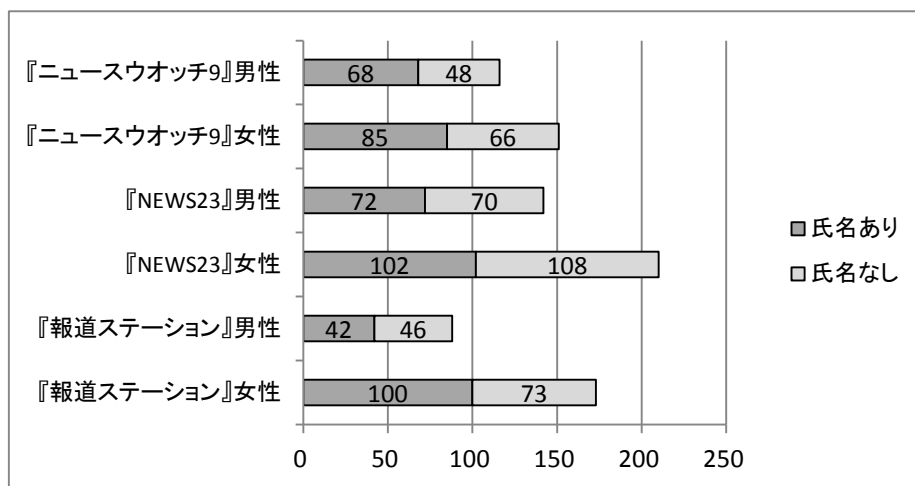
図 3-5 被害者の年齢と性別 単位：人



### ⑤被害者の氏名と性別

被害者の氏名の有無について性別に集計した結果が図 3-6 である。大きな傾向として男性・女性被害者ともに氏名を報じられることの方が多い。3番組の平均で、男性被害者が氏名を報じられたのは 60.6 本、女性被害者は 95.7 本であった。女性被害者の氏名は、男性被害者と比較すると平均 1.6 倍報道されていた。要するに女性被害者の氏名は多く報道される傾向があった (図 3-6)。

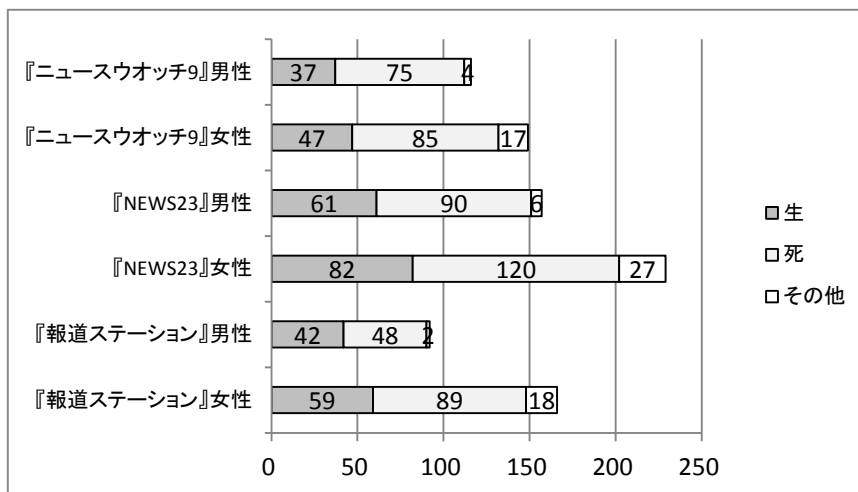
図 3-6 被害者の氏名と性別 単位：本



### ⑥被害者の生死と性別

3番組の全体的な傾向として男性・女性ともに「死亡」した被害者が多く報じられたことが明らかとなった。特に「死亡」した女性被害者は男性被害者の1.4倍報道された。つまり、死亡した女性被害者報道が多いことが明らかとなった（図3-7）。

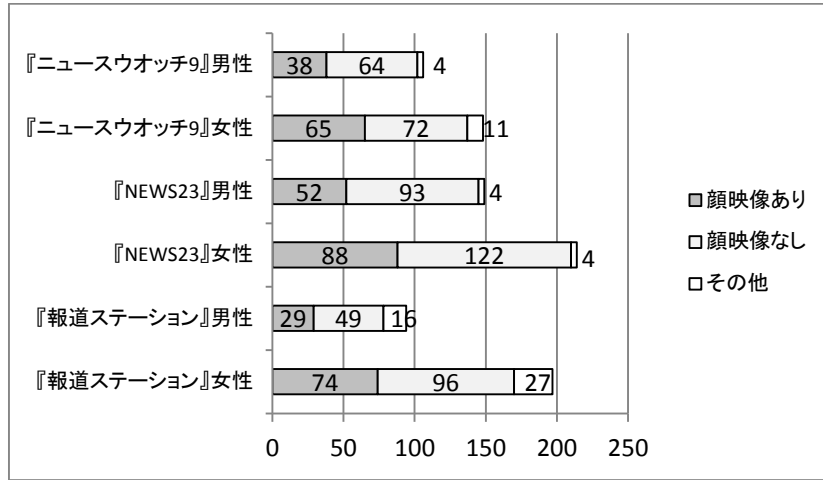
図3-7 被害者の生死と性別 単位：人



### ⑦被害者の映像と性別

図3-8はニュースで報道される被害者の顔写真や映像について性別に集計したものである。3番組とも男女共通して「顔映像なし」が多かったが、「顔映像あり」は女性の方が多く、3番組平均は女性40.6%、男性34.1%であった。3位の「その他」は肩から下の映像やモザイク等である。『報道ステーション』は「その他」の使用率が男性17.0%、女性13.7%と他の2番組と比較して高かった。「顔映像なし」と「その他」を合計すると顔の匿名率は3番組平均で男性65.9%、女性59.4%であった。（図3-8）。つまり、女性被害者の「顔映像」が多く報道されることが明らかになった。

図 3-8 被害者の映像と性別 単位：本



### (3) 被害者報道の報道様式

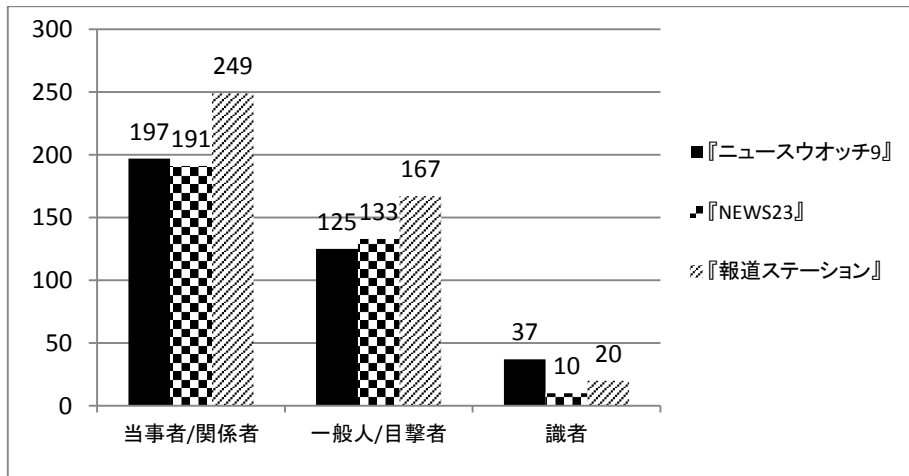
次に事件の様子を伝える際に、被害者がどのような形で伝えられたか、そこにはパターン化された様式があるのかどうかについて調べた。

#### ①インタビュー対象者

被害者が取り上げられた報道で、どのような人をインタビュー対象に選んだかを調べたところ、3番組とも1位は「当事者／関係者」であった（『ニュースウオッチ9』197人、『NEWS23』191人、『報道ステーション』249人）。2位は「一般人／目撃者」（『ニュースウオッチ9』125人、『NEWS23』133人、『報道ステーション』167人）。3位は「識者」（『ニュースウオッチ9』37人、『NEWS23』10人、『報道ステーション』20人）であった。

つまり、どの番組も「当事者／関係者」のインタビューが多いことが明らかとなった（図3-9）。

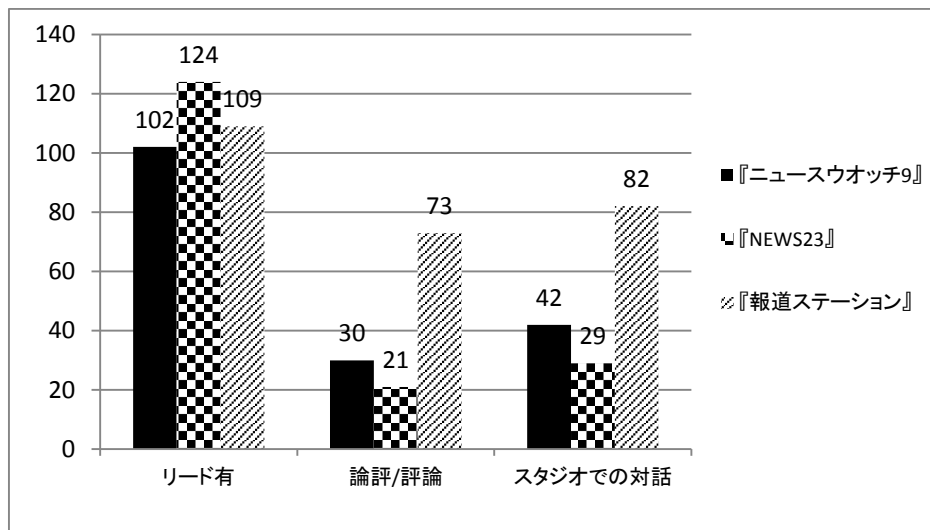
図 3-9 インタビュー対象単位：人



## ②ニュースに関する言動

次に1つのニュース本文の前後でスタジオで語られる言動について調べたところ、ニュース導入の説明やコメントがあった「リード有」が3局ともに最も多かった（『ニュースウオッチ9』102回、『筑紫哲也 NEWS23』124回、『報道ステーション』109回）。また事件に関する「論評／評論」「スタジオでの対話」が最も多かったのは『報道ステーション』であった（図3-10）。

図3-10 スタジオにおけるニュースに関する言動 単位：件



## ③出演者の顔出しとその性別

また、出演者の「顔出し」とその「顔の性別」を調べたところ、表3-8、9、10にある通り、番組それぞれ異なる傾向が明らかとなった。

表3-8 『ニュースウオッチ9』「顔出し」の有無と「顔の性別」単位：本

	キャスター		リポーター		顔出しなし		混合		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
男性	3	1.7%	4	2.3%	0	0.0%	4	2.3%	11	6.2%
女性	77	43.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	77	43.8%
男性+女性	31	17.6%	0	0.0%	0	0.0%	8	4.5%	40	22.7%
顔出しなし	0	0.0%	0	0.0%	49	27.8%	0	0.0%	48	27.3%
合計	111	63.1%	4	2.3%	49	27.8%	12	6.8%	176	100.0%

『ニュースウオッチ9』は男女のコキャスター制でニュースが伝えられるが、「女性キャスター」（43.8%）中心にニュースが伝えられていた。男性キャスターは当該ニュースにつ

いて補足説明・解説、対話で登場する。これには前任の男性キャスターが病気療養のため一時不在となった後、後任の男性キャスターが決まった影響もあると思われる。また「顔出しなし」のナレーターによって伝えられるニュースは27.8%であった。『ニュースウオッチ9』は、「女性キャスター」と「顔出しなし」の提示スタイルで約7割を占めている（表3-8）。

表3-9 『NEWS23』「顔出し」の有無と「顔の性別」単位：本

	キャスター		リポーター		顔出しなし		混合		合計	
男性	49	21.1%	6	2.6%	0	0.0%	2	0.9%	57	24.6%
女性	66	28.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	66	28.4%
男性+女性	13	5.6%	0	0.0%	0	0.0%	3	1.3%	16	6.9%
顔出しなし	0	0.0%	0	0.0%	93	40.1%	0	0.0%	93	40.1%
合計	128	55.2%	6	2.6%	93	40.1%	5	2.2%	232	100.0%

『NEWS23』は「女性キャスター」（28.4%）と「男性キャスター」（21.1%）が交互に顔出しで登場するが、「顔出しなし」のナレーターによって伝えられるニュース比率は3番組中最も高かった（40.1%）。『NEWS23』はこの3つの提示スタイルで約9割が占められる（表3-9）。

表3-10 『報道ステーション』「顔出し」の有無と「顔の性別」単位：本

	キャスター		リポーター		顔出しなし		混合		合計	
男性	20	14.7%	2	1.5%	0	0.0%	15	11.0%	37	27.2%
女性	34	25.0%	1	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	35	25.7%
男性+女性	43	31.6%	0	0.0%	0	0.0%	9	6.6%	52	38.2%
顔出しなし	0	0.0%	0	0.0%	12	8.8%	0	0.0%	12	8.8%
合計	97	71.3%	3	2.2%	12	8.8%	24	17.6%	136	100.0%

『報道ステーション』は同じ項目のニュース中に「男性+女性キャスター」が登場することが特徴である（31.6%）。具体的には女性キャスターがリードを担当し、男性キャスターがコメントを述べ二人で対話するスタイルである。それに「女性キャスター」（25.0%）のみを加えた2つの提示スタイルが約5割を占める。「顔出しなし」のナレーターによるニュースは3番組中最も少なかった（8.8%）（表3-10）。

以上の結果をまとめると、『ニュースウオッチ9』は、「女性キャスター」がメインで番組進行を担当する。『NEWS23』は「顔出しなし」のナレーターが中心となってニュース原稿を読むスタイルが多く、男性・女性キャスターの役割は、恐らくニュース冒頭と最後の部



分に限られるものである。この点に関しては質的分析で詳しく調査する。また『報道ステーション』は「男性キャスター＋女性キャスター」が双方登場し対話することが多いことが明らかとなった。また『報道ステーション』は「女性キャスター」の登場も多い。これはおそらくニュース冒頭にリード文を読んでいることが影響していると思われる。

#### ④声の出演とその性別

ニュースにおける声の出演（「声出し」）とその性別（「声の性別」）を調べたところ、3局で異なる傾向が認められた。

表3-11 『ニュースウオッチ9』 「声出し」と「声の性別」単位：本

	キャスター		リポーター		ナレーター		混合		合計	
男性	4	2.3%	6	3.4%	104	59.1%	1	0.6%	115	65.3%
女性	22	12.5%	2	1.1%	29	16.5%	2	1.1%	55	31.2%
男性＋女性	0	0.0%	0	0.0%	3	1.7%	3	1.7%	6	3.4%
合計	26	14.8%	8	4.5%	136	77.3%	6	3.4%	176	100.0%

表3-12 『NEWS23』 「声出し」と「声の性別」単位：本

	キャスター		リポーター		ナレーター		混合		合計	
男性	15	6.5%	6	2.6%	142	61.2%	3	1.3%	166	71.6%
女性	62	26.7%	0	0.0%	2	0.9%	1	0.4%	65	28.0%
男性＋女性	0	0.0%	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.4%
合計	77	33.2%	7	3.0%	144	62.1%	4	1.7%	232	100.0%

表3-13 『報道ステーション』 「声出し」と「声の性別」単位：本

	キャスター		リポーター		ナレーター		混合		合計	
男性	1	0.7%	2	1.5%	42	30.9%	3	2.2%	48	35.3%
女性	45	33.1%	0	0.0%	37	27.2%	0	0.0%	82	60.3%
男性＋女性	3	2.2%	0	0.0%	2	1.5%	1	0.7%	6	4.4%
合計	49	36.0%	2	1.5%	81	59.6%	4	2.9%	136	100.0%

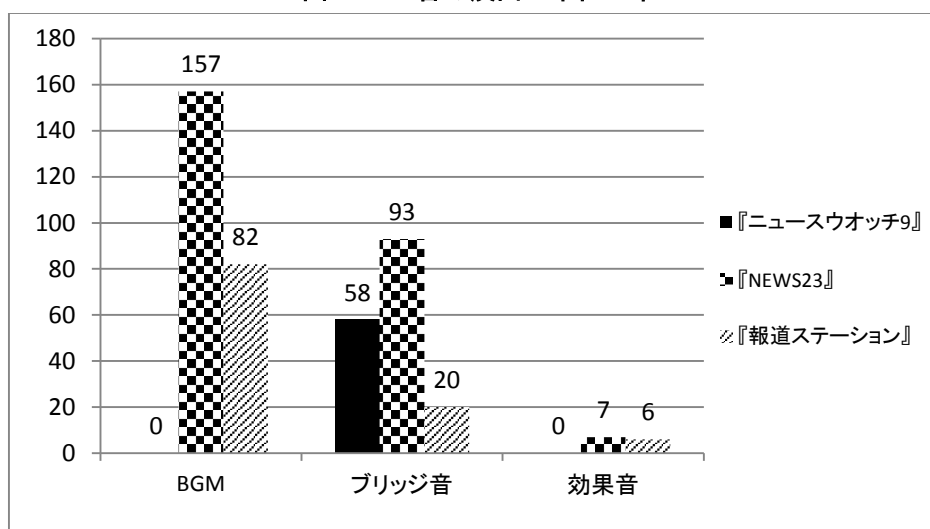
『ニュースウオッチ9』は「男性ナレーター」（59.1%）が中心で伝え、「女性ナレーター」（16.5%）をあわせた2つの提示スタイルで約7割を占めている（表3-11）。『NEWS23』も最も多い「声出し」スタイルは「男性ナレーター」（61.2%）だが、2位は「女性キャスター」（26.7%）でこの2つの提示スタイルで約9割を占める（表3-12）。『報道ステーション』の1位は「女性キャスター」（33.1%）、2位は「男性ナレーター」（30.9%）であった（表3-13）。

以上から、3番組中2番組（『ニュースウオッチ9』『NEWS23』）で「男性ナレーター」によるニュース原稿読みが全体の約6割を占めることが明らかとなった。『報道ステーション』でも「男性ナレーター」は2位であり、1位「女性キャスター」との差はわずかである。したがって、ニュースの声出しは「男性ナレーター」が多いということができよう。

### ⑤音の演出

被害者報道における音の演出について調べた結果が図3-11である。「BGM」とはニュース映像や音声とあわせて使用される音楽のことを指す。「ブリッジ音」とは1つのニュースが終わり、別のニュースが始まり時のつなぎに流れる音を指す。30秒未満の短いニュースが連続して伝えられる際によく使われる。「効果音」とは、事件や犯行内容を説明する際の演出の一環として使用される。たとえば、刃物が凶器として使用された事件の状況説明時に、鋭い金属音を使用される。

図3-11 音の演出 単位：本



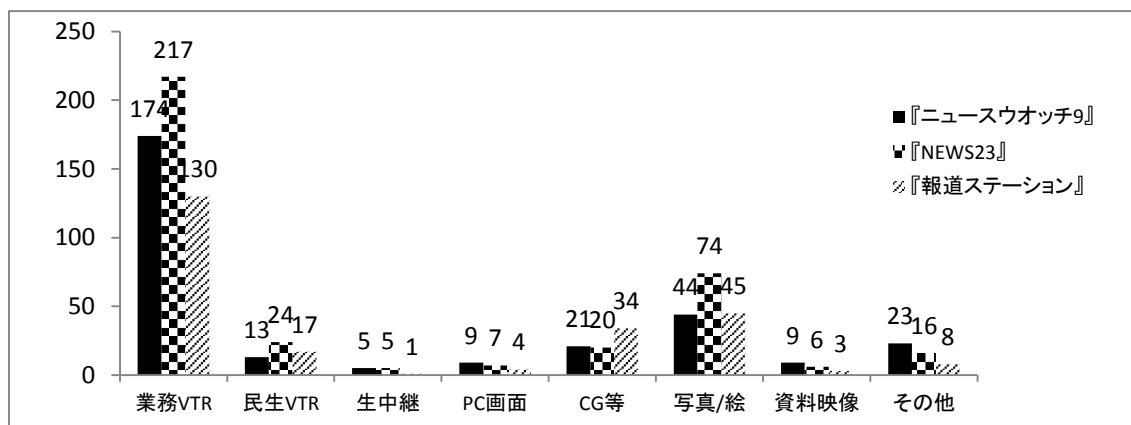
以上の結果から、『ニュースウオッチ9』はBGMと効果音を全く使用していないことが明らかとなった。したがって音の演出に関して民放は積極的に行っている。特に『NEWS23』は被害者報道の本数が多いことも影響していると思われるが、BGM（157本）とブリッジ音（93本）を最も多く使用していた（図3-11）。

このようにテレビニュースに音の演出をつけることはニュースのタブロイド化、つまり娯楽化と関係している。このような演出は、視聴者に、事件について客観的に考えさせるよりも、ドラマを見ている時のように感情喚起を促すニュースである。

## ⑥画像素材

ニュース中に主として使用される画像素材について調べたところ、当然のことながら自社取材による「業務用 VTR」の使用が最も多かったが（『ニュースウオッチ 9』174 本、『筑紫哲也 NEWS23』217 本、『報道ステーション』130 本）、図 3-12 に示すように、それ以外のものも使われていた。被害者や容疑者の写真、裁判報道における容疑者のイラストが「業務用 VTR」に次いで使用され、事件の概要説明や事件関係者図の作成に CG、PC 画面も使用されている。また近年は家庭用ビデオカメラ、携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラの動画撮影機能の発達により視聴者が撮影した「民生用 VTR」も事件報道に使用されているのが特徴である。

図 3-12 画像素材



## 4 研究課題の考察と仮説の検証

ここでは内容分析による量的調査結果のまとめをし、本章で設定した研究課題の考察を行う。

### ①被害者報道の全体傾向：「RQ1：NHKと民放の被害者報道量」

被害者報道は3番組平均で1日に1.8本報道され、1日のニュースに占める割合は本数、報道時間双方で1割（10.0%）であった（表3-4）。

番組ごとの特徴として、3番組中被害者を最も取り上げた（232本）が、総放送時間は少なく（27,384秒）、1本あたりの放送時間が比較的短いニュース（フラッシュニュース型と標準型の合計63.8%）で占められていた『NEWS23』。逆に、被害者報道数は最も少ない（136本）が、総放送時間は最も長く（38,474秒）、1本あたりの放送時間が長いニュース（重点型67.6%）だった『報道ステーション』。これら民放2番組の中間に位置する被害者報道スタイル（176本、総放送時間34,948秒、重点型55.1%）が『ニュースウオッチ9』であっ

た（表 3-4、5）。

つまり、短いニュースをたくさん報道する『NEWS23』、1本のニュースを長く取り上げる『報道ステーション』、『ニュースウオッチ 9』はその中間に位置していた。

犯罪の種類は、3番組ともに「身体的犯罪」が最も多く報道され（3番組平均 66.5%）、続いて「経済的犯罪」（3番組平均 13.4%）、「性的犯罪」（3番組平均 9.2%）であった（表 3-6）。報道段階は「捜査段階」の報道（3番組平均 39.3%）が最も多かった（図 3-1）。これは、1章で指摘した人々の関心を引くニュースがより報道される Infotainment（インフォテイメント）、つまりニュースの娯楽化の表れである。

上記の番組ごとの報道傾向の違いが被害者報道のジェンダー面にどのように影響するかについては次章の質的分析で取り上げる。

### ②被害者報道の全体傾向：「RQ2：被害者報道の情報源」

事件を知るきっかけとなった情報源は3番組の差はほとんどなく、平均で「官公庁等」に 89.5%依存していた（表 3-7）。いわゆる「発表モノ」は、ニュース取材が容易である。記者経験の浅い者でも担当しやすいが、報道システム自体が問題であり、画一的報道につながりやすい。

### ③被害者報道の全体傾向：ニュースの提示様式

ニュース中に主に使用される画像素材は3番組とも「業務用 VTR」（図 3-12）であり、音の演出に関しブリッジ音は3番組ともに使用していたが、『ニュースウオッチ 9』だけ BGM と効果音を全く使用していなかった。3種類の音の演出をしているという点では民放 2 番組は娯楽性があるといえるが、NHK はブリッジ音のみであるため限定的である（図 3-11）。

被害者報道の提示様式は番組ごとに異なる。『ニュースウオッチ 9』は、約 4 割のニュースで「女性」「キャスター」が「顔出し」（43.8%）（表 3-8）し、ニュースの概要を述べてから（「リード有」58.0%）（図 3-10）「男性」「ナレーター」が本編のニュース原稿を読む（59.1%）（表 3-11）スタイルが最も多かった。

『NEWS23』はキャスター等の「顔出しなし」（40.1%）で「男性」「ナレーター」が原稿を読むニュースが最も多かった（61.2%）。顔出しがある場合は「男性」（21.1%）・「女性」（28.4%）「キャスター」双方が映像に現れた（表 3-9、12）。しかし、当該ニュースについて出演者による「スタジオでの対話」（12.5%）「論評／評論」（9.1%）は3番組中最も少なかった（図 3-10）。

『報道ステーション』は「男性＋女性」キャスターの「顔出し」（31.6%）、または「女性」キャスターが「顔出し」（25.0%）し、ニュースの概要を述べてからニュース本編に入る（「リード有」80.1%）のスタイルが最も多かった。そして「女性」「キャスター」がニュース原稿を読む場合（33.1%）と「ナレーター」「男性」（30.9%）「女性」（27.2%）が原稿を読む

場合とに分かれた（表 3-10、13）。また当該ニュースについて出演者による「スタジオでの対話」（60.3%）「論評／評論」（53.7%）が最も多かった（図 3-10）。

以上から、被害者報道（＝犯罪・事件報道）の提示様式はニュース冒頭で「女性」「キャスター」が事件の概要を述べ、「男性」「ナレーター」が映像に合わせてニュース本編の原稿を読み、それに併せて編集された業務用 VTR で撮影された映像が流され（図 3-12）、関係者や識者のインタビューが入る（図 3-9）。民放はそれらに音の演出（BGM、ブリッジ音、効果音）を使用する（図 3-11）。そして事件についての論評や評論、対話がキャスターやコメンテーターによって加えられ（図 3-10）終わることが多いと思われる。ただし、「スタジオでの対話」「論評／評論」におけるジェンダーについては、誰が主導的立場でニュースに意味づけを行っているか質的分析が必要である。

#### ④被害状況と性別：「RQ3：女性被害者と男性被害者の報道量」

「男性」および「女性」被害者報道量については違いが認められた。3番組の「男性」「女性」被害者の報道量を平均してみると、「女性」被害者は、「男性」被害者の 1.5 倍報道されていることが明らかとなった（図 3-2）。特に性別、犯罪分類、年齢、氏名、死亡、顔映像、事件報道回数（図 3-2、3、4、5、6、7、8）のプライバシーに関わる情報は、女性被害者が大きく取り扱われていた。これは女性の「性」とプライバシーを結び付けるニュースが Infotainment（インフォテイメント）に端を発するニュースの娯楽化と密接に関連している証左である。また、女性被害者のニュース・バリューの方が男性より高いことが明らかとなった。

上述より、第 2 章で設けた第一の仮説について検証する。「テレビの送り手側に、ニュース制作・放送の各過程において、ジェンダーに配慮した報道ができにくい産業構造、ニュース文化が存在する」は、以下の理由で存在する。ニュース制作の過程において、身体的犯罪の捜査段階にある女性被害者のニュースを多く取り上げており、ニュースの娯楽化傾向が明らかとなった。また女性のニュース・バリューが高いことの背景として、第 1 章および第 2 章で確認された（報道部門に女性記者／制作者が少ないことによる）男性中心のジャーナリズムと、日本のジャーナリズムで慣習化している長時間労働が考えられる。

上記により、テレビの送り手側に、ニュース制作・放送の各過程において、ジェンダーに配慮した報道ができにくい産業組織、ニュース文化が存在する。よって第一の仮説は立証された。

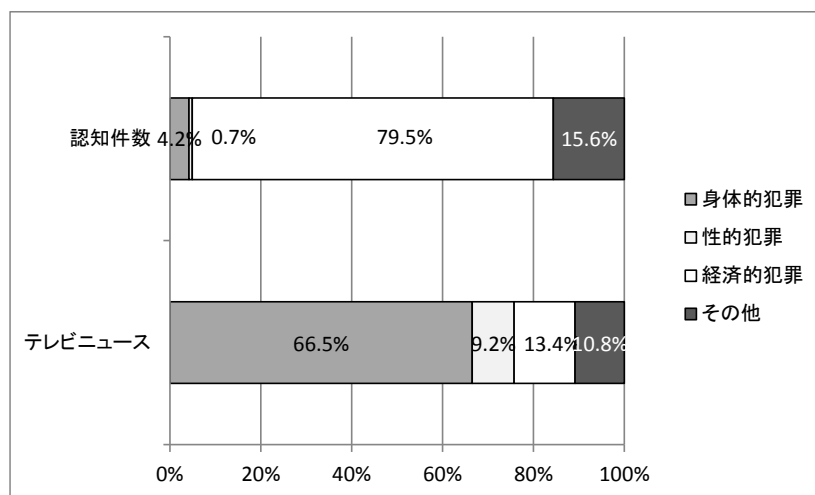
#### ⑤被害状況と性別：「RQ4：報道される犯罪の種類と被害者の性別」

すべての犯罪において女性被害者が男性被害者よりも多く取り上げられていた。性別によって報道の異なる点は、「性的犯罪」の報道が女性のみで、調査期間中に男性被害者は全く報じられなかったことである（図 3-2）。ニュースに取り上げられた被害者の生死につい

では、「死亡」している女性被害者が最も報道された（3番組平均 98.0 本）。男性被害者（3番組平均 71.0 本）と比較すると、「死亡」した女性被害者は 1.4 倍報道されていた（図 3-7）。

以上から、テレビニュースは女性被害者の報道量が多く、性別によって報道される被害内容が異なることが明らかになった。そこで報道傾向と実際の犯罪認知件数（平成 20 年度罪種別被害者の年齢・性別認知件数（危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷を除く））（警察庁 2009）が同じ傾向を示すか比較した。その結果、テレビニュースは犯罪の認知件数よりも身体的犯罪（男 51,274 名、女 23,741 名）で 15.8 倍、性的犯罪（男 248 名、女 9,357 名）は 13.1 倍夜のテレビニュースによって取り上げられていた。一方、認知件数で約 8 割を占める経済的犯罪（男 762,393 名、女 413,154 名）は、テレビニュースでは約 6 分の 1 の報道量であった（図 3-13）。

図 3-13 犯罪の認知件数とテレビニュース報道（3番組平均）の比較 単位：%



（出所）平成 20 年度罪種別被害者の年齢・性別認知件数（危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷を除く）（警察庁 2009）より筆者が作成

これらから、日本の夜のテレビニュースは犯罪認知件数と比較すると身体的犯罪と性的犯罪を大きく取り上げる傾向が明らかとなった。ゆえに身体的犯罪と性的犯罪にニュース・バリューがあるとみてよい。

次に、犯罪の認知件数を 1 とした場合、テレビニュースに取り上げられた割合を被害者の性別にみてみたところ、すべての犯罪類型において女性は認知件数より大きく報じられていることが明らかとなった。特に身体的犯罪は 1.6 倍、経済的犯罪 1.2 倍、その他は 1.6 倍であった。（表 3-14）。

表 3-14 犯罪の認知件数を 1 とした場合のテレビニュース出現率

	テレビニュース(男)	テレビニュース(女)
身体的犯罪	0.7	1.6
性的犯罪	0	1.0
経済的犯罪	0.9	1.2
その他	0.8	1.6

(出所) 平成 20 年度罪種別被害者の年齢・性別認知件数 (危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷を除く) (警察庁 2009) をもとに筆者が作成

この乖離は、犯罪被害の認知件数の中の、特定の出来事がテレビニュースへと変換される過程で生じると考えられる。それらに密接に関連するのがニュース・バリューとメディア特性である。1 点目のニュース・バリューは出来事を選択・取材・編集、ニュースの重要度を比較する際に働く人々や組織の価値観を示す。つまり、被害者報道におけるニュース・バリューは、社会全体の犯罪被害からある基準に沿った取捨選択をするフィルターとして機能する。

その一方で、本調査では性的犯罪の男性被害者はテレビニュースにまったく取り上げられていなかった。被害者が少ないという「希少性」と「異常性」というニュース・バリューを有しながらなぜであろうか。それにはいくつかの理由が考えられる。第一の理由は、性的犯罪は「暗数」が多いためである。暗数とは、事故・事件の件数などで、届け出もなく、調査も及ばないため、統計にあらわれない実数のことである。平成 24 年に実施された「犯罪被害実態 (暗数) 調査」では、「性的事件」の被害申告「届出なし」は 74.1%に及び、ワースト 1 位であった (内閣府 2013)。第二に、性的犯罪の男性被害者は、社会のタブー (禁忌) に触れる存在であるためである。たとえば男性聖職者による少年への性的虐待<sup>5)</sup>や、同性愛者による強姦等がそれにあたる。第三に、社会や警察内に存在するジェンダー・バイアスである。これは「性的犯罪の被害者は女性」、「男のくせに襲われた」等に代表されるものである。このようなタブー (禁忌) とジェンダー・バイアスによって、被害者は口を閉ざし犯罪被害は認知されない。認知されたとしても報道においてはタブー (禁忌) とジェンダー・バイアスによって報道しない状況が生じていると思われる。ただし、加害者の社会的地位が高い、被害者数が多い場合には社会問題や事件としてされることもある。近年問題となっているカトリックの男性聖職者による、性的虐待はこれにあたる。

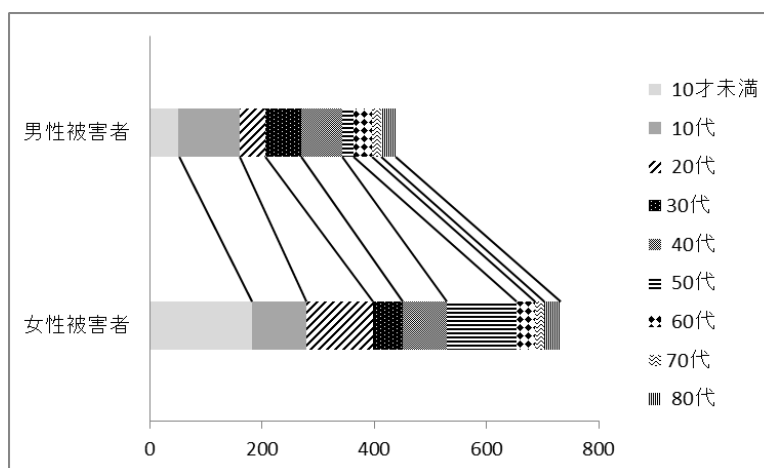
2 点目のテレビニュースのメディア特性は、映像として魅力のある出来事をニュースとして取り上げる傾向にあることである。たとえば女性被害者や未成年の被害者の顔映像や事件関係者へのインタビュー映像は、テレビニュースとして画になる。そのため取り上げられやすいということも指摘できる。

## ⑥被害者のプライバシーと性別：「RQ5：女性被害者と男性被害者の報道様式」

被害者の氏名は「あり」（3番組平均男性 60.7%/女性 53.8%）が、氏名「なし」（3番組平均男性 39.3%/女性 46.3%）を上回った。氏名が報道された本数を性別に比較すると、女性は男性の 1.6 倍報道されていた（図 3-6）。

年齢については、「10才未満」（183人、25.0%）の女性被害者が最も多く報道され、「50代」女性（125人、17.1%）、「20代」（16.1%）が続いた。男性被害者は「10代」（109人、24.8%）、「40代」（73人、16.6%）「30代」（63人、14.4%）となった。一方、年齢が「不明」は3番組男女合計平均で 14.8%（男性 83人、女性 120人）であった。未成年の被害者は男女双方で報道されやすいが、より多く取り上げられたのは女性であった（図 3-14）。

図 3-14 被害者の年齢（3番組平均）と性別 単位：人



被害者の顔映像は「なし」が3番組ともに最も多かったが（3番組平均男性 59.0%/女性 51.9%）、顔映像「あり」の場合、女性被害者（3番組平均 40.6%）で、男性被害者（3番組平均 34.1%）であった。顔映像「あり」で報道された本数を3番組平均で比較すると、女性被害者は男性被害者の 1.9 倍顔映像つきで報道されていた。つまり女性被害者はプライバシー（「性別」「氏名」「年齢」「顔映像」）が男性被害者より報道されやすい。

一方で、被害者のプライバシーを報じない傾向も目立つ。3番組平均では性別「なし」（「その他」 20.6%）、氏名「なし」（男性 39.3%、女性 46.3%）、年齢「不明」（男性 15.9%、女性 14.1%）顔の映像「なし」と「その他」を合計すると顔の匿名率は（男性 65.9%、女性 59.4%）であった。この匿名化の傾向は、1章で指摘した匿名報道の増加と関連していると思われる。プライバシーが報じられない時、大きく 3つのパターンがあると思われる。①被害者が生存しメディア側がプライバシーに配慮する場合（例：性犯罪の被害者）。②被害者、あるいは家族が実名報道を望まない場合（例：詐欺事件の被害者）。③実名報道により生命が脅かされる事態が予想される場合（例：加害者が逮捕されていない状況で被害者がインタビューに応える等）である。これらは第 1章で述べた匿名報道の増加と関連してい



と思われる。

内容面では「性的犯罪」は女性被害者のみ報道されること、女性被害者はプライバシー（「性別」、「氏名」、「年齢」、「顔映像」）と「死亡」すると多く取り上げられることが明らかとなった（表 3-15）。

表 3-15 女性被害者報道 3 番組平均と男性被害者報道との比較

性別	女性被害者は 1.5 倍
性的犯罪	女性被害者のみ報道
氏名あり	女性被害者は 1.6 倍
年齢あり	女性被害者は 1.7 倍
顔映像あり	女性被害者は 1.2 倍
死亡	女性被害者は 1.4 倍

上述より第二の仮説、「テレビジャーナリズムは、女性被害者を被害内容と被害者のジェンダーによってカテゴライズする報道パターンが存在する」、は存在することが証明された。

「RQ3：女性被害者と男性被害者の報道量」において、3 番組の平均で「女性」被害者は、「男性」被害者の 1.5 倍報道されていることが明らかとなった。「RQ4：報道される犯罪の種類と被害者の性別」において、実際の認知件数では、男女双方の被害者（男性 248 名、女性 9,357 名）が存在する（警察庁 2009）が、「性的犯罪」は女性被害者のみ報道されることが明らかとなった。逆に、男性の性的犯罪被害者はテレビニュースでは皆無であった。

「RQ5：女性被害者と男性被害者の報道様式」で、特にプライバシーに関わる性別、犯罪分類、年齢、氏名、死亡、顔映像、事件報道回数は女性被害者が大きく取り扱われていた。これは女性の「性」とプライバシーを結び付けて扱うニュースと、Infotainment（インフォテイメント）に端を発するニュースの娯楽化との関連が示唆される。このような女性被害者の取り上げ方にはジェンダー・バイアスがあると考えられる。

こうしてテレビニュースが報じる女性犯罪被害者は犯罪の態様と犯罪の認知件数とは乖離し大きく報じられていることが明らかとなった。

以上の結果、「テレビジャーナリズムは、女性被害者を被害内容と被害者のジェンダーによってカテゴライズする報道パターンが存在する」は立証された。

本章では 5 つの研究課題について量的内容分析の結果から検証を行った結果、2 つの仮説は立証された。次章では、この結果をふまえて質的内容分析によって映像表現、ニュース文脈の分析を、研究課題の検証を通じ行う。そして 2 つの内容分析の結果をまとめテレビニュースが表象する女性被害者を考察する。

## [注]

- 1) ビデオリサーチ社 2013 年 9 月 2 日（月）～9 月 8 日（日）の週間高世帯視聴率番組 10（関東地区）の「報道」部門をみると、『報道ステーション』（9 月 4 日）15.3%、『ニュースウオッチ 9』（9 月 2 日）14.7%。「教育・教養・実用」部門では『めざましテレビ・第 2 部』（9 月 4 日）11.4%、『情報ライブミヤネ屋・第 1 部』（9 月 5 日）10.5%であった（最終確認 2013 年 9 月 30 日、<http://www.videor.co.jp/data/ratedata/backnum/2013/vol36.htm>）。
- 2) 『ニュースウオッチ 9』のメインキャスターは柳澤秀夫（2007 年 10 月 31 日まで）、その後、藤澤秀敏（2007 年 11 月 19 日～2008 年 3 月 28 日）、伊藤敏恵である。2013 年 9 月現在、キャスター大越健介・井上あさひ。
- 3) 番組開始から 2008 年 3 月 28 日まで『筑紫哲也 NEWS23』であったが、番組改編に伴い『NEWS23』、『NEWS23X』と番組名が変更された。当時筑紫哲也が病氣療養中だったためキャスターは後藤謙次（2007 年 12 月 3 日～2009 年 3 月 27 日）、膳場貴子、三澤肇である。2013 年 9 月現在、番組名は『NEWS23』、アンカーは岸井成格、メインキャスター膳場貴子。
- 4) 『報道ステーション』はメインキャスター古舘伊知郎、サブキャスター河野明子、コメンテーター：加藤千洋（朝日新聞編集員）である。2013 年 9 月現在、メインキャスター古舘伊知郎、サブキャスター小川彩佳、コメンテーター恵村順一郎。
- 5) たとえば世界各地で発覚したカトリック聖職者による未成年者らへの性的虐待問題が存在する。2013 年 12 月 5 日、法王フランシスコはこの問題に対応するための諮問委員会を設置することを決めた。法王庁（バチカン）は被害者団体などから虐待を隠し、問題を起こした聖職者をかばってきたなどと非難されている（最終確認 2014 年 1 月 2 日、<http://sankei.jp.msn.com/world/news/131206/erp13120600250000-n1.htm>）。

## 第4章 テレビニュース内容分析2（質的分析）

第3章では、量的内容分析結果より被害者報道の全体傾向が明らかになった。それをふまえて男女の被害者を各項目で比較すると、女性被害者のプライバシー（性別、氏名、年齢、顔映像）が男性より多く取り上げられ、女性被害者が死亡した事件の捜査過程は繰り返し報道される傾向が認められた。また、すべての犯罪において女性被害者が男性被害者よりも多く取り上げられ、性的犯罪の被害者は女性のみで男性被害者の報道は皆無であった。これらの結果から、女性被害者の「性」とプライバシーを結び付けて扱うニュースと、ニュースの娯楽化との関連が明らかとなった。またこのような取り上げ方には送り手のジェンダー・バイアスがあると考えられる。

そこで第4章では、テレビニュースで表象される女性被害者を質的に明らかにするため、調査期間内に報道されたテレビニュースを事例に、映像表現、テロップ、音の演出、登場人物の語り等から分析する。また、量的分析で明らかとなった女性被害者の「性」とプライバシーを結びつける報道が質的分析でも認められるか調べるため、ニュースの主人公が誰か、ということに焦点を当てタイプ別分析を行う。そして研究課題をジェンダーの視点から考察することによって女性被害者報道の特徴と問題点を明らかにする。最後に、テレビニュースの中で女性被害者が視聴者に対し果たす機能について指摘する。

### 1 調査方法

本節では調査期間内に報道されたテレビニュースを事例に、ニュース原稿や映像等に現れるメディアのシンボルを使って構築された男性・女性被害者報道を質的に比較分析し、テレビニュースに表象される女性被害者報道の特徴を明らかにする。

#### (1) 質的分析項目

各事例ごとに以下の項目について分析を行った。

表 4-1 質的分析項目

分析項目	内容
a.映像表現の分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタジオ映像(キャスター等):ニュース番組のスタジオ映像</li> <li>・サイトマーカ―(場所や建物を示す看板等)</li> <li>・事件現場映像</li> <li>・警察による現場検証映像:警察官や刑事、鑑識等の人々が事件の現場検証を行っている映像</li> <li>・シンボル映像:同じニュース内、または日付が異なる同一ニュース内で繰り返し使用される事件のシンボルとなる映像</li> <li>・インタビュー映像:事件に関して被害者、被害者の家族・親族、関係者、近所の住民・市民、目撃者、識者等がインタビューに答えている映像</li> <li>・容疑者、・被害者</li> </ul>
b.画像素材の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VTR、・生中継、・CG、・フリップ、・写真、・絵、・資料映像、イメージ</li> <li>・テロップのみ</li> </ul>
c.テロップの種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイトルテロップ<sup>2)</sup>、・見出しテロップ<sup>3)</sup>、・発話テロップ<sup>4)</sup>、・名前・肩書きテロップ<sup>5)</sup></li> <li>・日付・場所テロップ<sup>6)</sup></li> </ul>
d.音の演出の有無と音調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BGM、・効果音、・ブリッジ音</li> </ul>
e.音声内容	
f.被取材者の属性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者／関係者、・目撃者、・一般人、・識者</li> </ul>

## (2)質的内容分析対象事例の選定

質的分析対象とする事例は、原則として男性および女性被害者が同じような犯罪に遭い、2～3番組が取り上げ、報道回数が多く比較することができるものとした。結果、以下の事例を取り上げる(表4-2)<sup>1)</sup>。

表 4-2 質的内容分析対象事例と報道日

事件名	罪種	被害者性別	『ニュースウオッチ9』	『NEWS23』	『報道ステーション』
「宅配便業者女性強姦事件」	強姦	女	1/8	1/8	1/8
「川口会社員強盗殺人事件」	強盗殺人	女	12/5、12/6	11/1、11/2、12/4、12/6	11/1、11/2、11/16、12/4、12/5、12/6
「千葉不動産会社経営者殺人事件」	(強盗)殺人	男		1/17	1/17
「佐世保銃乱射事件」	殺人(銃)	女	12/14、12/17、12/18、12/19、1/14	12/14、12/17、12/18、12/19、1/14	12/14、12/17、12/18、1/14
「佐賀病院殺人事件」	殺人(銃)	男	11/8、11/9、11/26	11/8、11/9、11/26	11/8、11/9、11/26
「女性店長殺害事件」	殺人(恋愛)	女		1/12	1/12
「品川元スナック経営者刺殺事件」	殺人(恋愛)	(女)		1/12	
「替え玉殺人」	殺人(財産)	男	10/18	10/17	
「長男死体遺棄事件」	死体遺棄	男	10/18	10/18	10/18

## 2 質的分析の結果

### (1) 事例分析

#### ①「宅配便業者強姦事件」(被害者：女性)

##### ・事件概要

2008年1月8日、茨城県神栖市の宅配便業者に勤める佐久間清孝容疑者が婦女暴行の疑いで逮捕された。容疑の内容は宅配先で好みの女性がいた住宅に後日侵入し、女性に暴行をした疑いであった。近隣地域では同様の手口で若い女性が被害にあっており、容疑者はほかにも十数件行ったと供述しているため、警察が裏付け捜査を進めている事件として報道された。

##### ・報道量

本事件の報道量(3番組合計87秒)は表4-3のとおりである。

表 4-3 「宅配便業者強姦事件」

『ニュースウオッチ 9』			『NEWS23』			『報道ステーション』		
日付	放送順位	報道量	日付	放送順位	報道量	日付	放送順位	報道量
1/8	11番	30秒	1/8	11番	37秒	1/8	10番	20秒

##### ・項目分析

###### a. 映像表現

3局とも30秒前後のストレートニュースであり、容疑者が勤めるヤマト運輸営業所の外観VTRのみでニュースが構成されていた(映像資料4-1、2、3)。

###### b. テロップ

『ニュースウオッチ 9』と『NEWS23』は見出しテロップ、発話テロップ、名前・肩書きテロップが使用されている(映像資料4-2)。『報道ステーション』は番組最後のニュース時に、タイトルテロップとは異なる画面下に帯状のテロップを使用し、発話テロップも同様の仕様になっている(映像資料4-3)。短いストレートニュースであったが、『ニュースウオッチ 9』はテロップで情報源を警察と明示していた。

###### c. 音の演出

『NEWS23』はBGMなし、『ニュースウオッチ 9』はストレートニュースを続けて報道する時に使用されブリッジ音、『報道ステーション』は番組最後のストレートニュースで使用する金管楽器のBGMを使用していた。

映像資料 4-1 容疑者勤務先 (1/8 NHK)



映像資料 4-2 容疑者勤務先 (1/8 TBS)



映像資料 4-3 容疑者勤務先 (1/8 テレ朝)



e. 音声内容

警察発表の事実が中心であるが、3局すべてテロップ、音声ともに強姦を「女性乱暴」(『ニュースウオッチ 9』)、「女性を乱暴」(『NEWS23』)、「女性に暴行」(『報道ステーション』)となっていた。また『報道ステーション』は「おととし12月茨城県神栖市の20代女性に乱暴した」という被害者情報を伝えていた。『NEWS23』は「近隣地域では同様の手口で若い女性が被害にあっている」としていた。

今回の事件は宅配便業者による犯罪であったため、職業記載に注目すると『ニュースウオッチ 9』はテロップでは企業名を出さず音声と映像でわかるように報道していた。一方民放2局は「ヤマト運輸」とテロップでも音声でも報道していた。

## ②「川口会社員強盗殺人事件」（被害者：女性）

### ・事件の概要

2007年11月1日、埼玉県川口市のマンションで会社員の渡辺沙織さん（26）が死亡しているのが発見された。死因は首を絞められた事による窒息死で、後ろ手に縛られ、体には殴られた跡があった。警察は付近住民の証言等から殺害されたとみて捜査を進めていた。その後、事件現場近くのスーパーの防犯カメラに、渡辺さんのキャッシュカードを使って現金を下ろそうとする男の映像が録画されており公開された。同じアパートで7月に1人暮らしの20代女性の部屋に侵入し同様の手口でキャッシュカードを奪い現金約100万円をおろした事件が発生しており、この映像の男の関与も疑われていた。

12月4日、7月に同アパートで発生した強盗事件の容疑で清田龍也容疑者（39）が逮捕された。清田容疑者のDNAと渡辺さんの部屋の遺留物のDNAがほぼ一致したが、清田容疑者は容疑を全面否認していた。

### ・報道量

本事件の報道量（3番組合計2,307秒）は表4-4のとおりである。

表 4-4 「川口会社員強盗殺人事件」

『ニュースウオッチ9』			『NEWS23』			『報道ステーション』		
日付	放送順位	報道量	日付	放送順位	報道量	日付	放送順位	報道量
/	/	/	11/1	5番	49秒	11/1	2番	183秒
/	/	/	11/2	6番	52秒	11/2	3番	298秒
/	/	/	/	/	/	11/16	3番	187秒
/	/	/	12/4	12番	67秒	12/4	10番	51秒
12/5	2番	278秒	/	/	/	12/5	1番	675秒
12/6	17番	72秒	12/6	4番	44秒	12/6	3番	351秒

### ・項目分析

#### a.映像表現

この事件のシンボル映像は、繰り返し報道された事件現場のアパートと、被害者渡辺沙織さんの顔写真（映像資料4-4、5、6、7、8、9）、防犯カメラに映っていた男の映像、清田龍也容疑者の顔写真（移送時映像）である。



映像資料 4-4 被害者顔写真 (12/6 NHK)



映像資料 4-5 被害者顔写真 (12/5 NHK)



映像資料 4-6 被害者顔写真 (11/2 TBS)



映像資料 4-7 被害者顔写真 (11/2 TBS)



映像資料 4-8 アイキャッチ映像 (12/5 テレ朝)



映像資料 4-9 アイキャッチ映像 (12/5 テレ朝)





映像資料 4-10 アイキャッチ映像 (12/4 TBS)



民放 2 番組は渡辺さんの同じ顔写真を繰り返し使用していた。渡辺さんの顔写真に徐々にズームしていく表現が『ニュースウオッチ 9』、『報道ステーション』で見受けられた。『報道ステーション』は CM をはさんで同じニュースを報じる際、CM 直前にアイキャッチ映像を挿入するが、その際に渡辺さんの写真を使用した (映像資料 4-8、9)。一方『NEWS23』は清田容疑者が逮捕された日に事件現場映像をアイキャッチとして使用している (映像資料 4-10)。

また、清田容疑者逮捕時には川口警察署の映像、清田容疑者移送時の映像が 3 局で使用されている。

事件発生から容疑者逮捕までは渡辺さんに関する証言のみであったが、容疑者逮捕を境に容疑者関連のインタビュー映像と容疑者の顔写真が一気に増える。そして事件を説明するために地図などが用いられた。

なお、『ニュースウオッチ 9』と『報道ステーション』で容疑者逮捕後防犯カメラの男と容疑者が同一人物か、という部分で両者の映像を交差させる同様の表現が確認された。

#### b.画像素材

防犯カメラの映像が 3 局とも使用されていた。『報道ステーション』のみこの映像が公開された日に取り上げており、捜査本部の電話番号をテロップで明示し情報提供を求めている。しかし、防犯カメラの映像であるとテロップで表示しているのは『ニュースウオッチ 9』のみで、民放 2 局は防犯カメラの映像であると音声やテロップで断りを入れてから放送されていた。

また、『ニュースウオッチ 9』はイメージ映像使用時には「イメージ」とテロップを表示し他の映像と区別していた。『報道ステーション』は容疑者逮捕後犯行状況の再現映像を使い、事件概要を説明していたが、再現映像という断りのテロップは見受けられなかった (映像資料 4-11)。

事件の位置関係を示すために『ニュースウオッチ 9』は空撮による鳥瞰図を用い、『報道

ステーション』はCGを用いていた。

#### 映像資料 4-11 再現映像 (12/5 テレ朝)



3局ともにタイトルテロップ、見出しテロップ、発話テロップ、名前・肩書きテロップ、日付・場所テロップが確認された。特に、警察の今後の捜査情報については明示する傾向がある。

#### d.音の演出

BGMを使用していたのは唯一『報道ステーション』であった。12月4日容疑者逮捕の速報時以外、すべてのニュースでBGM使用が確認された。特に事件概要説明時に多く使用され、恐怖をあおるような、あるいは謎めいたBGMが確認された。また、再現映像時には鋭い金属音の短い効果音が挿入され、映像表現と一体となり、ドラマのような演出をしていた(映像資料4-11)。

#### e.音声内容

『NEWS23』はインタビューが少なく、警察発表に基づくニュースが多かった。『ニュースウオッチ9』と『報道ステーション』は現場にアナウンサーを派遣し、インタビュー内容から、犯行動機が借金を苦しめたものであり、容疑者の人柄はおとなしく、近所づきあいをしてきた普通の人、という説明をする傾向が見受けられた。その中には同一人物へのインタビューも確認された。

女性被害者の遺体発見時の様子について『NEWS23』と『報道ステーション』は「コートを着たまま、黒のカーディガンで両手を後手に縛られる、頭には黒いストッキングを巻きつけられた状態でベッドの上で死亡していた(首には手で絞めたような跡(『報道ステーション』))」と報じていた。

一方『報道ステーション』は容疑者逮捕後、ドラマ仕立てのストーリー演出が確認された。さらに古舘キャスターによるニュース冒頭や最後のコメント、仕草はニュースに意味づけをするものであった。たとえば12月5日、容疑者が逮捕されトップニュースで報じら

れた日に古舘氏は被害者と容疑者の顔写真を背景に、「憎むべき事件が動きはじめました」と語り始め下記の発言とともにニュースが始まった。

古舘 「憎むべき事件が動きはじめました。上に出ています埼玉県川口市のワンルームマンションが連なっているアパート群、ここで今年の 7 月ある女性が強盗事件に遭いました。その容疑者として逮捕されたのがここに映っております清田容疑者であります。そして同じアパート群こちらに映っている渡辺沙織さんが殺害されました。そしてこの横に映っているこの写真、この男はですね実はこのあと近所のスーパーでこの渡辺沙織さんの所持していたキャッシュカードで金を引き出そうとしたときスーパーの防犯カメラが捉えていた男の写真であります。果たしてこの男と清田容疑者は同一人物として一致するのでしょうか」

ナレーション

「真夜中の住宅街、静寂は突然の喧騒に破られた」

(中略)

古舘 「被害にあわれた女性の恐怖、苦痛ってことを想像しますとね、何もないですね言葉がね」

河野 「ほんとに卑劣ですよ」

古舘 「ですね」

このコメントのあと、古舘は本事件が特異な事件ではあるが、と断りを入れた上で、社会システムが乱れ人の心も劣化して、女性の叫び声を聞いても警察に通報しないような世知辛い社会に日本がなっていると述べた（12/6 にも同様のコメントをニュースのまとめとして述べている）。

### ③ 「千葉不動産会社経営者殺人事件」（被害者：男性）

・ 事件概要

2008 年 1 月 17 日、千葉県市原市で不動産会社を経営する永野武さん（78）が、事務所で刃物で刺され血を流しているのが発見された。病院に運ばれたが死亡が確認された。

・ 報道量

本事件の報道量（2 番組合計 248 秒）は表 4-5 のとおりである。

表 4-5 「千葉不動産会社経営者殺人事件」

『ニュースウオッチ 9』			『NEWS23』			『報道ステーション』		
日付	放送順位	報道量	日付	放送順位	報道量	日付	放送順位	報道量
			1/17	9 番	29 秒	1/17	1 番	219 秒

・項目分析

a.映像表現

トップニュースで扱った『報道ステーション』はスタジオ映像でタイトルテロップを表示させると同時にキャスター背後の画面に現場検証映像を流し（映像資料 4-12）、ニュースアナウンサーの富川による近所の住民のインタビュー映像を流していた。一方ストレートニュースを連続して放送する NEWS INDEX の中で取り上げた『NEWS23』は見出しテロップに現場検証映像のみであった（映像資料 4-13）。

『報道ステーション』のトップニュースは必ず CM を挟みニュースが続くためアイキャッチ映像を調べたところ、現場検証映像が使用されていた。死亡した永野さんの顔写真は民放 2 局とも報道していない（映像資料 4-14、15）。

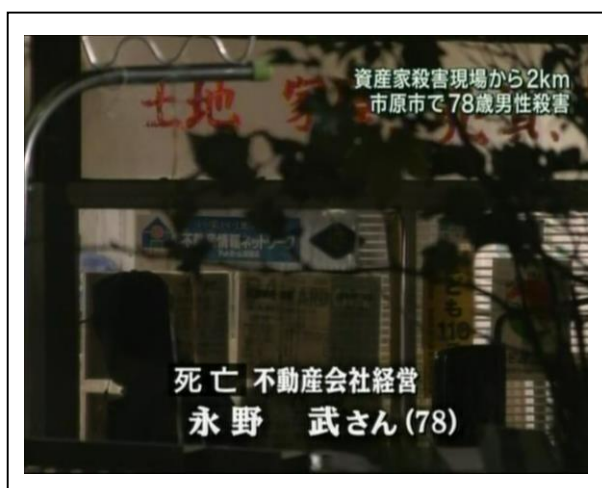
映像資料 4-12 タイトルテロップ(1/17 テレ朝)



映像資料 4-13 現場検証映像(1/17 TBS)



映像資料 4-14 現場映像 (1/17 テレ朝)



映像資料 4-15 現場検証映像 (1/17 TBS)



#### c.テロップ

上述したようにタイトルテロップが使用されたのは『報道ステーション』のみ。2局とも使用されていたのは見出しテロップ、名前・肩書きテロップであった。インタビューのある『報道ステーション』には発話テロップが使用されていた。

#### d.音の演出

『NEWS23』は NEWS INDEX で取り上げられたため、このコーナーで通常使用される BGM とブリッジ音が確認された。『報道ステーション』は BGM を使用していなかった。

#### e.音声内容

『NEWS23』は事実中心であり、警察は殺人事件として捜査を始めていると簡潔に伝えられていた。『報道ステーション』は偶然取材クルーが事件発生直後に現場を通りかかったために警察よりも早く到着していたことを強調していた。そのため死亡した永野さんの発見状況や人柄について近所の人からインタビューをしている。その内容は、地域のごみ出し場を清掃、やさしそうな人というもので近所の女性は「何となく涙でできた」と突然の出来事への驚きと悲しみが報道されていた。

また、『報道ステーション』は1月3日に起きた資産家の刈米祐夫さん(90)が亡くなった事件で警察が強盗殺人事件として捜査していることに触れ、「(2つの事件現場の距離) わずか2km、(事件発生から) わずか2週間。地理的にも時間的にも近い2つの事件に関連はあるのか…」と高齢者を狙う連続事件として報道していた。最後スタジオにカメラが戻り古舘が「高齢者への犯罪、卑劣ですね」と事件に対する感想を述べた。

### ④『佐世保銃乱射事件』(被害者:女性)

#### ・事件概要

長崎県佐世保市のスポーツクラブに散弾銃を持った男(馬込政義容疑者)が入店し、散弾銃を発砲し、同クラブの女性インストラクター1人と男性1人が死亡、大人4人と女子児童2人が被弾し、重軽傷を負った。事件発生翌日、容疑者は近くの教会で自殺していたところを発見された。事件前、馬込容疑者は友人数名をスポーツクラブに来るよう誘うメールを送っており、死亡した36歳の男性・藤本勇司さんは馬込容疑者の親友だった。

本事件の12月14日以降の報道は、銃規制の見直し、強化を提言する内容を含むものであった。

#### ・報道量

本事件の報道量(3番組合計12,924秒)は表4-6のとおりである。

表 4-6 『佐世保銃乱射事件』

『ニュースウオッチ 9』			『NEWS23』			『報道ステーション』		
日付	放送順位	報道量	日付	放送順位	報道量	日付	放送順位	報道量
12/14	1・10	4760	12/14	1・6・14・ 19・21	1906 秒	12/14	1・6 番	2732 秒
12/17	1	691 秒	12/17	1	656 秒	12/17	2 番	862 秒
12/18	3	181 秒	12/18	1	243 秒	12/18	5 番	453 秒
12/19	9	40 秒	12/19	4	92 秒			
1/14	9	199 秒	1/14	12	78 秒			
			1/15	11	31 秒			

・項目分析

a.映像表現

12/17『報道ステーション』では死亡したインストラクターの倉本舞衣さん（26）に対する幼い教え子からの手紙が映像つきで紹介されていた。

b.画像素材

事件を説明する CG 映像が 3 番組とも多用されていた。容疑者が友人らに携帯電話から送ったメール画面が 3 番組とも使用されていた。

また、『ニュースウオッチ 9』では家庭用 VTR で撮影された水泳指導時の倉本さんの動画を報道した。これに関連し倉本さんの水着姿の顔写真を使用したのは『ニュースウオッチ 9』と『NEWS23』であった。『報道ステーション』は倉本さんの学生時代と思われる制服姿の顔写真が使用されていた。

d.音の演出

BGM を使用していたのは TBS のみであった。（12/17、12/18）

e.音声内容

被害者報道において、インストラクターの倉本さんについては『ニュースウオッチ 9』が下記のように報道した。

女性

「生徒さんを連れて逃げるというところだったということで最後まで先生としての責任が胸にあって…」

ナレーション「子どもを守った女性、そして同級生を殺害した馬込容疑者、犯行の動機は何だったのか」

ナレーション「倉本さんの父親は告別式でこう挨拶したといひます。娘は子どもたちを助けようとして死にました。どうか悲しまないでください」（『ニュースウオッチ 9』12/17）

『報道ステーション』は容疑者の犯行動機として馬込容疑者がスポーツクラブに通っていた様子を見ていた同会員らの証言として「クラブの会員によるとプールで泳ぐ倉本さんを見つめる様子」「交際相手と話す様子をじっと見つめていた」と述べられていた。ナレーションでは「倉本さんに特別な感情を抱いていたのだろうか」。知人や近所の住民インタビューでは馬込容疑者が熱心にスポーツクラブに通う様子、またクラブに通い始めて髪を切ったことに関連し、容疑者の容姿に言及するインタビューを取り上げていた。

これらは死亡した倉本さんへの恋愛感情が犯行動機ではないかとの推測情報であり、『報道ステーション』のみがこのような報道を行っていた。

## ⑤「佐賀病院殺人事件」(被害者：男性)

### ・事件概要

2007年11月8日、佐賀県・武雄市の病院に入院していた宮元洋さん(34)が、銃で撃たれ死亡した事件。宮元さんが入院していた部屋には数日前まで暴力団関係者が入院していたため、人違いで宮元さんが撃たれたとみて、警察は暴力団関係者による犯行とし、防犯カメラに映っていた男性の映像が公開され捜査が進められた。11月26日、別の発砲事件で逮捕された指定暴力団同仁会系組員今田文雄容疑者(61)が本事件の容疑者ではないかとされ、後日再逮捕された。

報道の焦点は、初期には暴力団同士の抗争から、銃刀法規制に関する報道に変化した。

### ・報道量

本事件の報道量(3番組合計1,968秒)は表4-7のとおりである。

表4-7 「佐賀病院殺人事件」

『ニュースウオッチ9』			『NEWS23』			『報道ステーション』		
日付	放送順位	報道量	日付	放送順位	報道量	日付	放送順位	報道量
11/8	3番	337秒	11/8	6番	36秒	11/8	3番	444秒
11/9	4番	182秒	11/9	4番	108秒	11/9	6番	64秒
11/26	2番	340秒	11/26	14番	64秒	11/26	5番	393秒

### ・項目分析

#### a.映像表現

3番組共通の傾向として、事件現場となった病院の概観(ヘリコプターによる空撮含む)、現場検証の映像、通夜・葬儀の様子・遺影、地元ケーブルテレビで放送された消防団のイベント時の宮元さんの動画、事件後集団下校する児童の様子、容疑者と思われる男が映っている防犯カメラ映像、容疑者の男が所属する暴力団の家宅搜索映像、容疑者移送、病院



の会見映像、友人・知人、近所の人インタビュー映像で構成されていた。本事件では被害者の顔映像が多用されていた。

**b.音声内容**

事件概要の他に被害者の人柄や家族構成、地域活動に熱心なことに関するインタビューが多用された。たとえば近所の女性は泣きながら「言葉もないですあんないい人が。とってもいい子だった。なんで撃たれたの？」(『ニュースウオッチ 9』11/8)。知人男性は「子煩悩で子供が確か 2 人。休みの日には奥さんと連れて回って。銃で撃たれたなんてとても信じられない」(『ニュースウオッチ 9』11/8)。また葬儀に参列した被害者男性の姉の友人は「お母さんは泣き崩れて、お姉さんが仲良かった洋くんと。(姉の友人は) みやもっちゃんと呼んでいた。(中略) 明るくて正義感強くて生徒会長をしていた。信じられないって感じです」(『ニュースウオッチ 9』11/9)。弔問客の男性は「誠実な優しい方。人に恨まれるようなことは絶対ない。こういう事件を起こしてもらっては市民としては生活できない」(『ニュースウオッチ 9』11/9) とインタビューに答えていた。

また、容疑者が逮捕された 11 月 26 日の『報道ステーション』では、「主人の事件が解決したわけではないですから今後の捜査を見守っていきたい」(『報道ステーション』11/26) という宮元さんの妻のコメントが女性のナレーターによって報じられた。同日『ニュースウオッチ 9』では「(容疑者が逮捕されて) ほっとした」、「(銃による事件が起きて) 怖い」(『ニュースウオッチ 9』11/26) という市民の声が取り上げられていた。

**⑥「女性店長殺害事件」(被害者：女性)**

・事件概要

2008 年 1 月 12 日、愛媛県松山市で、加茂広正容疑者 (49) がショットバーの店長をしていた深田明子さん (23) に交際を迫り、路上で殺害した事件。加茂容疑者は他店でもトラブルを起こしており出入り禁止となっていた。

・報道量

本事件の報道量 (2 番組合計 210 秒) は表 4-8 のとおりである。

**表 4-8 「女性店長殺害事件」**

『ニュースウオッチ 9』			『NEWS23』			『報道ステーション』		
日付	放送順位	報道量	日付	放送順位	報道量	日付	放送順位	報道量
			1/12	10 番	32 秒	1/12	5 番	178 秒



・項目分析

a.映像表現

まず被害者の写真（映像資料 4-16、17）が取り上げられ、そこから事件概要が語られる。事件現場の現場検証映像（映像資料 4-18、19）、花束が供えられた事件現場で手を合わせる人の映像（映像資料 4-20、21）、通夜の会場の映像（映像資料 4-22、23）、また目撃者や弔問客のインタビュー映像が使用されていた。

容疑者の映像に関しては、加茂容疑者と思われる頭から洋服をかぶった男性が移送される映像、また、容疑者の写真をモノクロ加工しテロップと音声で「脅してでも彼女にしたいと思った」という恐怖をあおるような映像表現をしている（映像資料 4-24）。

映像資料 4-16 被害者（1/12 TBS）



映像資料 4-17 被害者（1/12 テレ朝）



映像資料 4-18 現場検証映像（1/12 TBS）



映像資料 4-19 現場検証映像（1/12 テレ朝）



映像資料 4-20 現場で手を合わせる人 (1/12 TBS)



映像資料 4-21 現場を訪れる人と花束 (1/12 テレ朝)



映像資料 4-22 通夜会場 (1/12 TBS)



映像資料 4-23 通夜会場 (1/12 テレ朝)



映像資料 4-24 容疑者映像 (1/12 テレ朝)



#### b.テロップ

ストレートニュースが連続して取り上げられる NEWS INDEX のコーナーで取り上げられた『NEWS23』は画面左上に見出しテロップ（映像資料 4-16）、178 秒取り上げられた『報道ステーション』はタイトルテロップが使用されていた（映像資料 4-17）。『報道ステーション』はその後見出しテロップ「交際迫り 23 歳女性を殺害 “教師の夢” 断ち切った男」が使用された（映像資料 4-19）。また発話テロップ、名前肩書きテロップ、日付・場所テロップは両局ともに使用されていた。

また、テロップでは「女性店長」という表現が 2 局とも使用されている。

#### c.音の演出

NEWS INDEX で取り上げられた『NEWS23』はこのコーナーで使用される BGM とニュースとニュースをつなぐブリッジ音が使用されていた。『報道ステーション』は加茂容疑者が犯行に至る経緯について説明している場面で謎めいた BGM を使用していた。

#### d.音声内容

被害者の深田さんは「飲食店勤務」と『報道ステーション』は報道していたが、実態はショットバーである。『NEWS23』はショットバーと報じていた。『報道ステーション』は番組冒頭で「飲食店の 23 歳の女性店長が客の男に交際を迫られたうえ殺害された事件です。今夜亡くなった深田明子さんの通夜が営まれました。深田さんは教師を目指していて就職先が見つかるまでのつもりで働いていたということです」という言葉をスタジオでのニュース導入部分でアナウンサーに述べさせている。

『報道ステーション』はその後すぐに通夜の弔問客からのインタビュー映像に変わり、事件概要を報じていく展開をとっていた。『NEWS23』はすぐに事件現場映像になり事件概要に入っていく構成であった。

インタビュー内容は被害者に関しては深田さんの人柄と突然の死への悲しみ、容疑者への怒りが中心となっており、容疑者に関しては近所の方は経済状況や普段の様子を語り、深田さんが勤務していた店のオーナーが、他店で出入り禁止になった様子等を語り、異常性を強調していた。また、『報道ステーション』は事件を目撃した人の証言を用いて、事件発生時の凄惨な状況を報道していた。大学時代の同級生のインタビュー音声は本人とわからないよう加工処理されていた。

### ⑦「品川元スナック経営者刺殺事件」（被害者：女性）

#### ・事件概要

東京・品川のマンションで、交際していた元スナック経営者鈴木友幸さん（当時 39）を殺害後、13 の偽名を使い分けて 2 年間逃亡していた前田優香被告（43）に、懲役 15 年の判決が下されたニュース。



・報道量

本事件の報道量（1番組合計 29 秒）は表 4-9 のとおりである。

表 4-9 「品川元スナック経営者刺殺事件」

『ニュースウォッチ 9』			『NEWS23』			『報道ステーション』		
日付	放送順位	報道量	日付	放送順位	報道量	日付	放送順位	報道量
			1/12	9 番	29 秒			

・項目分析

a.映像表現／b.画像素材

監視カメラによって撮影された被告の動画映像（映像資料 4-25）、事件現場となったマンションでの現場検証映像（事件発生当時 2005 年のもの）、女性被害者の写真（映像資料 4-26）、東京地裁法廷の映像で構成された 29 秒のストレートニュースである。被害者は、一見男性のような容姿をしているが女性である。

映像資料 4-25 被告映像（10/22 TBS）



映像資料 4-26 女性被害者映像（10/22 TBS）



c.音の演出

ストレートニュースが続けて報じられる NEWS INDEX のコーナーに流れる早いテンポの BGM が使用され、前のニュースと次のニュースのつなぎに使われるブリッジ音も使用されていた。

d.テロップ

『“13の偽名” 前田被告 懲役 15 年』と表示され、被告・被害者の氏名、遺体発見現場のマンションの場所を示すテロップが表示された。また、判決や弁護側の主張が表示された。

e.音声内容

「13の偽名を使い分け2年間にわたって逃亡した女に判決です」、と女性キャスターがニュース導入部分で述べ、その後事件の概要、東京地裁による判決と弁護側の主張について述べニュースは終了する。

### ⑧「替え玉殺人」(被害者：男性)

#### ・事件概要

2007年10月17日、夫の財産を不正に相続するために、5年前替え玉殺人を行った尹麗娜(イン・リナ)容疑者(51)が逮捕された。夫の替え玉とされた男性2人が死亡、夫は逮捕時行方不明である。

#### ・報道量

本事件の報道量(2番組合計250秒)は表4-10のとおりである。

表4-10 「替え玉殺人」

『ニュースウオッチ9』			『NEWS23』			『報道ステーション』		
日付	放送順位	報道量	日付	放送順位	報道量	日付	放送順位	報道量
10/18	4番	216秒	10/17	18番	34秒			

#### ・項目分析

##### a.映像表現

『NEWS23』はストレートニュースのため、尹容疑者映像(映像資料4-28、30)と尹容疑者の潜伏先と夫の替え玉である近藤さんが死亡した家の映像が使われていた。『ニュースウオッチ9』も潜伏先の映像を報道している。『ニュースウオッチ9』は、容疑者映像(映像資料4-27、29)に加え容疑者移送映像、被害者と思われる男性3名の写真(映像資料4-31、32、33)、潜伏先の近所の人インタビュー映像、関係した地域の映像、遺体発見現場の現場検証映像など多様な画像が使用されていた。

尹容疑者の映像は動画、写真等で繰り返し取り上げられたが、男性被害者の映像は『NEWS23』では取り上げられず、『ニュースウオッチ9』では被害者個人写真とそれを使用した事件関係者図で2度(※高木清さんは1度)取り上げられた(映像資料4-31、32、33)。

映像資料 4-27 容疑者動画 (10/18 NHK)



映像資料 4-28 容疑者動画 (10/17 TBS)



映像資料 4-29 容疑者写真 (10/18 NHK)



映像資料 4-30 容疑者動画 (10/17 TBS)



映像資料 4-31 被害者顔写真 (10/18 NHK)



映像資料 4-32 被害者顔写真 (10/18 NHK)



#### 映像資料 4-33 人間関係図 (10/18 NHK)



#### b.画像素材

主としてVTRが使用されているが、容疑者の映像は『ニュースウオッチ9』、『NEWS23』双方ともに同じ民生用VTRが使用されたと推測される。また、事件の概要説明において『ニュースウオッチ9』は写真とCGを使い複雑な人間関係をわかりやすく説明していた。

#### d.テロップ

2局ともタイトルテロップ、見出しテロップ、名前・肩書きテロップ、日付・場所テロップを使用していた。発話テロップはインタビュー映像を使用した『ニュースウオッチ9』のみ使用していた。過去の資料映像を使う際、『ニュースウオッチ9』は日付・場所テロップを使用していたが、容疑者の動画映像に対してのテロップは確認できなかった。

『ニュースウオッチ9』は発話・テロップで大きく「替え玉」「財産目当て」を入れていた。また『NEWS23』は見出しテロップで「逃走の中国人妻を東京で逮捕」と表示し容疑者が中国籍であることを強調した。

#### e.音声内容

『ニュースウオッチ9』、『NEWS23』ともにBGMは使用されなかった。『ニュースウオッチ9』はニュース冒頭のスタジオ部分でアナウンサーが「信じられない出来事が5年前大阪で起こりました」と述べてからニュースがはじまる形式をとっていた。

また、放送時間の長い『ニュースウオッチ9』は容疑者の人柄や職業について潜伏先の近所の人にインタビューをし、語らせていた。その内容は「人目をさけるような感じで、すすんで声をかける感じではなかった」、「おでん屋だったらいいにおいだった」というものである。そして『ニュースウオッチ9』は尹容疑者が大阪でスナックを経営していたころに夫の加藤さんと出会い結婚後、保険金を搾取するために夫の身代わりの男性をホームレスの男性の中から探し、代わりの男性を虐待等して次々と殺害した疑いがあることについて詳しく報道していた。



⑨「長男死体遺棄事件」(被害者：男児)

・事件概要

2007年10月18日、京都でコンクリート詰めにした1歳男児の遺体がマンションから発見された。遺体を放置した容疑で男児の母親・濱野夕子容疑者(30)と内縁の夫・高木正勝容疑者(48)が逮捕された。長男は高木容疑者と濱野容疑者との間に生まれ、乳児院に預けられていたが、2006年1月に引き取っていた。警察は長男死亡の経緯等について捜査する予定というニュースであった。

・報道量

このニュースの報道量(2番組合計455秒)は表4-11のとおりである。

表4-11 「長男死体遺棄事件」

『ニュースウオッチ9』			『NEWS23』			『報道ステーション』		
日付	放送順位	報道量	日付	放送順位	報道量	日付	放送順位	報道量
10/18	12番	29秒	10/18	2番	72秒	10/18	1番	354秒

・項目分析

a.映像表現

3番組共通の映像表現として、遺体発見現場、家族が以前住んでいたアパートの映像や現場検証映像、あるいは警察官が現場の警備にあたる映像が使用されていた(映像資料4-34)。また、濱野容疑者が警察署に入る映像が使用されていた(映像資料4-35)。画像素材はVTRが主に使用されていた。

映像資料4-34 警察発表の発話テロップ(2/11 TBS)



映像資料4-35 濱野容疑者の映像(2/11 TBS)





## b.テロップ

『ニュースウオッチ 9』は発話テロップ（映像資料 4-36）、『NEWS23』と『報道ステーション』は見出しテロップと発話テロップ両方で「コンクリート詰め」という表現を用いていた（映像資料 4-34、35）。『NEWS23』は死亡した男児の名前「京太郎ちゃん（1歳6か月）」と実名報道した。3番組ともに母親と内縁の夫は実名報道時に、母親である濱野容疑者が先に表記されていた（映像資料 4-35、37）。また『ニュースウオッチ 9』は警察が今後長男死亡の経緯などを捜査することを報道している。

映像資料 4-36 警察発表の発話テロップ(2/11 NHK)



映像資料 4-37 名前・肩書きテロップ(2/11 NHK)



## c.音声内容

『報道ステーション』はニュース導入部分でアナウンサーが「母親は1年半以上もコンクリートとともに生活していました」と発言し、一緒に逮捕された高木容疑者については何も触れていない。また、近所に住む人が濱野容疑者の生活ぶりについて語るインタビューを取り上げ、また濱野容疑者が「(遺体の)臭いが気になったのでコンクリート詰めにした」という供述を取り上げた箇所ではカメラを斜めにし、女性声優によるドラマ仕立てのナレーションを行っている。

## d.被取材者

近所の人（女性）が「濱野容疑者は民生委員から働くようすすめられていたが、体が弱いために働いていなかった」（『報道ステーション』10/18）と述べている。

## (2) 被害者報道の質的表現と提示様式

本節では事例分析結果から被害者報道に共通する表現と提示様式の特徴を指摘していく。

### a. 映像表現

3番組に共通してみられた報道の映像特徴を以下に列挙する。

表 4-12 被害者報道を構成するコード映像例

コード	内容
サイトマーカー	・警察による現場検証映像、警察署の概観 ・加害者(容疑者)／被害者の所属する組織(自宅)の建物外観
当事者映像	・加害者(容疑者)の映像(顔写真、防犯カメラの映像、逮捕連行・移送時の映像、裁判時のイラスト) ・死亡した被害者の映像(顔写真、ホームビデオ等)
インタビュー／会見映像	・インタビュー映像(警察等、当事者(家族)、目撃者、関係者、識者、一般市民) ・記者会見映像(警察等、当事者(家族)／弁護士、関係者)
セレモニー映像	・通夜、葬儀、花束等

上記の映像は、事件や犯罪の残酷さやリアルさ、正しい情報であるということを視聴者に示すために構築されたテレビニュースの形式と考えられる。このようにコード化された映像を組み合わせることによって被害者報道は作られる。これらは明文化されているわけではないが、取材・制作現場において慣習的に行われている(表 4-12)。

また、『報道ステーション』では容疑者の映像をモノクロに加工し効果音と声優による声出しで恐怖をあおるような加工(映像資料 4-11、24)もみられた。

### b. 画像素材

- ・シンボル映像の多用
- ・資料映像、イメージ映像、再現映像の使用
- ・事件の説明に地図や人間関係図、部屋図等に写真やCGを用いる

映像表現でも指摘したが、同じニュースで繰り返し使用される映像があり、それらはその事件を象徴するシンボル映像となる。このような表現手法は事件を記録・説明することよりも、事件の「画」を受け手(視聴者)の記憶に印象づける働きをする。事件を象徴する映像には、被害者・容疑者、事件現場映像の場合が多い。

また量的分析結果では、現場を撮影した業務用VTRが主たる画像素材として使用されていたが、事件を説明する際にはイメージ映像、再現映像、CGがよく用いられていた。

### c. テロップ

- ・各番組ごとにテロップ内容の性質により位置、色等が決められている
- ・長いニュースには「タイトルテロップ」、短いニュースには「見出しテロップ」が用いられる
- ・インタビュー映像時に発話テロップが多用される
- ・警察の発表情報には「警察」というテロップが入ることが多い
- ・強調する言葉の色付け

犯罪・事件のテレビニュースは画面に表示されたテロップをみただけで、視聴者が内容を理解できることが特徴である。テロップには番組ごとの表示様式があり、目的や用途に応じ表示される場所や色分けが決まっているように作られている。

荻原滋によると、民放のニュースではサウンドバイト（編集された談話音声）における日本語の発話一ふつうに聞いてそれだけで理解できるものを文字化するケースが増え、新しい動向となっている。このような傾向はNHKではなく、民放に特徴的なものとなっている（荻原 2000）とされる。しかしながら、本調査においては『ニュースウオッチ 9』のインタビュー映像や画面にもこのようなテロップが多用されていた。調査時期の差があるため、変化したのかもしれない。

### d. 音の演出

民放 2 局は BGM や効果音、ブリッジ音を使用していたが、『ニュースウオッチ 9』はブリッジ音のみ使用していた。また、事件の再現映像等で事件の登場人物が発話する時に、声優が担当していた。まさにドラマのようにニュースが演出されている。

### e. 音声内容

ニュース原稿構成の最低条件として、事件等の 5W1H。その中で警察や消防等関係機関の情報と、被害者／容疑者情報は必須である。それ以外については事件や犯罪内容、被害の規模や状況によって変化が大きい。したがってインタビューやコメントもつかないニュースフラッシュ型（1～30 秒）が基本形となる。

### f. 被取材者

事件の「当事者／関係者」、「一般人／目撃者」が、インタビューを受け、容疑者・被害者について語ることが多い。これらのインタビュー内容が被害者報道にドラマチックな要素を付け加える。特に「当事者／関係者」から語られる容疑者や被害者の性格や夢、事件に対する感想の中でも悲しみ・怒り、涙などの感情についてはよく取り上げられ重要視されていた。「一般人／目撃者」は事件発生による治安の悪化や、容疑者が逮捕されない場合には不安を述べる、事件の補足説明が目撃者のインタビューによってなされていた。

つまり、被害者報道におけるインタビューは、被害者への同情や犯人憎し等、視聴者の感情を喚起させる内容と、事件の概要を補足する情報や事件に興味・関心を持たせる内容が目撃者や近隣住民、関係者によって提示されていた。本調査では、被害者報道の「情報源」の9割が「官公庁等」で占められていたため、被取材者によって独自性が加わるかと思われたが、そうではなかった。

### (3) タイプ別質的分析

ニュース報道を娯楽の一種として質的演出をした結果、そこで表象される人物像は物語の登場人物にも似た形に分類することができる。ここでは、先行研究および3章で量的分析を行った結果をもとに、報道を以下3つのタイプに分類した(表4-13)。

①客観報道型：報道するにあたり必要最低限の事件情報と映像が組み合わされたニュースである。最もシンプルな被害者報道であり、被害者報道の基本ともいえるタイプである。量的内容分析結果では、放送時間が「1～30秒」、「31～90秒」に分類されるものが多い。ここには人物を物語化した演出は見えない。

②ヒーロー／ヒロイン型：誰かを助けたり、加害者を捕まえようとして亡くなった等、被害者をヒーローやヒロインに仕立てる報道。あるいは事件によって突然命を奪われた被害者を悲劇の主人公として取り上げる報道である。これは量的内容分析結果から身体的犯罪被害者の報道が多いこと、未成年者が犯罪被害にあった場合取り上げられやすいこと。また、女性被害者報道が新奇性、物語性にあふれ、受け手の感情を喚起しやすい(小林2004)ことから設けた。

③悪女型：女性が悪女として描かれる場合(女性被害者が悪女として描かれる場合と、悪女によって被害を受けた場合)の報道である。悪女型は、先行研究から母性神話や性役割、性規範を逸脱した女性被害者／容疑者のプライバシーが侵害される(小玉他1999；四方2012)ことから設けた。

表4-13 タイプ別質的分析対象事例と報道の主人公

報道タイプ	事件名	報道の主人公
客観報道型	「宅配便業者女性暴行事件」	不在
ヒーロー／ヒロイン型	「川口会社員強盗殺人事件」	女性被害者
	「千葉不動産会社経営者殺人事件」	男性被害者
	「佐賀病院殺人事件」	男性被害者
	「女性店長殺害事件」	女性被害者
悪女型	「品川元スナック経営者刺殺事件」	女性容疑者
	「替え玉殺人」	女性容疑者
	「長男死体遺棄事件」	女性容疑者

### 「客観報道型」

警察発表や取材で知りえた事実（誰が、何を、いつ、どこで、なぜ、どのように）を中心にまとめられたニュース原稿に、サイトマーカーや当事者映像あるいはインタビュー／会見映像、テロップ、画像素材等必要最低限の編集で構成されたニュースである。この報道にはドラマ的演出、物語化された主人公も存在しない。

### 「ヒーロー／ヒロイン型」

ニュースの主人公が被害者である、これがヒーロー／ヒロイン型の基本である。彼・彼女らは突然命を奪われた悲劇の主人公、もしくは勇敢な行動によって命を落とした者として取り上げられるが、ニュースでの描かれ方に以下の特徴がある。①ドラマ仕立てのストーリー展開。これは事件の説明、亡くなり方、そして被害者の通夜や葬儀報道について認められる。

②被害者の顔映像や動画が事件を象徴するシンボル映像としてニュース内で繰り返し使用される。たとえば通り魔に襲われ突然命を奪われた幼い少女（「加古川女児殺害事件」）の顔写真、祖母と幼い姉妹 2 人の顔写真、強盗によって殺害された若く美しい女性（「川口会社員強盗殺害事件」）の顔写真、人違いによって銃撃された男性（「佐賀病院殺人事件」）のビデオカメラ映像などがこれにあたる。

③ニュース内容に、被害者への同情を誘うインタビューが挿入されている。その内容は a. 犯人への怒り、b. 驚き・悲しみ、c. 被害者の人柄、夢、希望についてである。「女性店長殺害事件」では、一方的に恋愛感情を持った容疑者によって殺害された若い女性の誰からも好かれる人柄、教師になるという夢や希望が知人、友人、勤務先のオーナー等のインタビューによって語られていた。「佐賀病院殺人事件」も、同様に、男性被害者の家族を大切に、地域活動に熱心で誠実な人柄がインタビューやホームビデオカメラの映像によって取り上げられていた。

しかし、被害者の顔映像の扱いという点においては、川口では女性被害者の写真が大きく取り扱われたのに対し、男性が被害者となった千葉とその近隣の事件では 1 枚も使われていないことは注目すべきである。

以上から「ヒーロー／ヒロイン型」の報道の特徴は、被害者の顔映像がシンボル映像となり、インタビューが多用される。その内容は事件の凶悪さや深刻さ、被害者の人柄の良さや夢や希望についてである。

### 「悪女型」

加害者、被害者というカテゴリーではなく、「女性」というジェンダーに焦点があてられ報道されるのが悪女型の特徴である。「替え玉殺人」では、女性容疑者が財産目当てで年齢の離れた男性被害者と結婚し、替え玉殺人を行った「悪女」として描かれており、夫や夫の替え玉だった男性被害者たちについて「ヒーロー／ヒロイン型」のように夢や希望、人

柄には触れられなかった。

「品川元スナック経営者刺殺事件」では、交際相手を殺し、13の偽名を使い分けて逃亡した女性被告に判決が出たという点が人々の興味関心を引く報道の仕方をしてきた。同性愛の女性被害者のプライバシーには触れず、落ち度も問わないが、逃亡し続けた「悪女」である女性被告に報道の焦点があてられていた。

このような、男や女を破滅させる「悪女型」は、調査期間中に「元ミス日本詐欺事件」（「報道ステーション」10/12）、女子高校生が交際相手の男性自宅に放火した「恋人宅放火事件」（『NEWS23』10/10）、外資系企業に勤める夫を殺害し死体遺棄した元客室乗務員の妻による「渋谷夫死体遺棄事件」（『ニュースウオッチ 9』12/20、『NEWS23』2/7、2/12）が報道されていた。女性に対する性規範が厳しいために、そこから逸脱すると「悪女」として報じられるのだと思われる。

また、母性神話から逸脱した「悪女」による子どもの虐待死事件が「長男死体遺棄事件」である。内容は、母親の責任を問うものであった。同様の事件として調査期間中に母親が自分の娘と娘の友人を殺害した「秋田連続児童殺害事件」である。

### 3 ジェンダー視点からの研究課題の考察

ここでは第2章でまとめたジャーナリズムにおける5つのジェンダー・バイアスと3章のはじめで設けた研究課題の考察を本章の質的分析結果から行う、次いで被害者報道の質的問題点を指摘していく。

#### ①送り手のジェンダー・バランスの偏り

送り手のジェンダー・バランスの偏りについては、ニュースの伝え手に関して一部認められた。『ニュースウオッチ 9』と『報道ステーション』はコ・キャスター制、『NEWS23』は複数のキャスター制をとっている。その中で女性キャスターはニュース導入部、またはフラッシュニュース等で原稿の読み手として主な役割を果たしていた。男性キャスターはニュースの解説やコメントをすることによってニュースへ意味づけをすることが多かった。特に、『報道ステーション』の女性キャスターは、男性キャスターのコメントに同意することが多く、この傾向が認められた。男女のキャスターが大差なくニュース原稿を読み、コメントする『NEWS23』でも、最も権威あるキャスターは新聞記者出身の男性であるため、この傾向が一部認められた。また、被害者報道のナレーターは多くは男性で、事件現場に出るレポーターやアナウンサーもほとんど男性であった。

これはもともと記者・レポーターに女性が少ないという数の問題でもある。画面に登場するキャスターやアナウンサーに女性が多く起用されることも重要であるが、同時に、実際に取材やインタビューを行う記者やレポーターや、編集や番組制作の場面で意思決定できるディレクターやプロデューサーの地位に、女性が就くことはさらに重要な課題である。

## ②RQ1：NHKと民放の被害者報道量

3番組共通の傾向は、1つのニュースの報道時間が長くなればなるほど、ドラマのようなストーリー展開で被害者のプライバシーが事件の手がかりとして語られ、インタビューの多用により、“かわいそうな被害者”への受け手の感情喚起を促す点である。ただし、テロップやCGや地図、再現映像やイメージ映像、BGM・効果音を駆使したニュース演出をするのは民放2番組である。『ニュースウオッチ9』は音の演出に関しても民放と比較して限定的であった。ただし、イメージ映像や再現映像使用時『ニュースウオッチ9』はテロップでその旨表示し、注意を促しており、ドラマのような演出には慎重な姿勢を示しているといえよう。

## ③RQ2：被害者報道の情報源

情報源を「官公庁等」（発表モノ）に依拠する時、「客観報道型」は、必要最低限の事実のみ報道する。一方、「ヒーロー／ヒロイン型」は、被害者のプライバシーや人柄、夢・希望等についての情報が事件を物語化する。これらの情報は取材活動によって得るものと推測され、事件関係者等のインタビューで語られる傾向にある。このように事件の背景や問題を報道しない被害者報道、あるいはドラマ仕立ての娯楽化された被害者報道は、ジェンダー・センシティブな内容は取り上げにくい。「悪女型」の場合、ドラマの主人公は悪女である容疑者／被害者であるため、それ以外の人々のプライバシー等が取り上げられることは少なかった。

## ④RQ4：報道される犯罪の種類と被害者の性別

性的犯罪において女性被害者のみ取り上げ、かつ偏った加害者像を報じている点において、被害者を被害内容と被害者のジェンダーによってカテゴライズする報道パターンが存在した。今回調査期間中に報道された強姦事件は、容疑者が公務員、マス・メディア社員、人を教育する・支援する・守るといった職業（教師、警察官、米軍兵士）の場合、あるいは大勢が被害にあった場合に取り上げられることが多かった。しかし、「異性から無理矢理性交された経験がある」人(7.7%)のうち、加害者と「面識あり」の被害者は76.9%である（内閣府男女共同参画局 2012）。テレビニュースによって「強姦は見知らぬ者による犯罪」という強姦神話が強化される可能性がある。

また、今回確認された性犯罪のなかで「強姦」は「暴行」や「乱暴」と言い換えられていた。その他にも子どもが被害者の場合に多くみられる性犯罪行為を「いたずら」と言い換えることがある。「光市母子殺人事件」の被害者遺族のように、罪を明確にするために「強姦」という表現や実名報道を望む場合もあるが、性犯罪の被害者は匿名報道が多い。被害者を推知させるような情報は報道せず、同時に被害者を匿名報道にすれば「強姦」と報道することは可能である。犯罪の防止等の点からの工夫が課題である。

調査期間中に発生した米兵による暴行事件の被害者は、中学生の少女への犯罪ということで犯人憎しの感情を増幅させるという意味で「女子中学生」「少女」という存在は受け手の感情を喚起しやすい。

強制わいせつに関しては、『ニュースウオッチ9』と『NEWS23』が「東京福祉大学総長強制わいせつ事件」、「福岡都築学園総長強制わいせつ事件」を報じていた。被害者は「女性教師」「女性職員」とテロップで明示された。いずれも容疑者が教育者であり、大学のトップということでニュース・バリューが高く報道されたと思われる。ただし、殺人事件の女性被害者の場合「女性店長」を除き「女性冠詞」が使われなかったのに対し、性犯罪では「女性強調」が使われているということに注意が必要と思われる。

なお、2008年1月28日に、中学1年の男子生徒8人が刃物で脅されパンツとズボンを奪われ強盗傷害で男性教師が逮捕されたというニュースが報じられていた。強盗傷害で性犯罪には分類できないが、男性も性的犯罪の対象となりうる存在であるということを経る上では意味のあるニュースであった。

#### ⑤RQ5：女性被害者と男性被害者の報道様式

女性被害者と男性被害者の報道様式で異なる点は、女性被害者の場合、「性」と「プライバシー」を結び付けて報道する点である。女性被害者が生存している場合の性的犯罪は「客観報道型」で、被害者のプライバシーは保護され、一切取り上げられない。しかし身体的犯罪で被害者が死亡している場合、被害者の夢や希望、人柄の良さが繰り返し報じられる。これは犯罪自体に性的要素が含まれるストーカー殺人（例：「女性店長殺害事件」「ヒーロー／ヒロイン型」）にあてはまる。同種のニュースが調査期間中に何度も報じられていた。

また、繰り返し取り上げられる顔映像は、事件を象徴するシンボル映像となる。さらに、インタビューは被害者の人柄、事件に対する驚き、悲しみ、犯人憎しの発言や涙を取り上げ、事件の凶悪さ、深刻さを表し、視聴者の同情を得やすい。この点については男女双方で認められる。しかし、量的分析結果より、女性被害者は性別・年齢・氏名・顔映像が男性より報じられることが明らかとなっており、これと密接に関連している。

男性被害者と女性被害者で異なっていたのは顔映像の扱いである。特に「ヒーロー／ヒロイン型」において死亡した女性被害者や未成年の被害者の顔映像は繰り返し大きく、アップにしていた。何度も繰り返し取り上げられた被害者の顔映像は、事件を象徴するシンボル映像となる。ただし、家族内で殺人事件が起きた場合（「東京一家4人殺傷事件」「八戸母子殺害事件」等）や性的犯罪の被害者の中でも生存している場合や、詐欺事件（「円天」）の被害者は顔映像が報道されることはほとんどなかった。一方、女性容疑者に報道の焦点が当てられている場合に死亡した男性被害者の場合、顔映像の扱いは、女性容疑者映像と比較すると少なかった（「替え玉殺人」）。

女性被害者の過失を問う報道は、本調査期間の報道ではこれは認められなかった。



## ⑥女性被害者を表すステレオタイプの言語・映像

最後に女性被害者を表すステレオタイプの言語・映像についてであるが、「悪女型」の母性神話や性規範から逸脱した女性加害者（「秋田連続児童殺害事件」「替え玉殺人」）／被害者報道で、言語についてみられた。

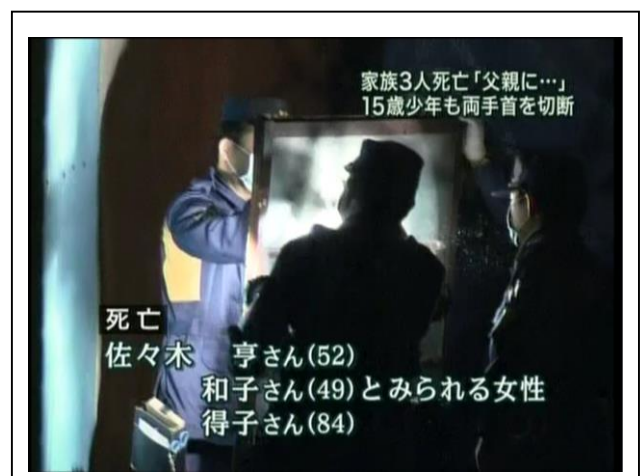
性別による報道の差異については、音声とテロップで職業表記において「女性強調」が認められた。それは「女性店長」（「女性店長殺害事件」（映像資料 4-17、18））である。この事件は民放 2 局のみ取り上げたニュースであったため、『ニュースウオッチ 9』で取り上げた場合はどうなるか不明である。「女性強調」には性別役割分業を前提に「OL」や「主婦」といった女性専用の職や役割を表す言葉を用い、女性の役割を強調する表現も含まれるが、「川口会社員強盗殺人事件」ではそのような表現はなかった。「会社員」という中立表記が多く見受けられた。こちらにも改善されていると思われる。被害者が乳幼児、児童・生徒の場合は男女双方に性別を表わす冠詞がついており、性別による差異は認められなかった。

誰を中心に事件が語られているか、その中でも性別に着目することはニュースに現れるジェンダー秩序を見出すことである。先行研究では、成年女性が被害者となった場合に「〇〇さんの妻××さん」（『東京一家 4 人殺傷事件』映像資料 4-38、39）とする女性の従属表現が指摘されていた。家族に起きた事件の場合、家族関係の説明のために続柄が必要という点を考慮すると、「妻〇〇さん」という表現は、一概に女性が従属的に表現されているとはいえない。さらに、女性が家族の中で筆頭表記される事例（「東京一家 4 人殺傷事件」映像資料 4-40）の出現は、ひとり親家庭の増加やジェンダー・バイアス表現への配慮によって、従来の男性を筆頭表記するスタイルから変化しているとも考えられる。

映像資料 4-38 名前・肩書きテロップ (2/11 TBS)



映像資料 4-39 名前・肩書きテロップ (2/11 テレ朝)





以上を総合して質的分析によってテレビニュースで表象される女性被害者についてまとめると、「テレビニュースは“かわいそうな女性被害者”を、ニュース原稿、コード化された映像、音声、インタビューやキャスターの発言によって構築する。ただし、主流メディアが提示する社会規範から逸脱した場合は、加害者／被害者双方とも『悪女』として表象する」、ということがいえる。

#### 4 女性被害者報道の機能

前述してきたように、テレビニュースで表象される女性被害者には様々な特徴が見出された。それらからテレビニュースにおける女性被害者は視聴者に対し以下のような機能を果たしていると考えられる。

##### ①サスペンスドラマ機能

女性被害者報道は、テレビ画面の前で犯人捜しをする視聴者を生み出す。捜査の進展を逐一報道し、犯人探しの手掛かりとして被害者情報を報道することは、まるでニュースの中でサスペンスドラマが展開し、視聴者が犯人を探す刑事や探偵、もしくはジャーナリストの1人となっているかのような錯覚を生みだす。そして事件の社会的重大性よりも、犯人探しや物語性に重点を置き、娯楽化された女性被害者報道は、「女兒」「少女」「女性」「妻」「母」といった女性性を作り出し、被害者のプライバシーと被害内容を結びつけ女性のニュース・バリューを高めていく。

たとえば本調査期間中に起きた祖母と孫娘二人が祖母の義弟によって殺害された「香川殺人事件」。当初、被害者3人が行方不明で、加害者不明事件であったため、容疑者逮捕を

含め3番組で34回報道された。その際、捜査の進展や被害者のプライバシーが「幼い姉妹」「働き者で孫をかわいがる祖母」と結びついて報道されたのである。

## ②感情増幅機能

女性被害者報道は、受け手の感情を喚起しやすい。たとえば幼い姉妹と祖母が犠牲になった上述の「香川殺人事件」は、被害者の幼さと無垢さが容疑者憎しの感情や、かわいそう、といった同情を視聴者から引き出しやすい。また「川口会社員強盗殺人事件」では、若い女性の1人暮らしの恐怖をあおるような報道となっている。さらに、女性被害者の顔映像や動画は、ニュース内で繰り返し取り上げられ、その事件を象徴するシンボル映像となる。

## ③支配的コード付与機能

主流メディアの送り手は、「支配的コード(dominant code)」に沿った女性被害者像を作り上げる。S.ホールはメディア表象を一義的なものとして捉えるコミュニケーションモデルから、コミュニケーションの実践の際に、「エンコーディング」と「デコーディング」を行う「記号論モデル」を提起した。「記号論モデル」において受け手はメッセージの意味を構築する。この時、主流メディアのメッセージには支配的権力に都合のよい「優先的意味付け(preferred meaning)」がなされる傾向があると述べている。

テレビニュースは記者や制作者の価値観に基づき女性被害者を多く取り上げ、「支配的コード(dominant code)」を社会に流布する。この「支配的コード」には支配的権力つまり主流メディアの送り手に都合のよい「優先的意味付け(preferred meaning)」をし、女性被害者にまつわる社会規範やジェンダー秩序を付与する。この「支配的コード(dominant code)」は、女性は報道される客体である、という記者や制作者の価値観がある。そして身体的犯罪(家族内での殺人やストーカー殺人、強盗殺人やいじめによる死)、性的犯罪(強姦やわいせつ)、経済的犯罪(詐欺等)は、記者や制作者たちの価値観に基づく善悪の境界の提示であり、社会の規範的枠組みを示している。つまり、日本の被害者報道は、性的犯罪(強姦やわいせつ)、経済的犯罪(詐欺等)の被害者は「客観報道型」がより多く客観的に叙述されることが多い。一方、身体的犯罪(家族内での殺人やストーカー殺人、強盗殺人やいじめによる死)は、「ヒーロー/ヒロイン型」に分類されかわいそうな女性被害者として報道される。

しかし、母性神話や性規範を逸脱した場合は「悪女型」として報道される。たとえば「秋田連続児童殺害事件」は母性神話逸脱の典型である。子殺しによって容疑者は社会規範を逸脱した「悪女」として報道される。ひとり親家庭の抱える金銭的・精神的問題には触れられない。また、離婚した夫(殺された子どもの父)についても触れられない。母親はどんな理由があろうとも母性によって子を慈しみ育てる母性神話から逸脱したためにこのように報道されるのであろう。

「替え玉殺人」は、男や女を破滅させる性規範逸脱の典型である。女性容疑者が財産目当てで年齢の離れた男性被害者と結婚し、替え玉殺人を行った「悪女」として描かれ、夫である男性被害者、夫の替え玉だった男性被害者たちについては、夢や希望、人柄には触れられないのである。

このように、ニュースの選択と表現において男性中心社会の「支配的コード(dominant code)」が流布されるのである。ニュースはジャーナリズムとしての独自の理念を持ちながらも、以上のようにテレビメディア特有の娯楽的機能や権力行使の機能を果たしているのである。

しかしながら、人権意識やメディア・リテラシーを持った視聴者や多様なアクティブ・オーディエンスによって「交渉的な読み (negotiated reading)」「対抗的読み (oppositional reading)」(Hall1980 : 128-138) が存在する可能性が一方ではある。その読みが送り手側に反射されることがあれば、それはジェンダー・センシティブな女性被害者報道への可能性が開かれるが、その議論と検証は本論文の範囲を逸脱するので、ここではその可能性に言及することにとどめる。

## [注]

- 1) 1つのニュース内で、そのニュースの概要、事件名を表したテロップ。通常、各ニュースの一番最初に、ニュースを伝えるキャスター・アナウンサーとともに画面下に表示される大きなテロップ。
- 2) 1つのニュース中で、そのニュースの概要を表す画面上部に表示されるテロップ。ほぼずっと表示されているが、映像表現や内容の変化によって文言が変わることもある。
- 3) キャスターやアナウンサーの読み上げるニュース原稿や、インタビュー時、被取材者の会話内容を表しているテロップ。
- 4) 当該ニュースに登場する人物の名前や肩書等を明示するテロップ。
- 5) 主に場所やVTR映像の日付等を明示しているテロップ。
- 6) 「沖縄少女暴行事件」は、外交問題に絡む問題であるため、質的分析対象からは外す。「時津風部屋力士死亡事件」は、最も多く報道されたニュースであるが、女性被害者の比較対照がないため参考にとどめる。

## 第5章 報道被害の救済とジェンダー

テレビの送り手側に、ニュース制作・放送の各過程において、ジェンダーに配慮した報道ができにくい産業構造、ニュース文化が存在すること、テレビジャーナリズムには、女性被害者を被害内容と被害者のジェンダーによってカテゴライズする報道パターンが存在することは既に述べた。テレビニュースの1割を占める被害者報道は、身体的犯罪の捜査段階のニュースが最も多く、発表モノ（ニュースの情報源を「官公庁等」に依拠する）で9割が占められていたことが明らかとなった。それらのニュース内容は女性被害者のプライバシー（性別、氏名、年齢、顔映像）が男性より多く取り上げられ、女性被害者が死亡した事件の捜査過程が繰り返し報道される傾向が認められた。これらの結果は女性被害者の「性」とプライバシーを取り上げていることから、ニュースの娯楽化が示唆された。その結果として女性被害者報道は犯罪被害の認知件数よりも各犯罪で大きく取り上げられていた。

また、4章の質的内容分析によって、当事者／関係者が被害者の人柄の良さや夢や希望についてインタビューで語り、犯人憎しの感情を喚起する。特に女性被害者の顔映像は事件を象徴するシンボル映像として繰り返し報じ、報道時間が長くなればなるほどドラマのようなストーリー展開で事件が演出される。こうしてテレビニュースは“かわいそうな女性被害者”を構築する。ただし、主流メディアが提示する社会規範から逸脱した場合は、加害者／被害者双方とも“悪女”として表象することが明らかになった。

ではこのような報道がなぜ問題なのであろうか。報道被害をジェンダー一面から検討すると、メディアにおけるジェンダー・バイアスによって女性が差別的に扱われていることは2章で述べた。そしてその原因は女性記者・制作者数が諸外国と比較し少ない中で制作していること。報道部門の慣習的な長時間労働にあることも指摘した。

メディアの送り手に女性が欠如していることは差別的表現、過剰表現、過少表現、表現の不在<sup>1)</sup>へとつながる。そしてそれはメディアに取り上げられる女性被害者への人権侵害（小玉 1991 : 146-159）であり、報道被害を生み出す。そうして支配的コード付与機能によって「歪んだ」“女性被害者”が社会に流布し、視聴者の知る権利にも影響を及ぼす。だからこそ救済し、ジェンダー・バイアスを是正する必要がある。後述するが、5章では3・4章をふまえ、文献研究を中心に報道被害の救済について社会の各セクターから考察する。

報道被害救済に関して山田健太は司法による救済、マスメディアによる救済、行政による救済、民間・当事者団体による救済に分類している（山田 2004）。5章・6章では、それに司法も加え被害者の報道被害救済という視点から捉え直し、社会全体でジェンダー・センシティブな被害者報道を実践すること、報道被害の救済を考察していく。また、報道被害の防止と救済の対象は男女両性の被害者とする。特にマスメディアによる救済をジェン

ダーの視点で論じられることは少ないため、重要であると思われる。その際、内外の倫理綱領・ガイドラインを参照する。そこからジェンダー・センシティブな項目について考察する。ジェンダー・センシティブとは、ジェンダーに配慮すること、ジェンダーの差に敏感であることとする。

民間や当事者による報道被害の救済については、第 6 章でメディア・リテラシーやメディア教育とともに、社会の各セクターにおける取組みの中で論じることとする。

なお、第 5 章・第 6 章における分析視点の 1 つに被害者学<sup>2)</sup>を用いている。被害者学は被害者と加害者についての研究だけでなく、被害という現象とその救済についても重要な研究課題としている。本稿はテレビニュースにおける被害者の描かれ方、およびそれに付随する報道被害を分析対象とし、その問題点を明らかにしてきた。犯罪などの二次被害として起こる報道被害を回復するための支援や対策、その他活動について被害者学には参考とすべき研究が数多くある。そのため「犯罪学的視点」ではなく、「被害者学の視点」を用いて救済方法を考えていく。

被害者学では被害の定義をめぐり大きく 2 つに分類する。それは狭義（犯罪被害のみ）と広義（被害全般）である。さらにこれを分類して 4 つの立場がある。第一の立場は、法律上の犯罪被害に限定する最狭義の被害である。第二の立場は犯罪全般の被害を範囲とする狭義の被害。第三の立場は、犯罪のみならず何らかの違法行為を範囲とする広義の被害である。第四の立場は全ての被害を範囲とする最広義の被害である。最近の被害者学の動向は「被害」を広義に捉え、犯罪被害だけでなく何らかの違法行為の被害、あるいはすべての被害を含めた考え方になってきている。広義の被害概念の典型例としてはセクシャル・ハラスメントや悪徳商法、公害や騒音などの環境被害、プライバシーの侵害などがあげられる。本稿で研究対象となる被害者は、セクシャル・ハラスメントや悪徳商法による被害を含んでいる。

## 1 司法による救済

司法による救済は、大きく分けて刑事上および民事上の救済の 2 つある。刑事上の対応としては名誉毀損罪等での告訴である。民事上の救済としては、①仮処分による差止め②訴訟、に大きく分けられる（第一東京弁護士会犯罪被害者に関する委員会 2010 : 135）。

刑事上の救済措置として刑法 230 条では、名誉毀損の罪は①他人の社会的名誉（人に対する社会一般の評価）が、②不特定または多数が認識しうる状態で、③具体的事実を告げることにより、害される危険性が生じた場合に成立する。この場合 3 年以下の懲役、もしくは禁錮または罰金となっている。

民事上の救済措置としての、①仮処分による差止めは、名誉毀損やプライバシー侵害となる新聞・放送・雑誌記事等により報道されることを事前に知っている場合、それにより被害を受けることを予測する者は、裁判所に記事の事前差止めを求めることができる。差

止めの事例として、政治家・田中真紀子氏長女の離婚記事が掲載された『週刊文春』の販売差止めがある<sup>3)</sup>。

表 5-1 刑事・民事における報道被害の救済

法律	罪・措置
刑事	名誉毀損罪 侮辱 信用毀損
民事	①仮処分による差止め ②訴訟 ・損害賠償 ・原状回復措置（謝罪広告、訂正放送）→民放 723 条謝罪放送
放送法	※訂正／取消し放送

②の民事による訴訟は、損害賠償と原状回復措置に分類できる。前者では、マスメディアによって名誉・プライバシーが侵害された場合、その救済手段として損害賠償請求が考えられる。民法 709 条、710 条に基づいて行われ、財産上の損害の他、精神的な損害に対しても認められる。名誉・プライバシー侵害の場合は、精神的な損害に対する賠償（慰謝料）が中心となる。

損害賠償が主として金銭による解決であるのに対し、原状回復措置は名誉や信用を元に戻すための情報による解決手段である。その中の 1 つ謝罪広告は、名誉を毀損した者が自らの誤った発言により名誉を傷つけたことを謝罪する広告のことをいう。民法 723 条は、裁判所が損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができることを定めている。しかしながら、謝罪は一定の道徳的判断に基づく行為であるため、憲法 19 条が保障する思想・良心の自由との衝突が問題となる。このような問題点を回避するため、これに代わる救済手段として提案されているのが、反論文や判決文（要旨）の掲載の義務づけである。

また、放送法 4 条 1 項は、虚偽の放送により他人の権利を侵害した放送事業者に対して、訂正・取消放送を義務づけている。報道被害者が放送法に基づき訂正または取消しの放送を求める権利を有するか否かについては、『生活ほっとモーニング』事件で争われた。この事件は、NHK 総合テレビ『生活ほっとモーニング』（1996 年 6 月 8 日放送）の特集「妻からの離縁状・突然の別れに戸惑う夫たち」、に出演した男性の離婚した元妻が、離婚の経緯や離婚原因に関して真実でない放送がされたことにより名誉棄損、プライバシー侵害による慰謝料等の支払と、謝罪放送および訂正放送を求めたものである。2004 年最高裁判所は、名誉を棄損された元妻が、放送法による訂正放送などを求める権利はない、と判決を下した<sup>4)</sup>（長谷部恭男 2005：196-197；ミドルトン 2010：131-132）。この判例は、報道被害者が裁判によって訂正放送を勝ち取ることが困難であることを示している。

前述したように、報道被害者は名誉毀損・プライバシー侵害、肖像権の侵害等を理由に



裁判所に訴訟を提起することができる。しかし、訴訟の場合、期間を要するだけでなく、相当な費用がかかる。また、裁判時にはそれまで公開されていなかった個人情報や不名誉な情報を示唆するような証拠が法廷において被告側から提出されるため、被害者の屈辱感や困惑が増大するおそれもある。

そこでそのような法による救済でなく、裁判所以外の独立機関において迅速に、かつ費用をかけずに救済を受けることができる制度ができています。これについて次節で述べる。

## 2 行政による救済

近年、マスメディアによる名誉・プライバシーなどの人権侵害に対し、法務省の人権擁護局がこれを人権侵犯事件として調査し、報道機関に対して勧告を行うケースが増えている。また総務省による行政相談・行政苦情救済制度も存在する<sup>5)</sup>。

警察による犯罪被害者支援も行われている。事件発表時に匿名を希望することもできるが、対応は各警察や被害の程度により異なる<sup>6)</sup>。被害者自宅周辺や葬儀会場での集団的過熱取材への対応では、大阪教育大付属池田小児童殺傷事件での以下のような事例がある。

「会場前には葬儀場の警備員に加えて、約 10 人の警察官が張り付いていた。報道関係者が近づくと『遺族の意思なので』と立ち去るよう求められ、私たち（報道陣※筆者注）は片側二車線の道路を隔てた位置から見守った。法要は二階で行われ、中の様子は何も見えない。出棺の時も車の出入り口に白い幕が張られ、最後まで遺族の姿を見ることはできなかった。（中略）現場の責任者らしい私服警官は『遺族の気持ちに配慮して、すべての葬儀場に警官を配置した』と話した」（徳山喜雄 2005：21）。

このように、報道被害者に対する救済が行政でも行われている。特に警察による犯罪被害者支援では、メディア関係者を上記のように排除する方向に向かう時があれば、マスメディアの代表による取材や記者会見開催時の調整窓口となる場合もある。

## 3 日本のマスメディアによる救済システム

マスメディアの自主的な救済システムは、マスメディアの取材・報道活動に対する国家権力（法律・裁判所、行政等）の介入を極力回避するために、被害者が法的救済手段に訴え出る前に、まずマスメディアの自主規制によって「報道被害」に対する救済手段を提供しようとするものである。その目的は、国家権力から報道の自由・編集権の保持、マスメディアと視聴者間の信頼関係と相互コミュニケーションの構築・維持することにある。

このようなマスメディアの自主規制による救済システムは、メディア・アカウンタビリティ制度（Media Accountability System、MAS）と呼ばれる。メディア・アカウンタビリティ

ティ制度とは「政府から独立したメディアが、公共に対するサービスを向上させる何らかの方法」(Bertrand 2003=2003: 54)を指し、①内部型 MAS、②外部型 MAS、③共同型 MAS に分類される。これを日本の放送にあてはめるとすれば、①内部型 MAS は放送倫理基本綱領、日本民間放送連盟放送基準、マスメディア各社に設けられている取材・報道ガイドライン、社内の第三者機関(放送番組審議会)。②外部型 MAS はジャーナリズム評論誌、学校などで新聞を活用して授業を行う NIE (Newspaper in Education)、大学におけるジャーナリズム教育。③共同型 MAS は「放送倫理・番組向上機構」、各局の視聴者窓口(例:みなさまの声にお応えします NHK)などに相当する。

この中から日本における苦情処理や救済機能を持つ①内部型及び③共同型 MAS をそれぞれ概観し、最後に海外の事例と比較し、問題点を考察する。②外部型 MAS については次章で取り上げることとする。

## (1) 社内の第三者機関

### ①新聞

新聞社には「新聞紙面審査室」などの名称で紙面をチェックする部署が存在する。読者に開かれた社内の第三者機関について全国紙である朝日新聞、毎日新聞、読売新聞の事例を取り上げる。表 5-2 にあるとおり、各社で位置付けや委員、目的、被害救済有無、対象メディア、対象者が異なる。

表 5-2 主な新聞社の社内第三者機関

社名	朝日新聞	毎日新聞	読売新聞
機関名	報道と人権委員会	「開かれた新聞」委員会	「新聞監査委員会」顧問
設立	2001年1月1日	2000年10月14日	2001年6月1日
位置づけ	社長直属	主筆直轄(編集局から独立)	社長直属
委員構成	3人	4人	3人
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道の自由を守る</li> <li>・名誉毀損・プライバシーの侵害・差別の救済</li> <li>・報道と人権への意見具申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名誉やプライバシーなど人権侵害、苦情に対する対応について見解・意見を示す</li> <li>・紙面へ意見</li> <li>・21世紀のメディア提言</li> </ul>	第三者の目で信頼される新聞を目指す
被害救済	あり(審理結果を「見解」として公表)	あり(人権侵害についての委員による検証。社の見解を紙面に掲載)	なし(苦情は各部、法務で対応)
結果の公表	「見解」は申立人が了承の上、紙面やアサヒ・コムで公表	結果は紙面で公開	その都度判断し決定
対象メディア	同社発行の新聞、雑誌、インターネット等の報道	新聞本誌記事が原則	新聞本紙のみ
対象者	個人に限定(公人は除く)	個人に限定(公人は除く)	

(出所) 土屋美明 2009: 75 に筆者が加筆・修正

社外の第三者を招いての紙面チェックや意見、その公表を定期的に行う制度は 2000 年までになかった。各社の第三者機関設立の時期をみると、マスメディアの報道・取材時ににおける人権侵害に対する強い批判を受けていた 2000 年前後に集中している。このことを勘案すると、この社内第三者機関の目的はマスメディアと読者間の信頼関係と相互コミュニケーションを構築し、国家権力からの報道の自由と編集権の保持にあるとみてよいだろう。

また、上記の中で朝日新聞だけは同社のインターネット等の報道も審査の対象としており、進化する報道環境に配慮している。

## ②放送

放送は当初から放送法によって局ごとに番組審議会の設置を義務付けられている（表 5-3 参照）。審議会は月一度程度開催されている。報道被害の救済機能はないが、放送番組全般を対象とし、問題とされる場合には議案として取り上げられる。取り上げられた議案に対しては当該番組担当者より説明がなされ、議事録はホームページで公開される。

たとえば、本調査の対象局 TBS では『検証番組 TBS レビュー』という番組があり、その内容は TBS のみならず放送全般が抱える問題についても幅広く取り上げ検証していくというものである。他局にも同様の番組（『あなたと日テレ』『はい！テレビ朝日です』『新週刊フジテレビ批評』）が存在するが、放送時間はいずれも視聴率の低い休日早朝が多い。

表 5-3 調査対象局の番組審議会

社名	NHK	TBS	テレ朝
機関名	放送番組審議会 中央、国際、北海道、東北、関東甲信越、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄	TBS テレビ番組審議会	放送番組審議会
設立	1959 年	1959 年	1959 年
委員構成	※各委員会により異なる	10 人(内女性 4 人)	10 人(内女性 3 人)
目的		放送番組の適正を図る	番組内容の充実・向上
開催頻度	3 か月～1 か月に 1 度程度	月一度	月一度
その他の会議	「放送現場の倫理に関する委員会」		テレビ朝日系列 24 社放送番組審議会委員代表者会議（年 2 回開催）

これら日本の内部型メディア・アカウンタビリティ制度の問題点は、大きく 2 点ある。第一に、この第三者機関の意見や提言、見解がどのように現場にフィードバックされるかという点である。これは委員の調査権限や報道倫理違反が認められた場合、謝罪が必要であると判断が下された際にどの程度委員会や審議会の決定に強制力があるか、どのように謝罪するかということにもつながる。番組審議会には報道被害救済機能はなく、放送界の共同型 MAS である「放送倫理・番組向上機構」に申し出ることになる。

第二に、新聞社や雑誌社には第三者機関が存在しても被害救済がない。日本の活字メディアに対する苦情の多くは、その新聞社・定期刊行物発行者の法務室などの従業員によって処理されている。日本の社会においてそのような役割を果たす者が社員でありながら中

立の立場をとり、実際に自分が属する報道機関の行為を非難して報道被害者に救済を与えることができるか（ミドルトン 2010：287）という点である。

したがって日本の多くの新聞社が設置している第三者機関は、報道被害者に対して効果的な救済を提供しているとはいえない。過去の取材・報道の様々な問題点について議論することにより倫理水準の向上や将来の報道被害の防止に貢献し、倫理水準を向上させるための各社のイニシアティブとして評価できるが、決してプレス苦情処理委員会（Press Complaints Commission, PCC）のような独立した自主規制機関に代わるような組織ではない（ミドルトン 2010：287-288）。

## （2）内部型 MAS 1：日本の放送倫理規定

新聞、テレビは独自のガイドラインを作成している。出版されているものとしては読売新聞社の『「人権」報道一書かれる立場 書く立場』（読売新聞社 2003）、朝日新聞社の『事件の取材と報道 2012』（朝日新聞事件報道小委員会 2012）、共同通信社の『記者ハンドブック 第12版 新聞用字用語集』（共同通信社 2010）、民放連による『放送ハンドブック [改訂版]』（日本民間放送連盟 2007）が存在する。またインターネット上では、民放連の『放送倫理基本綱領』、『日本民間放送連盟 放送基準』、『NHK 放送ガイドライン 2011』、『NHK 倫理・行動憲章』、『放送倫理の確立にむけて』等が全文公開されている<sup>8)</sup>。本節では内容分析の対象番組を含む NHK と在京民放キー5局のガイドラインについて分析を行う。

在京民放 5 局のガイドラインについては『放送における取材・報道ガイドラインの分析～在京民放キー5局を事例に～』（赤尾光史・赤木孝次・高木強・高橋耕・田北康成・船場義之・本橋春紀・諸橋泰樹 2004）が、取材・報道、編集に関わる部分を詳しく分析している。これらのガイドライン制定の歴史的経緯は、1980年代までの民放局には放送法に義務づけられた番組基準は存在したが、その多くは民放連の放送基準を母体とするものであった。日々の取材・報道、番組制作にあたっての実践的な規範の多くは内規とされたものであって、必ずしも明文化されてこなかった。しかし、人権意識の高まりや数々のヤラセ事件、選挙報道についてテレビ朝日の取締役報道局長の発言が問題とされた椿事件（1993年）、TBS のワイドショー番組のスタッフが、オウム真理教を批判するインタビュー映像を放送直前にオウム真理教幹部に見せたことが一連のオウム真理教事件の発端となったとされる TBS ビデオ問題（1995年）など、テレビ界の不祥事について、政界や行政からの圧力の増加、聴取者・視聴者からの批判が多くなったことほか、取材における速報性や名誉・プライバシー・肖像権等への配慮などルールが多岐にわたり複雑になる一方で、明確な方針を取材・報道・番組制作現場全体に徹底させることが難しくなったこともあり、経験を蓄積し、一般化したガイドライン作りが行われてきたといえる。当初、簡便なものとして作られていたガイドラインだが、年々、分量が増加している。検索性や内容更新の利便性を追求するために、民放 2 社では冊子形式からイントラネット掲載（TBS2004年、日本テレビ 2002年）に切り替えている。

ここでは事件報道に関わる部分として『放送における取材・報道ガイドラインの分析～在京民放キー5局を事例に～』から「取材・報道と人権」「取材のあり方」「映像の取り扱い・編集上の留意点」についてNHKのガイドラインも加え6社の例をみていく。

「取材・報道と人権」については①[人権への慎重な配慮]が見られる。②[人権の類型]については、名誉毀損、プライバシー権・肖像権侵害に詳細な説明を加えるケースが目立つ。また、未成年者や精神障害者の報道上の取り扱い、差別表現なども意識されており、2002年日本テレビは「被害者報道の在り方」を付加した際、同部分を冊子にしている。③[公人・公的存在と私人] これらの区別と保護されるべき人権レベルについて明確に記述する局は少ない。

「取材の在り方」は(a)取材方法(b)取材対象者との関係(c)取材状況に分類できる。また5社中3社では関連ある事例(自社、他社問わず)を掲載し、記者・ディレクターなど実際に取材を行う者の判断に役立つような内容となっている。

「映像の取り扱い・編集上の留意点」については効果音、BGM等音の取り扱いに関して4社が独立した章や節を設け編集上の留意点としている。また、映像編集によって事実を歪めないとの基本姿勢を示した上で、「資料映像」「再現映像」「イメージ映像」「モザイク加工」などについて考え方が独立した章を設けた4社で示されている。このうち「再現映像」「イメージ映像」については、ニュースでの使用は最小限にすべきであるとの考え方が共通している。

NHKは2011年版より新たに「ネット社会」の項目を設け、ネット時代の取材・制作について述べている。

上記6社のガイドラインの問題としては分野・分量ともに増加傾向にあること。統一対応が可能になる一方でマニュアル化で現場の判断の機会を奪う。雇用形態や業務形態に関わりなく適用されるため、違背には懲罰や賠償請求の恐れがあることである。しかもジェンダーへの配慮は希薄である。

### (3) 内部型 MAS2 : 海外のメディア倫理規定

海外の報道機関、外部の第三者機関でも独自の綱領や憲章が作成されている。メディアの倫理規定を国際比較したブノワ・グレビーズは、倫理規定が最近世界各地で激増しているのは、ジャーナリストの信頼性失墜に起因し、有り余るほどの規定が新たな問題を引き起こしていることを指摘している。それは復唱されるだけで、曖昧さを残し、矛盾さえ生じ、規定を作った会社や国や、あるいはグループの国々に適用される規範が複数共存することは、残念ながら明確さを欠くことになると指摘している。しかし、それは文化や法や商業や政治などの条件が多様である証拠であるとし、比較メディア倫理は各国の特性を活かした倫理向上を提案するのに役立つ(Grevisse2003=2003:136)としている。

ここではグレビーズが国際比較の中で「思いやりを示す義務」とした分類を基に、被害者への配慮やジェンダー・センシティブな規定に焦点を当て取り上げていく。

「思いやりを示す義務」の中でも、日本の放送局のガイドライン分析で使用した枠組み①「取材・報道と人権」にあたるものは、PCCの「個人の悲しみやショックを伴う場合には、調査や取材は思いやりと思慮をもって進めなければならない。こうした場合、公表にあたっては注意深くしなければならないが、それが訴訟を報道する権利を規制すると解釈されてはならない」である。ドイツのプレス綱領第8条は「プレスは、私生活やプライバシーを尊重する。しかし、ある人の私的行動が公共の関心に関わる場合は、個々のケースではそれを報道することができる。その際、その公表によって無関係な人たちの人格権が侵害されていないかどうかを吟味しなければならない。プレスは情報の自己決定権を尊重し、編集の情報保護を保障する」とし、プライバシー尊重原則を打ち出した上で、犯罪の加害者や被害者の名前と写真の公表に関する運用規範がついており有益とされている（表5-4）。基本姿勢として犯罪報道における名前の公表やプライバシー報道に有益性は少ないとしている。スウェーデンは匿名報道が原則であるが、実名報道にする場合の判断基準は「公共の利益」である（Bertrand2003=2003：185）<sup>9)</sup>とし、示唆に富む。

**表 5-4 ドイツプレス綱領第 8 条「ガイド・ライン 8・1 名前や写真の公表」**

- |   |
|---|
| <p>(1) 事故や犯罪や警察の審議（プレス綱領の 13 も見よ）に関して犠牲者や加害者の名前や写真の公表は通常は正当化できない。常に公共の情報の利益と当事者の人格権とを勘案しなければならない。センセーショナルだからと言うのは公共の情報の利益の根拠にならない。</p> <p>(2) 事故や犯罪の犠牲者は名前に関して特別な保護権を有している。犠牲者のアイデンティティを知ることによって事故や犯行の理解に寄与することは少ない。有名人であったり、特殊な付随状況があったりする場合は例外も正当化できる。</p> <p>(3) 事故や犯行と何の関係もないのに、家族やその他報道で直接に当事者となった人々の場合は、名前や写真を公表することは原則的に許されない。</p> <p>(6) 役人や議員の場合は、もしその役職ないし議員の地位と犯罪との間に関連がある場合、名前と写真の公表は許される。犯した行為が、講習が彼らについて知っているイメージとは矛盾する場合は、有名人にも同じことが当てはまる。</p> <p>(7) 行方不明者の名前と写真は、当局との協議の上でのみ公表することが許される。</p> |
|---|

（出所）楠根重和 2003：175

イタリア憲章は性犯罪についてさらに厳密に規定し、「性的暴力の被害者の名前、あるいは本人に結びつく情報は、被害者がその公表を、優越的な公共の利益として望むのでなければ、一切これを公表してはならない」としている。

②「取材のあり方」については、イタリア、ドイツ、カナダのケベック州ジャーナリスト職業倫理規定、スウェーデンがメディアやインタビューに不慣れた人々への配慮について述べ、何のための取材でどのように使用・公表されるのか説明しなければならないとし

ている。特にケベック州ジャーナリスト職業倫理規定では、取材対象者やその近隣者に、「おもいやりと敬意」を払い、情報を得るために人々に迷惑をかけることを慎むよう呼びかけている（表 5-5）。これは集団的過熱取材が問題となっている日本に参考になる。

**表 5-5 ケベック州ジャーナリスト職業倫理規定**

4 情報収集

- (b) メディアに不慣れな取材源—ジャーナリストは、メディアに慣れていない取材相手には、話した内容が印刷されたり放送されたりして、多くの人に知られることもありうることをつげなければならない。
- (c) 迷惑—ジャーナリストは悲劇に見舞われた人々、その近隣者に対してはおもいやりと敬意を払わなければならない。情報を得るために人々に迷惑を掛けてはならない。

(出所) Bertrand 2003=2003 : 193

③「映像の取り扱い・編集上の注意」について、ドイツのプレス綱領は暴力や残忍行為の描写について非常に詳しい規定を設けている。その内容は、不適切な描写、暴力の描写、事故と災害の項目を設け、犠牲者等の感情や苦しみへの配慮と公共の利益のバランスを図り、不適切でセンセーショナルな描写を禁じるものである（表 5-6）。

**表 5-6 ドイツプレス綱領第 11 条**

プレスは暴力や残忍行為の不適切でセンセーショナルな描写をしてはならない。報道に際し青少年の保護を考慮しなければならない。

ガイド・ライン 11・1 不適切な描写

報道において、人間が対象物、単なる素材に貶められるような描写は、不適切にセンセーショナルと言える死の床にある、あるいは肉体的もしくは精神的に苦しんでる人間について、読者の公共の関心や情報の利益を超えた仕方でも描写しているようなケースには、特にこのことが当てはまる。

ガイド・ライン 11・2 暴力の描写

暴力の描写、また脅迫行為を描写するに当たっては、プレスは公共の情報の利益と犠牲者や当事者の利益を慎重に勘案する。このような出来事に対して中立かつ忠実に描写する。犯罪者の道具になってはならない。プレスは犯罪者と警察の仲介の試みを手に行わない。犯行が行われているときに犯人とのインタビューは行わない。

ガイド・ライン 11・3 事故と災害

災害や事故についての報道は、犠牲者の痛みや関係者の感情を配慮するところにその限界を見出す。事故の当事者を描写することで、二度も犠牲者にすることは原則的にあってはならない。

(出所) Bertrand 2003=2003 : 178

またカナダは「情報の公開」という項目で (a) 再現と劇化において「事件の再現やドラマ化は、ジャーナリズムで報道を説明したり補強したりするために利用されることがあるにしても、ジャーナリストは公衆にそれを知らせ、だますことを避けなければならない。そうした技法に頼る前に、ジャーナリストが考慮すべきことは、それらは、公衆の状況把握を助ける最善で唯一の方法かどうかだ。そこで、公衆は、再現や劇化が行われている場合は、はっきりと知らせられなければならない」(Bertrand 2003=2003 : 193-194) とし、強い注意と慎重さを求めている。

ジェンダーに関する項目は、カナダの公共放送 CBC Television が参考になる。表 5-7 にあるとおり、テレビに登場する男女について、様々な側面について平等と多様性をもって書くよう述べている (CBC Television 2012:19-20)。

**表 5-7 CBC 番組基準と綱領**

<p>性役割描写： (CBC 番組基準 113) すべての番組と広告において、CBC は以下のことを実践しなければならない</p> <p><b>提示</b></p> <p>1. 現代カナダ社会における男女の地位と、知性および感性の平等を反映させる</p> <p><b>多様性</b></p> <p>2. 女性と男性は、異なる年代・容姿、意見や興味関心の違い、伝統的でないものを含む多様な責任と役割を持った存在として表現しなければならない</p> <p><b>ステレオタイプ</b></p> <p>3. 不当かつ不適切なステレオタイプを禁じる</p> <p><b>役割</b></p> <p>4. 男性と同様に女性は様々な状況、行動や設定において専門的職業、専門知識、威厳（権力、権限、自信）と能力を持つよう描かなければならない</p> <p>5. 女性と男性は対等なパートナーとして、任務課題や責任を共有し、成果とサービスの恩恵を平等に受けるものとして描かなければならない</p> <p><b>バランス</b></p> <p>6. ジャーナリスティックな番組では、あらゆる公募によって男性と同様に女性の意見を採り求めなければならない</p> <p>7. ボイスオーバーにおける女性と男性の声の使用のバランスをとるよう努めなければならない (中略)</p> <p><b>言葉</b></p> <p>9. 男女平等の原則を尊重する言葉を確認したものとしなければならない</p>
--

(出所) CBC Television 2012: 19-20

アメリカの全米被害者支援センター (National Center for Victims of Crime) が作成した「プライバシーとメディア」は、メディアの制作者や被害者とその家族にとって、非常に役立つ内容である。これは被害者とその家族がマスメディアに対してしてよいことを「取



材される側の権利」として明言している点が画期的である。一方メディアの制作者側は、取材対象者である被害者とその家族に対する報道倫理の実践と配慮を促している（表 5-8）。

表 5-8 プライバシーとメディア

被害者がしていること
<ul style="list-style-type: none"><li>・取材依頼に対して「イヤです」と断ること</li><li>・外部との間に入ってくれる人を選ぶこと</li><li>・取材の時間や場所を選ぶこと</li><li>・取材の際、特定のジャーナリストを選ぶこと</li><li>・嫌なジャーナリストの取材を断ること</li><li>・過去に取材を受けていても、場合によっては断ること</li><li>・取材を受ける代わりに、別の人を通じて書面を發表すること</li><li>・取材から子どもを守ること</li><li>・嫌な気持ちになる質問や関係ない質問に答えないこと</li><li>・大勢のジャーナリストから一度に取材を受ける記者会見のような雰囲気避け、個々に対応すること</li><li>・間違った報道があったときに訂正を求めること</li><li>・イヤな写真や映像が出版されたり放送されたりすることがないように頼むこと</li><li>・テレビのインタビューはぼかした映像で、新聞のインタビューは写真撮影なしで話すこと</li><li>・被害について、完全に被害者の立場から話すること</li><li>・事件の裁判中にはジャーナリストからの質問に答えなくてもよいこと</li><li>・取材をするジャーナリストに公式な苦情を申し立てること</li><li>・周りの人たちにそっとしておいてもらい、一人の人間として悲しむこと</li><li>・被害者が住む地域で、活字・テレビ・ラジオ・インターネットなどのメディアに対して、メディアと被害者についての研修を提案すること</li></ul>
全米犯罪被害者センター (NCVC) copyright© 2004 by The National Center for Victims of Crime, Washington, DC

(出所) 高橋・河原 2005 : 4

『日本民間放送連盟 報道指針』と海外のそれらと比較すると、宣言的な意味合いの強い日本に対し、ドイツやカナダ、イタリアは詳しい説明や補足がついているのが特徴である。また日本（資料 2-5）とイタリアには集団的過熱取材への言及があるのが特徴と言えよう。アメリカでは被害者支援団体がマスコミ対策の一環として「取材される側の権利」を設けており、双方にとって有益である。また、各国とも人権や名誉、プライバシー、肖像権の尊重や取材対象への思いやりの記述はあるが、犯罪の容疑者・被害者について公共性・公益性のない場合（容疑者については推定無罪の原則）の発表に慎重になるよう明記しているのはイタリア、カナダ、ドイツ、スウェーデンである。さらにスウェーデンでは、「(10) 関係者に関する人種、性別、国籍、職業、政治的関与、宗教、性的性向などは、文脈から見てとくに重要ではなかったり、中傷になる場合には、強調するな」とある。事件報道に

おけるジェンダー・バイアス排除において示唆に富む。

#### **(4) 共同型 MAS : 放送倫理・番組向上機構 (BPO)**

日本の放送界では、苦情処理対応のための第三者機関として「放送倫理・番組向上機構」(Broadcasting Ethics & Program Improvement Organization, BPO)が存在する。「放送倫理・番組向上機構」はこれまで別々に存在していた「放送番組向上協議会」(民放連とNHKが1969年に設置)と、「放送と人権等権利に関する委員会機構」(民放連とNHKが1997年に設置)の機能を統合し改組して2003年7月1日に発足した。

「放送と人権等権利に関する委員会機構」設立の経緯は、1993年の椿事件に端を発する。椿事件とは、テレビ朝日による放送法違反が疑われた事件である。当時テレビ朝日の取締役報道局長であった椿貞良氏が民放連の会合で政権交代にテレビ朝日のニュース番組の報道が影響している主旨の発言をしたとされることが問題になった。この椿事件をきっかけに、1996年12月「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」の最終報告で苦情対応機関設置の提案を受け、NHKと民放連は旧郵政省の示唆のもと、1997年5月に「放送と人権等権利に関する委員会機構」を設置した。

「放送倫理・番組向上機構」の目的は、放送への苦情や放送倫理上の問題に対し、自主的に、独立した第三者の立場から対応することと、正確な放送と放送倫理の高揚である(監修 右崎正博放送人権委員会委員, 編集 放送人権委員会事務局, 2008:248)。また同機構は視聴者からの放送に対する意見や苦情等の受付窓口を一本化して、各放送局と連携しつつ効果的に対応しようとしている。「放送倫理・番組向上機構」には3つの委員会が設置されている。放送番組向上のための審議と虚偽放送についての検証を行う「放送倫理検証委員会」、「放送と人権等権利に関する委員会(放送人権委員会)」、青少年が視聴する番組の向上に向けた意見交換や調査研究を行う「放送と青少年に関する委員会(青少年委員会)」がある。ここでは報道被害の救済を行う放送人権委員会の役割・機能・問題点を概観していく。

##### **①放送人権委員会の目的と役割、機能**

放送人権委員会は放送による人権侵害の被害を救済するため、苦情申立人と放送局との話し合いが相容れない状況になっている問題を第三者の立場から審理する。審理の対象となる案件は、個別の放送番組に関する放送法令・番組基準にかかわる重大な苦情、特に権利侵害に関わるものである。

審理の対象となるものは以下のとおりである。

- ・個別の放送番組によって生じた人権侵害および関連する放送倫理違反
- ・公平・公正さを欠いた放送で著しい不利益を被った型の苦情で、委員会が認めたもの
- ・苦情申し立て人と放送局との間で、話し合いがつかない状況にあるもの
- ・放送のあった日から3カ月以内に放送局に申し立てられ、かつ、1年以内に放送人権委員会に申し立てられたもの
- ・原則として人権侵害を受けた個人、または直接の利害関係人が申し立てるもの
- ・団体からの申し立てについても、救済の必要性が高いと委員会が認めた場合は対象とすることがある

審理の対象とならないものは、個別の番組でなく、放送全般に対する苦情、裁判係争中のものや損害賠償請求、CMに関する苦情、「放送倫理・番組向上機構」の構成員（NHKと民放連加盟社、その他「放送倫理・番組向上機構」理事会が承認した放送局）以外が制作または放送した番組である。

「申立」方法は、①放送番組によって人権等が侵害されたと思ったときは、その放送を行った放送局に苦情の申し立てをする。②放送局との話し合いで問題が解決せず、放送人権委員会の審理を求めたい場合、電話・ファックス・郵便などの方法でその内容を示す。③苦情内容が放送人権委員会で取り扱う範囲のものであれば、事務局から「申立書」の雛形が送られ、必要事項を記入し返送する。④放送人権委員会は、苦情の内容や番組の同録テープを検討し、審理の対象とするかどうかを決定する。⑤審理入りした場合、放送人権委員会は苦情申し立人、放送局側から提出された資料を基に審理し、必要に応じて双方の出席を求め意見を聞く。⑥審理の結果を「委員会決定」し、権利侵害があったと認められる場合には放送事業者に対し、一定の処置、訂正や謝罪を「勧告」し、権利侵害があったとはいえないが放送倫理上問題があった場合には処置を伴わない委員会の判断、または意見の開陳を「見解」としてまとめ、当事者に通知し公表する。また放送人権委員会は審理結果を当該放送局に放送するよう求める。なお決定で求める措置についての放送内容や放送時間は、当該放送局の自主性に委ねている。

この他に人権委員会は、申立のない場合でも放送と人権、倫理に関わる事象について「声明」「要望」「提言」を出す。たとえば被害者の実名発表、匿名発表について警察の判断に任せるものとした「犯罪被害者等基本計画」について「声明」を出している（資料2-9『『犯罪被害者等基本計画』に関する放送人権委員会声明』）。また、取材・放送上の重大な苦情について、その都度、「要望」をまとめ公表している（資料2-9『『桶川女子大生殺害事件』取材についての要望』）。2003年に起きた日本テレビ視聴率操作事件に対し、当時の放送と人権等権利に関する委員会委員長、報道と青少年に関する委員会委員長と放送番組委員会委員長合同で放送界に対し「提言」を行っている（「視聴率問題に関する三委員長の見解と

提言)。(監修右崎正博放送人権委員会委員・編集放送人権委員会事務局 2005; 監修右崎正博放送人権委員会委員・編集放送人権委員会事務局 2008)。

## ②放送人権委員会の判断基準

苦情処理の手続に関しては裁判手続をモデルに簡略化し、金銭による賠償がないことが特徴である。判断基準は法的判断と放送倫理的判断を基に行われている。その判断基準と放送人権委員会の「委員会決定」は冊子にまとめられ(監修 右崎正博放送人権委員会委員・編集 放送人権委員会事務局 2005; 監修 右崎正博放送人権委員会委員・編集 放送人権委員会事務局 2008 等)、放送事業者の指針となっている。

放送人権委員会判断基準の本文は、次のように項目からなっている。

- I 企画・取材
- II 編集
- III 放送
- IV 名誉・プライバシー・肖像の侵害等
- V 訂正・お詫び等名誉回復措置
- VI 放送人権委員会の判断範囲
- VII 放送倫理違反ないし倫理上の問題

このような放送界の自主規制による取組みに欠かせないのは、何よりも放送界の協力である。民放連は 2003 年 6 月の理事会で、「放送倫理・番組向上機構への対応に関する申し合わせ」を決定している。この中で機構の独立性を尊重した上で、「加盟各社は、機構の各委員会からの『勧告』『見解』『提言』『声明』その他決定により指摘された放送倫理上の問題点について真摯に受け止め改善に努める。また指摘を受けた当該加盟社は、決定内容をニュース等で速やかに視聴者に伝えるとともに、具体的な改善策を含めた取組み状況を 3 ヶ月以内に委員会に報告する」(監修右崎正博放送人権委員会委員・編集放送人権委員会事務局 2008 : 255) ことになっている。

## ③放送人権委員会の実績

1997 年の設立から 2014 年 1 月現在まで、放送人権委員会は 48 事案を取り上げ、合計 52 件の「委員会決定」を下している。内訳は「勧告」11、「放送倫理違反／倫理上問題ありとした見解」24、「放送倫理上問題なしとされた見解」(要望や配慮事項がある場合、審理入り後申立て取り下げや和解による解決を含む) 17 である<sup>10)</sup>。

また「要望」は現在までに 1999 年『「桶川女子大生殺害事件」取材についての要望を当時の「放送と人権等権利に関する委員会(放送人権委員会)委員長談話」として公表、2006 年には「『秋田県能代地区における連続児童遺体発見事件』取材についての要望」を公表

している（資料 2-10 参照）。

放送人権委員会は、苦情申立人と当該放送局の間に立って当事者間の話し合いを要請し、問題の解決を図る「仲介・斡旋」業務も行っている。2002 年度～2012 年度までの「仲介・斡旋」は合計 36 件となっている。

さらに、「放送倫理・番組向上機構」構成員各社との間で年に 1 回程度ブロック単位で意見交換会を開き、委員会活動や報道・制作現場が抱える課題等について話し合いを行っている。この意見交換会は 2003 年～2013 年 3 月までに 13 回開催されている。各会には放送人権委員会委員や事務局が出席し、内容はその都度異なり、委員による基調講演がある会もあれば判断基準やトピックスについて話し合いが行われる場合もある。また、構成員各社、番組制作会社の社員研修等に講師を派遣している<sup>11)</sup>。

#### ④放送人権委員会の審理事例

ここでは女性被害者報道と関連のある 3 つの事例を取り上げる。それらは人権侵害があったと認められ放送局が「勧告」を受けた事例、放送倫理上問題ありとして「見解」が表明された事例、問題なしとされた事例である。

##### A [勧告・人権侵害あり]：『中学校教諭・懲戒処分修正裁決報道』（委員会決定 22 号）

放送日時：2003 年 10 月 14 日

放送番組：北海道文化放送『スーパーニュース』

北海道文化放送は、『スーパーニュース』において「生徒にキスを迫った教師の信じられない行為に親も激怒・・・処分は妥当？スクールセクハラの驚くべき実態」（新聞テレビ欄タイトル）と題して、教育界におけるセクシャル・ハラスメント急増問題の特集で取り上げた。

この特集前段で、わいせつ・セクハラ行為の被害を受けた女子生徒たちが、教師について具体的な証言を行っている。しかし、このニュースで“生徒にキスを迫った教師”として取り上げられた中学校教諭は、北海道人事委員会によって「教育公務員としてふさわしくない非違行為に該当するが、いわゆるセクシュアル・ハラスメントと評価されるものでなく、刑罰法規に触れるものではない」として、当初懲戒免職処分であったものが停職 6 か月に修正されていたケースであった。つまり、わいせつ・セクハラ行為に関する一般論と北海道人事委員会で裁決された個別の問題とを混同して番組が構成されていた。

よって本件は、放送と人権委員会によって申立人である中学校教諭に対する「社会的評価をさらに低下させ、本件放送が申立人に対し教壇への復帰を一層困難にしたのではないか」という強い不安を与えた」という点において、「人権侵害あり」、と結論が下された。北海道文化放送には人権回復の措置として決定の主旨を放送すること、個人の人権が侵害されないよう制作に当たっての取材・編集のあり方について改善努力をするよう勧告した。

本放送に関し訂正放送は一度行われていたが、それは北海道人事委員会が裁決に要した期間についてのみであり、不十分とされた。

**B [見解・放送倫理上問題あり]：『サンディエゴ事件報道』（委員会決定 1～4号）**

放送日時：1996年5月10日～22日

放送番組：テレビ東京『NEWS THIS EVENING』

テレビ朝日『やじうまワイド』（平成8年5月10日・22日）

『ANN ニュース』（平成8年5月10日等）

『スーパーモーニング』（平成8年5月10日等）

『ワイドスクランブル』（平成8年5月16日）

TBS 『ニュースの森』（平成8年5月10日）

『関口宏のサンデーモーニング』（平成8年5月19日）

NHK ※問題なし

1996年5月8日、アメリカのカリフォルニア州サンディエゴ市で、アルツハイマー病の研究で高名だった日本人教授・斎藤綱男氏と娘が、何者かによって射殺された。この事件で、当時、フランスのニースに滞在していた斎藤夫人は、これらの報道の中で、自分が事件に関与していたのではないかという予断に基づいて、誤報、犯人視報道が繰り返されたとしNHK、TBS、テレビ朝日、テレビ東京に対する名誉、プライバシー等の権利侵害の申立てを行った。

民放3局で問題とされた報道内容は、斎藤夫妻が離婚していた。また、現金で豪邸を購入した等の誤報、それらを含めた犯人視につながる情報についてTBSとテレビ朝日で報道された。また、誤報に対する訂正の遅れ等があった。これらから、委員会は「直ちに権利侵害とまでは言えないが、誤報によって申立人の感情を著しく傷つけ、申立人に対する疑惑を視聴者に与えかねない報道の在り方は放送倫理上問題がある」とした。

**C [見解・問題なし]：『警察官にストーカー被害者報道』（委員会決定 24号）**

放送日時：2004年3月9日、10日

放送番組：名古屋テレビ制作

3月9日『スーパーJチャンネル』『ニュース・ステーション』、

3月10日『朝いち!やじうま』『やじうまプラス』

この事例は、2004年3月9日（『スーパーJチャンネル』『ニュース・ステーション』）、10日（『朝いち!やじうま』『やじうまプラス』）で放送された警察官ストーカー被害者報道において、警察官にストーカー行為を受けたとする申立人（愛知県在住の女性）が、警察

署に被害届を提出した際、名古屋テレビが女性を取材し、女性の恐怖体験と公権力を持つ人による犯罪に対する憤りをインタビュー録画した。申立人は、この放送について、取材の際、名古屋テレビはインタビューは顔出しで放送しないと明言したにもかかわらず、約束を破り顔出しで放送したため、世間から興味本位で見られ肖像権を侵害されたのをはじめ、プライバシーなど人格権を侵されたと主張し、また、本件放送では犯罪被害者に対する過剰取材や放送倫理違反があったとして、名古屋テレビに文書による謝罪等を求めた。

これに対し被申立人・名古屋テレビは、「申立人本人からストーカー被害の様子や被害届提出の時間など事前に情報提供・取材要請を受けて取材を行ったものであり、インタビューの際に、顔出し放送での了解も得ている。ストーカー被害者の勇気ある告発と受けとめ、申立人の意思を尊重し、また真実性を確保するため、あえて顔出しでの放送に踏み切ったものであり、人権を侵害したとは思わない」と反論した。

委員会は、申立人からの肖像権、プライバシー権などの人格権の侵害、犯罪被害者に対する過剰取材との主張については、いずれも理由がないものと判断した。放送倫理違反の主張についても、放送倫理に違反するとまではいえないものと判断した。しかし、本件においては、申立人が好奇の対象となりやすい犯罪の被害者であり、かつ、放送には不慣れた一般人で、しかも冷静な判断を期待しにくいような状況にあったこと、さらに取材がなされてから放送されるまでに3日間の時間があつたことなどを考慮すると、放送に当たって肖像の使用につき再度の確認をとるなどの配慮が望ましかつたのではないかと考えてとしている。

申立人は本件放送がきっかけとなってインターネット掲示板「2ちゃんねる」上で悪質な誹謗中傷が書き込まれ精神的苦痛を受けたと主張している。これに対し委員会はテレビ局に対し、新聞等よりも高度な報道時の配慮を指摘し、今後の検討課題であるとした。しかし、予測が著しく困難な匿名による第三者の書き込み（放送に関係ない事柄）によって名誉権・プライバシー権の侵害が生じたとしても、放送に法的・倫理的責任は問えないとした（放送と人権等権利に関する委員会 2008：179-184）。

## ⑤放送人権委員会の問題点

ここでは前述した放送人権委員会の審理事例等を含め、放送人権委員会の問題点を指摘する。

第一に、放送人権委員会の委員に放送関係者と市民の代表がないことが問題である。2013年4月現在委員会は委員長1名、委員長代行2名、委員6名の計9名で構成されている。委員の職業は弁護士兼大学教授、新聞記者出身の大学教授2名、弁護士2名、写真家1名、法学者2名、メディア関係者1名。内男性6名、女性3名である。

放送人権委員会の委員には、放送事業者の役職員および従業員は除外する方針がとられている（「放送倫理・番組向上機構」[BPO]規約第29条）。自主規制システムの決定には法的強制力がないため、委員会の結論に被申立人（放送局）やメディア関係者に対し説得力

をもたせるためにも、放送事業の現場をよく理解している放送関係者を委員として採用すべきである。さらに、視聴者の代表である市民の参加が望まれる。申立人は一般市民が多い。だからこそ法や放送事業者の常識にとらわれない市民感覚が審理には必要である。海外の第三者機関では関係者と市民が委員として参加していることが多い。

第二に、放送人権委員会の消極的・制限的判断があげられる。この背景には放送人権委員会の救済対象を「放送法令または番組基準に係わる重大な苦情、特に人権等の権利侵害にかかわる苦情の審理」（「放送倫理・番組向上機構」[BPO]規約第4条（3）ア参照）としていることにある。詳しくは「名誉、信用、プライバシー・肖像等の権利侵害、およびこれらに係わる放送倫理違反に関するものを原則とし、「公平・公正を欠いた放送により著しい不利を被った」者となっているからである（「放送と人権等権利に関する委員会」運営規則第5条（1）（2））。放送人権委員会は、法律によってのみ裁く裁判所ではないので、むしろ、放送の倫理的側面を大いに考慮し、市民にとって明快な判断を提示するよう努めた方が良いのではないか。

第三に、委員選考にはジェンダーバランスについての規定がない。2014年現在、委員9人のうち女性は3人（女性委員比率は33.3%）である。これは国の第三次男女共同参画基本計画の数値目標（国の審議会等専門委員等に占める女性の割合を平成32年までに30%とし、平成24年1月現在は19.4%<sup>12)</sup>であること）を上回っている。現状では、テレビニュースに女性被害者や女性容疑者に対するジェンダー・バイアスの報道が存在するため、常に女性委員比率を30%以上とする規定を設けることが望ましい。

第四として、委員会決定による訂正の効果や申立人の満足度について不明である。訂正放送をするべきと判断が下されても具体的にいつ、どこで、何回放送するかは当該メディアの自主性に任されている。現状、放送局が決定に概ね従っていることは評価できる。委員会による訂正放送を行う番組や時間・回数の提示は、報道の自由の侵害となるため困難であるが、訂正放送後に申立人の満足度調査をし、改善に役立つデータを蓄積し、現場にフィードバックすることは、報道被害救済と防止の観点から重要である。

## 4 海外のマスメディアにおける救済システム

### イギリス

プレス評議会（Press Council）とは、活字系メディアに対する監視と苦情処理を複数のメンバーの協議によって行う合議体システムである。世界的に評価が高いのはイギリスのプレス苦情処理委員会（Press Complaints Commission, PCC）である。また電波メディアに対する同様の組織としてオフコム（放送通信庁・Office of Communications, Ofcom）が存在する。

イギリスでは政府による報道規制を回避するためのプレスによる自主規制機関としてこ



れらを誕生させた。プレス評議会は1953年、王立委員会の勧告を受けて新聞界の自主機関として設置され、1991年にプレス苦情処理委員会として改組された。プレス苦情処理委員会の経費はプレスが負担しており、国家権力に対する独立色が強いことが特徴である。設立の目的は、プレスの報道内容や取材活動等に対する読者からの苦情処理をすることである。救済方法は、特定プレスに対する読者からの申し立てを受け、同委員会が双方の事情（主張）を聴取し、裁定を下す。この裁定は当該プレス紙上で公表する。苦情の手続きは裁判手続きをモデルとするが、金銭による賠償はないところから「名誉法廷」とも呼ばれる。その判断基準は法令を適用するわけではなく、プレス苦情処理委員会の倫理綱領を基準としている。同綱領の遵守が現在大半の編集者・記者の労働契約書の中の1つの条件となっている。

プレス苦情処理委員会は委員長1名、メディア代表である編集者（press members）7名、それに一般人から選ばれる9名（public members）、の合計17名の委員から構成されている。同委員会委員長は一般人から選ばれ、新聞・定期刊行物発行業界を代表するプレス基準財務機関（Press Standards Board of Finance Ltd, PressBoF）によって任命される。非メディア代表は全国的な求人広告に応募し、面接を受けて任命されるが、その際新聞社はその広告スペースを無償で提供している。またプレス苦情処理委員会のメディア代表等の候補者は、5つの業界組織から任命されている。委員長と委員を含む6割が非メディア出身ということで、業界からの独立性が高い。

プレス苦情処理委員会は一般市民が魅力を感じるような「迅速・無料・公正」（Fast, free and fair, 3F）の紛争解決・調停サービスを提供しようとしており、「苦情申立人憲章」が配布され、苦情申立人の満足度に関する調査も匿名で行われている。

PCCが苦情申立人に対して提供している主要な救済方法は、非公式な紛争解決および正式な裁定の公表である。PCCは、倫理綱領に違反した新聞等の発行者を批判し、その裁定を当該刊行物に掲載させる権限をもっているものの、当該発行者に対して罰金を科したり、損害賠償の支払を命じたり、差止め命令を出したりすることはできない。

一方、オフコムは2003年12月に放送・通信分野の5つの規制機関を統合して、新たに設立・導入された単一の放送規制機関である<sup>13)</sup>。オフコムにも独自の放送綱領が作成されており、放送事業者が放送綱領に違反したか否かの裁定結果およびその理由を公表することになっている。

オフコムの苦情処理は、苦情受け付け後、当該事件の担当者として対応するオフコム中央オペレーションズのケース・リーダーがすべての証拠を収集すると、苦情申立てを執行部構成グループと公正委員会のどちらかに付託する。

オフコムは、放送事業者が故意に、重大に、または繰り返し綱領に違反している場合に罰金を科したり、免許期間を短縮したり、免許を取り消したりできることがPCCとの決定的な違いである。ただし、別の法的基盤を持つBBCに対しては免許期間短縮や免許を取り消したりすることはできない。またオフコムの財源は、放送については放送事業者が納め

ている免許料が主要な財源となっている。

## スウェーデン

スウェーデンでは、プレス界とは利害関係のない第三者（法律家や大学教授が多い）が国のプレス全般の報道内容等を監視し、評議会で読者からの苦情を処理している。これらの人々をプレスオンブズマン（Press Ombudsman, PO）という。プレスオンブズマンはプレスの報道内容や取材活動等を読者に代わって、または代表として監視し、かつ、プレスに対する読者からの苦情を受け付け処理する人をいう。また PO は評議会と協力関係にある。スウェーデンの評議会では、評議会という法廷で PO は検事の役割を担うことが特徴的である。

救済方法は、重大でない案件によっては、PO は自ら判断を下しプレスに送達する。その判断基準はプレスコードである。ただしスウェーデンの場合には新聞・雑誌・ラジオ・テレビ統一のプレスコードである。評議会の経費はプレスが負担しているが、すべてのプレスからの独立が保障されている。それは第三者による自主規制機関であり、社外機関であるため、被害者の立場に立ち人権を守り回復させることを目的としているからである。

評議会のメンバー構成は、市民とプレス代表者同数に法曹関係者が加わる。これには 1916 年ナショナル・プレスクラブによって評議会が設置されたが、1960 年代には市民の代表を入れ改組された経緯がある（田島・原編 2001）。

## アメリカ

アメリカは個々の企業が社内組織としてメディア・アカウンタビリティ・システムを設置し、当該企業の報道内容等について監視したり、読者からの苦情を処理していることが多い。これを「社内オンブズマン」という。アメリカで社内オンブズマンが設置されている背景には、全米を網羅する全国ニュース評議会（National News Council、活動期間 1973 年～1984 年）が廃止されたからである。その理由は 2 つある。1 点目はアメリカの新聞界は地方紙が主流であり、「地方」プレス評議会が 1960 年代後半から誕生していたこと。2 点目は、1960 年代ニュースの信頼性を回復させるためにイギリスのプレス評議会の採用が考えられた。しかし広大な国土、地方分権主義、それらに基づく多数のメディアからの合意を取り付けられそうになく、さらにアメリカにおける自由な企業活動とプレスの自由に対する執着心の強さは、州レベルでさえ、業界組織内で合意に達することは容易ではなかった（Bertrand 2003b : 268-271）。この例外がミネソタ・ニュースカウンスルである。1980 年に設立され、ミネソタ地方において今日まで活動を継続している（田島・原編 2001）。

前述したように、本章では報道被害の救済について司法や行政、マスメディアの取組みについて取り上げた。司法による救済はマスメディアによって名誉・プライバシー、肖像権が侵害された場合、訴訟を提起し、金銭による損害賠償請求が有効な手段として示唆さ

れた。近年は報道被害救済を専門とする弁護士（例「報道被害救済弁護士ネットワーク（通称 LAMVIC）」）が存在し、報道被害の事前防止、事後救済のノウハウも蓄積されてきた。しかし、訴訟は相当な期間と費用がかかる上、裁判時に被告側から明かされたくない情報を証拠として提出されるおそれがあり、被害者の屈辱感や困惑が増大するおそれがある。

裁判所以外の独立機関において迅速かつ無料で救済を受ける制度として放送界の第三者機関「放送倫理・番組向上機構」の放送人権委員会に注目した。委員構成は学識経験者と法曹関係者中心で、スウェーデン型に近く、放送界からの独立性が高いことが評価できる。また、委員会決定の判断基準を公開し、報道被害防止のために放送局等で講演等勉強会を開いている。しかし、委員会決定は消極的・制限的判断の傾向にあることは既に述べた。放送の倫理的側面を考慮し、市民にとって明快な判断を提示することが期待される。そのために、市民の代表が入ることを提言した。市民委員の募集・選出にあたっては、イギリスのプレス苦情処理委員会が参考になる。さらに、委員会決定は被害者に寄り添いつつも、放送現場を理解する人の意見も重要であるため放送メディア経験者・従事者も委員には必要と思われる。

マスメディア内部のメディア・アカウンタビリティ制度の1つとして海外の倫理規定を参照し、女性被害者報道に有用と思われる報道内容、性役割描写、被害者への配慮、映像・編集面について取り上げた。その中で、報道内容におけるプライバシーの尊重は、第3章および第4章で明らかとなった女性被害者報道の特徴であるプライバシーが多く取り上げられる、被害者の顔映像が繰り返し取り上げられる点で参考となる。特にドイツのプレス綱領第8条の「ガイドライン 8.1 名前や写真の公表」は、センセーショナルな報道への歯止めとなる。

カナダのCBC番組基準 1.1.2 は、ニュースにおける性役割描写についてあらゆる面で平等と多様性を持つ存在として男女を描くよう求め、ステレオタイプを禁じている点が有益である。日本はジェンダー視点が希薄な綱領であるため、このような基準の導入が望まれる。また、質的分析によってニュースの中で事件や犯罪の再現やドラマ化する手法がNHK、民放2番組で取り入れられていることが明らかになった。カナダと同様に、必ず演出だと視聴者にわかるよう知らせることも重要である。

また、被害者への配慮について、全米犯罪被害者センターの「プライバシーとメディア」は、被害者のしていいこととしてまとめられており、報道する側、される側双方が知っておくべき内容であるといえよう。

上述した諸外国の規定はジェンダーへの配慮と、ジェンダーに敏感であることが求められる女性被害者報道に役立つものと思われる。

本章では報道被害救済とジェンダー・センシティブな女性被害者報道に役立つ倫理規定をみた。次章では、報道被害を未然に防ぐための教育、そして起きてしまった報道被害を救済する社会全体の取組みについて取り上げていく。

## [注]

- 1) 過剰表現とは、同じことを行っても男性ならニュースにならないようなこと、あるいはそれまでメディアの送り手が描いていた女性像に反するようなことが起きると、必要以上に大きく取り上げられることである。過少表現とは、女性のニュース内容等への登場が非常に少ないことである。表現の不在とは、女性活動分野の無視、形成、見落としである（小玉 1991 : 155-156）。
- 2) 「被害者学」という言葉をはじめて使用したのはイスラエルの弁護士ベンジャミン・メンデルゾーン(Mendelsohn, Benjamin)である。彼は 1956 年被害者の問題性を生物学・心理学・社会学の知識を用いて科学的に研究すべきであると主張し、この新しい学問に対して、ラテン語の *victima* とギリシャ語の *logos* を結びつけた“*victimology*”という合成語を使用するよう提唱した。これが、「被害者学」という名称を正式に使った最初ということになっている（諸澤英道 1998 : 33）。
- 3) プライバシー侵害を理由とする出版物の印刷、製本、販売、頒布等の事前差止めの基準は、以下 3 つの要件が満たされる場合とされる。「当該出版物が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批評等に関するものが明らかで、ただ当該出版物が『公共の利害に関する事項』に係るものであると主張されているにとどまる場合には、〔①〕当該出版物が公共の利害に関する事項に係るものといえるかどうか（以下「要件①」）、〔②〕『専ら公益を図る目的のものでないこと』が明白であって（以下「要件②」）、かつ〔③〕『被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがある』といえるか」（一井泰淳 2005 : 154）である。
- 4) この判決には、放送による名誉棄損等が成立した場合における民法 723 条に基づく謝罪放送の請求についての判断がないと指摘されている。詳しくは長谷部恭男(2005)「放送法 4 条に基づく訂正放送——『生活ほっとモーニング』事件」を参照のこと。
- 5) 総務省行政相談については、次のサイトを参照のこと（最終確認 2012 年 8 月 31 日、[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/soudan\\_n/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/index.html)）。
- 6) 警察による犯罪被害者支援については、次のサイトを参照のこと（最終確認 2012 年 8 月 31 日、<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>）。
- 7) 『検証番組 TBS レビュー』の放送時間は毎月最終の日曜日 5:00~5:50（最終確認 2012 年 9 月 24 日、[http://www.tbs.co.jp/company/regulation/shingi/shingi\\_review.html](http://www.tbs.co.jp/company/regulation/shingi/shingi_review.html)）。日本テレビは『あなたと日テレ』を毎週日曜 5:45~6:00 に放送している（最終確認 2013 年 3 月 10 日、<http://www.ntv.co.jp/anata/>）。本稿の内容分析対象であるテレビ朝日は『はい！テレビ朝日です』を放送している。最近のテーマにはメディア・リテラシー関連が多く見受けられる。放送時間は毎月第一・第三日曜日の 4:50~5:20（最終確認 2012 年 9 月 25 日、<http://www.tv-asahi.co.jp/hai/>）。フジテレビは『新週刊フジテレビ批評』を毎週土曜 5:00~6:00 に放送している（最終確認 2013 年 3 月 10 日、<http://www.fujitv.co.jp/newhiho/index.html>）。

- 8) 『放送倫理基本綱領』(2013年5月4日取得, <http://www.j-ba.or.jp/category/broadcasting/jba101014>)、『日本民間放送 放送基準』(2013年5月4日取得, <http://www.j-ba.or.jp/category/broadcasting/jba101032>) 『NHK 放送ガイドライン 2011』(2012年9月24日取得, <http://www3.nhk.or.jp/pr/keiei/bc-guideline/index.htm>)、NHKは『NHK 倫理・行動憲章』『行動指針』(2012年9月24日取得, <http://www3.nhk.or.jp/pr/keiei/bc-guideline/index.htm>)、『放送倫理の確立にむけて』(2012年9月24日取得, <http://www3.nhk.or.jp/pr/keiei/rinri/rinri.htm>) を全文公開している。
- 9) スウェーデンの『プレス・ラジオ・テレビ倫理規定』抜粋が以下である (Bertrand2003=2003 : 185)。  
 実名報道の場合の注意
- (15) 人々の名前を公表する場合には、相手を傷つける結果になるかもしれないことを慎重に考えよ。公共の利益に関わることがはっきりしなければ、名前の公表を自制する。
  - (16) 名前を明らかにすべきでない場合には、当該人物の身元が分かるような写真、あるいは職業、肩書き、年齢、国籍、性別、その他の特徴を公表しないよう自制する。
  - (17) 名前や写真の公表に関する全責任は、その素材の発行者にあることに留意せよ。
- 10) 詳しくは放送人権委員会「委員会決定一覧」参照のこと (2014年1月29日取得, [http://www.bpo.gr.jp/?page\\_id=1131&meta\\_key=list](http://www.bpo.gr.jp/?page_id=1131&meta_key=list))。
- 11) 2009年度の講師派遣は9件。うち1件はNHK・民放連「放送人基礎研修」、番組制作会社であるNHKエンタープライズの研修にも派遣されている(放送倫理・番組向上機構(BPO), 2010 : 11-12)。2010年度の講師派遣は19件、うち1件はNHK・民放連「放送人基礎研修」。外部団体との連携として、社団法人全日本テレビ番組製作社連盟(ATP)主催の「ATP 勉強会」への講師派遣も行っている(放送倫理・番組向上機構(BPO), 2010 : 13-14)。
- 12) 詳しくは内閣府男女共同参画局「第3次男女共同参画基本計画における成果目標の動向」参照のこと (2014年1月29日取得, [http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/seika\\_shihyo/pdf/numerical\\_targets.pdf](http://www.gender.go.jp/about_danjo/seika_shihyo/pdf/numerical_targets.pdf))。
- 13) オフコムは、以下の5つの組織を統合し設立された。それは商業テレビ放送の免許付与・監督機能を持つ独立テレビジョン委員会 (Independent Television Commission, ITC)、プライバシーの侵害など番組苦情を取り扱う放送基準委員会 (Broadcasting Standards Commission, BSC)、およびラジオ庁 (Radio Authority, RA)、電気通信分野の通信委員会 (Office of Telecommunications, Oftel)、国内の非軍事用周波数の管理を所管する無線通信局 (Radio Communications Agency, RCA) である。

## 第6章 ジェンダー・センシティブな報道

### ～教育とケア～

前章で報道被害の救済について内外の様々な試みを取り上げたが、その救済を受け入れる土壌を作るためには社会全体の意識改革やメディア・リテラシーが必要である。本章では、社会全体でジェンダー・センシティブな報道に舵を切るために必要な取組みについて、メディア、国家、社会、市民、教育機関の5つの立場から取り上げる。

その際、重要な概念として「ケア」について言及する。林は日本のジャーナリズムの現場には「二つの心」があるのではないかと指摘している。これまで研究・実践が積み重ねられ理想とされたジャーナリズムの王道（オトコのジャーナリズム）に対し、未だ分類されず評価も低くオンナ・コドモのジャーナリズムというカテゴリーを設け、ジャーナリズムを再定義した。前者は「自由」「独立」「公共性」という理念のもとに「客観報道」「公正中立」「不偏不党」を重んじる「客観的ジャーナリズム」に対し、後者は「ケアの倫理」のもとに「つながり」「愛着」「歓待」といった記者の「感受性」や「共感」などを評価する「ケアのジャーナリズム」である（林 2011）。林は主に取材対象者との関係性や内容、実践方法について述べているが、筆者はジャーナリスト自身のケアについて注目したい。

報道被害の加害者であるジャーナリストのケアが、なぜジェンダー・センシティブな報道に必要なのか。それは災害や事件時における取材・報道について批判されることの多いジャーナリスト側の抱える問題に目を向けることが、それらの改善を促し、取材対象にも好ましい結果をもたらす可能性がある（福岡欣治・小城英子・畑中美穂・松井豊・安藤清志・井上果子・板村英典 2007）、と考えられるためである。男性中心のジャーナリズムでは、ジャーナリストは何が起きても冷静な「石の心」を持たねばならないと考えられてきた。またどんなに仕事がハードであってもそれをやり遂げることができて一人前の記者・制作者と考えられている。それはジャーナリストという職業に付随するジェンダーである。ジャーナリスト自身をケアすることが、ジェンダー・センシティブな報道を実践しにくいテレビニュースの産業構造を打開し、女性被害者の「性」とプライバシーを結び付けて報道するジェンダー・バイアスを排除する可能性を秘めていると思われる。

欧米ではジャーナリストは傷つく心を持った「人間」であるという視点から、戦争や災害取材で被る惨事ストレス（Critical Incident Stress）対策がとられている。その内容は、ジャーナリスト自身のストレスを受け止め、理解することから転じて取材対象者である被害者への理解と取材改善にまで及ぶ。欧米では1990年代末頃から、ジャーナリストの心のケアについての重要性が指摘されており、悲惨な災害を受けた被害者だけでなく、その現場を目撃したり、現場で活動したりした人々が被るストレスは惨事ストレスと呼ばれる。

惨事には、地震・洪水や水害・噴火・津波・台風などの自然災害や、交通事故・火災・ビルの倒壊・テロ・戦争などの人的災害や事故、暴力・レイプ・虐待などが含まれる。惨事ストレスを受ける人には、直接的な被害者だけでなく、被害者や被災者の家族や保護者（1.5次被害者）、災害救援や災害報道をした人々も含まれる（2次被害者）（松井 2005）。

そこで、被害者やトラウマを抱えた取材対象者への知識、取材方法、ジャーナリストの惨事ストレス対策を行っている Dart Center for journalism and trauma（以下、ダートセンターと略す）の取組みを参照しながらジェンダー・センシティブな報道と教育について考察していく。

## 1 ジャーナリスト教育

### （1）大学におけるジャーナリスト教育

日本の大学の新聞学、ジャーナリズム論開講大学について調査してみると、関連科目（コミュニケーション論、ジャーナリズム論、情報論ほか）を開講してコミュニケーション学部、学科、コース、コア（講義群）等を編成している国公立大学は、この四半世紀の間に47大学から173大学へと3.7倍に増えた。短大におけるそれは12年間に2倍以上になった（田村紀雄 2004：11-12）。

しかしながら、大学においてメディアやジャーナリズムを学んだことがメディアの採用に必ずしも結びついていない。放送の人事担当者に新人採用で重視する点を調査したところ、1位「コミュニケーション能力」、2位「バランスの取れた思考」、3位「ジャーナリスト倫理」、同率4位「文章表現力」および「創造的思考」、6位「人柄の良さ」、7位「幅広い一般知識」をあげている。ジャーナリズムに直接関連しているのは3位の「ジャーナリスト倫理」と4位「文章表現力」だけであり、1～2位、6～7位には社会人としての必要能力が入っている。また「本人が大学時代学んだことの中で業務に役立つもの」「大学時代にぜひ身につけておいたほうがよいもの」について尋ねたところ同様の結果が得られている（藤田 2010）。

上記から、日本の大学・大学院におけるジャーナリズム、およびメディア教育と新聞社や放送局の教育とはうまく連携がとれておらず、メディア側には現場教育（OJT）で新人を育てるという伝統と慣行が存在している<sup>1)</sup>。

ところが、実際にはこの伝統と慣行を揺るがす事態が発生している。柏井信二は「時間」の問題があるとする。第一に、メディアを取り巻く技術革新のスピードとマスメディア産業の収益減少、第二に放送倫理などの面で、放送局や関係者に社会的責任を問う社会的圧力の高まり、第三に、就職先としての放送業界の魅力低下—これら3つが制作環境の「時間」に以下のように影響している。リーマンショック以降制作費の削減によって1人のスタッフが今までの1.5倍～2倍の仕事をこなすことで必要な粗利益を確保せざるをえなくなっている。つまり「第一の時間」の問題は過重な労働体制の日常化である。「第二の時間」

の問題は、番組制作にかける時間の減少である。かつては 2 時間番組の制作に、準備も含めると半年かけていたものもあったが、今は 3 か月前に特番が発注され、レギュラーの 1 時間番組でも企画内容の決定がずれ込んで 1 カ月で制作するということも多くなる。それは人員の増員と仕事の細分化につながり、現場で教育する余裕がない状態になりつつある。そしてこれらの余裕のなさが別な問題、たとえば取材ルールのコンプライアンス逸脱や、時にはヤラセにつながっていく危険性もある。そして「第三の時間」の問題、制作するモチベーションや知識や体験、分析力や洞察力などを養う「自分の時間」を作れないことである。これら 3 つの「時間」の問題が「負の連鎖」となって制作環境の悪化をもたらし、番組制作会社では人材の定着率の問題になっていく。そして「第四の時間」、デジタル化の問題である。番組の制作現場は、「デジタル化」によって取材、撮影、編集、仕上げの方法が大きく変わってきた。それらは映像コンテンツのマルチユース化、パソコンによるノンリニア編集によって労働時間の短縮をもたらした。しかし、デジタル化による労働時間の短縮は必ずしも現場の時間的余裕を生み出していない（柏井 2010）。既に述べた 3 つの「時間」の問題が余裕を奪うからである。

このような背景により、新たな形でのジャーナリズム教育やジャーナリスト養成についての議論が近年高まっている。日本マス・コミュニケーション学会では 2007 年に「ジャーナリズム教育部会」が新設された。

大学教育の現場では、ジャーナリズム教育方法の開発、カリキュラム改良、インターンシップ拡充と教育技術システムの強化について、早稲田大学ジャーナリズム総合研究所が取り組んでいる<sup>2)</sup>。そして 2008 年「高度専門職業人としてのジャーナリスト」の養成をめざす同大学大学院ジャーナリズムコースが設立された（瀬川至朗 2010）。慶応義塾大学は、学部授業に加えて研究と就職の両立をめざすメディア・コミュニケーション研究所<sup>3)</sup>。さらに 2009 年度には同大学大学院法学研究科政治学専攻にジャーナリズム専修コースを設置した。ジャーナリストという仕事を誇りにしながらも、その仕事を相対化する眼をもち、専門的な知識や情報を身に付けた、人間味あふれるジャーナリストを育成することが目標とされている（大石 2010 : 25）。地方でも地域色、大学の特色を活かしジャーナリズム教育によって全国紙やキー局への就職に限らないフリーランス、ブロガー、行政や企業の PR 担当などまで想定する大学院コースなどが設立されている（小黒純 2010）。

いずれも大学での教育を基礎とし、大学院・研究所ではジャーナリストとしての実践的教育とメディア論、その他専門テーマを学ぶことを柱としている。その中で、報道被害とジェンダーに関わる科目としては、早稲田大学大学院ジャーナリズムコースの「マスメディアの法と倫理」、専門テーマとして「開発と健康ジェンダー」が散見される。しかし、報道被害や、マスメディアにおけるジェンダーを取り上げた科目は見受けられない。



## (2) メディア内部のジャーナリスト教育

ここでは、公共放送として批判を受けやすいNHKを例に取り上げたい。NHKの研修は、人事総務局・労務・人事室人事にある「育成」グループが行っている。実際に研修に当たっているのは、「財団法人NHK放送研修センター」である。普段は職種別に綿密なカリキュラムが作成されている。年間の研修参加者数はのべ4800人で、研修グループは大きく5つに分かれている。2009年度採用記者研修カリキュラムでは、1・2日目は全員研修、その後1か月に及ぶ研修内容の中で職種ごとの研修に分かれていく。取材職（記者、カメラマン、映像編集）は1か月の研修終了後、全国の地方局に赴任する。新人記者は現場で、上司や先輩から具体的な仕事を通じて仕事に必要な知識・技術・技能・態度などの指導を受ける。これをOn-the-Job Training、OJTというが、前述のようにOJTによる新人記者教育が機能しなくなったため、現場を5か月ほど体験したところで「取材1年目・前期」、翌年2月頃に「取材1年目・後期」研修が行われる。前期・後期通じて力を入れているのが「グループ討議」と「放送倫理と人権」である。これは松本サリン事件報道などの反省から相当の時間を割いている。その後2年・3年・4年目の記者を対象にした実務研修や講義が実施される（小俣一平2010）<sup>4)</sup>。

またNHKでは2010年NHKスポーツ部記者（当時）が相撲部屋家宅捜索の情報を捜査対象の親方にメールで知らせていた不祥事や、2008年の記者やディレクターによるインサイダー取引などが繰り返される不祥事を受け、「記者教育改革」が公表された<sup>5)</sup>。その中で、「社員記者」問題や記者クラブ問題が指摘された。そこから課題として導き出されたのは、企業の冠に依存せず、記者の職業倫理を個としてしっかり備えた記者の育成である（藤田博司2011）。これはNHKに限ったことではなく、放送・新聞界で問題があるたびに指摘されている<sup>6)</sup>。

一方で、組織を越えた放送界全体としての研修への取組みも始まっている。2003年よりNHKと民放連の共同主催で開催されている「放送人基礎研修」、番組制作会社でもATP合同新人研修セミナーが開催されている<sup>7)</sup>。また朝日新聞のジャーナリズム学校は、社や媒体を越えて門戸を開く総合的なジャーナリスト教育機関である。

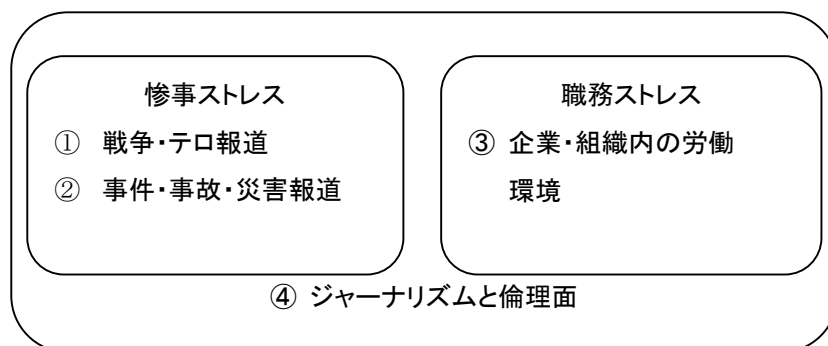
しかしながら、このような改革や取組みも従来の枠組みから抜け出せていない。取材や報道におけるジェンダー表現や配慮に関して十分でない。また、現在はマスメディア組織、ニュース制作者のジェンダーやエスニシティの多様性（ダイバーシティ）が問われているが、それに関しては全く十分でない。林は以下のようにジャーナリストの立場性への省察と記者育成について注意を喚起している。

ジャーナリストの立場性について省察することこそがプロフェッショナルとしての責任だという認識が高まっている。すなわち、ジャーナリズムという職業的専門性においては、技術的合理性に基づくテクニカルな成熟とその応用や、従来型のジェンダーやエスニシティを不問にした「専門職（プロフェッション）論」（そして日本の場合はとくに精神論）を繰り返すだけでなく、複雑化、多様化する人間社会において、より当事者の見方に敏感な、人間に対する深い洞察力のある記者たちの育成が問われている。そのためには、記者自身が表現主体であることを自覚して、人間対人間という関係性をより重視した上でのコミュニケーションに基づく実践的応用がますます重要になってくると思われる（林 2011：131-132）。

## 2 ジャーナリストの「ケア」

林の述べるジャーナリストの立場性についての省察や、人間対人間という関係性をより重視した上でのコミュニケーションに基づく実践的応用とは何なのであろうか。そのヒントとなるジャーナリストの「ケア」について本節で述べる。板村英典らは、「ジャーナリストのストレス」を普段の職務を果たす上で生じる日常の「職務ストレス」とジャーナリストが大災害や大事故に遭遇し、悲惨な現場を目撃することによって心に強い傷を負う「惨事ストレス」に分類した上で、マス・メディア論や、ジャーナリズム研究において「ジャーナリストのストレス」に関する議論や研究領域として、以下 4 つに分類している（板村ほか 2007：30-35）。ジャーナリストのストレスは、現場での惨事ストレスと、企業・組織内の会社人としてのストレスがあり、ジャーナリストとしての行動実践に付随する④ジャーナリズムと倫理面のストレスは惨事／職務ストレス双方に関わるものとされている（図 5-1）。後述するが、日本の場合惨事ストレスを負った場合、個人もしくは職場の仲間で解消することが多く、組織として対策はない。そのため組織内の環境が良くないと、個人への負担が増えることになる。

図 5-1 ジャーナリストのストレス



（出所）板村他 2007 を参考に筆者が図を作成

## (1) ジャーナリストの惨事ストレス

ジャーナリストの惨事ストレスに関する現状把握、またその対策のあり方を検討するための研究として、放送ジャーナリスト（記者、カメラマン）、新聞ジャーナリストへの質問紙・面接調査が実施されている。放送ジャーナリスト、および管理職（報道職経験者）への質問紙調査<sup>8)</sup>（畑中美穂ほか 2007）では、放送ジャーナリストが職務の中で衝撃的な出来事をどの程度経験しているのか、またそうした衝撃的体験によってどのようなストレス反応がどの程度生じているのかという点について質問がなされた。以下、その結果を①衝撃的な経験についての有無、②ストレスの解消法、③全般的な精神的健康状態の3点からみていく。

①取材や報道の過程において衝撃的な経験をしたことがある者は管理職、非管理職ともに9割近くに上り、回答者の大半が、職務上、何らかの衝撃的な経験を有していた。こうした衝撃的な取材や報道の経験によって4割を超える者が身体的症状を、9割の人が何らかの精神的反応を示していた。衝撃を受けた報道事案については1位「自然災害」（地震・台風・水害など）（管理職45.0%、非管理職35.0%）、2位「交通事故」（車・飛行機など）（管理職15.4%、非管理職12.8%）、3位「殺人事件・心中事件・自殺」（管理職6.7%、非管理職12.3%）であった。

②ストレスの解消に関しては、「特に何もしない」者が半数を占めており、とられた行動は「十分な睡眠」、「飲酒」、「会話」、といった個人的な解消行動であった。これは「ストレスの対処に関する教育や組織的なストレスケア制度の不備を反映している」

③全般的な精神的健康状態に関して、管理職には健康な者が多く、非管理職には不健康な者が多かった。非管理職、特に衝撃的な事案経験時に身体症状を示した者では健康上の問題がある割合が高かった。

面接調査（畑中美穂他 2008）<sup>9)</sup>では、放送関係の記者9名（男性4名・女性5名）とカメラマン3名（男性3名）の結果は、取材中のストレスについて遺族（あるいは被災者）に対する取材が多く挙げられた（7名）。遺族取材の過程では、取材の応諾を得るために、複数の遺族のもとに何度も足を運び、取材対象者と関係を形成していかなければならない。こうした接触や関係形成に関わる身体的、時間的負担の他、取材対象からの強い非難や拒絶によって生じる精神的負担がストレスとして回答された。遺族の話を聴いて受け止めることの大変さや、遺族に同情し自分の感情が制御できなくなること、取材活動の是非に関する逡巡もストレスとなっていた。また、テレビの記者が抱える特有の問題として、取材対象者の映像を記録する許可を求めるカメラ交渉の問題があげられた。交渉自体の困難さよりも、カメラの前で話すという負担を取材対象者にかけるべきでないという意識と、カメラに撮らなければ仕事にならないという職務との葛藤が記者の精神的負担になっている（畑中他 2008：95-97）。

したがって、ジャーナリストも消防職員などの災害救援者と同様、あるいはそれ以上に、職務によっては精神的健康状態が低下している可能性がある。ゆえに、職務上の衝撃的体

験の対処方法に関する教育、および身体的症状や精神的症状のケアに関する組織的な取り組みが、日本のジャーナリストにおいても必要である（畑中他 2007：115-116）ことが指摘されている。

しかし、「ジャーナリストのストレス」についての議論や研究は個別事例では取り上げられても、可視化されにくい状況にあった。ジャーナリストはその職性ゆえに高度なプロフェッションが求められ、その中にジャーナリストは「精神的に強くあるべきだ」「強い人だけが続けられる」などの社会的イメージが先行しやすくなり、さらに、ジャーナリスト自身もそのような自己像を抱くことにつながる。河原理子は新聞記者として駆け出しの頃、地方支局着任 1 週間後に保育園で 3 歳の男の子が用水路に転落し死亡した事件の取材での思いを以下のように述べている。

通された広間に、明るい色の小さな布団が敷かれ、メロンのように小さな顔をした男の子が眠っていた。（中略）事故当時の状況や保育園への無念の思いを聞いているうち、涙がこぼれてしまった。

支局に帰って、その話をコラムに書いていると、「なんだ、泣いたのか」と先輩に言われた。確かに、記者は泣いているだけでは務まらない。家族の話の的確に伝え、事実を確認し、原因を究明して再発防止を考える役割を担わなければならない。しかし私は、二度と泣いてはいけない、どんな現場に行っても怖いといっではない、嫌だといっではない、と強く思いこんだ（河原 2005：154-155）。

河原は取材時の記者の「つらさ」を 3 点に分類している。①死の現実を目の当たりにするつらさ、②遺族に接するいたたまれなさ、③被害に遭った人や遺族の話を深く聴いたときのつらさ（河原 2005：157）である。

さらに、ジャーナリズム研究やマスコミュニケーション研究の視座や枠組みもそれに影響を及ぼしている。大石は「特に日本社会においてジャーナリズム論は、ジャーナリズムの組織や個々のジャーナリストが抱く思想やイデオロギーに着目しつつ、ジャーナリズムの現状を批判することで、おもに規範的観点からジャーナリズム論を展開してきた。ところが、日本の経験主義的マス・コミュニケーション論は、受け手に対するマス・メディア効果の問題に関心を集中させてきた」（大石 2005：47）と述べている。

以上のように、「ジャーナリズムや倫理が論じられる場合には、ジャーナリスト自身のことよりも、『報道・取材される側』に対してどのように配慮しながら取材に挑み、報道するかが重視されやすく、取材にあたるジャーナリスト自身に向けられる視点は構築されにくい」（板村他 2007：35）のである。

これらの構造は 1991 年に発生した雲仙・普賢岳の大火砕流や 1995 年の阪神・淡路大震災などの災害報道を通して変更を迫られることになる。マスメディアは普段「現場」とは離れた場所において事件や事故が起きるとその現場に赴き、取材活動を展開するが、大災害

などにより報道機関ごと被害を受けることで、「取材者」と「対象者」という境界が失われ、それまで自明とされてきたマスコミ報道の在り方に、様々な疑問が投げかけられることになった。

ところが、組織レベルでの対策はほとんど認識されていなかった。惨事ストレス対策に関して「組織的に検討すべきである」という意見も挙げられたが、「記者は自分自身でストレスの管理や対処ができなければならない」という意見もみられた。ストレスの軽減には上司の果たす役割が大きいようであったが、上司の性質や上司と部下との相性によっては、部下の負担が増加する場合もあることが認められた。上司となる管理職側の「ジャーナリストのストレス」に関する回答では、認識にきわめて大きな個人差が存在することが特徴的であり、この認識が部下への対応にも反映されるために、直属の上司のあり方によって部下の感じるストレスや負担が大きく異なるものと推測された(畑中他 2008:98-99)。

## (2) 事件報道に従事する記者たちの身体・精神の保護

近年、欧米においても大規模災害・事件・事故等によって「取材者」と「対象者」という境界が失われたことがあった。たとえば 2001 年アメリカで発生した 9.11 同時多発テロである。それまで欧米の報道機関は主にジャーナリストの身体の安全に関して議論を重ねてきた。2000 年バルセロナにおける New World Conference ではジャーナリストの安全指示に関する国際行動綱領が紹介された。その主な内容は、戦争報道などに携わる際の危機意識トレーニング、生命保険、医療手当、フリーランスやパートタイム雇用者に対する保護、公的当局の権利の尊重とジャーナリストやスタッフの身体的基準を要求している。しかしこれらの行動綱領は CNN、BBC、ロイター、AP など大企業によって受け入れられているだけであった (Howard Tumber 2002 : 248)。

ところが 9.11 同時多発テロでは、多くの報道機関が集中するニューヨークが現場となったため、9.11 を報道した記者たち自身もテロの被害者であり当事者となった。そしてテロを報道した記者たちの PTSD に対する支援と訓練が必要であるという指摘がなされた。また、アメリカではベトナムをはじめとする戦争・紛争報道に従事するジャーナリストへの精神的・身体的影響についての研究や議論の深まりを受けて、9.11 以来ジャーナリズム文化に以下のような 3 つの変化が生じたという。すなわち①戦争報道においてより人間的側面 (human face) を受容する可能性についてジャーナリズムの倫理面からの議論、②安全を優先し、競争的な要求を控えめにするという言説、③戦争に相当する場における身体的・精神的福祉を守るための指標が必要であるとジャーナリスト、エディター、ニュース組織が主張する権利の 3 つである (Tumber2002 : 256-257)。

また BBC では、全報道チームに対して専門的な心理学の知識に基づくトラウマ対策を身につけさせる「TRiM」(Trauma Risk Management)システムが展開されている(松井 2006)。BBC の編集局サラ・ウォード・リリー編集主幹は、戦争報道の記者に限らず、日常のだれにでも起こりうる最悪の事態を報道するスタッフ全員の精神的健康への影響に対して、報

道機関はもっと敏感になるべきだと考えている（ギャビン・リース 2008：36）。トラウマ性のストレス反応が起きる可能性があるのは、現場をカバーする記者だけではなく、ビデオエディターやテープ記録編集者も長年の作業の中で起きる可能性があるという（リース 2008）。

ダートセンターは、ジャーナリストに対する惨事ストレス対策を先進的に展開しており、トラウマや紛争や惨事に関するマスコミ報道の改善のために創設されたジャーナリストやジャーナリズム教育者、健康の専門家の世界的なネットワークである。現在アメリカ・ニューヨークにあるコロンビア大学大学院ジャーナリズムスクールに本部を置いている<sup>10)</sup>。アメリカ・オクラホマにはリサーチセンター、ロンドン（イギリス）、メルボルン（オーストラリア）に支部が存在する。ウェブサイトを通じて、惨事の取材に関わる倫理的問題や外傷性ストレスについてジャーナリストと教育者向けの情報提供を行っている。これらにはジャーナリストがオンライン上でトラウマや取材に関わる問題についてPDFや映像によって学ぶことができるツールや、教育用のシラバス等も用意されている（<http://dartcenter.org>/参照のこと）。またダートセンターでは、惨事関連の優れた記事に対する表彰（Dart Award）や、ジャーナリストに対するフェローシップの提供、出版されているテキストもある<sup>11)</sup>。

また『トラウマとジャーナリズム ジャーナリスト、編集者、管理職のためのガイド』が日本語訳されている。その内容は大きく①トラウマについての知識、②取材時の準備について、③実際のインタビューや執筆あるいは報道時の知識と注意点について、④トラウマを取材するジャーナリストの心の傷について、⑤付録で構成されている。そこで繰り返し強調されているのは、被害者とその症状は多様であること、被害者に対し丁寧で礼儀正しく接し、彼・彼女らの意思を尊重すること。特に性暴力について取り上げる場合は、文化的背景、地域の規範やジェンダーについて理解と配慮が取材・報道時に必要であることである。

また、地域での外傷的な出来事を報道する際には、「起こったことの実事、および地域や世界での反応を報道するだけでなく、可能であれば、関係した人が実際にはどのようなようであったか、そしてどのような人生を歩んできたのかといったストーリーを語るができないか模索する」ことを提案している。そのストーリーの中で、事件の情報と必要な支援について取り上げることは、ニュースの読者・視聴者の、被害者への理解につながるからである。また、報道内容が感傷的にならなければ、希望提供することは何も悪いことではない」としている。

この具体的事例は、2001年9月11日の世界貿易センターの同時多発テロ事件の後に、ニューヨークタイムズ紙が被害者について掲載したショートストーリー「悲嘆の肖像（Portraits of Grief）」である。このニューヨークタイムズの「悲嘆の肖像」は、2002年のピューリッツァー賞を受賞している<sup>12)</sup>（Mark Brayne 2008）。

小玉は『「こころ」』に配慮し人びとを慰め勇気づけるような機能、あるいは人と共感する

内容が『ケア・コミュニケーション』である」(小玉 2012 : 5) としている。上記の事例はトラウマのジャーナリズムであり、ケア・コミュニケーションの実践でもあろう。

また、『トラウマとジャーナリズム ジャーナリスト、編集者、管理職のためのガイド』ではジャーナリストの心の傷について、「私たちはまず人間であり、ジャーナリストであることは二の次である。それは、私たちも傷つくことがある」と指摘している。そして 3 つのポイントをあげている。

- ・ほとんどの人がトラウマにうまく対処できる——特に良いソーシャルサポート 家族やチームのサポートがある場合。
- ・うまく回復していないと感じた人は、サポート、必要であれば専門家によるサポートを避けずに受けるべきである。それにより大きな違いが出る。
- ・そして、決定的なのは、感情的な体験に心を開くことで、より良い記者になれると認識することである。結局、あなたが取材している人の物語に共感できなければ、彼らの体験を本当に反映することはできない (Brayne 2008)。

CNN インターナショナルネットワークの社長である Chris Crame は、ニュース収集に関し、社員が感情を露にすることが許されるべきだと主張している。彼がいうところの「古くて退屈な」ニュース収集の文化において感情や精神的苦痛をジャーナリストが表わすことはキャリアを脅かすことになる。ジャーナリズムはマッジョ文化である。身体的安全への考慮についてはその重要性を認めつつあるが、精神面における福祉にはいまだ問題がある。マッジョ文化から本心を表す文化への転換が求められる (Tumber 2002 : 256-260) と述べている。

上記のようなジャーナリズムの実践が、日本のジャーナリズムを質的に転換する可能性があると思われる。その証左として、ドキュメンタリーの分野で『高橋シズエさんと過ごした 7 ヶ月 ～地下鉄サリン事件 被害者の会 代表世話人～』という作品がある。この作品は地下鉄サリン事件で夫を亡くし、被害者の会で代表世話人をしている高橋シズエさんに密着し、メディアに出演する時の厳しい表情やプライベートでの笑顔や明るい様子を映し出し、被害者が多様で複雑な存在であることを示した作品であった<sup>13)</sup>。

この他に『みんな、空でつながっている～イラク拘束事件・今井紀明君に会って～』という作品がある。2004 年春、イラク拘束事件被害者・18 歳の今井紀明さんは、帰国後「自己責任論」という名のバッシングに遭った。当時、大学生の橋爪明日香さんが、同じ若者の視点で彼を見つめたドキュメンタリーである。主流メディアが取り上げなかった被害者の声を記録した点、バッシング報道の中で複眼的視点をもたらす作品として貴重なものである<sup>14)</sup>。

テレビニュースの中に、このような特集が少しずつ増えれば、ケア・コミュニケーション、リスク・コミュニケーションの視点からも視聴者に有益なものになろう。

### 3 社会の各セクターにおける自主的な取組み

#### (1) マスメディア

マスメディアの取材・報道システム、記者教育上の慣習から女性被害者報道の問題点を指摘してきた。それらはジェンダー・バイアスを再生産し、報道被害を繰り返す要因でもある。ジェンダー・センシティブな報道の構築と実践のためには、被害者に対する取材技術や PTSD 等への知識と理解を進めるための実践的トレーニングが必要である。そして何より被害者やその家族、関係者への共感と、尊重が求められる。また、トラウマのジャーナリズム、ケアのジャーナリズムやコミュニケーションを実践・報道できる場を与えられることも重要である。ケアのジャーナリズムはプライバシーや偏向性が問題となる（林 2011）。しかし、その立場を表明し、当事者に寄り添うことで素晴らしい報道が実践されている。

さらに女性やマイノリティのポジティブ・アクションによるジャーナリストの多様性／多様な視点を担保することも重要である。特にメディア業界の女性が働き続けるために必要な支援として 1 位「家事や育児、介護に対する職場の理解」（63.8%）、2 位「育児や介護のための休暇制度の充実」（55.2%）、3 位「保育所等の整備」（47.0%）があげられている（内閣府男女共同参画局 2011）。これらは職場の環境整備、意識改革、会社の支援制度や運用面が一体となり改善されなければならない。

この取組をテレビ業界で行っているのはベイビー\*プラネットである。ベイビー\*プラネットは女性メンバーだけの制作会社で、事務所にはキッズルームがある。代表のたむらようこ氏は「産んで、育てて、働きたいというのがスタッフの共通意識。まだ子どもがいないスタッフにとっても、子育てしながら働くモデルが身近にいることはプラスになっている」（『Grazia』2013 3月号：122）と述べている。このようなチーム内における「お互い様」という雰囲気を作り出す意識改革と環境整備と支援制度の運用こそが重要である。同社では、働き方の改善にも取り組んでいる。SNS「LINE」で、番組ごとにグループを作成し、社内外のスタッフ全員が作業の進捗を書き込んだり、SNS 上で会議を行っている。スマートフォンを持っていればいつでもどこでも仕事の確認、参加、共有ができる。この SNS の利用で早く帰宅したスタッフも作業時の情報共有ができる。空間や時間に縛られない働き方が新しいメディア技術によって可能になっている<sup>15)</sup>。

また、マスメディアのメディア・アカウンタビリティ制度への市民の参加も今後の課題である。

#### (2) 関係公共機関

二次被害をださないよう被害者に接する人にはトレーニングが必要である。具体的には裁判関係者<sup>16)</sup>、行政職員、警察関係者、消防関係者への教育であり、とりわけ現在欠如し



ているジェンダー視点による教育・トレーニングが大切である。

警察は捜査過程における被害者の負担の軽減として、①被害者の精神的ショックや不安感などを踏まえた対応、②被害者の方から安心して協力できるようにしている。具体的には被害の届出、現場臨場<sup>17)</sup>、呼出、事情聴取時などである。特に現場臨場で被害者の自宅等に急行する際、性犯罪被害などパトカーが自宅等にくることを被害者が望まないような場合には、できる限り私服の警察官がパトカー以外の目立たない車両で赴く。さらに、被害者ができるだけ事件のことを他人に知られたくないと思うような場合は、近隣者や報道機関に直接被害者を会わせないようにするなど、被害者が周囲の目にさらされないよう、特に注意してプライバシーに配慮するとしている（警察庁犯罪被害者支援室 2000）。

しかし、二次被害を受けた相手として13項目中2位（51.0%）に「警察から」があげられている。また5位（34.4%）「検察庁から」、7位（27.1%）「裁判所から」となっており、二次被害の内容に共通しているのは「被害者の心情に配慮しない言動」があったこと、また、関係機関や専門家に対して期待している役割が十分満たされなかったとしている（社団法人被害者支援都民センター 2007:34-39）。

また、上述した専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生した時に、捜査員とは別の指定された警察職員が、各種被害者支援活動を行う「指定被害者支援要員制度」が各都道府県警察で導入されている。指定被害者支援要員制度では、殺人、傷害、強姦等の身体犯、ひき逃げ事件、交通死亡事故、その他事案により必要と認められる事件において、事件発生直後から付き添い、ヒアリング、説明、民間の被害者支援団体、部外のカウンセラー等の紹介、引継ぎ等の支援が受けられる<sup>18)</sup>。被害相談窓口は各都道府県警察にある<sup>19)</sup>。

1、2章でも触れたが、マスメディアは事件報道に関して警察発表（記者会見）の公式情報他に、捜査関係者への夜討ち朝駆け等で得る非公式なリーク情報に頼るところが多い。そうであるならば、殺人事件やその他報道されやすい事件の被害者や遺族に対し発表をする前に、マスメディア対策を講じられるよう関係諸団体を紹介する<sup>20)</sup>のも1つの方策である。同時に被害者への対応トレーニングと、被害者に関する様々な教育を警察官に実施することも重要である。捜査関係者がマスメディアの記者等に非公式に伝えるリーク情報に、ジェンダー・バイアスが潜んでいることについては、2章で取り上げた『桶川女子大生ストーカー殺人事件』で既に述べた。このような事例を出さないためにも、犯罪・事件における女性被害者に対する強姦神話、性のダブルスタンダードについてのジェンダー講習実施の必要性がある。それを実施することによって、コインの裏表の関係にある性暴力やDVの男性被害者に対しても「女々しい」「男らしくない」「抵抗できなかったのか」といったジェンダー・バイアスによる二次被害を防ぐことにもなる。

### （3）その他犯罪に関わることの多い組織

犯罪に関わることが多い組織である弁護士および弁護士会、病院、役所等についてのスタッフトレーニングが必要である。

民間被害者支援団体は、犯罪等の被害者やその家族等に対して、様々な支援を行い、また、広報啓発活動などを通じて、被害からの回復に向け役立つことを目的に設立された団体である。具体的な支援は大きく 5 つに分類される。専門的な訓練をつんだ支援者による①電話相談・面接相談、②自宅訪問、検察庁、警察署、病院、法廷への付き添い、③支援員の養成・研修、④被害者支援活動における広報啓発活動、⑤被害者自助グループへの支援である。

「NPO 法人全国被害者支援ネットワーク」には全国 47 都道府県に 48 団体が加盟している（2012 年 7 月現在）。活動内容は主に被害者支援に関する社会全体の広報・啓発・教育活動、民間支援団体の支援スタッフの教育と研修、支援マニュアルの作成、被害者の権利擁護支援活動である。また 2008 年度より「法科大学院に於ける教育による犯罪被害者等への理解の向上促進」を目指し講義への講師派遣事業を始めている<sup>21)</sup>。

1999 年に「犯罪被害者の権利宣言」が作成され、その中には「犯罪被害者は被害を受けたことからおこるプライバシーの侵害からまもられ、平穏かつ安全な生活を保障されるべきである」（平穏かつ安全に生活する権利）と明記している。

その他に自助グループを含む犯罪被害者団体には、交通事故、少年犯罪、地下鉄サリン事件など被害別の団体などもあり、それぞれサポート体制が整えられている。

上記のような NPO や当事者団体には、「警察やマス・メディア、弁護士との連携をはかり報道被害を防ぐコーディネーターや仲介者の役割を果たしていく危機応答・危機介入の中に捜査機関やマスメディアへの対応が含まれる必要がある」（諸澤 1998 : 431）。

目に見える支援として「混乱期の犯罪被害者に対しては、犯罪後に待ち受けている課題、たとえば司法解剖の手続き、マスコミ取材、葬儀、警察対応などについて前もって説明できるような『コンサルタント』の役割が重要になる」（酒井肇・酒井智恵・池楚聡・倉石哲也 2004 : 70）ことが指摘されている。

また、一般企業はリスク・マネジメントとコミュニケーションの視点から、社員が加害者・被害者になった場合や自社製品に何らかの問題が発生し人が傷ついた場合の想定も必要である。さらに、広告などを出す際、ジェンダー・センシティブな視点が担当者には求められている。

#### （４）教育機関

たとえば大学でジャーナリズムを学ぶ理由の 3 番目に「ジャーナリストの報道の姿勢、世界観・価値観・さらには職業的倫理観を問う」（田村 2004 : 14-17）ということがあげられている。ジャーナリズム教育は記者養成という目的だけではなく、ジャーナリズムを国民がどう理解し、対応するかということも目的としている。したがって共通科目として犯罪被害者、人権教育やジェンダー、ジャーナリズム、コミュニケーション、情報通信関連講義も必要である。

つまり「民主的な情報化社会は、人々を受動的な読者や視聴者の立場にいつまでもおい

ておくことはない。市民が自ら発言し、メディアをつくり、社会活動に参加していく能動的で創造的な人間像を必要としている。ジャーナリズム論は、伝統的な内容を改革しながら、これに即応していこうとしている」(田村 2004 : 18) ののである。

一方、内容分析結果で明らかにされたように未成年者が被害者として報じられる傾向があるため、教育機関の危機管理／クライシスコミュニケーションとして被害者支援マニュアル・カリキュラムも必要と思われる。またマスメディア対応マニュアルも必要である。

また法曹関係者養成大学、法学部等での犯罪被害者、司法におけるジェンダーについての教育も重要である。

### (5) 市民・視聴者

一見、無関係に見える一般の人々も、実は被害者報道のあり方と関係がある。マスメディアの受け手・消費者であることにとどまらず、センセーショナルなジェンダー・バイアスのかかったニュースを批判的に受け止め、その意見を表明することが期待される。つまりメディア・リテラシーを有し、ニュースと向き合うアクティブ・オーディエンスとして情報社会に参画することが重要である。

現在、インターネット上では、マスメディアの発信する事件や事故の容疑者・被害者の情報とは別に、一般の人々が発信する情報も溢れている。それは事件や事故の現場に居合わせた人が投稿する動画や写真。facebook・twitter、ブログに代表される SNS での意見のやり取りや個人情報の暴露である。個人が情報発信する際に必要なネチケットの学習・実践、容疑者・被害者等への二次被害を出さないための知識と実践としてのメディア・リテラシーが必要である。

また、裁判員制度実施に伴い一般の人々は裁判員として司法制度に参画している。将来はマスメディアのメディア・アカウントビリティ制度へ参加し、報道被害者救済に市民の感覚を反映させることが期待される。

以上、各セクターの必要な対策を表にまとめると表 6-1 になる。

表 6-1 社会全体による犯罪・事件被害者の報道被害防止（教育）と救済

		未然の防止(教育)	問題発生後の救済
メディア	メディア全体	記者／報道従事者教育 業界・各社倫理・基準・ガイドラインの遵守	報道関係者責任者会
	放送		「放送倫理・番組向上機構（BPO）」
	新聞		新聞各社の外部監視制度 （第三者機関的な苦情対応組織）
	雑誌		雑誌協会 雑誌人権ボックス （苦情受付窓口）
	インターネット	接続サービス契約に基づくプロバイダー （接続業者）の自主規制	当該サイトの削除、閉鎖等
関係公共機関	司法	刑法 230 条（名誉毀損）	刑事裁判 → 謝罪 差止め
		民法 709 条／710 条／（名誉毀損） 人格権・肖像権・プライバシー ※敬愛追慕	民事裁判 → 謝罪 損害賠償 謝罪広告（民法 723 条）
		放送法	訂正・取消放送
		個人情報保護法	
	行政	人権教育、キャンペーン、広報	法務省人権擁護局 総務省行政相談・行政苦情救済制度 警察等 犯罪被害者相談窓口
立法		犯罪被害者等基本計画 犯罪被害者等基本法	
その他犯罪に関わることの多い組織	法曹	二次被害防止トレーニング ※コーディネーター	弁護士会 ・人権擁護委員会 ・被害者連絡協議会 報道被害者救済弁護士ネットワーク （LAMVIC）
	病院／ 医療関係者	二次被害防止トレーニング	
	NPO／ ボランティア	二次被害防止トレーニング ※コーディネーター	全国被害者支援ネットワーク
教育機関	大学 専門学校 その他の教育機関	人権教育 （名誉・プライバシー） （加害者・被害者） （外国籍/ジェンダー/職業等） メディア・リテラシー教育 ジャーナリスト教育 法曹者教育 医療関係者教育 研究／コーディネーター	全国犯罪被害者の会 ・被害者支援マニュアル ・マスメディア対応マニュアル
市民	オーディエンス／ 市民	メディア・リテラシー ネチケット 権力とメディアへの関心、 チェック 意見	➡
	当事者	講演 体験のシェア	➡

※筆者が作成

## 4 ジェンダー・センシティブな女性被害者報道

これまで、女性被害者の報道被害、テレビニュース内容分析を受け、報道被害の救済と防止（教育）について取り上げてきた。その過程で、女性被害者報道を“ジェンダー・センシティブ”なものに変化する必要性があると述べてきた。ここで改めてその定義をする。ジェンダー・センシティブな女性被害者報道とは、女性を報道の客体とするジェンダー観からの脱却と、ジェンダー・バイアスを含んだニュース内容を排除したニュースである。対極にあるのが、女性被害者の「性」と「プライバシー（「性別」、「氏名」、「年齢」、「顔映像）」を結び付け、事件に関係ない情報や人柄を報じることで視聴者の興味・関心、同情を惹起する報道ではない。後者は女性の「性」が *Infotainment*（インフォテイメント）として扱われるニュースの娯楽化と、女性被害者にニュース・バリューがあると考えられる記者／制作者のジェンダー観が密接に関連している証左である。このような女性被害者の取り上げ方には先行研究で指摘されているジェンダー・バイアスやジェンダー・ステレオタイプの表現、内容が潜在している。

それは同時に、女性被害者に隠れ取り上げられない性的犯罪の男性被害者がコインの裏表である。社会にとって重大かつ深刻な犯罪や事件についてジェンダーに関わらずニュースとして取り上げることができる状態がジェンダー平等な報道といえよう。したがって、ジェンダー・センシティブな報道を突き詰めると、公共性や公益性の高い事件報道と一致するのかもしれない。それは、被害状況と原因を報じ、事件を社会問題として提起するものである。また、事件の経過（裁判等）を報じ、被害の回復、法整備等改善を促す報道である。

しかしながら現状はテレビの送り手側に、ニュース制作・放送の各過程において、ジェンダーに配慮した報道ができにくい産業構造、ニュース文化が存在すること、テレビジャーナリズムには、女性被害者を被害内容と被害者のジェンダーによってカテゴライズする報道パターンが存在することは既に述べた。テレビニュースの1割を占める被害者報道は、身体的犯罪の捜査段階のニュースが最も多く、画一的な発表モノ（ニュースの情報源を「官公庁等」に依拠する）で9割が占められていたことが明らかとなった。それらのニュース内容は女性被害者のプライバシー（性別、氏名、年齢、顔映像）が男性より多く取り上げられ、女性被害者が死亡した事件の捜査過程が繰り返し報道される傾向が認められた。これらの結果は女性被害者の「性」とプライバシーを取り上げていることから、ニュースの娯楽化が示唆された。その結果として女性被害者報道は犯罪被害の認知件数よりも各犯罪で大きく取り上げられていた。

このように「歪んだ」女性被害者報道を認識し、脱構築してより適切なジェンダー観とジェンダー秩序による被害者像の構築をめざすことが重要である。だが、このような取り組みは、メディア企業だけが実践したからといって改善できることではない。そこで本章ではジェンダー・センシティブな報道実践の土壌となる社会の各セクター（メディア、関係

公共機関、その他犯罪に関わることの多い組織、教育機関、市民)による教育やケアについて取り上げ考察を加えてきた。各セクターによる意識改革や環境整備、ジェンダー・バイアス是正の取組みや被害者への理解が必要であることを既に述べた。特に、ジャーナリスト教育にジェンダーの視点や被害者学を取り入れること、ジャーナリスト自身のケアがひいては被害者のケアにつながり、報道の質の向上につながることを提起した。また、視聴者である市民はメディア・リテラシーを持つアクティブ・オーディエンスとしてテレビニュースをはじめとする情報社会への積極的関与が期待される。

以上から、テレビの女性被害者報道が社会問題提起にとどまらず、被害者の回復を応援するようなジェンダー・センシティブな報道への転換には、下記の実践が必要と思われる。第一に記者や制作者たちの意識改革である。意識改革は民放連の放送倫理綱領や自社ガイドラインにジェンダー項目を明記すること、被害者報道に従事するすべての記者／制作者への教育機会の提供が必須だ。

第二に制作環境の改善だが、制作環境とは、①長時間労働や担当したニュースに取材から放送まで関わる働き方の改善、②人材のダイバーシティの促進、③記者・制作者たちの心のケアである。②の人材のダイバーシティについて、ジャーナリズムが男性中心であることは第2章で既に述べたが、筆者が理想とする被害者報道は、単にメディアの送り手に女性が増えれば成功するわけではない。外国籍の人、様々なハンディキャップを持つ人、子育て中、親の介護をしている等、多様な属性と経験を持った人材が増えることが重要である。

第三に、社会の各セクターによる意識改革や環境整備、ジェンダー・バイアス是正の取組みや報道被害の防止と被害回復のための支援と理解である。

## [注]

- 1) 日本における大学教育と職業との関係を「Jモード」と名付けている。JはJapanの意味で、従来の日本の大学教育（の無効性）を表現している。「Jモード」においては、「『職業知』は就職後のOJTによって形成すればよいとする。『職業知』の基盤となる『基礎学力』は初等中等教育によって育成される。大学の専門教育は『職業知』には弱い結びつきしか持たない」（金子元久 2007：132-138）。
- 2) 2007年度から早稲田大学オープン教育センターでテーマスタディ（全学共通副専攻）という制度がスタートし、そこに「ジャーナリズムコース」が設けられた。どの学部の学生でも、「ジャーナリズムコース」の所定単位数を取得すれば、ジャーナリズムを副専攻として修了することができる。早稲田大学ジャーナリズム教育研究所では、そのコア科目の教育プログラムを担当している。一方、調査、現役若手ジャーナリストへの教育支援も行っている（最終確認 2012年9月9日 <http://www.hanadataz.jp/00/front.htm>）。
- 3) メディア・コミュニケーション研究所のジャーナリズム教育は以下5点に集約される。第一は、メディア・コミュニケーションに関わる基礎知識や考え方を修得する。第二は倫理、法制度などメディアやジャーナリズムに直接関わる、あるいはそれに特化した知識や情報を修得することであり、産業としてのメディア、さらにはメディア制作の歴史や現状を学ぶ。第三は、ジャーナリストになるための能力を向上させ、また諸技能を修得する。第四はジャーナリストになる研究生を送り出す。第五は実践的な教育やメディアそれ自体を研究対象とするのではなく、社会で生じた問題や争点を自らの関心に応じて選択し、研究を行い、それとメディアの報道を比較するというジャーナリズム教育（大石 2010：22-23）。
- 4) カリキュラム詳細については、小俣（2010）「NHKの記者教育とジャーナリスト教育の展望」を参照のこと。
- 5) 詳細については小俣（2011）「ジャーナリスト教育再考～NHK記者再教育をケーススタディとして～」を参照のこと。
- 6) たとえばオウム真理教幹部に坂本弁護士のインタビュービデオを見せたTBSビデオ問題（黒田清 1996 参照のこと）。2007年の『発掘！あるある大事典Ⅱ』納豆ダイエットデータ偽造問題、1989年朝日新聞珊瑚記事捏造事件など。
- 7) （2012年9月6日取得, [http://www.atp.or.jp/newsrelease/show.php?subaction=show\\_full&id=1334138033&archive=&start\\_from=&ucat=1&](http://www.atp.or.jp/newsrelease/show.php?subaction=show_full&id=1334138033&archive=&start_from=&ucat=1&)）
- 8) この調査では2006年6～7月に調査を実施し、記者・カメラマンなどの非管理職211名と管理職149名から回答を得ている。同調査結果からソーシャル・サポートの観点による分析については福岡欣治ほか 2007 参照のこと。
- 9) 面接調査では、大災害や大事故において報道に携わり、報道機関（新聞・テレビ・ラジ

オ) に所属していた記者・カメラマンおよび管理職・経営者 31 名が対象である。

- 10) ダートセンターはトラウマ専門の精神科医であり、ミシガン州立大学教授の Frank M. Ochberg 氏によって 1991 年に設立された。その後、ミシガン州立大学の教員交替とシステムが変わったために、1999 年に Roger Simpsom 氏が教鞭をとっていたワシントン大学にセンターが移された。2009 年、コロンビア大学大学院ジャーナリズムスクールの招請を受けセンターがニューヨークに移された。700 万ドルが提供され、5 年間、コロンビア大学にコア・プログラムを提供している。
- 11) 著作としては、Simpson, Roger & Cote, William, 2006, *COVERING VIOLENCE—A Guide to Ethical Reporting About Victims and Trauma*, COLUMBIA UNIVERSITY PRESS.
- 12) 詳しくは以下のサイトを参照のこと(2012年9月10日取得, <http://www.nytimes.com/national/portraits/>)。
- 13) 制作テレコムスタッフ 『高橋シズエさんと過ごした 7 ヶ月 ～地下鉄サリン事件 被害者の会 代表世話人～』 放送日 2008 年 3 月 20 日 (木) 02:58~03:58。この作品は第 25 回 ATP 賞テレビグランプリ 2008 ドキュメンタリー部門を受賞した。
- 14) 本作品は以下のサイトで公開されている。(取材・構成 橋爪明日香, 2005, 『みんな、空でつながっている～イラク拘束事件・今井紀明君に出会って～』(2014 年 1 月 31 日取得, <http://www.ourplanet-tv.org/?q=node/562>)。
- 15) この点については 2013 年 9 月 11 日にベイビー\*プラネット代表たむらようこ氏より口頭で教示を得た。たむら氏は番組制作会社の AD から放送作家に転職後ベイビー\*プラネットを 2001 年に設立した。放送作家を中心に社員は女性のみで構成されている。たむら氏の代表作は SMAP の香取慎吾氏演じる「慎吾ママ」(フジテレビ)。「めざましテレビ」(フジテレビ)、「サザエさん」(フジテレビ)「祝女」(NHK) 等。
- 16) 犯罪被害者の刑事司法における被害者支援について以下参照のこと (2012 年 9 月 28 日修得, [http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji\\_keiji11.html](http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html))。
- 17) 現場臨場とは、被害者からの連絡などによって警察が事件を認知した場合、捜査が開始され、事件を担当する捜査官が現場に向かうこと。
- 18) たとえば付き添いは件発生直後早期に臨場し、医師の診察が必要な場合の病院の手配、付添いを行う。その他に実況見分の立会い、自宅等への送迎がある。ヒアリングは心配事の相談受理(身の回りの世話など)、事情聴取や被害者調書の作成又はそれらの補助である。説明は「被害者の手引」の交付、刑事手続き等の説明、家族、会社、学校などに対する説明、連絡である。
- 19) 各都道府県被害相談窓口については以下参照のこと(2013年3月15日取得, <http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>)。
- 20) 関係機関・団体との連携については、以下参照のこと(2012年9月10日, <http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>)。
- 21) 詳しくは以下のサイトを参照のこと(2012年9月10日取得, <http://www.nnvs.org/index.html>)



## 終章

筆者が被害者報道におけるジェンダー・バイアスに気づかされたのは、1997年に発生した「東電 OL 殺人事件」（東電女性社員殺人事件）である。この事件では新聞・週刊誌・テレビを中心に被害者のプライバシーを侵害する情報がセンセーショナルに報じられた。その問題を指摘し検証する研究成果はジャーナリズムのあり方、報道の影響、報道により派生する問題等多岐にわたった。この事件から16年経過した日本の夜のテレビニュースに表象される女性被害者報道では、女性と性を結び付けプライバシーをセンセーショナルに取り上げる点に関しては、ある程度改善されていると思われる。しかし、それは女性を報道の客体とするジェンダー観やジェンダー・バイアスがすべて解消されたというわけではない。

男性を比較対照とし女性被害者報道の量的分析結果によって、犯罪認知件数と報道量に大きな乖離がみられた。それは犯罪類型と性別、プライバシー（性別、年齢、氏名、顔映像）において女性と未成年者が多く取り上げられるという先行研究の正しさを立証するものであった。またニュースの提示様式において男性中心であること、映像や音声演出において娯楽化が認められた点も同様である。

質的分析では被害者報道のコード化された映像要素と語り、ニュースの提示様式が認められた。そこでの女性被害者の役割は、顔映像やインタビューによって、人柄の良さ、犯罪が奪った夢や希望を繰り返し報じることによって、事件の凶悪さ・恐怖・怒り・悲しみ・驚きを引き出し事件への興味・関心を喚起することにあつた。それらはテレビ画面の前で犯人捜しするサスペンスドラマ機能、犯人憎しの感情や被害者への同情を惹起する感情増幅機能、主流メディアの送り手が女性被害者にまつわる社会規範やジェンダー秩序をニュースによって流布する支配的コード付与機能を果たしていた。

また女性被害者のステレオタイプを構築する要因だった女性の従属的な表現や女性強調の表現で問題とされたのは、ストーカー事件や性的犯罪の場合であった。しかし、このような要素は残りつつもセンセーショナルな表現は見受けられなかった。さらに女性被害者の落ち度を指摘する、容姿やプライバシーに言及するということも認められなかった。これらは女性被害者が男性と異なる機能を擁し報道されつつもジェンダー・バイアスが改善された点といえよう。被害者のプライバシーについて秘匿される傾向が明らかとなったのは、社会の人権意識の向上と法制度の整備（個人情報保護法）の影響と思われる。

その中で強固に残るのは、「悪女型」における母性神話や性規範から逸脱した女性容疑者／被害者の表象におけるジェンダー・バイアスである。今回の調査では虐待によって子どもを死亡させた母親（『長男死体遺棄事件』『秋田連続児童殺害事件』）、人を破滅させる悪女（『元ミス日本詐欺事件』『渋谷夫死体遺棄事件』）である。これらの事件で悪女に被害者

の側面があったとしてもそれは考慮されず、逸脱を問われる。

では、テレビの女性被害者報道が人々に役立ち、社会問題を提起し、被害者の傷ついた心身の回復を応援するようなジェンダー・センシティブな報道とは、具体的にどのようなものなのだろうか。そのヒントがトラウマのジャーナリズムやケア・コミュニケーションにあることは 6 章で指摘した。特に、地域での外傷的な出来事を報道する際に、関係した人が実際にはどのようなようであったか、そしてどのような人生を歩んできたのかといったストーリーを語る。そのストーリーの中で、事件の情報と必要な支援について取り上げることが、ニュースの読者・視聴者の被害者への理解につながる (Brayne 2008)、は示唆に富む。急いで断ると、ここでいう「関係した人のストーリーを語る」ということは、女性被害者の「性」と「プライバシー」(「性別」、「氏名」、「年齢」、「顔映像」) を結び付け、人柄や夢や希望を報じることで視聴者の興味・関心、同情を惹起する報道ではない。このような女性を報道の客体とするジェンダー観や女性被害者に対するジェンダー・バイアスは排除しなければならない。そのために記者や制作者に求められることは、女性や子ども(未成年)の被害者をひとくくりにし、殺人事件ならニュース、“かわいそうな女性被害者”あるいは“悪女”といった報道をせず、ケース毎に被害状況や背景を理解することに努めることである。それにはダートセンターが表彰した惨事関連の優れた記事や、日本の事例も参考になる。

しかし、ニュース制作の現場からは「目の前にある仕事を果たすのに必死」、「丁寧に取材しニュースを制作しても、テレビに映るのは見出しだけ」「(多角的視点を提供する、娯乐的でない) 長いニュースは視聴者に飽きられるのが怖い」といった回答もインタビューで知った。またテレビニュースの特性として新聞のように複数面にわたり特集を組めないこと、複雑な事象を説明することが難しい、映像がないとニュースにならないため、それだけで取材のハードルが上がるといった現場の声もあった。

メディアの努力だけでは限界が見えるからこそ、本稿ではジェンダー・センシティブな報道を受け入れる土壌を作るために、社会全体で取り組むべきこととして第 6 章を設けた。

このように、弱者の立場から物事を捉えることができるようになって初めてすべての人にとっての報道の自由が保障されるのであり、その時初めて民主的で平等な社会像が描かれるといえる。そして多様な女性被害者の存在もテレビニュースに反映されるのである。

# 資料 1

## テレビニュース被害者分析シート 『ニュースウオッチ 9』 2008 年 10 月 1 日 一部抜粋

局	番組内順位	内容(要約)	所要時間	長さ	分野	報道段階	性別	被害者映像	年齢	名前有無	職業	被害者生死	犯罪分類	取材	情報源	顔出し	顔性別	声出し	声性別	画像素材	シンボル映像	インタビュー	スタジオ言動	BGM	ブリッジ音	効果音	テロップ	備考
1	1	10月1日ねじれ国会が再開した。福田首相が所信表明演説で野党との対話重視を打ち出した。	708	8	1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
1	2	日本相撲協会は、17歳力士が稽古中に死亡した事件で、時津風親方から事情を聞き、近く処分を決める方針。時津風親方が事情聴取に向かう様子、相撲協会記者会見、遺族の会見	285	7	3	4	1	1	2	1	力士	2	1	1	2	1	2	4	3	1	省略		1			省略	被害者映像は動画時太山(序ノ口齊藤俊さん、時津風親方映像、土俵の映像、国技館<インタビュー>なくなった齊藤さん父親、北の湖理事長	
1	3	郵政民営化きょうからスタート	794	8	2	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
1	4	沖縄戦集団自決の日本軍関与の教科書記述問題について、削除した部分の復活もありうると町村官房長官記者会見でコメント、渡海文部科学省大臣も解決策探るとコメントする。一部教科書会社も訂正申請に動く。	103	4	3	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
1	5	緊急地震速報がきょうからスタートした。一般への知名度、問題点など	319	8	7	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
1	9 9	訂正	10	1	99	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
1	6	学生の就職戦線。超売り手市場のため内定した学生を逃さない手法について。	302	8	2	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	

## 資料 2

### 資料 2-1

#### 放送倫理基本綱領

1996(平成 8)年 9 月 19 日制定

日本民間放送連盟と日本放送協会は、各放送局の放送基準の根本にある理念を確認し、放送に期待されている使命を達成する決意を新たにするために、この放送倫理基本綱領を定めた。

放送は、その活動を通じて、福祉の増進、文化の向上、教育・教養の進展、産業・経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする。

放送は、民主主義の精神にのっとり、放送の公共性を重んじ、法と秩序を守り、基本的人権を尊重し、国民の知る権利に応じて、言論・表現の自由を守る。

放送は、いまや国民にとって最も身近なメディアであり、その社会的影響力はきわめて大きい。われわれは、このことを自覚し、放送が国民生活、とりわけ児童・青少年および家庭に与える影響を考慮して、新しい世代の育成に貢献するとともに、社会生活に役立つ情報と健全な娯楽を提供し、国民の生活を豊かにするようにつとめる。

放送は、意見の分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにし、公正を保持しなければならない。

放送は、適正な言葉と映像を用いると同時に、品位ある表現を心掛けるようつとめる。また、万一、誤った表現があった場合、過ちをあらためることを恐れてはならない。

報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない。放送人は、放送に対する視聴者・国民の信頼を得るために、何者にも侵されない自主的・自律的な姿勢を堅持し、取材・制作の過程を適正に保つことにつとめる。

さらに、民間放送の場合は、その経営基盤を支える広告の内容が、真実を伝え、視聴者に役立つものであるように細心の注意をはらうことも、民間放送の視聴者に対する重要な責務である。

放送に携わるすべての人々が、この放送倫理基本綱領を尊重し、遵守することによってはじめて、放送は、その使命を達成するとともに、視聴者・国民に信頼され、かつ愛されることになることを確信する。

## 資料 2-2

### 日本民間放送連盟 放送基準

民間放送は、公共の福祉、文化の向上、産業と経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする。われわれは、この自覚に基づき、民主主義の精神にしたがい、基本的人権と世論を尊び、言論および表現の自由をまもり、法と秩序を尊重して社会の信頼にこたえる。放送にあたっては、次の点を重視して、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性など放送のもつ特性を發揮し内容の充実につとめる。

1. 正確で迅速な報道
2. 健全な娯楽
3. 教育・教養の進展
4. 児童および青少年に与える影響
5. 節度をまもり、真実を伝える広告

次の基準は、ラジオ・テレビ(多重放送を含む)の番組および広告などすべての放送に適用する。ただし、18章『広告の時間基準』は、当分の間、多重放送には適用しない。

条文中「視聴者」とあるのは、ラジオの場合「聴取者」と読みかえるものとする。

#### 1章 人 権

- (1) 人命を軽視するような取り扱いはしない。
- (2) 個人・団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。
- (3) 個人情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような取り扱いはしない。
- (4) 人身売買および売春・買春は肯定的に取り扱わない。
- (5) 人種・性別・職業・境遇・信条などによって取り扱いを差別しない。

#### 2章 法と政治

- (6) 法令を尊重し、その執行を妨げる言動を是認するような取り扱いはしない。
- (7) 国および国の機関の権威を傷つけるような取り扱いはしない。
- (8) 国の機関が審理している問題については慎重に取り扱い、係争中の問題はその審理を妨げないように注意する。
- (9) 国際親善を害するおそれのある問題は、その取り扱いに注意する。
- (10) 人種・民族・国民に関することを取り扱う時は、その感情を尊重しなければならない。

- (11) 政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏らないように注意する。
- (12) 選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。
- (13) 政治・経済問題等に関する意見は、その責任の所在を明らかにする必要がある。
- (14) 政治・経済に混乱を与えるおそれのある問題は慎重に取り扱う。

### 3章 児童および青少年への配慮

- (15) 児童および青少年の人格形成に貢献し、良い習慣、責任感、正しい勇気などの精神を尊重させるように配慮する。
- (16) 児童向け番組は、健全な社会通念に基づき、児童の品性を損なうような言葉や表現は避けなければならない。
- (17) 児童向け番組で、悪徳行為・残忍・陰惨などの場面を取り扱う時は、児童の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしないように配慮する。
- (18) 放送時間帯に応じ、児童および青少年の視聴に十分、配慮する。
- (19) 武力や暴力を表現する時は、青少年に対する影響を考慮しなければならない。
- (20) 催眠術、心霊術などを取り扱う場合は、児童および青少年に安易な模倣をさせないよう特に注意する。
- (21) 児童を出演させる場合には、児童としてふさわしくないことはさせない。特に報酬または賞品を伴う児童参加番組においては、過度に射幸心を起こさせてはならない。
- (22) 未成年者の喫煙、飲酒を肯定するような取り扱いはしない。

### 4章 家庭と社会

- (23) 家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。
- (24) 結婚制度を破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。
- (25) 社会の秩序、良い風俗・習慣を乱すような言動は肯定的に取り扱わない。
- (26) 公衆道徳を尊重し、社会常識に反する言動に共感を起こさせたり、模倣の気持ちを起こさせたりするような取り扱いはしない。

## 5章 教育・教養の向上

- (27) 教育番組は、学校向け、社会向けを問わず、社会人として役立つ知識や資料などを系統的に放送する。
- (28) 学校向け教育番組は、広く意見を聞いて学校に協力し、視聴覚的特性を生かして、教育的効果を上げるように努める。
- (29) 社会向け教育番組は、学問・芸術・技術・技芸・職業など、専門的な事柄を視聴者が興味深く習得できるようにする。
- (30) 教育番組の企画と内容は、教育関係法規に準拠して、あらかじめ適当な方法によって視聴対象が知ることのできるようにする。
- (31) 教養番組は、形式や表現にとらわれず、視聴者が生活の知識を深め、円満な常識と豊かな情操を養うのに役立つように努める。

## 6章 報道の責任

- (32) ニュースは市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づいて報道し、公正でなければならない。
- (33) ニュース報道にあたっては、個人のプライバシーや自由を不当に侵したり、名誉を傷つけたりしないように注意する。
- (34) 取材・編集にあたっては、一方に偏るなど、視聴者に誤解を与えないように注意する。
- (35) ニュースの中で意見を取り扱う時は、その出所を明らかにする。
- (36) 事実の報道であっても、陰惨な場面の細かい表現は避けなければならない。
- (37) ニュース、ニュース解説および実況中継などは、不当な目的や宣伝に利用されないように注意する。
- (38) ニュースの誤報は速やかに取り消しまたは訂正する。

## 7章 宗 教

- (39) 信教の自由および各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷、ひぼうする言動は取り扱わない。
- (40) 宗教の儀式を取り扱う場合、またその形式を用いる場合は、尊厳を傷つけないように注意する。

(41) 宗教を取り上げる際は、客観的事実を無視したり、科学を否定する内容にならないよう留意する。

(42) 特定宗教のための寄付の募集などは取り扱わない。

## 8章 表現上の配慮

(43) 放送内容は、放送時間に応じて視聴者の生活状態を考慮し、不快な感じを与えないようにする。

(44) わかりやすく適正な言葉と文字を用いるように努める。

(45) 方言を使う時は、その方言を日常使っている人々に不快な感じを与えないように注意する。

(46) 人心に動揺や不安を与えるおそれのある内容のものは慎重に取り扱う。

(47) 社会・公共の問題で意見が対立しているものについては、できるだけ多くの角度から論じなければならない。

(48) 不快な感じを与えるような下品、卑わいな表現は避ける。

(49) 心中・自殺は、古典または芸術作品であっても取り扱いを慎重にする。

(50) 外国作品を取り上げる時や海外取材にあたっては、時代・国情・伝統・習慣などの相違を考慮しなければならない。

(51) 劇的効果のためにニュース形式などを用いる場合は、事実と混同されやすい表現をしてはならない。

(52) 特定の対象に呼びかける通信・通知およびこれに類似するものは取り扱わない。ただし、人命に関わる場合その他、社会的影響のある場合は除く。

(53) 迷信は肯定的に取り扱わない。

(54) 占い、運勢判断およびこれに類するものは、断定したり、無理に信じさせたりするような取り扱いはしない。

(55) 病的、残虐、悲惨、虐待などの情景を表現する時は、視聴者に嫌悪感を与えないようにする。

(56) 精神的・肉体的障害に触れる時は、同じ障害に悩む人々の感情に配慮しなければならない。

(57) 医療や薬品の知識および健康情報に関しては、いたずらに不安・焦燥・恐怖・楽観などを与えないように注意する。



- (58) 放送局の関知しない私的な証言・勧誘は取り扱わない。
- (59) いわゆるショッピング番組は、関係法令を順守するとともに、事実に基づく表示を平易かつ明瞭に行い、視聴者の利益を損なうものであってはならない。
- (60) 視聴者が通常、感知し得ない方法によって、なんらかのメッセージの伝達を意図する手法（いわゆるサブリミナル的表現手法）は、公正とはいえず、放送に適さない。
- (61) 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、視聴者の身体への影響に十分、配慮する。
- (62) 放送音楽の取り扱いは、別に定める「放送音楽などの取り扱い内規」による。

## 9章 暴力表現

- (63) 暴力行為は、その目的のいかんを問わず、否定的に取り扱う。
- (64) 暴力行為の表現は、最小限にとどめる。
- (65) 殺人・拷問・暴行・私刑などの残虐な感じを与える行為、その他、精神的・肉体的苦痛を、誇大または刺激的に表現しない。

## 10章 犯罪表現

- (66) 犯罪を肯定したり犯罪者を英雄扱いしたりしてはならない。
- (67) 犯罪の手口を表現する時は、模倣の気持ちを起こさせないように注意する。
- (68) とばくおよびこれに類するものの取り扱いは控え目にし、魅力的に表現しない。
- (69) 麻薬や覚せい剤などを使用する場面は控え目にし、魅力的に取り扱ってはならない。
- (70) 鉄砲・刀剣類の使用は慎重にし、殺傷の手段については模倣の動機を与えないように注意する。
- (71) 誘拐などを取り扱う時は、その手口を詳しく表現してはならない。
- (72) 犯罪容疑者の逮捕や尋問の方法、および訴訟の手続きや法廷の場面などを取り扱う時は、正しく表現するように注意する。

## 11章 性表現

- (73) 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感じを抱かせないように注意する。

(74) 性感染症や生理衛生に関する事柄は、医学上、衛生学上、正しい知識に基づいて取り扱わなければならない。

(75) 一般作品はもちろんのこと、たとえ芸術作品でも過度に官能的刺激を与えないように注意する。

(76) 性的犯罪や変態性欲・性的倒錯を表現する場合は、過度に刺激的であってはならない。

(77) 性的少数者を取り上げる場合は、その人権に十分配慮する。

(78) 全裸は原則として取り扱わない。肉体の一部を表現する時は、下品・卑わいの感を与えないように特に注意する。

(79) 出演者の言葉・動作・姿勢・衣装などによって、卑わいな感じを与えないように注意する。

(以下略)

## 資料 2-3

### 日本民間放送連盟 報道指針

1997(平成 9)年 6 月 19 日制定  
2003(平成 15)年 2 月 20 日追加

民間放送の報道活動は、民主主義社会の健全な発展のため、公共性、公益性の観点に立って事実と真実を伝えることを目指す。民間放送の報道活動に携わる者は、この目的のために、市民の知る権利に応える社会的役割を自覚し、常に積極的な取材・報道を行うとともに、厳しい批判精神と市民としての良識をもち、ジャーナリストとしての原点に立って自らを律する。この活動は、市民の信頼を基盤として初めて成立する。

社会のあらゆる分野で、透明性・公開性が求められている今日、報道に携わる者の社会的使命と責任は極めて重くなっている。われわれは「日本民間放送連盟 報道指針」を、日常の取材・報道活動の道標として、不断の努力を行う。

#### 1. 報道の自由

報道活動は、市民の知る権利に応えることによって、平和で豊かな民主主義社会を実現することを使命とする。

取材・報道の自由は、その使命のために、市民からわれわれに委ねられたものである。この自由は、あらゆる権力、あらゆる圧力から独立した自主的・自立的なものでなければならない。

(1) 取材・報道の判断は、市民の知る権利に応えることを第一の基準とし、報道活動は、真実を伝える良心のみに依拠する。

(2) 報道活動は、公共性、公益性に基づいて、あらゆる権力の行使を監視し、社会悪を徹底的に追及する。

(3) 報道活動は、あらゆる圧力、干渉を排除する。

## 2. 報道姿勢

誠実で公正な報道活動こそが、市民の知る権利に応える道である。われわれは取材・報道における正確さ、公正さを追求する。

(1) 視聴者・聴取者および取材対象者に対し、常に誠実な姿勢を保つ。取材・報道にあたって人を欺く手法や不公正な手法は用いない。

(2) 予断を排し、事実をありのまま伝える。未確認の情報は未確認であることを明示する。

(3) 公平な報道は、報道活動に従事する放送人が常に公平を意識し、努力することによってしか達成できない。取材・報道対象の選択から伝え方まで、できるだけ多様な意見を考慮し、多角的な報道を心掛ける。

(4) 情報の発信源は明示することが基本である。ただし、情報の提供者を保護するなどの目的で情報源を秘匿しなければならない場合、これを貫くことは放送人の基本的倫理である。

## 3. 人権の尊重

取材・報道の自由は、あらゆる人々の基本的人権の実現に寄与すべきものであって、不当に基本的人権を侵すようなことがあってはならない。市民の知る権利に応えるわれわれの報道活動は、取材・報道される側の基本的人権を最大限に尊重する。

(1) 名誉、プライバシー、肖像権を尊重する。

(2) 人種・性別・職業・境遇・信条などによるあらゆる差別を排除し、人間ひとりひとりの人格を重んじる。

(3) 犯罪報道にあたっては、無罪推定の原則を尊重し、被疑者側の主張にも耳を傾ける。取材される側に一方的な社会的制裁を加える報道は避ける。

(4) 取材対象となった人の痛み、苦悩に心を配る。事件・事故・災害の被害者、家族、関係者に対し、節度をもった姿勢で接する。集団的過熱取材による被害の発生は避けなければならない。

(5) 報道活動が、報道被害を生み出すことがあってはならないが、万一、報道により人権侵害があったことが確認された場合には、すみやかに被害救済の手段を講じる。

#### 4. 報道表現

報道における表現は、節度と品位をもって行われなければならない。過度の演出、センセーショナリズムは、報道活動の公正さに疑念を抱かせ、市民の信頼を損なう。

- (1) 過度の演出や視聴者・聴取者に誤解を与える表現手法、合理的理由のない匿名インタビュー、モザイクの濫用は避ける。
- (2) 不公正な編集手法、サブリミナル手法やこれに類する手法 は用いない。
- (3) 資料映像・音声を使用する場合、現実の映像・音声と誤解されることのないようにする。視聴者・聴取者に理解されにくい手法を用いた際は、その旨を原則として明示する。

#### 5. 透明性・公開性

報道活動は、市民に理解されるものでなければならない。このため民間放送は報道機関として市民に対して透明性をもち、可能な限りの情報公開を自ら行っていく姿勢が必要である。

- (1) 視聴者・聴取者の意見、苦情には真摯に耳を傾け、誠意をもって対応する。報道活動に対する批判には、報道機関として可能な限りの説明責任を果たす。
- (2) 誤報や訂正すべき情報は、すみやかに取り消しまたは訂正する。
- (3) 報道活動によって得られた放送素材は原則として放送目的 以外には使用しない。しかし、視聴者・聴取者の正当な視聴要請などには、誠意をもって対応することが必要である。

以上

## 資料 2-4

### 誘かい報道の取り扱いについて

1970(昭和 45)年 9 月  
日本民間放送連盟・報道委員会

誘かい事件のうち、報道されることによって被害者の生命に危険が及ぶおそれがあるものについては、捜査当局からすみやかにその情報の提供を受けて報道機関（民放連加盟各社）は事件の内容を検討のうえ、その結果によっては厳重に報道を自制する。また、警察当局がこれを単に捜査上の便宜から乱用し、あるいは報道統制とならぬよう厳重に注意する。

(註)

(1)前記誘かい事件とは、人命に危険が及ぶおそれのある誘かい事件またはこれに準じる事件（恐かつ、不法監禁等で、被害者の生命に危険が予想される事件）を含むものとする。

(2)前記報道の自制には必要に応じて取材をも含むものとする。

## 資料 2-5

2001年12月20日

### 集団的過熱取材問題への対応について

大事件や大事故が発生した時などに、多数の取材陣が当事者や関係者に集中し、取材対象者のプライバシーや一般市民の平穏な生活が侵されているという批判の声が高まっている。民放連会員各社は、取材のあり方を改善し、視聴者の理解を得るための自主努力を続けているが、このような「集団的過熱取材」による被害の防止や問題解決のために、各社共通の留意点を現場取材者に徹底するなどの対応を取るべきであるとの認識に達した。

もちろん、こうした対応を行うことが、「知る権利」に応えるために本来必要な取材を控えることを意味するものではない。取材対象者が政治家や官僚といった公的人物の場合などは、取材の公共性や報道の公益性を優先させることがある。

なお、この問題は、全てのメディアが一致して取り組まなければ、実効性がないことから、新聞界、雑誌界などとの連携を図っていきたいと考えている。

#### 1. 集団的過熱取材に関する取材上の留意点

「民放連・報道指針」は「取材対象となった人の痛み、苦悩に心を配る。事件・事故・災害の被害者、家族、関係者に対し、節度をもった姿勢で接する」と明記している。取材者が集団化して取材相手に圧力を加えかねない状況においては、上記の指針がより厳格に守られる必要がある。

特にテレビは、記者・カメラマンなど一定の人員、中継関連の車両・機材などを展開しなければならず、その媒体特性から来る物理的な要因を踏まえた十分な配慮が求められる。具体的には各社の社内規範に従うが、現場の取材者は以下の点に留意すべきである。

- ①いやがる取材対象者を集団で執ように追いまわしたり、強引に取り囲む取材は避ける。未成年者、特に幼児・児童の場合は特段の配慮を行う。
- ②死傷者を出した現場、通夜・葬儀などでは、遺族や関係者の感情に十分配慮する。
- ③直接の取材対象者だけでなく、近隣の住民の日常生活や感情に配慮する。取材車両の駐車方法、取材者の服装、飲食や喫煙時のふるまいなどに注意する。

#### 2. 集団的過熱取材への対応策

突発的な事件・事故の初期段階においては、できる限り早く状況を把握し視聴者に伝えるために、各社が複数の取材クルーを派遣することがあり、取材者が集中する事態を規制することは難しい。また、予定されたイベントであっても、一般の関心が高い場合、異なるメディアから多数の取材者が集中することもある。

こうした事態が集団的過熱取材に至り被害を発生させないように、まず、各社内および系列内において、社会情報系を含め、記者、ディレクター、カメラマンの数を調整するな

どの措置を具体化する。さらに、現場に集まった取材者がメディアの枠を超えて新聞やNHKなどととも問題解決のための方法を模索し、被害の回避に努める。記者クラブがある場合には記者クラブを中心に協議する。現場レベルでの解決が困難な場合は、民放連・報道問題研究部会が窓口となり、関係の報道部長会などと協力しながら調整する。また、マスメディア界全体での取り組みが必要な場合は、日本新聞協会と連携しながら、雑誌など他のメディアに対しても協力を呼びかける。

われわれは、この取り組みを積極的に推進していくことで、視聴者からの信頼をより確実なものにしていきたいと考えている。

以上

## 資料 2-6

平成 16 年 12 月 16 日

### 報道・著述分野における個人情報の保護に関する基本的な考え方

(社)日本民間放送連盟・報道委員会

2005年4月、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）が全面施行される。この個人情報保護法は制定される過程で、報道の自由・表現の自由を規制する恐れが指摘され、「報道」「著述」などの分野については論議のすえに「義務規定」の適用が除外された。

法律の全面施行により、今後、自己の情報の流通を制限する権利を個人に認める「個人情報保護」という考え方が一般化していくことになる。このことにより、報道の自由・表現の自由にとって最大の前提条件となる情報の自由な流れが妨げられる可能性がある。しかしながら、個人の人格権に由来する個人情報の保護という価値、それ自体を疑うことはできない。このため、報道の自由・表現の自由との調整が必要となってくる。

個人情報保護法第50条3項は、義務規定の適用が除外された分野についても「個人データの安全管理」「個人情報の取り扱いについての苦情の処理」など適切な措置を自ら講じて公表することを努力義務とし、一定の範囲で、報道・著述などの分野についても、個人情報保護の考え方を取り入れるよう求めている。

当委員会は、報道・著述の分野についても、報道の自由や表現の自由を守りながら、個人情報保護法の基本精神を尊重し、特に努力義務が課されている安全管理と苦情の処理に関しては適切に対応することが必要だと考える。

その際、報道・著述分野の個人情報の保護に関しては、報道の自由を尊重して、行政は関与しないとの考えを政府は国会で明らかにしており、報道機関自らが判断する必要がある。個人情報保護法では、報道・著述の目的が一部でも含まれていれば、個人情報取り扱い事業者に課される義務規定の適用が除外されることになっており、民間放送の場合、報道局、報道制作局、情報局、制作局など報道・表現活動に関わるすべての業務が義務規定の適用を除外されるものと解する。

以上

## 資料 2-7

2008年1月17日  
(社)日本民間放送連盟

### 裁判員制度下における事件報道について

一般の国民が刑事裁判に参加し、裁判官と協働して審理を行う裁判員制度の実施にあたり、日本民間放送連盟は、公正で開かれた裁判の実現という観点から、あらためて事件報道のあり方について議論し、以下の考え方をまとめた。

民放連は1997年、日常の取材・報道活動の道標として「報道指針」を策定し、不断の努力を続けている。また、放送界の第三者機関・BPO（放送倫理・番組向上機構）の設置や、集团的過熱取材問題への対応など、自主自律機能の強化を図っている。

裁判員制度の実施にあっても、こうした基本姿勢は変わるものではない。今回の議論を踏まえ、われわれの社会的責任を再確認することによって、「知る権利」に応える事件報道と、適正な刑事手続の保障との調和が図られると考える。

- (1) 事件報道にあたっては、被疑者・被告人の主張に耳を傾ける。
- (2) 一方的に社会的制裁を加えるような報道は避ける。
- (3) 事件の本質や背景を理解するうえで欠かせないと判断される情報を報じる際は、当事者の名誉・プライバシーを尊重する。
- (4) 多様な意見を考慮し、多角的な報道を心掛ける。
- (5) 予断を排し、その時々的事实をありのまま伝え、情報源秘匿の原則に反しない範囲で、情報の発信元を明らかにする。また、未確認の情報はその旨を明示する。
- (6) 裁判員については、裁判員法の趣旨を踏まえて取材・報道にあたる。検討すべき課題が生じた場合は裁判所と十分に協議する。
- (7) 国民が刑事裁判への理解を深めるために、刑事手続の原則について報道することに努める。
- (8) 公正で開かれた裁判であるかどうかの視点を常に意識し、取材・報道にあたる。

国民が参加する裁判員制度の下では、事件の真相解明とともに、司法判断に至る過程や理由が、裁判員が選ばれる母体である社会全体で共有されることが求められる。

こうした中、報道機関は、事件の背景や原因に迫り、伝えていく重い役割を担っていると考えられる。われわれは、社会が事件を直視し、社会が一体となって再発の防止を考える手がかりを提供することによって、視聴者・聴取者の期待に応えなければならない。

われわれ報道機関は、公共的使命と責任をいまあらためて自覚し、これからも幅広い観点から事件報道にあたることを、ここに確認する。

以上

## 資料 2-8

2009年2月5日  
(社)日本民間放送連盟

### 裁判員裁判の取材にあたっての申し入れ

裁判員制度が本年5月21日から始まります。「国民の社会的常識と感覚を司法の判断に反映させる」という新制度の趣旨が国民に正しく理解されるためには、新聞・通信・放送をはじめ、各メディアがそれぞれの特性を活かして広く伝えることが重要であり、われわれは、その使命と責任を強く認識しています。

民放連は、「国民が参加する裁判員制度の下では、事件の真相解明とともに、司法判断に至る過程や理由が、裁判員が選ばれる母体である社会全体で共有されることが求められる」（『裁判員制度下における事件報道について』2008年1月17日）とし、取材・報道姿勢を明らかにしました。

さらに、「裁判員経験者の体験が広く国民に認識され、共有されることで、制度そのものへの関心も大きく高まる」、そのためには「取材の自由は最大限に担保されるべきである」（『裁判員裁判の取材における基本スタンス〔骨子〕』2009年1月15日）と表明しました。

われわれは、公判前（裁判員選任手続、公判前整理手続）、公判中（審理、評議、評決）、公判後（裁判員への取材等）など、あらゆる過程で情報が開示されることこそが、“司法制度の可視化”につながると考えています。

新制度のスタートを、公正で開かれた裁判の実現への好機と捉え、国民の知る権利に応える報道機関として、取材・報道活動をさらに充実させるため、以下の事項を申し入れます。

#### 1. 法廷内撮影も含めた裁判の全面可視化

裁判員制度の正確な理解促進のためにも、映像と音声による取材・報道は不可欠です。

法廷は原則として公開のものであると考えます。公判の過程が映像と音声によって可視化されることにより初めて、真の意味で「開かれた司法」「開かれた裁判」が実現されると考えるからです。

そのためには、裁判員選任手続、評議室、法廷における冒頭陳述、証人尋問・論告求刑など、各段階で映像と音声取材が必要であり、当事者、関係者などの同意のもと、可能な限り撮影・録音が認められるべきです。

また、新たな制度を検証するためにも、必要な情報は原則公開とすべきです。特に、公判前整理手続は運用上非公開となっているにすぎないと認識しており、さらに情報公開を進めるべきと考えます。

#### 2. 裁判員への取材について

民放連は、「裁判員については、裁判員法の趣旨を踏まえて取材・報道にあたる。検討すべき課題が生じた場合は裁判所と十分に協議する」（『裁判員制度下における事件報道について』）とし、伝えるべきことは最大限取材し、報道するとの考えを示しています。裁判員制度であっても、報道機関それぞれが自主・自律の精神に基づいて判断して、取材・報道することが第一義です。

一方、裁判員に対する取材で無用な混乱が生じることは当然、避けるべきです。裁判員のプライバシーや身の安全に配慮し、自由に意見を言える環境を整えることで、制度の定着を図ろうとの趣旨は理解しています。しかし、これらは決して相反するものではなく、



報道機関の工夫や努力と裁判所側の協力によって、両立すると考えます。

その方法として、裁判官や裁判員による記者会見を開催し、裁判員の声聞くことも意義があることです。裁判員経験者の生の体験談を知ることによって、新たな制度を社会に浸透させ、同時に検証することが可能になるからです。

記者会見の運営方法等は、第一義的には各地区の報道機関と地方裁判所との間で、個々の裁判に応じて柔軟に検討されるべきことです。したがって、記者会見運営の主体となるべき記者クラブは、各地区の任意の組織であるとの認識に基づき、対応いただけるよう要望します。

最後に、われわれは、これらの実現に向けて、今後も意見交換の場を継続するとともに、5月21日の制度開始以降も、運用状況や検証結果などを踏まえた検討が続けられるべきと考えており、同制度の定着のために努力を重ねていく所存であります。

以上

## 資料 2-9

### 「桶川女子大生殺害事件」取材についての要望

1999年12月22日

放送と人権等権利に関する委員会（BRC）委員長談話

今年10月26日に発生した「桶川女子大生殺害事件」に関して、被害者の母親及び親族から、本日、テレビ局の執拗な取材に自粛を求める電話がBRCに寄せられた。母親及び家族からの訴えは以下の通りである。

「家の前に大勢の取材陣が群がり、家族の姿が映し出され外出も出来ない状況で、生活に支障をきたしている。殺害された娘の写真が度々放送され、家族の写真は映さないでほしいと頼んでも聞き入れてくれない。わが家の写せるところは全てさらけ出し、家族には小学生や大学受験を控えた子供もいるのに、話を聞かせてほしいと執拗に迫る。近所にも迷惑をかけ、このままではここに住んでいられなくなってしまう。被害者であるにもかかわらず、何でこれほどいじめられなくてはならないのか。被害者に自殺でもしろというに等しい」

BRCは、事件報道の際に度々指摘されることではあるが、今回も犯罪被害者の立場に十分な配慮をせず、被害者家族に二次的な報道被害が及んでいる事態が生じていることを憂慮せざるをえない。事件の真相を解明するための取材が必要であることはいうまでもないが、今後の取材に当たっては、上記の家族の声を真摯に受け止め、被害者及び家族のプライバシーを侵害することのないよう節度をもって当たることを強く要望する。

BRCとしては、本件の報道に対し、今後とも重大な関心を持っていることを明らかにしたい。

以上

## 資料 2-10

### 「秋田県能代地区における連続児童遺体発見事件」取材についての要望

2006年5月25日

放送と人権等権利に関する委員会委員長 竹田 稔

4月9日に行方不明となり翌10日に遺体で発見された小学校4年の畠山彩香さんの母親から、昨24日、BPO〔放送倫理・番組向上機構〕に「テレビ、新聞、雑誌等メディア各社の猛烈な取材攻勢に見舞われ、生活を脅かされている。何とかして欲しい」という訴えが寄せられました。

母親は、「取材攻勢が激しくなったのは小学校1年の米山豪憲君の遺体が発見された5月18日以降で、自宅とその周辺は各社取材陣の数十台と思われる車に取り囲まれ自宅には住めず、避難先の実家も取材攻勢にあって外出もままならない。窓は開けられず、職場にも取材陣が付きまとう現状だ。27日（土）に娘の納骨を予定しているが、現状では出来そうにもない。何とか納骨だけは無事に済ませたい」と訴えています。

BRC〔放送と人権等権利に関する委員会〕は、放送による表現の自由を確保しつつ、放送による人権侵害の被害を救済するため人権侵害に関連する苦情申し入れに対しては、第三者機関として迅速、的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的としています。

当委員会は、1999年12月に「桶川女子大生殺害事件」に関して各社に取材の自粛を求める委員長談話を出していますが、今回のケースについても、放送各社に対し真相の究明を急ぐあまり過剰取材に陥り、本件事案の取材対象者のプライバシーを侵害することのないよう、節度をもって取材に当たることを強く要望します。

以上

## 資料 2-11

### 「犯罪被害者等基本計画」に関する BRC 声明

2005 年 12 月 27 日

放送倫理・番組向上機構  
放送と人権等権利に関する委員会 (BRC) 委員長 飽戸 弘

急激な社会の変化の中で、人々は内外の複雑困難な問題に直面し、とまどいと混迷を深めている。平和で安全な日々の暮らしを守るためには、生起する事態についてその真実を究明し、原因や問題点を明らかにすることが何よりも必要である。人々はこうした情報の提供を受けて自ら意見を形成し、それを自由に表明することを通じて、自らの生活を守り、社会をよりよい方向へ導くことができる。

そのためには、メディアにより、人々への必要かつ有益な情報が十分に提供されなければならない。メディアはこの点で重要な役割を担っており、人々の知る権利に十分に応えるべき責務がある。

本日、内閣は犯罪被害者等基本計画を閣議決定し、犯罪被害者の氏名を実名で発表するか否かを警察の判断に委ねることとした。

しかし、犯罪被害者の氏名は事実の確認や検証のための取材の出発点であるから、今回の措置は情報の流れを事前に警察当局が封鎖することに等しく、メディアによる情報収集を困難にし、人々がメディアを通じてその情報を受け取る自由を制約する結果を惹起することを否定しがたい。

これまで、メディアの側において犯罪被害者らに対し、無神経な取材や行き過ぎた報道がなされたことは事実であり、真摯な反省が求められているところである。しかし、現在メディアはその反省に立って、取材については平成 14 年 4 月、日本新聞協会が「集团的過熱取材対策小委員会」を設置し被害防止を図ってきている。また、行き過ぎた放送による被害については、平成 9 年 5 月 NHK と民間放送各社において第三者機関としての「放送と人権等権利に関する委員会」を設立し、多くの苦情を受け付け、被害を訴える者と当該放送局との間の斡旋解決を図るとともに、現在までに 17 事案 26 件について決定を出して放送被害の救済に努めてきている。今回の措置は、当委員会のこうした努力やその果たしている役割を軽視するものと言わざるを得ない。

犯罪被害者の実名開示の可否の問題は、被害者間でも意見が分かれているところである。これに対する対応は、報道関係者が取材の際に被害者との信頼関係を築きながら、事件の社会的性格への配慮と被害者の希望を尊重・配慮することにより自主的に解決すべきであって、犯罪捜査に直接関わる警察に判断を委ねることで解決すべき問題ではないと考える。

以上のとおり、民主主義社会を根底から支える報道の自由の見地から、警察が情報の流れを事前に抑制することとなる今回の閣議決定は報道の死命を制しかねない重大な問題であることを広く訴えるとともに、内閣に対しては同措置を早急に改めるよう強く要望する。

以上

## 資料 2-12

### 犯罪被害者の権利宣言

1999年5月15日  
全国被害者支援ネットワーク

我が国の犯罪被害者は、生命身体等に重大な侵害を受けた事件の重要な当事者でありながら、長い間刑事司法制度からも社会からも「忘れられた存在」であった。多くの犯罪被害者は、我が国の犯罪被害者支援の充実を願いながらも、声をあげることさえ出来ず、苦しんできた。犯罪は社会の規範に反し、人間の基本的な権利を侵害するものであり、また誰もが犯罪被害者となりうる。それゆえに、犯罪被害者を理解と配慮をもって支援し、その回復を助けることは、本来、社会の当然の責務である。

犯罪被害者が大きな打撃から立ち直り、人間としての幸福を求めて再び歩み始められるように、犯罪被害者の権利を確立することは、単に福祉の増進にとって必要であるばかりでなく、国民の刑事司法に対する信頼を高め、社会全体の利益につながるものである。国、地方公共団体は、被害者支援のための総合的な施策を講ずる責務を担うべきである。また、国民は、犯罪被害者のおかれている状況を理解し、支援に協力することが求められる。全国被害者支援ネットワークは、このような認識に立ち、ここに以下の犯罪被害者の権利を宣言する。

#### 犯罪被害者の権利宣言

(公正な処遇を受ける権利)

1. 犯罪被害者（犯罪によって害を被った者及びその家族をいう。以下同じ。）は、公正で、かつ個人の尊厳に配慮した処遇を受けるべきである。

(情報を提供される権利)

2. 犯罪被害者は、被害を受けた事件の刑事司法手続きおよび保護手続きに関する情報、ならびに被害の回復のために利用できる諸制度に関する情報の提供を受けることができる。

(被害回復の権利)

3. 犯罪被害者は、受けた被害について迅速かつ適切な回復を求めることができる。

(意見を述べる権利)

4. 犯罪被害者は、刑事司法手続きおよび保護手続きの中で、意見を述べるができる。

(支援を受ける権利)

5. 犯罪被害者は、医療的、経済的、精神的及びその他の社会生活上の支援を受けることができる。

(再被害からまもられる権利)

6. 犯罪被害者は、再被害の脅威からまもられるべきである。

(平穏かつ安全に生活する権利)

7. 犯罪被害者は被害を受けたことからおこるプライバシーの侵害からまもられ、平穏かつ安全な生活を保障されるべきである。

## 参考文献

### (A)

- 阿武野勝彦, 2008, 「光市事件を弁護団側から描く——思い込みを崩し、停止した思考を動かせ」『GALAC』10: 26-27.
- 赤木孝次, 2008, 「新聞協会の全国実態調査に見る匿名化の深刻な流れ」『Journalism』朝日新聞出版, 221(10):2-9.
- 赤尾光史・赤木孝次・高木強・高橋耕・田北康成・船場義之・本橋春紀・諸橋泰樹, 2004, 「放送における取材・報道ガイドラインの分析～在京民放キー5局を事例に～」日本マス・コミュニケーション学会 2004 年度秋季大会報告原稿.
- 秋山浩之, 2008, 「光市事件を被告側から描く——図式化された報道が、社会をミスリードする」『GALAC』10: 24-25.
- 天野勝文他編, 2001, 『第二版現代マスコミ論のポイント』学文社.
- 朝日新聞事件報道小委員会, 2012, 『事件の取材と報道 2012』朝日新聞出版社.
- 浅野健一, 1984, 『犯罪報道の犯罪』学陽書房.
- , 1989, 『新・犯罪報道の犯罪』講談社.
- , 1997, 『犯罪報道とメディアの良心——匿名報道と揺らぐ実名原則』第三書館.
- , 2003, 『「報道加害」の現場を歩く』社会評論社.
- 椋澤和幸, 「集団的過熱取材をめぐるメディアの規制と自律」日本マス・コミュニケーション学会 2002 年度春季大会報告原稿.
- , 2007, 『報道被害』岩波書店.

### (B)

- Bernard, Berelson., 1952, *Content Analysis in Communication Research*, NewYork: Free Press.
- Bertrand, claude-Jean, 2003a, *L'ARSENAL DE LA DÉMOCRATIE [An Arsenal for Democracy Media Accountability System]*, French: Economica. (=2003, 前澤猛訳『世界のメディア・アカウンタビリティ制度——デモクラシーを守る七つ道具——』明石出版.)
- Bertrand, claude-Jean, 2003b, 「第9章アメリカの地方プレス評議会」in Claude-Jean, Bertrand, 2003, *L' ARSENAL DE LA DÉMOCRATIE[An Arsenal for Democracy Media Accountability System]*, French: Economica. (=2003, 前澤猛訳『世界のメディア・アカウンタビリティ制度——デモクラシーを守る七つ道具——』明石出版, 249-281.

(C)

CBC Television, 2012, *CBC Television Manual for Program Standards & Practices*

Retrieved January 30, 2014, <http://www.cbc.ca/productionfacilities/assets/CBC-Program-Standards-Practices.pdf>).

Carter, Cynthia., Branston, Gill and Allan, Stuart eds., 1998, *NEWS, GENDER AND POWER*, New York: Routledge.

Carter, Cynthia., 1998, WHEN THE 'EXTRAORDINARY' BECOMES 'ORDINARY' Everyday news of sexual violence Carter, Cynthia., Branston, Gill and Allan, Stuart eds., *NEWS, GENDER AND POWER*, New York: Routledge:219-232.

Chermak, Steven M., 1995, *Victims in the News: Crime and the American News Media*, Boulder: WestviewPress.

Chambers, Deborah., Steiner, Linda., and Fleming, Carole., 2004, *WOMEN AND JOURNALISM*, New York: Routledge.

筑紫哲也, 2002, 『ニュースキャスター』集英社.

(D)

臺宏士, 2008, 「放送局への介入、虚偽発表——悪意ある法律運用の実態」『Journalism』朝日新聞出版, 221(10): 26-34.

第一東京弁護士会犯罪被害者保護に関する委員会, 2010, 『3訂版ビクティム・サポート(VS) マニュアル——犯罪被害者支援の手引き』東京法令出版.

Brayne, Mark., 2008 『トラウマとジャーナリズム ジャーナリスト、編集者、管理職のためのガイド』(Retrieved September 2, 2012, <http://dartcenter.org/content/%E3%83%88%E3%83%A9%E3%82%A6%E3%83%9E%E3%81%A8%E3%82%B8%E3%83%A3%E3%83%BC%E3%83%8A%E3%83%AA%E3%82%BA%E3%83%A0>).

Dayan, Daniel and Katz Elihu, 1992, *Media Events: The Live Broadcasting of History*, Cambridge: Harvard University Press. (=1996, 浅見克彦訳『メディア・イベント——歴史をつくるメディア・セレモニー』青弓社.)

土井隆義, 2008, 「〈被害者配慮〉と〈厳罰化〉の時代」『GALAC』10: 28-31.

(E)

Eysenck, Hans. Jürgen and D. K. B. Nias, 1978, *Sex, Violence, and The Media*, Fanham: Ashgate Publishing Limited.

Erik Neveu, 2000, Le genre du journalisme. Des ambivalences de la féminisation d'une profession., *Politix*, Vol.13(51): 179-212 (Retrieved November 19, 2013, [http://www.persee.fr/web/revues/home/prescript/article/polix\\_0295-2319\\_2000\\_num\\_13\\_5\\_1\\_1109](http://www.persee.fr/web/revues/home/prescript/article/polix_0295-2319_2000_num_13_5_1_1109)).

(F)

Fowler, 1991, *Language in the NEWS: Discourse and Ideology in the Press*. London Routledge and Kegan Paul.

Fiske, John, 1987, *Television Culture*, London: Routledge. (=1996, 伊藤守・藤田真文・常木瑛生・小林直毅・高橋徹訳『テレビジョンカルチャー』梓出版社.)

———1989, *Reading the Popular*, London: Routledge. (=1998, 山本雄二訳『抵抗の

快楽——ポピュラーカルチャーの記号論』世界思想社.)

Franklin, Bob, 1997, *Newszak and News Media*, London: Arnold.

渕野貴生, 2008, 「裁判員の公平性保障と報道の自由のあり方」『朝日総研レポート AIR 21』朝日新聞出版, 215(4): 2-23.

藤平芳紀, 2007, 『視聴率の正しい使い方』朝日新聞社.

藤田博司, 2011, 「報道倫理とコンプライアンス NHK 記者教育改革の重い課題」『Journalism』朝日新聞出版, 250(3): 20-27.

藤竹暁, 1996, 「メディアイベントの展開とニュース概念の変化」『マス・コミュニケーション研究』No.48: 3-19.

藤田真文, 2008a, 「放送関連業界のキャリア形成における大学の役割——放送の経営については、何をどこで学ぶことができるか」『放送研究と調査』(58)3: 71-76.

———, 2008b, 「放送人養成と放送経営教育(1)日米の大学学部課程における放送関連教育——米オハイオ大学スクリップス・ジャーナリズム・スクールでの実地調査を通じて」『放送研究と調査』58(8): 32-41.

———, 2010, 「人材育成に求められる新しいシステム作り」『GALAC』11: 30-35.

福田充, 1999, 「映像メディアに関する効果研究の新展開——テレビ効果論のメディア・サイコロジー」橋元良明編著『映像メディアの展開と社会心理 シリーズ・情報環境と社会心理 4』北樹出版, 67-87.

———, 2010, 『リスク・コミュニケーションとメディア——社会調査論的アプローチ』北樹出版.

福岡欣治・小城英子・畑中美穂・松井豊・安藤清志・井上果子・板村英典, 2007, 「放送ジャーナリストにおける日常ストレスとソーシャル・サポート——惨事ストレス対策に向けた基礎資料として」『横浜国立大学教育相談・支援総合センター研究論集』7: 119-141.

福岡欣治・安藤清志・松井豊・井上果子・畑中美穂・板村英典・小城英子, 2008b, 「ジャーナリストの惨事ストレス——Dart Center 調査からみた海外でのストレス対策の動向」『東洋大学 21 世紀ヒューマン・インタラクション・リサーチ・センター研究年報』5: 15-30.

(G)

GALAC 編集部, 2010, 「放送の人材育成を考える——座談会採用担当者が語る人の採り方・育て方」『GALAC』11: 12-17.

Galtung, G. J. and Ruge, M. H., 1965, "The Structure of Foreign News," *Journal of Peace Research*, vol. 2 : 64-91.

Gill, Rosalind, 2007, *Gender and the Media*, Cambridge: Polity Press.

Grevisse, Benoit, 2003, 「メディア倫理規定——国際比較研究」 in Claude-Jean, Bertrand, 2003, *L'ARSENAL DE LA DÉMOCRATIE [An Arsenal for Democracy Media Accountability System]*, French: Economica. (=2003, 前澤猛訳『世界のメ

ディア・アカウントビリティ制度——デモクラシーを守る七つ道具——』明石出版,136-160.)

(H)

萩原滋・斎藤慎一・川端美樹・横山滋・李光鎬・福田充, 1999, 「変容するメディアとニュース報道——テレビニュース娯楽化傾向の検証」『メディア・コミュニケーション』慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所, 49: 1-27.

——, 2000, 「テレビと新聞が伝えるニュースの重複と分化」『マス・コミュニケーション研究』No.57: 95-108.

Hall, Stuart, 1980, "Encoding/decoding", Stuart Hall, Dorothy Hobson, Andrew Lowe and Paul Willis eds., *Culture, Media, Language*, London: Hutchinson, 128-138.

花田達朗, 1996, 『公共圏という名の社会空間』木鐸社.

——・ニューズラボ研究会, 2004, 『実践ジャーナリスト養成講座』平凡社.

花田達郎・廣井脩編, 2003, 『論争いま, ジャーナリスト教育』東京大学出版会.

韓永學, 2005, 『報道被害と反論権』明石書店.

原寿雄, 1997, 『ジャーナリズムの思想』岩波書店.

長谷部恭男, 2005, 「放送法 4 条に基づく訂正放送——『生活ほっとモーニング』事件」堀部政男・長谷部恭男編『別冊ジュリストメディア判例百選 179 号』有斐閣.

畑中美穂・福岡欣治・小城英子・松井豊・安藤清志・井上果子・板村英典, 2007, 「放送ジャーナリストが経験する惨事の特徴とストレス反応」『横浜国立大学教育相談・支援総合センター研究論集』7: 95-117.

畑中美穂・小城英子・板村英典・井上果子, 2008, 「ジャーナリストの惨事ストレスに関する探索的検討 2——放送ジャーナリストおよび管理職に対する面接調査の結果報告」『横浜国立大学教育相談・支援総合センター研究論集』8: 91-100.

服部孝司, 2010, 「報道から一歩踏み出す『新聞力』が世の中を変える」『Journalism』朝日新聞出版, 245(10): 60-61.

林香里, 2002, 『マスメディアの周縁, ジャーナリズムの核心』新曜社.

——, 2011, 『〈オンナ・コドモ〉のジャーナリズム——ケアの倫理とともに』岩波書店.

——・谷岡理香編著, 2013, 『テレビ報道職のワーク・ライフ・アンバランス』大月書店.

平島廉久, 1993, 『検証視聴率』日本能率協会マネージメントセンター.

堀部政男・長谷部恭男, 2005, 『別冊ジュリストメディア判例百選 No.179』有斐閣.

法務省, 2008, 『平成 20 年版犯罪白書』(2012 年 9 月 4 日取得, <http://hakusyol.moj.go.jp/jp/55/nfm/mokuji.html>).

——, 2012, 『平成 24 年版犯罪白書』(2013 年 9 月 30 日取得, <http://hakusyol.moj.go.jp/jp/59/nfm/mokuji.html>).



放送倫理・番組向上機構(BPO), 2008, 「事件報道と開かれた司法——裁判員制度実施を控えて」『放送倫理検証委員会ブックレット2』放送倫理・番組向上機構(BPO).

放送倫理・番組向上機構(BPO), 2010, 『BPO 年次報告書 2009 年度』.

放送倫理・番組向上機構(BPO), 2011, 『BPO 年次報告書 2010 年度』.

(I)

五十嵐二葉, 1991, 『犯罪報道』岩波書店, 岩波ブックレット 192.

飯室勝彦・田島泰彦・渡辺眞次編, 1997, 『報道される側の人権』明石書店.

今村庸一, 1996, 『映像メディアと報道』丸善.

———, 2003, 『映像情報論』丸善.

井上輝子, 1985, 「女性ジャーナリズム論」『新聞学評論』34: 51-65.

———・女性雑誌研究会編訳, 1989, 『女性雑誌を解説する: Comparepolitan——日・米・メキシコ比較研究』垣内出版.

———・女性雑誌研究会編訳, 1995, 『メディア・セクシズム——男がつくる女』垣内出版.

———・江原由美子編, 1999, 『女性のデータブック第3版』有斐閣.

井上泰浩, 2002, 「人権侵害の境界線を越える取材」『法学セミナー』569(5): 62-66

石田佐恵子, 1998, 『有名性という文化装置』勁草書房.

板村英典・松井豊・安藤清志・井上果子・福岡欣治・小城英子・畑中美穂, 2007, 「ジャーナリストのストレスをめぐる研究状況——日本におけるマス・メディア論およびジャーナリズム研究を中心に」『筑波大学心理学研究』33: 29-41.

伊藤守, 2005, 『記憶・暴力・システム——メディア文化の政治学』法政大学出版局.

伊藤守編, 2006, 『テレビニュースの社会学』世界思想社

伊藤正志, 2008, 「各地で相次ぐ匿名発表、情報隠し——全国の取材網を通じた実態調査から考える」『新聞研究』685: 14-17.

伊藤雅人, 2008, 「制度の定着に向け建設的議論を」『新聞研究』682: 22-23.

IWMF (INTERNATIONAL WOMEN'S MEDIA FOUNDATION), 2012, *Global Report on the Status of Women in the News Media* (Retrieved September 2, 2012, <http://iwmf.org/pioneering-change/global-research-on-women-in-the-news-media/global-report-online-version.aspx>).

(J)

事件の取材と報道編集委員会, 2005, 『事件の取材と報道』朝日新聞出版.

人権と報道関西の会, 2000, 『マスコミがやってきた! ——取材・報道被害から子ども・地域を守る』現代人文社.

(K)

海後宗男, 1999, 『テレビ報道の機能分析』風間書房.

金平茂紀, 2007, 『テレビニュースは終わらない』集英社.

柏井信二, 2010, 「製作会社が抱える人材育成の悩み」『GALAC』11: 22-25.

加藤春恵子, 1995, 「性別分業・らしさ固定批判・性的対象物批判」井上輝子・天野正子・

- 江原由美子・上野千鶴子編『日本のフェミニズム 7 表現とメディア』岩波書店、166-172.
- , 1996, 「コミュニケーションとジェンダー」『マス・コミュニケーション研究』No.49: 36-47.
- 河原理子, 1999, 『犯罪被害者』平凡社.
- , 2005, 「記者は石のハートでなければならないか」高橋シズエ・河原理子編『〈犯罪被害者〉が報道を変える』岩波書店, 154-179.
- 川人博編著, 1997, 『テキストブック 現代の人権 第二版』日本評論社.
- 河合幹雄, 2004, 『安全神話崩壊のパラドックス——治安の法社会学』岩波書店.
- 川井良介, 1987, 『世論とマス・コミュニケーション』ブレーン出版.
- 警察庁, 2009, 『平成 20 年の犯罪』(2013 年 9 月 20 日取得, <http://www.npa.go.jp/archive/toukei/keiki/h20/h20hanzaitoukei.htm>).
- 警察庁犯罪被害者対策室監修, 被害者対策研究会編著, 2004, 『新版 警察の犯罪被害者対策[改訂版]』立花書房.
- 警察庁犯罪被害者支援室, 2000, 『警察による犯罪被害者支援ホームページ』(2013 年 3 月 15 日取得, <http://www8.cao.go.jp/hanzai/report/h19/index.html>).
- 北村日出夫, 1985, 『テレビ・メディアの記号学』有信堂.
- 小林弘忠, 1998, 『新聞報道と顔写真』中央公論社.
- 小林恭子, 2008, 「規制に果敢に挑戦するメディア——英国の陪審制と報道のかかわり」『新聞研究』679: 19-22.
- 小林美佳, 2008, 『性犯罪被害にあうということ』朝日新聞出版.
- 小堀龍之, 2008, 「市民ネット中継賛否 秋葉原・殺傷」『朝日新聞』2008.7.8 朝刊.
- 小玉美意子・白水繁彦・竹山昭子・吉田文彦・小田原敏, 1986, 『日米テレビニュース比較研究「CBS イブニングニュース」「NHK 夜 7 時のニュース」「TBS ニュースコープ」1984 年』, 比較テレビニュース研究会報告書.
- ・白水繁彦・竹山昭子・吉田文彦・小田原敏・音好宏・Anne Cooper-Chen, 1996, 『日米テレビニュース比較研究 1994 年秋の調査報告——「CBS イブニングニュース」「CNN ワールドニュース」「NHK ニュース 7」「NHK ニュース 9」』.
- , 1995, 『新版ジャーナリズムの女性観』学文社.
- ・中正樹・黄允一, 1999, 「雑誌における女性被害者報道の分析——事例研究:『東京電力女性社員殺人事件』を『学習院男子学生殺人事件』と比較する」『武蔵社会学論集ソシオロジスト』1(1): 1-38.
- , 2000, 「放送における自己批判システムの一考察」『マス・コミュニケーション研究』No.57:35-49.
- , 2001, 「放送におけるジェンダーを考える」『AURA』フジテレビ編成局調査部, 149: 2-14.

- ・小田原敏・アンジェロ・イシ・中正樹・鈴木弘貴・小林直美・沈成恩・黄允一，  
2006，「国際テレビニュース比較研究 2004——アメリカ・日本・イギリス・ブラジル  
(内容分析編)」『武蔵社会学論集ソシオロジスト』8(1): 171-266.
- ，2006，「ニュースを伝える人のジェンダー分析」『武蔵大学総合研究所紀要』  
No. 15 : 35-52.
- 小玉美意子編，2008，『テレビニュースの解剖学——映像時代のニュース・リテラシー』  
新曜社.
- ，2009，「放送文化とジェンダー」『国際ジェンダー学会誌』vol.7 : 9-26.
- ，2012，『メジャー・シェア・ケアのメディア・コミュニケーション論』学文社.
- 小池振一郎，2001，『ワイドショーに弁護士が出演する理由』平凡社.
- 小泉咲子，2013，「[特集]ワーキングマザーの輝いている顔・顔・顔 子持ちも独身も立場  
は違えどチームです 女のプロジェクト進行中！」『Grazia』講談社，No.204 : 122.
- 小泉哲郎，1998，『テレビジャーナリズムの作法』花伝社.
- 児島和人，1993，『マス・コミュニケーション受容理論の展開』東京大学出版会.
- 小町谷育子，2008，「『光市母子殺害事件』に関する放送が教えたもの——より冷静で、多  
面的な“刑事裁判報道”を」『GALAC』10: 20-23.
- 小西聖子，1996，『犯罪被害者の心の傷』白水社.
- 厚生労働省，2012，『平成 23 年度雇用均等基本調査』（2013 年 6 月 25 日取得，  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-23r-05.pdf>）.
- 小城英子，2004，『「劇場型犯罪」とマス・コミュニケーション』ナカニシヤ出版.
- Krauss, Ellis, 2000, *Broadcasting Politics in Japan: NHK and Television News*,  
New York: Cornell University Press. (=2006, 村松岐夫監訳・後藤潤平訳『NHK vs  
日本政治』東洋経済新報社.)
- Krippendorff, Klaus, 1980, *Content Analysis: An Introduction to Its Methodology*,  
Thousand Oaks: Sage Publication, Inc. (=2006, 三上俊治・椎野信雄・橋元良明訳  
『メッセージ分析の技法 ——「内容分析」への招待』勁草書房.)
- 国広陽子，2001，『主婦とジェンダー』尚学社.
- 黒田清，1996，『TBS 事件とジャーナリズム』岩波書店.
- 楠根重和，2003，「ドイツ プレス評議会のプレス綱領とガイド・ライン」in Claude-Jean,  
Bertrand, 2003, *L'ARSENAL DE LA DÉMOCRATIE [An Arsenal for Democracy  
Media Accountability System]*, French: Economica. (=2003, 前澤猛訳『世界のメ  
ディア・アカウンタビリティ制度——デモクラシーを守る七つ道具——』明石出  
版, 165-160.)
- 九州弁護士会連合会・大分県弁護士会『犯罪被害者の権利と救済』.
- (L)
- Lauzen, Martha, M., David M. Dozier and Nora Horan, 2008, "Constructing Gender  
Stereotypes Through Social Roles in Prime-time Television," *Journal of*

*Broadcasting & Electronic Media*,52(2)200-214.

Luhman, Niklas, 1996, *Die Realität der Massenmedian*, Opladen: Westdeutscher Verlag. (=2005, 林香里訳『マスメディアのリアリティ』木鐸社.)

(M)

Mackinnon, Catharine, A., 1987, *Feminism Unmodified: Discourses on Life and Law*, Cambridge: Harvard University Press. (=1993, 奥田暁子・加藤春恵子・鈴木みどり・山崎美佐子訳『フェミニズムと表現の自由』明石書店.)

松田美佐, 1996, 「ジェンダーの観点からのメディア研究再考——ジェンダーとメディアの社会的構成に焦点をあてながら」『マス・コミュニケーション研究』No.48: 190-203.

松井豊・井上果子・畑中美穂, 2005, 「Trauma Risk Management (TRiM) の紹介」『横浜国立大学教育相談・支援総合センター研究論集』5: 21-36.

————・板村英典・福岡欣治・安藤清志・井上果子・小城英子・畑中美穂, 2006, 「ジャーナリストの惨事ストレスに関する探索的検討」『東洋大学 21 世紀ヒューマン・インタラクション・リサーチ・センター研究年報』3: 71-76.

松本逸也, 2006, 『一極集中報道——過熱するマスコミを検証する』現代人文社.

松本和良・田村穰生・江川直子・大黒正伸編, 2004, 『シンボルとコミュニケーションの社会学』恒星社厚生閣.

McNair, Brian, 1998, *The Sociology of Journalism*, London: Arnold Publishers. (=2006, 小川浩一・赤尾光史監訳『ジャーナリズムの社会学』リベルタ出版.)

McQuail, D., 1985, *Mass Communication Theory -An Introduction-*; London: Sage (=1985, 『マス・コミュニケーションの理論』新曜社.)

メディア総合研究所, 1998, 『放送を市民の手に』花伝社.

メディア総合研究所, 2004, 「『テレビ番組制作委託に関する番組制作会社へのアンケート』結果分析」『放送レポート』187(3): 38-44.

メディア総合研究所, 2011, 「番組を作る人たちの意識——中間報告・番組制作の仕事に関するアンケートより」『放送レポート』229(3): 20-28.

メディアと人権を考える会, 1993, 『徹底討論 犯罪報道と人権』現代書館.

Merriam, Sharan, B., 1998, *Qualitative Research and Case Study Applications in Education*, Hoboken: John Wiley & Sons, Inc. (=2004, 堀薫夫・久保真人・成島美弥訳『叢書・現代社会のフロンティア③ 質的調査法入門——教育における調査法とケーススタディ』ミネルヴァ書房.)

ミドルトン・ジョン, 2010, 『報道被害者の法的・倫理的救済論』有斐閣.

三木賢治, 1999, 「事件報道と雑誌ジャーナリズム」飯室勝彦・田島泰彦・渡邊眞次編『新版 報道される側の人権——メディアと犯罪の被害者・被疑者』明石書店, 62-77.

Mink, Alain, 1993, *Le média-choc*, Saint-Pères: Grasset & Fasquelle. (=1994, 山本一郎訳『メディア・ショック』新評論.)

箕輪幸人, 2008, 「民放記者への問いかけ」『新聞研究』682: 26-27.

宮村啓太, 2008, 「新聞各社の具体的指針に期待」『新聞研究』682: 24-25.

宮澤浩一他, 1996, 『犯罪被害者の研究』成文堂.

- 水島久光, 2004, 『閉じつつ開かれる世界——メディア研究の方法序説』 勁草書房.
- 門奈直樹, 2001, 『ジャーナリズムの科学』 有斐閣.
- 森純一, 2008, 「公正な裁判と報道の自由の調和」『新聞研究』 679: 10-13.
- 森田明, 2008, 「法改正による問題解消と意識の成熟へ——個人情報保護の制度面からの考察と提言」『新聞研究』 685: 18-21.
- 諸澤英道, 1998, 『新版被害者学入門』 成文堂.
- , 2003, 『被害者のための正義——国連被害者人権宣言関連ドキュメント』 成文堂.
- 監修, 1998, 『被害者のための司法ハンドブック』 警察庁犯罪被害者対策室.
- 棟居快行, 1999, 「出版・表現の自由とプライバシー」『ジュリスト』 有斐閣, 1166: 12-18
- 村松泰子・ヒラリアゴスマン編, 1998, 『メディアがつくるジェンダー——日独の男女・家族像を読みとく』 新曜社.

(N)

- 内閣府, 2006, 『平成 18 年度犯罪被害者等に関する国民意識調査』(2012 年 9 月 4 日取得, <http://www8.cao.go.jp/hanzai/report/h19/index.html>).
- , 2007, 『平成 19 年度犯罪被害類型等ごとに実施する継続的調査結果報告書』(2012 年 9 月 4 日取得, <http://www8.cao.go.jp/hanzai/report/h19-3/index.html>).
- , 2008a, 『平成 20 年度犯罪被害者等に関する国民意識調査』(2012 年 9 月 4 日取得, <http://www8.cao.go.jp/hanzai/report/h20-2/index.html>).
- , 2008b, 『平成 20 年版犯罪被害者白書』.
- , 2009, 『平成 21 年度犯罪被害類型別継続調査調査結果報告書』(2012 年 9 月 4 日取得, <http://www8.cao.go.jp/hanzai/report/h21-2/index.html>).
- , 2013, 『平成 25 年版犯罪被害者白書』(2014 年 1 月 2 日取得, <http://www8.cao.go.jp/hanzai/whitepaper/w-2013/html/zenbun/index.html>).
- 内閣府男女共同参画局編, 2010, 『男女共同参画白書』(2012 年 9 月 4 日取得, <http://www.gender.go.jp/whitepaper/h22/zentai/pdf/index.html>).
- 内閣府男女共同参画局, 2011, 『メディアにおける女性の参画に関する調査報告書』 2013 年 3 月 17 日取得, [http://www.gender.go.jp/research/media\\_research.html](http://www.gender.go.jp/research/media_research.html)).
- , 2012, 『男女間における暴力における調査報告書』 2013 年 4 月 23 日取得, [http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/h24\\_boryoku\\_cyousa.html](http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/h24_boryoku_cyousa.html)).
- 中道實, 1997, 『社会調査方法論』 恒星社厚生閣.
- 中村功, 1999, 「テレビにおける暴力—その実態と培養効果」『マス・コミュニケーション研究』 No.55 : 186-201.
- 中村祥一編, 1988, 『犯罪とメディア文化』 有斐閣.
- 中山千夏・丸山友岐子他編著, 1990, 『女子高生コンクリート詰め殺人事件——彼女のくやしさがわかりますか?』 社会評論社.
- 中山千夏・丸山友岐子他編著, 1991, 『報道の中の女の人権——「女子高生コンクリート

- 詰め殺人事件」をめぐって』社会評論社.
- Neuman, Lawrence, W., 2006, *Social Research Methods: Qualitative and Quantitative Approaches sixth edition*, Upper Saddle River: Pearson Education, Inc.
- 日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会, 2004, 『犯罪被害者の権利の確立と総合的支援を求めて』明石書店.
- 日本弁護士連合会人権擁護委員会, 2000, 『人権と報道——報道のあるべき姿をもとめて』明石書店.
- 日本評論社編, 1988, 法学セミナー増刊総合特集シリーズ 39 『人権と報道を考える』日本評論社.
- 日本評論社編, 1990, 『法学セミナー増刊総合特集シリーズ 45 犯罪報道の現在』日本評論社.
- 日本民間放送連盟, 1999, 『放送番組調査会報 70』.
- , 2007, 『放送ハンドブック』日経 BP 社.
- 編, 2010, 『日本民間放送年鑑<2010>』コーケン出版.
- 日本新聞協会, 2000, 『新聞倫理綱領』(2012年9月24日取得, [http://www.pressnet.or.jp/statement/report/000621\\_390.html](http://www.pressnet.or.jp/statement/report/000621_390.html))
- , 2002, 『取材と報道 2002』.
- 日本新聞協会編集委員会, 2006, 『実名と報道』(2012年8月14日取得, <http://www.pressnet.or.jp/publication/book/pdf/jitsumei.pdf>.)
- 日本雑誌協会, 1997, 『雑誌編集倫理綱領』(2012年9月24日取得, [http://www.j-magazine.or.jp/guide\\_002.html](http://www.j-magazine.or.jp/guide_002.html)).
- 日本放送協会, 『NHK 放送ガイドライン 2011』(2012年9月24日取得, <http://www3.nhk.or.jp/pr/keiei/bc-guideline/index.htm>)
- 日本女性放送者懇談会編, 2005, 『放送ウーマン 2004』日本女性放送者懇談会.
- 日本記号学会, 2007, 『新記号論叢書[セミオトポス]4 テレビジョン解体』慶應義塾大学出版会.
- 西日本新聞社会部「犯罪被害者」取材班, 1999, 『犯罪被害者の人権を考える』西日本新聞社.
- (O)
- 小田玲子, 2003, 『サウンド・バイト——思考と感性が止まるとき』東信堂.
- 小黒純, 2010, 「なぜ、地方の仏教系大学で取り組むのか——龍谷大学大学院ジャーナリズムコース」『Journalism』朝日新聞出版, 238(3): 28-35.
- 小俣一平, 2010, 「NHKの記者教育とジャーナリスト教育の展望」『Journalism』朝日新聞出版, 238(3): 38-47.
- , 2011, 「ジャーナリスト教育再考——NHK記者再教育をケーススタディとして」『放送研究と調査』61(5): 40-51.
- 大井眞二, 1993, 「センセーショナルリズムを考える——アメリカ・ジャーナリズム史の文

- 脈から」『マス・コミュニケーション研究』No.43: 45-62.
- , 2008, 「日本のジャーナリスト像——『1000人調査』から見る持続と変化」『朝日総研レポート AIR21』朝日新聞出版, 212(1): 27-58.
- 大石裕, 2010, 「就職と研究の両立をめざす慶應『メディアコム』の教育内容」『Journalism』朝日新聞出版, 245(10): 18-25
- ・岩田温・藤田真文, 2000, 『現代ニュース論』有斐閣.
- 大庭絵里, 1988, 「犯罪報道におけるニュース決定」『法学セミナー増刊総合特集シリーズ 39「人権と報道を考える」』日本評論社, 39: 223-232.
- 大庭絵里, 2011, 「犯罪の可視化と犯罪報道」渡辺武達・山口巧二・野原仁『メディア用語基本辞典』世界思想社.
- 大谷昭宏, 2008, 「視聴者に死刑を“直視”させよ」『GALAC』472(10): 12-15.
- (P)
- Pritchard, David ed., 2000, *Holding the Media Accountable*, Indianapolis: Indiana University Press.
- (R)
- リース・ギャビン, 2008, 「心に傷を負うジャーナリストたち——英国 BBC が展開するトラウマ対策」『朝日総研レポート AIR21』朝日新聞出版, 215(4): 36-48.
- (S)
- 斉藤慎一, 2012, 「ニュース報道とジェンダー研究」国広陽子・東京女子大学女性学研究所編『メディアとジェンダー』勁草書房, 31-63.
- 坂上香, 2008, 「『殺せ!』の大合唱をメディアが起こしていないか」『GALAC』472(10): 19.
- 酒井肇・酒井智恵・池埜聡・倉石哲也, 2004, 『犯罪被害者支援とは何か——付属池田小事件の遺族と支援者による共同発信』ミネルヴァ書房.
- 酒井信一郎・池上賢, 2007, 「ワイドショー番組の内容分析——『情報ツウ』『とくダネ』『スーパーモーニング』の比較から——」『応用社会学研究』(49): 85-101.
- 酒井安行, 2002, 「被害者学各論(第2回)報道被害」『被害者学研究』日本被害者学会, 12: 58-68.
- 佐々木俊尚, 2008, 「報道とやじ馬の境どこに——市民による現場撮影・発信が提起するもの」『新聞研究』686: 26-30.
- 澤康臣, 2010a, 『英国式事件報道——なぜ実名にこだわるのか』文藝春秋.
- , 2010b, 「大学と記者のコラボで調査報道——早大大学院ジャーナリズムコース」『Journalism』朝日新聞出版, 245(10): 26-32.
- 瀬川至朗, 2010, 「専門知と実践知の融合をめざして——早稲田大学大学院ジャーナリズムコース」『Journalism』朝日新聞出版, 238(3): 18-27.
- 柴山哲也編著, 2004, 『日本のジャーナリズムとは何か——情報革命下で漂流する第四の権力』ミネルヴァ書房.

- 四方由美, 1996, 「社会面にみる女性の犯罪報道」 田中和子・諸橋泰樹編著『ジェンダーから見た新聞のうら・おもて』現代書館.
- , 2004, 「『ジェンダーとメディア』研究におけるメッセージ分析」『マス・コミュニケーション研究』No.64: 87-102.
- , 2007, 「犯罪報道は変化したか—メディアが伝える女性被害者／女性被疑者—」『宮崎公立大学人文学部紀要』第15巻(1): 115-132.
- , 2012, 『マスメディアと社会生活—ジェンダー・地方・ダイバーシティの視座から』学文社.
- 下川耿史編, 2007, 『性風俗史年表 昭和[戦後]編 1945 - 1989』河出書房.
- 潮見憲三郎, 1996, 『オンブズマンとは何か』講談社.
- Shoemaker, P. J., Danielin, L.H. & Brendlinger, N. 1992, *Deviant acts, risky business and U. S. involvement: The news worthiness of world events* Journalism Quarterly, 68, 781-795.
- Simpson, Roger & Coté, William, 2006, *Covering Violence: A Guide to Ethical Reporting About Victims and Trauma*, New York: Columbia University Press.
- 島崎哲彦, 2009, 「放送メディアの特性と社会的機能」島崎哲彦・池田正之・米倉律編著『放送論』学文社.
- 島崎哲彦他, 2011, 「現代における犯罪報道の現状と課題」『東洋大学 21 世紀ヒューマン・インタラクション・リサーチ・センター研究年報』8: 3-26.
- 島崎哲彦他, 2012, 「犯罪報道における被疑者および被害者の実名とプライバシーの取り扱い—明治期から現代までの変遷と問題点に関する実証的研究—」『東洋大学 21 世紀ヒューマン・インタラクション・リサーチ・センター研究年報』9: 3-15.
- Sontag, Susan, 2003, *Reading the Pain of Others*, New York: Farrar, Straus and Giroux. (=2003, 北條文緒訳『他者の苦痛へのまなざし』みすず書房.)
- 菅谷明子, 『メディア・リテラシー——世界の現場から』岩波書店.
- 鈴木秀美, 2007, 「情報法制—現状と展望」『ジュリスト』有斐閣, 1334: 144-154.
- , 2008, 「信頼回復へ事件報道の見直しを——知る権利に応える報道の役割に期待」『新聞研究』679: 15-18.
- 鈴木裕久・島崎哲彦, 2006, 『新版・マス・コミュニケーションの調査研究法』創風社.
- 鈴木健司, 2010, 「岐路に立つ放送局の現場教育」『GALAC』497(11): 18-21.
- 鈴木みどり編, 1997, 『メディア・リテラシーを学ぶ人のために』世界思想社.
- 鈴木みどり編, 2003, 『Study Guide メディア・リテラシー[ジェンダー編]』リベルタ出版.
- 社団法人被害者支援都民センター, 2007, 『平成 18 年度被害者支援調査研究事業今後の被害者支援を考えるための調査報告書—犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果から—』(2013年3月15日取得, [http://www.shien.or.jp/report/pdf/shien\\_result20070719\\_full.pdf](http://www.shien.or.jp/report/pdf/shien_result20070719_full.pdf))



(T)

- 田原和政, 2008, 「表現の自由との調整を図る制度見直しを——出発点となるメディア内部の議論」『新聞研究』685(8): 10-13.
- 田原総一郎, 1997, 『田原総一郎の闘うテレビ論』文藝春秋.
- 田島泰彦・右崎正博・服部孝章編, 1998, 『現代メディアと法』三省堂.
- 田島泰彦・原寿雄編, 2001, 『報道の自由と人権救済——“メディアと市民・評議会”を目指して』明石書店.
- 高木正幸, 1996, 『差別用語の基礎知識, 96』土曜美術社出版販売.
- 高橋シズエ・河原理子編, 2005, 『“犯罪被害者”が報道を変える』岩波書店.
- 高里鈴代, 1996, 「欠けている基本的な『人権尊重』——沖縄少女暴行事件とジャーナリズム」総合ジャーナリズム研究所『総合ジャーナリズム研究』33(1): 25-29.
- 竹田昌弘, 2008, 『岩波ブックレット 727 知る、考える裁判員制度』岩波書店.
- 竹内郁郎他編, 2005, 『メディア・コミュニケーション論』北樹出版.
- 玉川しんめい, 1985, 『戦後女性犯罪史』東京法経学院出版.
- 田宮武・津金沢聡広, 1975, 『放送論概説』ミネルヴァ書房.
- 田村紀雄・林利隆・大井眞二編, 2004, 『現代ジャーナリズムを学ぶ人のために』世界思想社.
- 田中和子・諸橋泰樹編, 1996, 『ジェンダーから見た新聞のうら・おもて——新聞女性学入門』現代書館.
- 田中東子, 2012, 『メディア文化とジェンダーの政治学——第三波フェミニズムの視点から』世界思想社.
- 田崎篤朗・児島和人編, 1992, 『マス・コミュニケーション効果研究の展開』北樹出版.
- 富樫豊・小俣一平, 2008, 「取材現場で何が起きているのか(上)——2007年 NHK 記者, カメラマンアンケート調査結果から」『放送研究と調査』58(2): 2-25.
- , 2008, 「取材現場で何が起きているのか(下)——2007年 NHK 記者, カメラマンアンケート調査結果から」『放送研究と調査』58(3): 2-27.
- 徳山喜雄, 2005, 「総論 公共性をめぐる倫理」徳山喜雄編『報道不信の構造——ジャーナリズムの条件 2』岩波書店, 1-37.
- , 2008, 「写真報道における『個人情報』——プライバシーと公共性の間で」『Journalism』朝日新聞出版, 221(10): 54-64.
- 鳥越俊太郎&取材班, 2000, 『桶川女子大生ストーカー殺人事件』メディアファクトリー.
- 東京弁護士会人権擁護委員会, 1996, 『報道被害対策マニュアル——鍛えあう報道と人権』花伝社.
- 土屋美明, 2009, 『裁判員制度と報道——公正な裁判と報道の自由』花伝社.
- 津田正夫編, 1991, 『テレビジャーナリズムの現在——市民との共生は可能か』現代書館.
- 津金澤聡広・田宮武編, 1983, 『放送文化論』ミネルヴァ書房.
- 津山昭英, 2008, 「情報を行政が統制する IT 時代の『メディア規制法』」『Journalism』

朝日新聞出版, 221(10): 10-25.

Tuchman, Gaye, 1978, *Making News*, Greenwich: Macmillan, Inc. (=1991, 鶴木眞・桜内篤子訳『ニュース社会学』三嶺書房.)

(U)

上野千鶴子+メディアの中の性差別を考える会編, 1995, 『きっと変えられる性差別語——私たちのガイドライン』三省堂.

監修右崎正博 BRC 委員, 編集 BRC 事務局, 2005, 『BRC 判断基準 2005』放送と人権等権利に関する委員会[BRC].

監修右崎正博 BRC 委員, 編集 BRC 事務局, 2008, 『BRC 判断基準 2008』放送と人権等権利に関する委員会[BRC].

(V)

Van Zoonen, Liesbet, 1991, "Feminist Perspectives on the Media" James Curran and Michael Gurevitch eds., *Mass Media and Society*, Edward Arnold. (=1995, 平林紀子訳「メディアに対するフェミニズムの視点」児島和人・相田敏彦監訳『マスメディアと社会——新たな理論的潮流』勁草書房, 31-76.)

(W)

和田伸一郎, 2006, 『メディアと倫理——画面は慈悲なき世界を救済できるか』NTT 出版.

若江雅子, 2008, 「もう一つの舞台となったネット——事件の背景に迫る新たな手段として」『新聞研究』686(9): 23-26.

渡辺武達, 2000, 『メディアと情報は誰のものか』潮出版社.

亘英太郎, 2004, 『ジャーナリズム「現」論』世界思想社.

Weibel, David, Bartholomäus Wissmath and Rudolf Groner, 2008, "How Gender and Age Affect Newscasters' Credibility: An Investigation in Switzerland", *Journal of Broadcasting & Electronic Media*, 52(3): 466-484.

Weibel, Kathryn, 1997, *Mirror Mirror: Image of Women Reflected in Popular Culture*, New York: Anchor Books. (=1985, 荒このみ訳『メディアに縛られた女』晶文社.)

(Y)

矢島正見, 1991, 「犯罪報道の社会学的分析」『犯罪と非行』日立みらい財団 90(11): 38-55.

山口正紀, 1990, 「ニュース価値判断基準の検証——「市民のための新聞づくり」に向けて - 3 - 」『法学セミナー増刊総合特集シリーズ45 犯罪報道の現在』日本評論社: 94-115.

山了吉, 2008, 「裁判員対象事件こそ真相究明を」『新聞研究』682(5): 28-29.

柳沢伸司, 2000, 「新聞批判とジャーナリズムの倫理」『マス・コミュニケーション研究』No.57: 23-34.

横山滋・藤田真文・別府三奈子, 2008, 「放送の経営については、何をどこで学ぶことができるか」『放送研究と調査』58(3): 70-81.

読売新聞社, 2003, 『「人権」報道——書かれる立場 書く立場』中央公論新社.

吉田文彦, 2002, 「日本語の報道記事を対象とする事象データ抽出システム」『東海大学紀

要文学部』77: 114-132.

吉川肇子, 1999, 『リスク・コミュニケーション』福村出版.

吉見俊哉, 1994, 『メディア時代の文化社会学』新曜社.